

令和3年  
第2回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示 ..... 1  
応招・不応招議員 ..... 2

3月11日(木)

- 開 会 ..... 5
- 開 議 ..... 5
- 町長あいさつ ..... 5
- 議事日程の報告 ..... 7
- 会議録署名議員の指名 ..... 8
- 会期の決定 ..... 8
- 諸般の報告 ..... 9
- 一般質問 ..... 16
  - 5 番 浅 見 裕 彦 議員 ..... 16
  - 2 番 黒 澤 克 久 議員 ..... 29
  - 6 番 新 井 鼓次郎 議員 ..... 37
  - 8 番 大 野 伸 惠 議員 ..... 46
- 東日本大震災の犠牲者に対する黙祷 ..... 49
  - 4 番 宮 原 みさ子 議員 ..... 54
  - 9 番 若 林 想一郎 議員 ..... 58
  - 10 番 関 根 修 議員 ..... 65
- 延 会 ..... 72



3月12日(金)

- 開 議 ..... 76
- 議事日程の報告 ..... 76
- 一般質問 ..... 76
  - 10 番 関 根 修 議員 ..... 76
  - 1 番 向 井 芳 文 議員 ..... 82
  - 3 番 阿左美 健 司 議員 ..... 88
- 報告第1号の上程、説明、質疑 ..... 94
  - ・報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について
- 議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... 97

・議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第6号））	
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
・議案第5号 横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
・議案第6号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例	
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
・議案第7号 横瀬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
・議案第8号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
・議案第9号 横瀬町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
・議案第10号 横瀬町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
・議案第11号 横瀬町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
・議案第12号 横瀬町コミュニティバス条例を廃止する条例	
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
・議案第13号 令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第7号）	
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	128

・議案第14号 令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算  
(第4号)

○延 会 ..... 130



3月13日(土) ○休 会

3月14日(日) ○休 会



3月15日(月) ○開 議 ..... 133

○議事日程の報告 ..... 133

○発言の訂正 ..... 133

○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... 133

・議案第15号 令和2年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... 135

・議案第16号 令和2年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... 136

・議案第17号 令和2年度横瀬町下水道特別会計補正予算(第3号)

○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... 138

・議案第18号 令和2年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算(第3号)

○議案第19号～議案第24号の上程、説明 ..... 140

・議案第19号 令和3年度横瀬町一般会計予算

・議案第20号 令和3年度横瀬町国民健康保険特別会計予算

・議案第21号 令和3年度横瀬町介護保険特別会計予算

・議案第22号 令和3年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算

・議案第23号 令和3年度横瀬町下水道特別会計予算

・議案第24号 令和3年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算

○施政方針に対する質疑 ..... 148

○議案第19号～議案第24号の説明、質疑 ..... 150

○延 会 ..... 158



3月16日(火)	○開 議	163
	○議事日程の報告	163
	○発言の訂正	163
	○議案第19号～議案第24号の質疑、討論、採決	164
	・議案第19号 令和3年度横瀬町一般会計予算	
	・議案第20号 令和3年度横瀬町国民健康保険特別会計予算	
	・議案第21号 令和3年度横瀬町介護保険特別会計予算	
	・議案第22号 令和3年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
	・議案第23号 令和3年度横瀬町下水道特別会計予算	
	・議案第24号 令和3年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算	
	○答弁の補足	189
	○町長あいさつ	205
	○議案第25号の上程、説明、質疑、採決	205
	・議案第25号 横瀬町副町長の選任について	
	○副町長就任のあいさつ	206
	○議案第26号の上程、説明、質疑、採決	206
	・議案第26号 横瀬町教育長の任命について	
	○教育長就任のあいさつ	207
	○議案第27号の上程、説明、質疑、採決	208
	・議案第27号 横瀬町公平委員会委員の選任について	
	○議案第28号の上程、説明、質疑、採決	208
	・議案第28号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
	○陳情第1号の上程、説明、委員会付託	209
	・陳情第1号 安心安全の医療介護の実現と国民のいのちと健康を守るため国へ意見書提出を求めることに関する陳情書	
	○日程の追加	211
	○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	211
	・議案第29号 財産の取得について	
	○日程の追加	212
	○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	213
	・発議第1号 横瀬町議会会議規則の一部を改正する規則	
	○日程の追加	214
	○副議長の辞職について	215
	○日程の追加	216

○副議長の選挙 .....	2 1 6
○副議長就任のあいさつ .....	2 1 7
○前副議長退任のあいさつ .....	2 1 7
○閉会中の継続審査の申し出 .....	2 1 8
○閉 会 .....	2 1 8

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第8号

令和3年第2回横瀬町議会定例会を、令和3年3月11日横瀬町役場に招集する。

令和3年3月4日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員		
3番	阿	左	美	健	司	議員	4番	宮	原	み	さ	子	議員
5番	浅	見	裕	彦	議員	6番	新	井	鼓	次	郎	議員	
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員		
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員	
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員		

不応招議員（なし）

## 令和3年第2回横瀬町議会定例会 第1日

令和3年3月11日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

5 番 浅 見 裕 彦 議員

2 番 黒 澤 克 久 議員

6 番 新 井 鼓次郎 議員

8 番 大 野 伸 恵 議員

4 番 宮 原 みさ子 議員

9 番 若 林 想一郎 議員

10 番 関 根 修 議員

1、延 会

午前10時03分開会

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
設楽政夫	教育長	守屋敦夫	総務課長
小泉照雄	まち経営課長	新井幸雄	税務会計課長兼計者 課長兼計者 管理
大場玲子	いきいき町民課長	平沼朋子	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	大畑忠雄	振興課長
加藤勉	建設課長	大野洋	教育次長
大沢賢治	代監査委員		

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	平匡史	書記
-----	------	-----	----

◎開会の宣告

(午前10時03分)

○内藤純夫議長 皆さん、おはようございます。

令和3年第2回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本定例会も新型コロナウイルス感染防止策を取りながら、通常の議会を開催いたします。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。

本定例会において、5番、浅見裕彦議員につきましては、座ったままでの発言を許可し、採決は挙手をもって起立とみなします。



◎開議の宣告

○内藤純夫議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○内藤純夫議長 本定例会の開会に当たり、町長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。

本日は、横瀬町議会3月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。開催に当たり、一言あいさつを申し上げます。

3月に入り、ようやく少々春めいてきましたが、今日のようにまだ寒さを感じる日もあります。季節の変わり目、皆様におかれましては体調を崩されませんようご自愛をいただきたいというふうに思います。

さて、まず昨夜ご心配いただきました森下地区内の火災についてですけれども、大事には至らなかったようです。場所は、国道299号の上り車線、滝の枕を過ぎて武甲運輸の整備工場の少し先辺りの直線部分、単独の車両火災ということで、すぐに鎮火をされました。ドライバーさんも命には別状ないというふうに報告を受けています。

さて、令和2年度も残り僅かとなりましたが、引き続き全力で町政運営に当たってまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、ここで本年度事業の進捗状況等の一部について申し上げます。まず、今年で8年目となりました芦ヶ久保の氷柱です。去年は記録的な暖冬の影響で無料開放に変更し、1月14日に閉園をいたしました。今年は新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言期間と重なりましたが、横瀬町観光協会では徹底した感染防止対策を講じ、金曜日のライトアップ中止、終了時間の短縮及び土曜日、日曜日、祝日の事前予

約制など事業を一部縮小した上で実施をされました。期間は1月12日から2月23日まで、今年は3万7,781名の方にご来場いただきました。12万人の来場者を迎えた一昨年と比較すると少ない実績とはなりましたが、制約事項が多かった緊急事態宣言下でのことであり、横瀬町観光協会及びボランティアの皆様、関係各位の工夫と努力により、ともかく無事で終了できたことで、まずはほっとしております。ここまで町の冬の観光スポットとして育ってきたイベントであり、また道の駅果樹公園あしがくぼや周辺施設、観光農園等の売上げなど地域経済に与える影響は非常に大きいものがありますので、困難な状況下でもできることなどを創意工夫し、今後も事業展開を図っていけるよう町としても協力をしていきたいというふうを考えております。この氷柱事業につきましては、本当に地域の皆様、関係者の皆様のご努力あってのことと実感しておりますので、改めて御礼申し上げたいというふうに思います。

次に、12月1日から1月31日まで2か月間実施しました秩父地域キャッシュレス決済促進事業です。この事業は、秩父地域1市3町の共同により、新型コロナウイルス感染症拡大防止、地域の消費を活性化させる観点から実施したキャンペーンで、町内では75の加盟店が参加しました。当初見込んでいた1,700万円の予算を上回る約1,880万円のボーナスポイントとなり、地域消費拡大の一助となったと考えています。

次に、よこらぼですが、2月審査分まで156件の審査に対し90件を採択しています。事業展開している中から幾つか紹介させていただきます。まず、はたらクラスについてです。今回も秩父地域と秩父地域外でご活躍されている方々に講師を務めていただきました。12月19日、1月16日、2月20日に感染症対策を行いつつエリア898で実施され、1月と2月の開催は、参加者はオンラインで参加する方法を取りました。

次に、複業人材と創る横瀬の未来プロジェクトです。これは、株式会社Another worksにより提案されたプロジェクトで、複業マッチングサイトAnother worksを通じて、民間のエンジニアら3名の方を町に招き、本業を続けながら複数の仕事をこなす複業として、町の施策づくりにボランティアベースで参画してもらうというもので、自治体としては奈良県の三宅町とともに全国で初めての試みとなります。3名ともに民間企業等での各分野で実績を積んでいる方で、期間は1月から3月まで、現在試験運行中で、4月から運行予定の横瀬町乗合タクシーの広報や、医療・健診データによる健康課題の分析、教育委員会の国際交流事業について、現在の役場だけでは難しい事業にご協力をいただいて成果を出していただいております。

次に、横瀬町×助太刀災害支援プロジェクトです。1月28日に、株式会社助太刀と災害時の連携体制を構築するための災害協定をエリア898で締結いたしました。具体的には、町内の建設事業者が災害時に助太刀のスマホアプリの災害支援機能を活用することで、全国の支援可能な建設事業者とつながることができ、災害復旧現場における人手不足の解消に備えるものです。スマホアプリを用いた災害現場の人材支援に関する地方自治体との協定は、全国初の取組となります。今後この取組が広がり、災害時の一助となることを期待しております。その他の採択事業につきましても順次実施し、引き続きよこらぼが横瀬町の活性化並びに住民福祉の向上につながるよう努めてまいります。

次に、2月2日に地方創生及び地域ブランドづくりに関する包括連携協定を、株式会社温泉道場と締結いたしました。連携協定では、1つ目として町有施設等の利用促進や空き家の利活用に向けた施策の展開、2つ目として農商工連携による地域ブランドづくりの推進、3つ目として地域資源を活用した移住促進及び観光施策の展開と地域情報の発信、4つ目としてその他地域の活性化に関する事項について連携を

して取り組んでいくものです。今後は、国の地方創生支援メニュー、地域おこし企業人交流プログラムを活用し、株式会社温泉道場から社員2名を派遣してもらう予定で、町有施設、例えば総合福祉センターや道の駅などの魅力アップ、空き家活用についての助言、ふるさと納税の返礼品の開発や道の駅の特産品の開発等にも携わることを想定しています。

次に、国際交流事業についてです。今年度は、町内在住の外国人住民の方々の協力を得ながら、オンラインイベントの開催や英語版町勢要覧の作成など、多文化共生に関する取組を推進してきました。同事業では、埼玉大学経済学部との協力の下、全国的にも先行する取組の少ない外国人非集住地域、外国人が集まっていない地域の多文化共生について調査研究を行い、来る3月19日にオンライン成果報告会を開催する予定です。今後も町内在住の外国人住民の方々との相互理解を深めて、カラフルタウンらしい多文化が共生するまちづくりを進めていきたいと考えています。

次に、国際理解を促進するため、クーデターが発生したミャンマーについて、町内にお住まいでミャンマーで事業を実施されている方にご協力いただき、3月5日にオンラインイベントを開催いたしました。また、東京オリンピック・パラリンピックに関し、アンドラ公国のホストタウンに登録されたことを踏まえて国の支援を受け、1月24日に小中学生を対象にしたオリンピック出場経験のある選手による走り方教室を、2月12日には小学校の5年生を対象に元プロサッカー選手によるオンライン授業を実施いたしました。

次に、計画等の策定ですが、大規模災害が起こっても機能不全に陥らず強靱な地域をつくり上げるための計画、国土強靱化地域計画、地域防災計画、高齢者の健康と福祉の増進並びに介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るための高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会実現のための障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、長期的、総合的な視点に立って計画的に生活排水処理対策を行うための生活排水処理基本計画について、今月中に策定を終了する予定であります。

以上、事業の進捗状況等の一部について申し上げます。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案についてであります。報告1件、専決処分1件、条例の一部改正7件、条例の廃止1件、令和2年度一般会計、特別会計補正予算5件、令和3年度一般会計、特別会計予算6件、人事案件4件であります。ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

なお、施政方針につきましては、慣例によりまして新年度予算上程の際に申し述べさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 以上で町長のあいさつを終わります。



#### ◎議事日程の報告

○内藤純夫議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○内藤純夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則第114条の規定により、

1番 向井芳文 議員

2番 黒澤克久 議員

4番 宮原みさ子 議員

以上、3名の方を会議録署名議員に指名いたします。

---

◇

◎会期の決定

○内藤純夫議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会に付託してありますので、報告を求めます。

9番、若林想一郎委員長。

〔若林想一郎議会運営委員会委員長登壇〕

○若林想一郎議会運営委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、3月4日午後2時より、議場にて開催いたしました。当日の出席者は、委員6名全員と議長及び事務局2名でございました。会議録署名委員に宮原みさ子委員、新井鼓次郎委員を指名し、直ちに会議に入りました。

事務局長より本定例会の議案等の提示を受けて、日程及び会期について審議をいたしました。議案件数及び一般質問者の人数等を検討した結果、本定例会の会期は3月11日から3月16日までの6日間と決定いたしました。なお、3月13日土曜日と3月14日日曜日は休会といたします。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますようお願いをいたしまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○内藤純夫議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日11日から16日までの6日間とすることでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は6日間と決定いたしました。

---

◇

◎諸般の報告

○内藤純夫議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

初めに、令和2年第6回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、令和2年12月、令和3年1月及び2月実施分の例月出納検査結果報告書が提出されております。監査委員の報告を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の大沢でございます。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、令和2年12月21日、令和3年1月19日及び2月19日に地方自治法第235条の2第3項の規定により報告したものでございます。検査の対象といたしましては、令和2年度一般会計と5つの特別会計に関わる歳入歳出現金出納状況でございます。また、検査の方法につきましては従前どおりでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合、正確に処理されておりまして、計数上の誤りは認められませんでした。また、軽易な指摘事項については検査の過程において触れておきましたので、省略いたします。その他、特に指摘事項はございませんでした。

なお、令和3年1月29日現在の一般会計等に関わる現金預金残高は5億2,529万3,868円であることを確認いたしました。

以上でございます。

○内藤純夫議長 大沢代表監査委員の報告を終わります。

次に、常任委員会、特別委員会の報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員会の報告を求めます。

4番、宮原みさ子委員長。

〔宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長 おはようございます。議長のご指名をいただきましたので、総務文教厚生常任委員会報告をいたします。

初めに、出席者のところに執行部の人数書いておりませんが、ご了承ください。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により、下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和3年2月25日午後2時より、横瀬町役場議場において行いました。出席者、委員6名、執行部、事務局2名でございます。会議録署名委員といたしまして、黒澤克久委員、若林想一郎委員にお願いいたしました。

初めに、町長よりあいさつをいただきました。

次に、審査事件等について、(1)、所管事務調査、複業人材を活用した医療・健診データによる健康課

題の分析について、(2)、教育委員会報告、(3)、その他でございます。

審査経過、まとめといたしまして、1、所管事務調査、複業人材を活用した医療・健診データによる健康課題の分析について、資料に基づいていきいき町民課長より説明を受け、質疑応答を行いました。質疑の内容は、病状別の町と県の比較、データの見方、複業人材の件数費等でございます。まとめといたしまして、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめといたしました。

2、教育委員会報告、教育長より資料に基づき説明を受け、質疑を行いました。まとめといたしまして、当委員会として説明を受け、質疑を行ったということでまとめといたしました。

3、その他について、執行部から所管事務の報告、説明がありましたが、当委員会としてこれらの報告、説明を聞きおくこととしました。

以上で報告を終わりにいたします。

○内藤純夫議長 次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

1番、向井芳文委員長。

〔向井芳文産業建設常任委員会委員長登壇〕

○向井芳文産業建設常任委員会委員長 皆様、おはようございます。ただいま議長よりご指名いただきましたので、産業建設常任委員会報告をさせていただきます。

本委員会で審議された審査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により以下のとおり報告いたします。

開催日時でございますが、令和3年2月25日午前10時より。開催場所は、横瀬町役場議場において行われました。出席者は、委員5名、執行部5名、事務局2名でございます。会議録署名委員といたしまして、阿左美健司委員、浅見裕彦委員をお願いをいたしました。

審査事件等でございますが、(1)、所管事務調査、①、コロナ禍における氷柱の取組について、②、「横瀬町特定地域生活排水処理事業経営戦略」についてでございます。また、(2)、その他でございます。

審査経過、まとめといたしましては、(1)、所管事務調査、①、コロナ禍における氷柱の取組についてでございますが、大畑振興課長よりコロナ禍における氷柱の取組について資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。概要といたしましては、今年度は形成状況がよかったこと。特別イベントを開催したこと、こちらは予約満杯であったということでございました。今回の運営に関して、また土日、祝日の観賞時間を19時までにしたこと、金曜日のライトアップは中止にしたこと、混雑が予想される土日、祝日午後は事前予約制を導入したという3つの変更点があったこと。各種コロナ対策を行うとともに、スタッフ配置にも配慮したこと。また、3人に1人キャッシュレス決済であったということで、キャッシュレス化が進んだということ。そして、他の2か所の秩父地域の氷柱の報告等がありました。質疑応答の内容は、新型コロナウイルス感染症対策に関すること、氷柱事業における町の役割に関すること、特別イベントに関すること、西武鉄道との連携に関すること、道の駅の売上げに関すること、ボランティアに関すること等でした。

次に、②、「横瀬町特定地域生活排水処理事業経営戦略」についてでございますが、加藤建設課長及び久古主幹より、「横瀬町特定地域生活排水処理事業経営戦略」について資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。こちら概要といたしましては、市町村設置型の浄化槽事業の経営戦略で、今後の人口

減少に伴う需要の減少や、浄化槽設備の老朽化に伴う修繕費の増大により経営健全化が求められており、様々な検討をしている等の報告でございました。また、質疑応答の内容は、社会的ニーズと住民ニーズのコンセンサスに関する事、補助対象外の集合住宅等への対策に関する事等でございました。

まとめといたしまして、当委員会としては、コロナ禍における氷柱の取組について並びに「横瀬町特定地域生活排水処理事業経営戦略」について、それぞれ説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめといたしました。

(2)、その他でございます。浅見委員より、町道3175線の進捗状況及び工期に関する質問があり、加藤建設課長より、具体的な進捗状況と、国庫補助の状況により進めており、可能な限り予定どおりに進めていきたいとの答弁がございました。

また、執行部から3月定例会提出案件の概要について報告、説明を受け、当委員会としてはこれら報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上でございます。ありがとうございます。

○内藤純夫議長 次に、広報常任委員会の報告を求めます。

5番、浅見裕彦委員長。

○浅見裕彦広報常任委員会委員長 議長より報告を求められましたので、広報常任委員会の報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告します。

開催日時であります、2回行いまして、1回目が1月8日午後1時より、横瀬町役場2階の201号室で行いました。出席者は、委員6名、事務局1名、会議録センターはリモートで参加していただきました。1名参加であります。会議録署名委員として、阿左美健司委員、大野伸恵委員をお願いいたしました。

審査事件等ですが、1番、議会だより第129号の編集について、2、その他であります。

審査経過とまとめであります。1、議会だより第129号の編集について協議、検討を行った。最終確認については正副委員長に一任ということで決定をいたしました。

次に、開催日時、3月4日午後3時より、横瀬町役場議員控室で行いました。出席者、委員6名全員、それから事務局1名、リモートで会議録センター2名が参加していただきました。会議録署名委員として、宮原みさ子委員、新井鼓次郎委員をお願いしました。

審査事件等についてであります、1、議会だより第130号の編集について、2、その他であります。

審査経過とまとめであります。1、議会だより第130号の編集について、レイアウト等の協議、検討を行ったであります。以上が審査経過であります。

特に今日報告したいのは、その他について1点ありますので、よろしく願います。令和2年度町村議会広報表彰ということで、第35回広報コンクールにおいて、横瀬町議会横瀬ナビのナンバー124号が表紙デザイン賞（表紙サムネイル）で銀賞ということで第2位を受賞しましたので、報告いたします。皆様方のご協力大変ありがとうございました。

以上であります。

○内藤純夫議長 大変おめでとうございます。

次に、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の報告を求めます。

9番、若林想一郎委員長。

〔若林想一郎横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員長登壇〕

○若林想一郎横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員長 議長よりご指名をいただきましたので、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の報告をさせていただきます。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

(1)、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会。開催日時、令和3年3月3日午前10時。開催場所、横瀬町役場議場。出席者、委員10名、執行部9名、事務局2名、設計事務所2名、製材関係者1名。会議録署名委員、黒澤克久委員、阿左美健司委員を選出いたしました。

審査事件等でございます。1、横瀬小学校校舎整備事業について、2、その他でございます。

審査経過を申し上げます。教育委員会より説明を受け、その後製材関係者からも間伐材の説明と今後の木材利用等について伺いました。その後、質疑応答を行いました。質疑の内容としましては、木材について、工事の進捗について、安全管理について等でございます。その他といたしまして、学校建築等に係る予算の説明を受けました。また、木材視察を行ってほしいとの教育委員会からの申出があったため、委員会として視察を行うということで決定をいたしました。

(2)、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会視察研修。開催日時、令和3年3月8日午前10時。開催場所、秩父広域森林組合木材センター。出席者、委員8名、執行部3名、事務局2名、製材関係者1名でございます。

以上、報告いたします。

○内藤純夫議長 常任委員会、特別委員会の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を求めます。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 議長より秩父広域市町村圏組合議会報告を求められましたので、これより報告させていただきます。

全員協議会を、今回2回また開いておりますので、報告のほうは用紙と違い時系列で説明させていただきます。

令和3年2月5日金曜日10時より、秩父市役所4階議場にて開催いたしました。議員出席者11名、欠席者1名。

議事として、(1)、諸報告、①、令和3年第1回定例会管理者提出議案の概要について、②、令和2年火災・救急・救助統計について、③、消防防災拠点施設整備事業の進捗状況について、④、その他について。(2)、議会運営について、①、議会開催に係る調整事項について、②、議会改革調査研究特別委員会中間報告について、③、その他について。また、管理者より今回から予算に関する質疑は事前通告制でお願いしたいとの要望がありました。議会側としては、より議論を深めるために了承いたしました。

続きまして、第1回2月定例会。令和3年2月12日金曜日10時より開会。議員出席11名、欠席1名。

日程第1、会議録署名議員の指名、5番、木村隆彦議員、6番、本橋貢議員、7番、小櫃市郎議員です。

日程第2、会期の決定、本日12日から5日間に決定いたしました。

日程第3、諸報告、例月出納検査の報告。

日程第4、委員長報告、議会改革調査研究特別委員会中間報告がありました。

日程第5、管理者提出議案の報告。

日程第6、一般質問、3名。小櫃市郎議員、黒澤秀之議員、出浦正夫議員の3名です。

日程第7、議案第1号 秩父広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、総員起立でした。

日程第8、議案第2号 令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）、総員起立でした。

日程第9、議案第3号 令和2年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）、総員起立でございました。

以上で1日目を終了となりました。

議会終了後、全員協議会を開催し、議事、(1)、議会改革調査研究特別委員会中間報告に基づく調整について、①、議会運営委員会について、②、全員協議会の在り方について、③、録音データの取扱いについてを議事といたしました。

2月16日火曜日、日程第1、議案第4号 令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算、総員起立でした。

日程第2、議案第5号 令和3年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算、起立多数、反対2名です。なお、討論があり、反対討論が小鹿野町の出浦正夫議員、賛成討論が小鹿野町の高橋耕也議員でした。

以上、報告とさせていただきます。

○内藤純夫議長 秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

ここで、大沢代表監査委員より訂正がございます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 大変申し訳ございません。先ほど例月出納検査の結果報告をさせていただいたところでございますけれども、お手元に配付をいたしました資料のうち、2ページ目でございますが、令和3年1月19日付の報告書でございます。見出しの例月出納検査結果報告書の次に日付がございまして、令和2年1月24日というふうになってございますけれども、これは誤りでございまして、正しくは令和3年1月19日でございます。おわびをして訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 各報告に対し、質疑があったらお受けいたします。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 大沢代表監査委員に1つ質問します。

12月30日現在と、それから1月29日現在の出納状況表があります。これの中で三角表示で、12月30日につきましては浄化槽設置管理事業特別会計が収支残高1,115万1,128円の赤字ですか、三角。それから、1月29日です。これは、下水道事業会計の特別会計の歳入が、本月中ということでマイナス61万2,445円と

なっています。それから、浄化槽の設置管理事業特別会計が、収支残高がマイナス1,340万2,977円という数字になっています。この意味というのですか、会計別になっていて予算流用しながら動かしたのだから、あるいはこれでないのに払える、数字上ではマイナスになりますということになるところの意味がちょっと解せないので、説明をよろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 報告者の答弁を求めます。

大沢代表監査委員。

○大沢賢治代表監査委員 まず、令和2年12月の末現在、浄化槽設置管理事業特別会計、それから次の令和3年1月末現在の浄化槽設置管理事業特別会計、それぞれ収支残高マイナスになってございますけれども、これはそれぞれの月の末現在で、当然といえば当然なのですけれども、歳出が超過をしているということでございますが、年度末までにはそれぞれ収入が入ってまいります見込みでございますので、このマイナスは解消されるという見込みになってございます。

それから、令和3年1月末現在の下水道特別会計の本月中の歳入がマイナスになっているという部分でございますけれども、これは説明がされているのではないかと思います。

〔「結構です」と言う人あり〕

○大沢賢治代表監査委員 よろしいでしょうか。すみません。

○内藤純夫議長 この件につきましては、この間の説明会るとき建設課長よりしていただきましたので、理解できなければまた個人的に聞いていただきたいと思います。

再質問は。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 1点はこの間説明があつて、私のほうの理解不足で申し訳ありませんでした。

年度末には解消されるということで、そうするとお金は取りあえず支給されているということで、どの会計からか、あるいは一時借入れからだか、どこからかというので、ちょっと私もこれも理解不足で申し訳ないのですが、教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

大沢代表監査委員。

○大沢賢治代表監査委員 これは、全会計の中で資金のほうはやりくりをされているということでございますので、横瀬町の会計全体で赤字になっているということではございません。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 すみません、1点教えてください。

総務文教厚生常任委員会の中で、複業人材を活用したデータ分析、これ大変ありがたいことで、いろいろ勉強させてもらって有効に使っていただけるということで、町にとっていいことなのだと思いますが、複業人材の件費についていろんな説明があつたようであれば、詳細について教えてください。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

4番、宮原みさ子委員長。

○宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長 新井議員の質問に答弁いたします。

人件費は無償ということで行っております。

以上です。

○内藤純夫議長 他にございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 関連してなのですけれども、医療・健診データによる課題の分析について、医療・健康診断データをとということなのですけれども、過去に職員がそういうことをした事例というのが委員会で出たのでしょうか。

○内藤純夫議長 4番、宮原みさ子委員長。

○宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長 そのような事例はございませんでした。

○内藤純夫議長 他にございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 広域議会について質問いたします。

この中で、議会改革調査研究特別委員会の中間報告というのが出されています。広域議会の議会改革が進められているということで、どのくらいな頻度でこの研究が行われているのか。今回、中間報告とあったので、めどとかについて報告ありましたらよろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 浅見議員のご質問にお答えします。

議会改革調査特別研究委員会自体は、1か月から2か月の間に1回は行うという方向で活動しております。今回出てきた案件の3件なのですが、議会運営委員会というのが広域議会では設置されていませんので、それを設置要望が出てきたのですが、広域の議会規則の中に、何かあるときには議長が総務委員会に付託するということの記述がありましたので、議会運営委員会というのは設置しないという方向の決定になりました。

そして、今度全員協議会の在り方ということなのですが、全員協議会をやめて議会運営委員会に絞ってもらったほうがいいのかというご意見も出たのですが、ほとんどの方が全員協議会でしっかり説明を事前にいただけるほうが丁寧であるのではないかということで、全員協議会も引き続き議会開会1週間前に行うということでまとまりました。

そして、録音データの取扱いということなのですが、この録音データというのが、広域議会は議会報告というか、議会だよりの的なものがありませんので、録音データの独り歩きを懸念されるという認識がありましたので、今回は録音データを各議員に出すということはないと。しかしながら、秩父市の議場に移りましたので、録音等放送設備もありますから、今後広域議会をインターネット放送を用いて調整していくことが可能ですということで、全員協議会の中では取扱いが報告になっていると思います。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時56分

○内藤純夫議長 再開いたします。



◎一般質問

○内藤純夫議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は9名でございます。

質問者・答弁者とも簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 5番、日本共産党の浅見裕彦です。このような形で、いつも配慮いただきまして大変ありがとうございます。体のことを踏まえながら、着座のままで質問しますが、よろしく願いいたします。議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に沿って質問します。

質問に入る前に、今日は3月11日、2011年、今から10年前に東日本大震災がありました。津波と大地震、東北地方を中心に甚大な災害をもたらし、死者、行方不明者は震災関連死を含めて2万2,200人、いまだ避難生活を送っている方々が4万人を超える状況であります。また、津波により想定される対策を行わなかった東京電力の結果、電源全喪失によって福島第一原子力発電所はメルトダウンし、いまだ高濃度の放射能汚染があり、原子力の恐ろしさを改めて実感したものです。復帰への工程表が示され、着実な前進とありますが、落ちた核燃料の塊デブリへは届かず、汚染水は増え続け、海洋放出を検討するなど先行きの見えない状況です。先月13日の午後11時過ぎ、福島県沖で発生したマグニチュード7.3の地震では、震度6強の激しい揺れを福島県と宮城県の各地で観測しました。10年前の余震と言われています。火山列島の日本、日頃から地震への備えの大切さを痛感しました。被災に遭われた方々へお見舞い申し上げます。決して忘れてはならず、なりわいを取り戻し、安心して暮らしていけるように、国において支援を継続することを求めるとともに、私も含め、でき得る形で支援をしていくつもりであります。

昨年から新型コロナウイルスにより、人と人との密集を避け、密着、密閉、いわゆる3密が生活の中心となり、ソーシャルディスタンスが当たり前の世の中になっています。感染力は衰えず、抑え込みに手を焼いている状況です。医師、看護師をはじめ、医療関係者の皆さんの自らの命をかけた昼夜の取組に心よ

り敬意を表します。人と人との接触が少なくなる中で、支え合いの世の中、ケアする社会を再構築していきましょう。

もう一つは、町長のあいさつでありました。2月23日、芦ヶ久保の氷柱が閉鎖しました。昨年、自然環境の下、氷ができず、一部開園で終わってしまいました。今年度、コロナ禍の下で開催へのちゅうちょもありましたが、コロナ対策を十分に取り、関係する方々の取組により何とか維持できたこと、お疲れさまとねぎらいの言葉を送ります。

私も手術から3年になりました。いろいろ皆様にご配慮いただきながら、健康でいます。何とか町民の生活につながるように、健康にも十分心がけながらいきたいと思っておりますので、またご協力よろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。1として、コロナから住民の命と暮らしを守るためにについてであります。緊急事態宣言の2週間延長が行われました。なぜ再延長か、なぜ2週間なのかについては説明されていません。コロナを抑え込む具体的な施策が大事と考えます。秩父地域のコロナ感染は落ち着きを取り戻しつつありますが、市中感染のおそれは多く、感染抑制対策は引き続き重要な課題となっています。私は、無症状感染を把握、保護する積極的な検査戦略を持つことが大事と考えます。コロナは、無症状感染者が感染を広げる特徴があり、検査を行い、医療機関と高齢者施設の社会的検査を行い、医療スタッフを確保して陽性者保護に努めるべきと考えます。そして、医療機関と医療従事者、保健所への支援を拡充すべきと考えます。

(1) といたしまして、2月4日、埼玉県は医療従事者、福祉施設入所者、職員等を中心として、集中してPCR検査を行うとしています。これに対して町の進め方を伺うとともに、対象者を増やし、町職員、学校教職員、幼稚園職員等への検査充実を図り、感染防止に心がけるべきではないかと考えますが、町の対応を伺います。

次に、(2) としまして、ワクチン接種についてであります。3月2日に説明会がありました。1市4町で協力して集団接種と個別接種で進めるとしていますが、具体的な進め方について伺うものであります。医療従事者等とありますが、等とはどんな方々を含めているのか。また、ワクチンは5人分あるいは6人分と言われていますが、余らなくする方法をどのように行っていくのかについて伺うものであります。

(3) としまして、緊急事態宣言の下、飲食業などを含む事業者への救済の状況について伺います。町は2月19日、ホームページでコロナ感染症の影響を受けている事業者向け情報を発信しています。具体的な取組状況を伺うものであります。

大きな2番として、ジェンダー平等社会の構築についてであります。3月8日は国際女性デーでありました。全国各地で平和とジェンダー平等の実現を目指し、世界の女性と連携して連帯しようとアピール行動や集会が開催されました。横瀬町は、第6次総合振興計画の1の柱の人づくり、④、男女の人権が尊重され、性別に関係なく個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を継続して推進しますとあります。SDGsの5、ジェンダー平等を実現しようと、達成を目指しているところであります。ジェンダー平等社会を目指すとは、男性も女性も多様な性を持つ人々も差別なく平等に尊厳を持ち、自らの力を十分に発揮できるような社会を目指すということであります。そこで、町の取組について伺うものであります。

(1)、女性の職業生活における躍進に関する法律に基づく職業選択に資する情報の公表について伺い

ます。これは、法律に基づき公表を義務づけられているものであります。ホームページ等でもオープンになっているところではありますが、意識的に取り組んでいることを含めて内容を説明してください。

(2)として、私が議員になったとき、この議場に女性の職員はいませんでした。ぜひ女性職員の登用をと要望してきた結果、現在3名の方がいます。より前進していただきたいのですが、定年等もあり、今後減る可能性も危惧しています。そこで、計画的に女性職員を増やす努力として、町採用職員の女性合格者の割合について及び今後の幹部政策についてどのように進めていくか伺います。

(3)として、これは大野議員からも度々要望されていますが、町の各種委員会等における女性割合について伺うものであります。現状がどうなっているか、また達成すべき主な指標として、横瀬町総合振興計画でも50%を挙げていますが、取組状況について伺います。

3として、GIGAスクール構想の推進についてであります。昨年9月議会でも質問し、設楽教育長からも答弁をいただいておりますが、今横瀬町の全ての児童生徒にタブレットが行き届きました。このような新たな展開の中で、子供たちの社会を生き抜く力を育み、可能性を広げられるような活用とありますが、今後の具体的中長期目標、懸案とすべき事項など進め方について伺うものであります。

以上3点になります。より住みよいまちづくり、共に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 質問1、コロナから住民の命と暮らしを守るためにに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 要旨明細(1)、(2)について答弁させていただきます。

まず、要旨明細(1)についてですが、発熱等の症状がある方や濃厚接種者等新型コロナウイルスに感染の可能性がある方については、医師や保健所の指示でPCR検査が行われます。また、重症化しやすい65歳以上の高齢者の方が本人の希望により検査を行う場合の費用について、2万円を上限に助成する新型コロナウイルス感染症検査費助成金交付事業を町では行っており、令和3年度も実施する予定です。

町では、感染が局面に達していない状況等から、PCR検査を施設等の全職員を対象に行うことは現段階では考えておりません。必要な人に対して、迅速にPCR検査を行うことが重要だと思います。施設等におきましては、国からマスクの提供や、補助金を活用し、感染防止対策の消耗品、備品等を購入しております。引き続き感染防止対策を徹底していきたいと考えております。

続きまして、要旨明細(2)についてですが、ワクチン接種の集団接種の曜日や回数、個別接種に協力いただける医療機関等については、1市4町の担当で秩父郡市医師会との最終調整や協議を行っております。横瀬町の集団接種の会場につきましては、町民会館を想定しております。詳細につきましては、決まり次第お知らせいたします。

医療従事者等の定義につきましては、1点目が病院、診療所、薬局において新型コロナウイルス感染症患者等と頻繁に接する機会のある医師、薬剤師、その他職員、2点目が新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等や海上保安庁職員、自衛隊職員、3点目が自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者、保健所や検疫所の職員、宿泊療養施設において健康管理、生活支援の業務等を行っている方となっております。医療従事者等のワク

チン接種は、県が実施主体となり行われております。

ワクチンを無駄なく活用するためですが、ワクチンを小分けする必要があります。秩父地域では、小鹿野町所在の個別接種医療機関、集団接種会場につきましては、小鹿野町中央病院のディープフリーザーからの小分けを想定しております。小鹿野町以外の1市3町の個別接種医療機関、集団接種会場については、秩父市保健センターのディープフリーザーから運送業者による小分け配送を想定しております。今後も1市4町連携し、ワクチン接種体制づくりを行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、質問事項1、要旨明細(3)について答弁をさせていただきます。

なお、答弁中に出てまいりますデータにつきましては、3月5日現在で捉えておるデータでございますので、ご承知おきをお願いしたいと思います。

それでは、まず町の取組でございますが、町独自の融資制度でございます。中小企業振興資金は、3事業者に対して、合計で1,900万円ほどの実行をしております。

次に、一律10万円を交付する中小企業者緊急給付金でございますが、27件を交付いたしました。

続いて、新型コロナウイルス感染症対策事業者支援補助金のうち、一律5万円を交付する奨励補助金でございますけれども、118件、IT機器導入補助金は33件をそれぞれ交付をいたしました。

また、雇用維持推進事業のうち、国の雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼した場合の申請費用補助金が2件、雇用調整助成金の交付決定を受けた場合の活用奨励補助金は9件、新たに町内に住所を有する方を雇用した場合の町民新規雇用奨励補助金は2件をそれぞれ交付しております。

このほか、主に飲食店の皆様を対象とした取組でございますが、30%プレミアムつき地域助け合い商品券と、秩父地域キャッシュレス決済促進事業の2つの事業を合わせまして、横瀬町内だけの経済効果は約2億円となっております。また、議員の皆様にご協力いただきました「お弁当マルシェ」、今年度新たな形となった「元気を分けようキャンペーン」なども、関係機関と連携して実施をしております。

他方、国や県の取組といたしましては、持続化給付金、雇用調整助成金、埼玉県中小企業事業主等家賃支援金や、埼玉県感染症防止対策協力金などがございます。これらの制度は、町が窓口ではございませんので、観光協会などと協力をさせていただいて、町内事業者の皆様、町のホームページや町のライン、フェイスブック、ダイレクトメールなど、多くの情報伝達手段を活用して、いち早く情報提供に努めてまいりました。

このように様々な事業を実施してまいりましたが、それと並行いたしまして、1回目の緊急事態宣言解除後の昨年6月から7月にかけてと、12月から1月にかけての2回、町内事業者の皆様宛てのアンケート調査を実施しております。このアンケート調査の結果をみますと、まず「コロナの影響を受けているか」という質問に対し、「大いに受けている」、「受けている」、「多少受けている」の回答を合わせた割合は、1回目、2回目ともに90%前後と高いものの、そのうちの「大いに受けている」と回答した割合は、1回目は全体の33.8%に對しまして、2回目は17%となっており、約17%も減少しております。このことは、1回目の緊急事態宣言解除後から、これまでの間の国、県そして町の様々な事業による効果があった

のではないかなというふうに考えております。

また、2回目のアンケート調査の質問のうち、「コロナ拡大前と比較した現在の売上げ状況は」という質問に対し、全体の50%弱が、多少にかかわらず、売上げが回復基調になっているとした一方、コロナ拡大前の売上げに戻っていない事業者も、全体の50%強という状況となっております。このことから、コロナの影響は多少なりとも和らぎ、売上げは回復基調ではあるものの、まだまだコロナ前の売上げまで戻っていないという状況となっております。

続いて、現在抱えている課題はという質問では、「人材不足」が17%で一番多く、「今後行政に期待する公的支援策」の質問では、「感染症対策補助金の拡充」が26.3%で一番多い回答となっております。

これらのアンケート調査は、本年1月から3月にかけての2回目の緊急事態宣言中の影響は含まれておりませんので、あくまでも昨年12月末までの影響を基にした結果ということになります。

今後につきましては、コロナによる経済などへの影響はまだまだ不透明な部分がございますが、定期的実施する町内事業者の皆様に向けてのアンケート調査の結果や、町内事業者の皆様への相談窓口での声などから、町内事業者の皆様の経営状態などを把握しつつ、ハローワークや商工会議所、近隣自治体など関係機関と緊密に連携して、情報収集を図りまして、さらには国、県の動向を注視しながら、町内事業者の皆様への支援策を講じていければというふうに考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員、再質問どうぞ。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。非常に今の回答を聞きながら、よくやっているなというまず感想を持ちました。

そこで再質問ですが、1番は埼玉県が2月4日ですか、新型コロナ対策本部会議後の知事発言ということで、入院医療機関、高齢者施設における集中検査の実施についてということで、検査対象を県設置保健所管内の病院、有床診療所の医療従事者、新規入院患者、県所管入所施設の従事者、新規入所者ということで、19万5,000人に検査を広げていこうではないかというのを出したことで、今課長から見た点での、県がこう進めていきますということだけれども、これは市町村に落とさないで、県が実施主体でそのままということなので、市町村からの提言等を受けながらここというのではなく進めているかという点なので。

この埼玉県が示した入院医療施設、高齢者施設における集中検査の実施は県がやるから、町はまたこれとはリンクしないで、独自に先ほど話をさせていただいた、こういう点での感染症対策とか、こういうふうに進めますということの、ちょっとリンクがいまいち分からないので、再度その説明をよろしくお願ひしたいというのが1点であります。

それから、ワクチン接種についてであります。これは既に説明いただいているところで、より今後、これからの中身であります。小分けのということで、小分けという意味が、私は1つの瓶から、今ファイザーから取れるのが6人分だよとか、中身で。それを、みんなちゃんというふうに来て、例えば今日集団接種しました。その倍数であればいいけれども、そうではなくてなったときにどうするのかというところの、残りというか、無駄のないようにするのはどうするかということをお願いしたつもりなので、そのところを再度申し訳ないが、よろしくお願ひいたします。

もう一点、中小企業対策というか、町は事業所の方向に向けてダイレクトメールを送ったりしながら、きめ細かにやってきていると。アンケート調査等によっても、本当に非常に厳しい、大いに打撃を受けていると言われたのが半減してきているというような、それは事業に対する助成がうまくいっているという、今課長のほうから説明がありました。それで、課題としてというか、人材不足が挙げられていました。主にどこにおける人材不足というか、その業種の関係ですか、飲食業等は当然そんな大きなところはないと思うので、あるいは工場とか、それぞれの点あるかと思うので、どんな点が主に人材不足を懸念しているかについて、3点であります。よろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 再質問の答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 先ほど県で実施するPCR検査の関係で質問をいただきました。高齢者施設に関してでございますが、高齢者施設に関しましては県が実施するという事で通知をいただいております。埼玉県内の高齢者施設の入所施設になりますが、職員数見込みで7万5,000人の検査をするということになっております。横瀬町に関しましては、この検査につきましては県の所管する入所施設と、あと地域密着型特別養護老人ホーム等も対象になっていることから、当町におきましては特別養護老人ホームウエルハイム・ヨコゼ、地域密着型老人ホーム絆の丘、介護老人保健施設なでしこ、グループホーム万年青の4施設が対象となっております。申込みにつきましては、対象施設が直接検査希望数を県に報告しております。県は、その報告を受けて、3月3日から7日にかけて検査機関から直接施設に検査キット送り、検査を実施しております。既に施設では検体のほうを採取し、検査機関に送り返しているということですので、結果のほうは3月上旬に、検査機関のほうから各施設に送付されるということになっております。その後、もし陽性と思われる方がいた場合には、施設の嘱託医が保健所に届け出るということになっております。

老人福祉施設の関係は、以上になります。

○内藤純夫議長 子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 ワクチンの小分けについて答弁をさせていただきます。

先ほど小鹿野町については小鹿野町中央病院、そのほか1市3町については秩父市保健センターのディープフリーザーから小分けというお話をさせていただきました。そこの2か所が核になって、秩父地域ではワクチン管理をしていきます。1つの単位が1,000弱ぐらいの単位になってきますので、一気に1,000ぐらいを上手に分配しなければいけない状況になります。保健センターですとか中央病院でワクチン管理をしていただくのですけれども、海外なんかではよく余ったワクチンを希望者に接種するというお話も聞きますけれども、まだそこまで日本では想定はされていません。本当に無駄なく、一人分も無駄なく使うというのは結構難しいことだとは思いますが、情報等をよく確認しながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、答弁させていただきます。

人材不足という業種はどんな業種かというお話でございます。アンケートの中で、飲食店さんと、あと観光業の方はクロス集計をしております、その中でも飲食店はゼロでした。観光業の方々については5%ということで、そちらの方々については人材不足ということの回答はなくて、それを考えますと建設業であるとか製造業であるとか、そういった業種の方々が人材不足になっているのではないかなというふうに判断をしております。これはあくまでも12月末現在ですので、このコロナの影響、緊急事態宣言中のことについてはまだ影響がないので、ここはちょっと分かっていないというところですよ。

以上です。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員、再々質問どうぞ。

○5番 浅見裕彦議員 町長に伺います。

感染症対策ということでは、感染者をやっぱり捉えて分けてというのが一番有効だと言われているところで、今これだけ感染者減っていますという、そのときのPCR検査の人数を見ると減っているのです。最大、全国でいっても10万人が、減っているときは2万人とかというように随分下がっているような状況です。片方では検査やって分けていこうではないかと言われているので、そこら辺の考え方、私はやっぱりそこでやって、感染者と分けていくということが必要ではないかなと思いますが、ちょっと考え方についてよろしくをお願いします。

○内藤純夫議長 再々質問の答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、考え方について私のほうから答弁させていただきます。

まず、コロナ対策に関しましては、国、県の支援と町の支援案を合わせて最適になるようにという組合せを考えていきます。というのが、まず大前提です。ですので、国、県がやって届く部分と届かないものがあるのだとすると、届かない部分を町が埋めていくとかサポートしていく。顔が見えている小さな自治体ですので、そこに気をつけながらやっていきたいというふうに思っています。感染拡大防止に関しましては、ワクチン接種のフェーズに、段階に入ってきましたので、これを1市4町連携してしっかり進めていくというのが、今最優先課題かと思えます。

PCR検査に関しましては、思いますに感染拡大期と平らな期と減少期では、必要性等は差があるかなというふうに思っています。県がこの方針出しましたのが2月の4日の段階、そして今の段階とも少し状況は変わっているかなと。町に関しましては、2月以降は感染は落ち着いた状況になっている。引き続き感染拡大防止をしっかりやるということと、あとは秩父市の事例であったようなクラスターを抑えるということは非常に大事で、そこに気を配っていく必要があろうかなと思います。

これ来期の、特に高齢者関係の施設に対してどういう支援がいいのかというのは、中でもかなり議論はしていましたが、横瀬町の結論としては用途をこちらから決めるのではなくて、ある程度自由に考えていただく。感染拡大防止に関してやるべきことは、多分施設によって違うのだと思うのです。ですから、できるだけその施設の方々に使っていただきやすいように補助金を出したり、そこは自由に使っていただくというほうが横瀬はいいのではないかなということで組立てをさせていただきました。なので、PCR検

査はどうしても最後まで、いわゆる疑陰性、疑陽性の問題があります。なかなかパーフェクトにはなりませんので、あくまでもその局面局面を考えながら使い分けていくというのですか、ということが大事なのだらうなというふうに思っています。

いずれにせよ、コロナの影響は長期化してきていまして、これからじわじわ利いてくる影響、じわじわ困ってくる人たちが出てくるので、そこを漏らさないように町としてはしっかり見て、しかるべき支援をしていきたいなというふうに思います。

○内藤純夫議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、ジェンダー平等社会の構築をに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、質問事項2、要旨明細（1）について答弁をさせていただきます。

職業選択に資する情報の公表については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条で、定期的な公表が義務づけられております。具体的な公表事項については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令で定められており、この府令に基づき、採用試験受験者の女性割合、女性職員の採用割合、管理職の女性割合、年休取得率、超過勤務の状況及び男女別育児休業取得率等について、町のホームページで公表しております。令和元年度の実績では、採用試験受験者の女性割合は25.4%、女性職員の採用割合は16.7%、管理職の女性割合は28%、平均年休取得日数は8.3日で、年休取得率は21%、超過勤務の状況は月平均で6.7時間、男女別育児休業取得率は、対象職員がいなかったことからゼロ%となっております。

次に、令和2年度4月に策定した第2期横瀬町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画では、女性職員の活躍の推進に向けて、年次有給休暇の取得率の向上、男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得、長時間勤務の削減について、優先度が高い課題として取り組んでおります。

次に、要旨明細（2）について、まず5年間における町採用職員の女性割合です。平成29年度採用職員は男性1名、女性1名の計2名で、女性割合は50%です。平成30年度採用試験は男性3名で、女性職員の採用はありません。令和元年度の採用職員はありませんでした。令和2年度採用試験は、男性5名、女性1名の計6名で、女性割合は16.7%です。令和3年度採用予定職員は、男性3名、女性1名の計4名で、女性割合は25%となっております。

次に、今後の女性職員の管理職への登用についてです。地方公務員法第15条には、職員の任用は、この法律に定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならないと規定されております。この任用の一つに昇任が該当いたします。

次に、地方公務員法第13条には、「全て国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない、人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によって、又は、第16条第4号に該当する場合を除くほか、政治的所属関係によって、差別されてはならない」と規定をされています。

次に、横瀬町男女共同参画プランには、女性職員が特定の職場や職域に偏ることなく、幅広い分野で能力を生かすため、女性職員の管理職への登用や職域の拡大を促進することが取組に位置づけられておりま

す。今後は、要旨明細（１）で答弁した女性の職業生活における活躍に関する法律、横瀬町特定事業主行動計画及び横瀬町男女共同参画プランを踏まえた女性職員の活躍に向けた取組とともに、地方公務員法に基づく能力主義の原則、平等取扱いの原則により、適切な任用に努めてまいりたいと考えております。

次に、要旨明細（３）について、まず第６次横瀬町総合振興計画基本計画の１つ目の柱、「人づくり」の中の達成すべき主な指標に、審議会などの女性委員の割合があり、2023年度の目標値が50％となっております。また、横瀬町附属機関等の設置及び運営に関する要綱第４条第２号には、「男女共同参画の観点から、女性委員の積極的な登用に努めること」と規定しております。令和３年１月１日現在での女性委員の登用状況ですが、地方自治法第202条の３に基づく審議会等の委員、地方自治法第180条の５に基づく委員会等の委員及び横瀬町附属機関等の設置及び運営に関する要綱に定義する協議会等に基づくその他の委員会、協議会等の委員の総数は362名で、うち女性委員数は91名、女性委員の占める割合は25.1％となっております。

男女共同参画社会を実現するためには、男女が平等に参画できる環境をつくることが大切です。今後も町が設置する委員会、審議会等において女性委員比率の向上を目指し、各課に周知及び依頼をまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 ５番、浅見裕彦議員。

○５番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく情報の公表についてということで、令和元年度の実績を課長のほうからも報告いただきました。

採用試験における女性の割合というか、なかなか横瀬町を目指す職員の中でも女性が少ないというのも現実だなというふうに見えるところでもあります。こういう中で、女性だから、男性だから、やっぱり一定選んでいく中には、成績というのが大きなファクターになるであろうということでもあります。意図的にそこのところといたら、なかなか作為がなくてはということもあると思うので、難しさはあるというふうに思います。

女性職員の採用割合ということで示された過去５年間、どう見ても全体の枠が少なく、なので小さいところもあるなと思います。ただ、これから見えるところの女性職員割合は、例えば主任だというと女性割合71.4％、あるいは主査は53％と偏りがあったりするのも事実だと思うのです。こういうところをどう平均的に持っていくというのは、人事の難しさかなというふうに思いますが、単年度で見たところ、これを経過的に見たときに、意識的に取り組んでいるのだよ。いわゆる女性割合を、活躍の推進の法律に基づいて公表していくのを数字的に出すのではなくて、意図的に取り組んでいる、こういうふうな形を考えながらこういうふうに進めますというのがあれば、そのことを示していただければというのが１点であります。

次に、あとは幹部職員の在り方ということで、だんだん、だんだん副課長が33.3％、主幹が36.4％という形なので、今の形がこれで進んでいければというか、男だから、女だからというのではなくて、やっぱり見合った形での登用という形になると思います。そこら辺も踏まえながら、ぜひこういう形での女性も活躍する場をつくっていただきたい。やっぱり管理職全体が28％というところへいくと、ここも高めていく必要があるだろうと。そのところが２点目であります。

各種委員会の状況であります。今課長のほうから説明あった中で362名中91名、25.1%、これの中で、あとちょっと私のほうからも自分で委員やったりしてみたときに見えるところというので、あるいは体協の役員さん、それから社協の理事さん、それからシルバー人材の理事さん、こういう中になかなか女性も少ないなというふうに思うのです。そこら辺の現状と進め方、ここについてどう考えているか。こういうところだというのを出していただければと思います。

3点ですかね、数字から見た公表についてを意図的に取り組んでいるということが1点。それから、管理職の女性割合を進めて高める努力、どうなのかというところ。それから、もう一個女性の参画割合、女性が入ればいいかと、いろいろ論議がありました。ぜひ声を出す人をというのも含めながら、なかなかそれをどうするかという点もあるかと思いますが、含めてよろしく願いいたします。3点です。

○内藤純夫議長 再質問の答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、再質問について答弁させていただきます。

まず、採用の女性職員の受験等も含めた割合の向上ということなのだと思うのですが、なかなか難しい問題だと認識をしておりますけれども、毎年、昨年度はできなかったのですが、スーパーアリーナ等で合同説明会等を行っております。そういうところで、ブースを各市町村が設けますので、そういうところに今まで、私になってからは新採職員等を、担当課の総務課だけではなくて新人職員で若い人たちと一緒に連れていくとか、あとその中に女性職員と一緒に行っていただいて対応して、柔軟に対応というか、我々がするよりも、そういう横瀬町として職員が頑張っているのだという実際の声を聞いてもらいながら割合を高めていきたいということで、実際受験の申込みはその辺で上がったというふうには認識をしております。

それとか、そういう席上で、横瀬町のほうには女子の会というのもありますので、そういうのも取り組んで、みんなで和気あいあいとした雰囲気ですやっていますよというようなことをアピールしながらやっていくというような取組をしておりますが、なかなか成果に結びつかないという現状があると思いますけれども、引き続きできる点を考えていければなというふうには思っております。

それから、幹部職員へのお話なのですが、先ほどもお話をさせていただいたように能力の実証に基づいてということで、横瀬町は主査級試験について、経過年数等を見て受験をさせていただいているという現状があります。昔は、なかなか全職員が主査級試験を受けなかったというようなケースもあったのですが、今は全職員が受けておりますので、その後能力の実証、人事評価等を見て、必要なタイミングでその職員等を上げているということを行っておりますので、また採用についてもここ5年間ぐらいで、隙間のあった世代等もあったのですが、その辺についても埋めてきているということで、そのばらつきも含めて高めている努力はしているのかなというふうには感じております。

それから、最後の女性委員の登用につきましては、課長会議等でいろいろとお話をさせていただいております。各課の事情もあろうと思いますが、2023年で50%を達成するという目標を掲げておりますので、引き続き各課長さんのほうで人選をしていただくときに、その辺を常に頭の中に入れていただいて取り組んでいただければなというふうなことを、引き続き周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員、再々質問どうぞ。

○5番 浅見裕彦議員 ジェンダー平等社会ということで、先ほども発言しました男性も女性も多様な性を持つ人々も差別なく平等に尊厳を持ち、自らの力を存分に発揮できるような社会を目指す。役場もそういう点でいければと思います。

町長のここに対する取組の姿勢について伺うので、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

当町は、カラフルタウンを掲げています。多様な人々の幸せな在り方があって、多様な人が共存していくというところを町の姿として目指すところでもありますので、ジェンダー平等は大変大事なテーマだなというふうに思っています。そんな思いもあって、審議会などの女性委員の割合、2023年の目標値50%という高い目標を掲げました。これ実現可能なでいくと、かなり高い目標で、いわゆるストレッチ目標というのを掲げさせていただいて、ここに町の意気込みを表していただいていると自分では思っています。

まず、役場に関しては、私はここまで徐々に女性の進出が目立ってきていると思っています。私としては心がけたいのは、女性が生き生きと働きやすい職場をつくるというのがとても大事な、自分としてはテーマです。おかげさまで横瀬町は、子育てと仕事を両立している、働いている女性職員の数が多いと思います。いろんなライフステージを経て、仕事と両立して生き生きと頑張っている職員がたくさんいます。こうしたケースは大事にしたいと、女性のライフサイクルの中で、仕事としっかり折り合いがついて生き生きと働ける職場づくりというのをつくっていききたい。その中で、女性の幹部職も普通になりというふうな空気をつくっていききたいというふうに考えています。

それと、委員会等に関しましては、ここも同じように女性の比率を高くしていくことを意識しています。横瀬町に関して言うと、例えば分野でいくと、文化協会の集まりに行くと女性の比率が高いです。それから、地域おこし協力隊は女性のほうが多いです。アクティブシニアをやりましたけれども、アクティブシニアをやってみると、やはり男性のほうがむしろ出てきていただけないのでということもありました。なので、まだまだ可能性はこの辺からはあるかなと思っていて、できるだけ女性の人を表に出てきてもらえるように、町としても背中を押したりしていききたいというふうに考えています。

以上です。

○内藤純夫議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、G I G Aスクール構想の推進についてに対する答弁を求めます。

教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 質問事項3、要旨明細(1)について答弁させていただきます。

社会全体が急速に変化し、新学習指導要領では、初めて情報活用能力を学習の基盤となる資質、能力と位置づけ、身につけた情報活用能力を発揮することにより、各教科等における主体的、対話的で深い学び

へとつながっていくことを求めています。そのような中、GIGAスクール構想、すなわち1人1台端末と大容量ネットワークを一体的に整備することで、子供たち一人一人に個別最適化され、資質能力が一層確実に育成できること、これまでの我が国の教育実践と最先端ICTのベストミックスを図り、教師、児童生徒の力を最大限に引き出すことが打ち出されました。

今後の具体的な活用としては、大きく次の3点があります。まず第1の活用として、児童生徒にとって、すぐにでも、どの教科でも、誰でもが生かせる1人1台端末を推進していくことです。具体的な授業での活用イメージを、学習形態を一斉、個別、協働の3つに分けてみますと、一斉学習では教師が児童生徒一人一人の反応を把握し、子供の特性やニーズに応じたきめ細かな指導や支援を可能にすること。タブレットを通して、子供たち一人一人の考えを分かりやすく伝えること。個別学習では、カメラや検索サイトを利用しての情報収集、情報の真偽の確認判断、自らの学習の成果の記録と振り返り、蓄積をすること。協働学習では、児童生徒一人一人の考えを友達とリアルタイムで共有し、意見交換を行うこと。遠隔地とオンラインで対話し、多様な考えや意見に触れること。こうした活用は、その後、小学校高学年以上の学年では教科の学びを深めるための道具としても活用していくことを想定しています。そのためには、教師の発問も併せて検討し、授業改善を行っていくことが必要となります。

次に、第2の活用としては、情報手段の基礎的な操作の習得に関する学習活動等を行うことであります。小学校では、コンピューターで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得すること、国語科のローマ字の指導に当たって文字入力との関連を図ること、児童がプログラミングを体験しながらコンピューターに意図した処理を行わせる学習活動を、各教科等の特性に応じて計画的に実践することとしています。中学校では、技術・家庭科において情報の技術というところでは、従来からの計測、制御に加え双方向のあるコンテンツに関するプログラミング等、またさらに情報セキュリティーについても充実した内容を学習することになっております。これらは、それぞれの学年の教科や領域に位置づけて学習をしていきます。

さらに、第3の活用として、学びの灯をともし続けるためのICTの活用がございます。3か月に及ぶ臨時休業の中から、にわかに脚光を浴びました。横瀬町教育委員会としては、オンライン朝の会はもとより、学習場面としては先生方と児童生徒がつながるものとして、横瀬町立小中学校で今回導入したクロームブックや、そこで使用するグーグルクラスルームというものはじめとしたジー・スイート・フォー・エデュケーションの中にありますグーグルミートあるいはズームといったライブ配信を中心に、ユーチューブ配信なども視野に入れて、児童生徒と学校そして学習内容をつなげていきたいというふうに考えています。

こうしたつながりを、これからはいわゆる長い臨時休業だけでなく、インフルエンザ等々で学級閉鎖になることがあります。その2日目以降については、積極的にそれも活用してほしいということで、学校にお願いをしているところであります。そこで、小学校低学年であってもできるだけ自分で操作ができるよう、またローマ字入力ができなくとも、自分の名前とID、パスワードについては入力ができるようになっておくこと、学校生活の中でこうした使い方に慣れていくことが、来年度の早い段階で取り組んでいく課題ということになっております。

なお、この場合の機器については、現段階では今回整備した1人1台端末であるクロームブックを家庭

に持ち帰るのではなくて、各家庭の機器を使用していただくことを想定しています。ただし、様々な理由によって機器が準備できない家庭には、当面保護者に対して必要な期間、各小中学校に合計100台ありますアイパッドを貸与していけば、全ての家庭とつながることができるというふうに想定しているところでございます。

GIGAスクール構想は、計画当初、本年度を含めて5年間で実施すると、実現するということになっておりましたが、前倒しとなり、本町を含めて多くの市町村でほぼ整うこととなりました。まずは、教師と児童生徒が今回導入した機器に慣れていくことが大切です。そのために教育委員会では、今回導入したクロームブックや、そこで使用するジー・スイート・フォー・エデュケーションはおよそこのように活用できるのだということを教員に理解してもらうため、総合教育センターから講師を招き、小中学校別に全教員に対しての研修会を2月中旬に実施したところです。今後の授業では、教科書、ノートと筆記用具だった学習に、自然とタブレットが加わる教室風景になっていくものというふうに考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員、再質問どうぞ。

○5番 浅見裕彦議員 再質問では時間の関係で、取組等につきまして今伺ったところであります。課題等も出てきている、あるいは小学校1年生になったらすぐにローマ字入力、ID、パスワードを入力とか、非常に難しい側面もあると思います。それを教える教師についてどうか。それから、教師の発問についても、今教育長のほうからの点がありました。GIGAスクール構想の中でも、一斉学習、個別学習、協働学習というような、こういう点があって、学びが今までとは違ってきているところもあるというふうに思います。それに、一番は何しろ慣れるということが必要だというふうに思います。

みんなが、特にこの問題についても得手不得手というのがあって、難しい側面はいろいろあると思いますが、本当に誰でもが使えると。その差はあるだろうけれども、その一番教育の大本、みんなを底上げしていく大本のところに特に力を入れて、こういうところに努めていきたいということがありましたら、その点よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 今おっしゃられましたように、慣れるということが大事だというふうに思っています。そこで、短時間であっても、中学生であれば日々毎日使うような形もお願いしたいというふうに思っていますし、入力については、これはローマ字を低学年で入力することは無理です。3年生で学習するような内容ですので無理ですが、ただこの記号を入力するという点については、できるというふうに思いますので、かるたを見つけるような形で、この記号と同じものを拾って入力をしていくというふうな形での入力、こういうものについては低学年でも慣れておく必要があるだろうというふうに思っております。

そういった自分のものを管理したり、あるいは入力したり、そしてそれを人に教えなかったり、そういうことについては早急に指導していく必要がありますし、あと先生方についてはやっぱり慣れてもらうために、今後とも教育委員会のできる研修等も進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

以上で5番、浅見裕彦議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

〔議長、副議長と交代〕

○阿左美健司副議長 それでは、再開いたします。

議長に所用がございますので、代わって私が議長の職を務めさせていただきます。

---

○阿左美健司副議長 次に、2番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 2番、黒澤克久です。議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従い一般質問に入りたいと思います。

質問の前に、本日が東日本大震災から丸10年です。10年前の大地震を忘れることはできません。改めて防災の意識を高めて備えることを意識していきたいと考えております。

また、現在は新型コロナウイルス感染症に向き合う日々ですが、ワクチン接種が行われることにより終息することを願っております。横瀬町、秩父地域のワクチン接種がスムーズに行えるよう、担当課の皆様にはよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入りたいと思います。今回の一般質問は、病院の在り方、教育ICT、ペーパーレス化の3項目につきまして一般質問させていただきます。

1点目ですけれども、以前の定例会でも一般質問しましたが、今回改めて質問いたします。(1)、二次救急病院の在り方について。土日の受入れを停止している病院があるため、2か所の病院が輪番で対応している現状です。平日は3か所の病院が輪番制で対応していますが、現在の新型コロナウイルス感染症が起きてからは、今まで以上に病院の負担が大きくなっています。当町においては、救急対応の病院はありません。現状の認識、今後の二次救急病院の在り方についてお伺いします。

(2)、広域病院について。広域議会2月定例会の一般質問で、秩父市選出議員から、広域病院についての考え方という質問がありました。管理者の秩父市長からは、次の任期中にやりますの答弁がありましたが、町長の認識、考えをお伺いいたします。

2点目、教育ICT、(1)、タブレットの取扱ルール等について。来年度から、小中学生1人1台タブレットが配付されます。教育の在り方、授業のカリキュラムなど多くの変化が起きる新時代、学校教育の

スタートだと感じています。タブレットの取扱ルールについてお伺いいたします。

3点目、ペーパーレス化。昨今のICTに関する社会動向として、キャッシュレス化、ペーパーレス化をはじめ、テレワークやサテライトオフィス、人工知能、業務自動化、先端IT利活用など、様々な日常や仕事が変わってきております。そのような中、地方自治体などの議会ICT化により、より効率的で効果的な議会運営や政務活動を進めること。リアルタイムでの情報公開、政務活動の情報発信や、精密化され開かれた政治、議会運営が社会的な要請として強く求められてきております。紙資料を減らす動きが加速的に進んできております。青年団体の会議は、電子資料を用いてタブレットやPCを使うことが前提になってきています。SDGsの観点から考えても、無駄になるような紙資料は減らすべきだと思います。庁舎内のペーパーレス化の取組、IT導入についてお伺いいたします。

以上、壇上での質問とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 それでは、質問1、病院の在り方に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 要旨明細1、二次救急病院の在り方について答弁させていただきます。

秩父地域の二次救急医療体制については、昭和55年から当初7病院で対応していただいておりますが、各病院の医師不足等により脱退が相次ぎ、平成22年からは秩父市立病院、秩父病院、皆野病院の3病院が分担して、休日、夜間の救急診療に対応していただいております。しかし、令和2年度からは秩父病院が日曜日の昼間、夜間及び土曜日の夜間の受入れを辞退することとなり、秩父地域の救急医療体制は非常に厳しいものとなっております。現在、二次救急医療を担っていただいている3医療機関におきましては、コロナウイルス感染症患者の受入れ等も行っており、医療従事者への負担はかなり大きいものと思われまます。しかし、このような厳しい状況下においても、秩父地域では輪番制を取っているため、患者がたらい回しになることはなく、原則断らない受入れ体制を取っていただいております。

現在、当町においては、ちちぶ定住自立圏構想に基づき、秩父郡市医師会との連携による初期救急の充実や、休日及び準夜帯の調剤薬局開設、救急搬送体制の充実などの財政的支援を行っています。しかしながら、二次救急輪番担当病院については、救急医療に従事する医師、医療スタッフの人材確保は恒常的に厳しい状況が続いていると思われまます。秩父地域の救急医療体制を維持するためには、町民の理解も必要です。夜間、休日受診患者の5割くらいが軽症者であると言われてまます。この状況を考えると、住民に安易な受診を避けてもらうよう、救急医療の補完として、横瀬町独自で取り組んでいる小児科オンライン、産婦人科オンラインのほか、埼玉県で実施している埼玉県救急電話相談#7119や埼玉A I 救急相談についても、引き続き住民に周知を図り活用していただくことで救急医療の維持につなげていきたいと思っております。

また、町民の皆さんに、可能な限り平日の診療時間内に受診するよう協力を呼びかけるとともに、秩父地域1市4町共通の内容で秩父地域の救急医療の現状を広報で周知し、理解を図っていきたくと思っております。

今後も、ちちぶ医療協議会において、秩父郡市医師会や秩父郡市薬剤師会等と連携を図りながら、救急医療体制が維持できるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうからは、ご質問いただきました1の(2)、広域病院についてのところを答弁させていただきます。

広域病院についてというのは、具体的には秩父市立病院を指すものというふうに認識してお答えを申し上げます。市立病院は、横瀬町民にとって大切な病院であるのは間違いありません。既に定住自立圏等を通じて、1市4町連携してサポートもしています。今は、秩父の市立病院をめぐるでは幾つか課題が出てきているということも認識をしています。当町としては、私としては、分かりやすく言うと他人ごとではないということです。他人ごとではないという問題意識を持っています。これは横瀬町民にとって、市立病院が大切な病院であるからであります。今、秩父市さんのほうでいろいろ検討も始められているというお話も聞いておりますので、他人ごとではない問題意識を持って、その動向を注視していきたいというふうに考えています。

以上です。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございます。ちょっとこの1と2ですが、まず1から行きます。

救急病院の在り方といっても、やっぱり当町には公立的な病院で救急を受け入れられる体制が整っていないので、2のところの広域化というところに対して、ある程度踏み込んだ考え方を示して秩父市さんと相談をするべきではないかと、個人的に私は思っているのです。

それはなぜかという、今の現状が非常に定住自立圏の関係も含め、バランスよく進んでいるというのですか、そしてまた今秩父の市長は医師でもありますので、医師会との折り合いもスムーズに行える。そういう面から考えた場合に、今回広域の議会でもそういうふうに現市長は答えておりましたが、横瀬町としても病院の在り方という、病院がどういうふうになるかにもよって、住民の安心安全の観点からしても必要なものだと思っているのですけれども、実際に病院がどこにできるのか、どこに統合されるのかというか、そういういろんな条件がありますので、逆に言えば全部出そろった状況で、横瀬町さんこれで乗ってくださいよりは、ある程度そういう相談に乗れるところは乗って、詰めながら行けるのが一番いいのではないかと思うのですが、そういう機会を設けることは難しいのですか。逆にこれはもうトップ同士の話で、ある程度そこ意思疎通がとれるのであれば話が進むのではないかと思うのですが、町長の感想はどういう感想でしょうか。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答えいたします。

連携が必要であろうということは、そのとおりだろうと思います。できるだけ早いタイミングから相談をしていくということが必要だろうというふうに思います。

一方、市立病院と考えると、医療の問題という部分と病院経営の問題、これは少し違うかなというふう

にも思っています。医療の問題は当然、医療サービスを受ける立場の町民の方もいらっしゃるわけなのですが、経営のところに関しては、病院経営に関しては多分少し違った角度で見る必要もあろうかというふうに思います。その辺踏まえて、連携していくことは大事だと思いますので、相談はしていきたいというふうに思います。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、質問1を終了いたします。

次に、質問2、教育ICTに対する答弁を求めます。

教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 質問事項2、要旨明細(1)について答弁させていただきます。

まず、タブレットの取扱ルールについて、文書等で規定している明確なものはありません。それは、大きく2つの理由によります、1つ目は、学校での取扱ルールについてです。学校においては、今回の導入以前に、平成28年度から各校50台のタブレット端末を既に運用しておりまして、大切に使う、それから保管庫の元あった場所に戻すといった、その扱いについて児童生徒も十分に理解して使っております。実際これまでの4年間で、過失による破損や紛失という事例はなく、不適切な使用事例についてもありませんでした。これまでと違う点は、共有から各個人の専用端末になるということですけれども、その点はむしろ物を大切に扱う心を醸成することにつながると考えております。今後も引き続き、先生方の指導の下、1人1台端末を適切に活用した学習活動が実践されるものと確信しております。

2つ目は、家庭での取扱ルールについてです。1人1台端末の持ち帰りについては、今後その判断を問われることになると思いますが、今すぐではないと考えております。つまり、まだ家庭に持ち帰っても十分に活用できる状況にはないということです。まずは、学校において使い方を十分に習得すること、その上で家庭に持ち帰ってこれをやるのだという明確な課題が出せることが必要になってくると考えています。現在は試行段階、そして本格的な運用は来年度以降になりますので、児童生徒はもとより、先生方にとっても習熟するというのはまだ少し先になるかなと考えております。

また、日々持ち帰りとなりますと、タブレット端末の重さも課題になります。数年前に、児童の登下校の荷物の重さが問題になりましたが、今回整備したタブレット端末も、軽いとはいっても1.25キロあります。これまで同様の教科書にタブレット端末が加わると、小学生にとってはそれなりの負担になります。加えて日々持ち帰りをを行う場合、ネットワークへの接続及び通信料のこと、持ち帰る際の保護者の理解と協力、トラブルへの対処方法、端末の紛失とか破損の補償なども取り組むべき課題となります。今後想定される教科書のデジタル化といった流れも考慮しながら、家庭への持ち帰りの時期を判断をしていきたいというふうに考えています。

一方で、昨今の臨時休業になった場合の対応については、先ほどの中でも答弁させていただきましたけれども、現段階では今回整備した1人1台端末のクロームブックを家庭に持ち帰るのではなく、各家庭の機器を使用させていただくことを想定しています。ただ、様々な理由によって機器が準備できないということであれば、保護者に対して必要な期間、小中学校のアイパッドを貸与していけば、家庭全てとつながるというふうに考えております。

1人1台端末の活用は、多くの自治体で始まったばかりです。幸い本町は議会のご理解とご協力によりまして早い時期で契約ができて、1月末現在、導入、検査を終えて、2月には教職員の研修も実施しています。まだ導入できていない自治体があるということを考えますと、これは大きなアドバンテージであるというふうに考えています。本年1月に県教委が実施した1人1台端末の活用に関するアンケート調査の結果において、「自治体単位での管理及び運用等に関する規定を定めていますか」という問いに対して、「策定済み」というふうに答えた自治体は11.3%にとどまっている状況であります。今後は先進自治体の取組について引き続き情報収集を行い、1人1台端末の持ち帰り時期、取扱ルールや持ち帰る場合のルール、あるいは保護者への理解などについて研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 答弁ありがとうございました。

本当、今教育長に丁寧な説明をいただきまして、ほぼほぼ疑問は解消いたしました。ちょっと何点か逆に違うこと分野になってしまうかもしれないのですが、これから2年はかかるだろうという、慣れるまで、しっかり使いこなせるまでは大体2年ぐらいかかるという意味もあるのですが、生徒は多分さわり始めたら、あっという間に大人が驚く速度で吸収していくと思うのです。逆に言えば、先生方がそこでやっぱり多少なりとも個人差が出ると思うので、その研修に当たって通常の研修にプラスアルファ、何か特別な研修を組み込んで、より使いこなせる学校の教育現場をつくれないのかどうか。

うちの町は小中1校ずつしかなくて、逆に言えばそこに、人材育成にしっかり今回お金をかけてもいいのではないかと思う部分があるので、横瀬町の小中学校に通っていたらスキルがアップするのだよと生徒さんたちにも思ってもらえる、ご家庭でも、うちの学校はよその学校に比べたらすごくちゃんと先進的にやれているねという環境をつくる努力ができるかどうかを教えてください。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 ただいまの再質問に対する答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるように、やはり児童生徒は早いだろうというふうに私も思います。本当に今生まれた子供たちは、もう僅か1歳やそこらでも電子製品に対してスイッチのオンオフができますし、非常に早いなというのは私も感じると思います。そういう中で育った子供たちですので、非常に早いでしょう。ただ、一方で教職員の中には、どうしてもアレルギー的である職員も中にはおりますし、それから非常に現段階での差が激しいというのは思っています。

その中なのですけれども、まずはとにかく使ってみるのだと、使ってみようよと。あるいはトラブルがあっても、トラブルはトラブルではなくて、次の対応策とか善後策を引き出すための一つのよい教えであるというふうにやっぱり教師自身が思ってもらいたい。または使い方等については、それこそ中学校では生徒から教わることがあっていいだろうというふうに思っています。そういうことを当然と逆に思ってもらわないと、使えるようにならないだろうと思います。まして今回の導入されましたジー・スイート・フ

オー・エデュケーションというふうなソフト、アプリそのものは家庭でもすぐに使え、生徒もグーグルの中ですので使うことができるものです。そうしますと、そこを家庭で使えば、生徒のほうから教わることのほうが逆に多いのではないかなというふうに思っています。

特別な研修会というふうなことですが、逆に今の私の考えとしては特別な研修会を持たずとも、ある意味では、よく最近OJT、オン・ザ・ジョブトレーニングとかと言いますが、OJT研修が一番有効かなと思っています。多少先進的に進んでいる教職員がいます。そういう先生方に、これはどういうふうにするのか、すぐその場で教わる。そういう教わり方をすることによって、ある時間全体の研修会をするということよりも、その場の必要に応じた研修というか、教わり方というのは十分にできるのではないかなというふうに思っています。

一方で、前回2月の中旬に教職員に対して行いましたのは、どちらかというと細かい使い方ではなくて、先ほども申し上げたジー・スイート・フォー・エデュケーションというのはこんなふうにするのだよという俯瞰的な使い方の全般的な使い方について、こんなことが可能ですということをやったものと。それもセンターの職員に指導いただいたものという形になりますので、そういうイメージを持って、個々の使い方については詳しい先生に教わるとか、あるいはまたそれらについては問合せをしてもらったりして進めていくということのほうがいいかなというふうに、今のところは考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 考え、よく理解できました。

最後に、いずれ小学校にもデジタル教科書ということになってくれば、ペーパーレス化がかなり進むことになると思いますが、いかにせん小学校というか、まだ学校教育の現場は無駄な紙もあると思うので、そういう部分が学校の授業のときであれば、紙で配るのではなくて各タブレットを持っているところにお知らせが配られるとか、少しずつでもそういう機器の活用方法を見いだしていくような努力だけを考えていただければと思います。これは要望なので、答弁結構です。

○阿左美健司副議長 よろしいですか。

それでは、以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、ペーパーレス化に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 質問事項3について答弁をさせていただきます。

まず、庁舎内のIT導入についてです。令和2年3月及び6月議会において、黒澤議員からテレワーク導入についてご質問を受け、業務継続計画、業務の効率化の2つの観点から今年度に役場体制を整備したいと答弁をさせていただきました。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、在宅勤務及び他拠点勤務用のテレワーク用端末15台、ネットワーク環境の整備、本庁舎、町民会館及び活性化センター会議室のバックアップオフィス化、本庁舎のWi-Fi環境整備費などを9月補正で予算化をさせていただきました。以降整備を進め

るとともに、職員テレワーク実施要領及びテレワーク試行マニュアルも順次整備し、3月中には一部実施を始める予定でございます。今後、ある一定期間試行実施することで改善点等を洗い出し、さらに精度を高めてまいりたいと考えております。

また、令和元年度から電子文書のファイリング導入を始めております。電子文書のファイリングは、現在紙ベースで処理している文書、回答文書等の作成資料などをPDF化するものでございます。在宅ワーク、他拠点勤務を行うために必要な整備となりますが、文書量が多く処理に時間がかかるため、テレワークに必要な文書から始めている現状でございます。引き続き各課に依頼し、早めに整備をしたいと考えております。

併せて新型コロナウイルス感染症対応策として、説明会や会議がオンラインで実施される頻度が多くなり、紙媒体での書類の削減にもつながっております。今後は電子ファイリングを定着させるなど、ペーパーレス化に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございます。去年の3月、今年度6月と聞いて、あっという間に何か形が整ったのだなというのが、びっくりしている部分があります。実際今、この庁舎内もWi-Fiが使える状況になっていて、私議員なりたての頃に、一番最初の一般質問でWi-Fiは絶対整備したほうがいいと言った記憶があって、5年ちょっとしたら庁舎内がWi-Fi化というのが、最も何か実感できる部分であります。現状、役場で多分一番大変になるのは、書類のPDF化の作業が地味に大変だということだと思うのですが、これはどなたか担当を決めてやっているのかどうか、そこを1点教えてください。

それと、これだけいろんなものがIT化で進んで、もうペーパーレス化の形が整ってくると、ITリテラシーに関する研修セミナーなども段階的に実施して、職員に正しい知識を得てもらう場をつくる必要があると思うのです。また、デジタルディバイドが生じぬように気をつけながら進めていかないと、いろんな職員さんの中でも得手不得手というような感じになってしまうとよくないと思うので、その辺に対してどのように考えているのかをお伺いします。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、再質問に答弁をさせていただきます。

文書ファイリング等の、ファイルについての担当を決めて行っているかということでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、令和元年度より文書ファイリングのほうを進めておりまして、中心となっていただくのはファイリング推進員、それからIT推進員が各課におりますので、そちらの職員を通して周知徹底を図っているところでございます。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私の方から、ITリテラシーに関する研修等々の部分についてご答弁を申し上げます。

今、中心はペーパーレス化ということでご質問をいただいておりますわけなのですが、この手の話というのは、恐らく大きく言うと4つぐらいの段階に分かれるのかなというふうに思っています。まず、こういうことを進めることの方向性、目的と、どういう方向に持っていくのかということをもとに決めるということ。最終的には、デジタル化というとは何でもかんでもデジタルに置き換えればよいというふうにも取られかねない言葉なのですが、最終的には今世の中でDXと言われているデジタル変革といいますか、デジタルなども使って物事を変えていこうという、そういうところが最終的な目標になるのではないかなというふうに思っています。その中間には、情報をデジタル化していくということと、そのデジタルをつなげていく、すなわちオンライン化ということ、その2つが入ってくるということだと思います。今ご説明申し上げているペーパーレスのところは、恐らくこの2つ目の情報のデータ化のところだと思います。これは、いずれにしても必要になりますので、進めてまいるといってごまかします。要するにこういった全体像を、まず皆さんにご理解いただくということが全てのスタートかなと思いますので、そういった意味での研修なりセミナーといいますか、職員内での啓発活動というのはまずやりたいなと、来年度早い段階でやりたいなというふうに考えております。

それから、デジタルディバイドということでございますけれども、基本的にはやっぱり使う機会を増やしていくということなのだろうと思っております。機会を増やしていくという中で、電子ファイリングをしっかりとやっていくということの必要性が増してまいりますし、町長以下みんながこのデジタルを使っていくという、そういうやり方をしていくことで、みんなが慣れていくという、そういう環境をつくればなというふうに考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 答弁ありがとうございました。

これは質問ではないのですが、私9日の火曜日にちょっと秩父市議会の一般質問傍聴に行ってきたとして、そのときに市長の答弁の中で、「我が市は埼玉県の中でも一番IT化が進んでいる」、そういうふうに自負を語られているのを見て、逆に言えば首長さんがそれだけ言えるということは、秩父市議会ももうタブレットが当たり前になっているし、執行部も皆さんタブレットで原稿を壇上で読むわけです。今回のコロナの騒動の中でも、もうほぼリモート会議だけで全部済ませられたと。議場でそれだけはっきり物が言えるって、ああ、秩父市本当に取り組んでいるのだなというのが分かったので、我が町もその分野に関してはある程度後れを取らないように、胸張って言えるように、ぜひ町長には陣頭指揮を執っていただけて進めていただければと思います。これは要望ですので、答弁は結構です。

以上で終わります。

○阿左美健司副議長 それでは、再々質問ないようですので、2番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

---

○阿左美健司副議長 次に、6番、新井鼓次郎議員の一般質問を許可いたします。

6番、新井鼓次郎議員。

〔6番 新井鼓次郎議員登壇〕

○6番 新井鼓次郎議員 6番、新井でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

私の質問は、CO<sub>2</sub>排出量削減とEVステーションの運用についてであります。どちらも今後の地球温暖化対策において必要と思われる取組であります。同じ趣旨であります。整理の都合上2つに分けて質問いたします。

地球温暖化対策の中で一番に挙げられる課題が、CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）排出量の削減です。世界各国が脱炭素の目標を掲げる時代となりました。日本でも菅首相が2050年までに脱炭素を実現すると高い目標を掲げました。脱炭素とは、カーボンフリーなどとも言われています。化石燃料を燃やすとCO<sub>2</sub>が排出されますが、このCO<sub>2</sub>排出を実質ゼロにすることを脱炭素と呼ぶのが一般的です。CO<sub>2</sub>の排出量を減らすには、化石燃料の消費を減らしていく必要があります。電気、ガスの使用や自動車の利用などにより、日常生活からもCO<sub>2</sub>は排出されています。横瀬町では、早くから太陽光発電設備の導入、電灯のLED化、コピー等紙の使用量削減等積極的に取り組んでおり、十分CO<sub>2</sub>排出量削減に対応しているのではないかと感じておりましたが、異常気象等頻繁に発生している状況下において、さらなる取組が必要なようであると考えさせられる状況となりつつあります。

将来、対策を取ったエネルギー供給会社と契約し、そのエネルギーを使用すれば、これでカーボンフリーの対策となりますが、現状では災害時の供給をはじめ使用料金等が安定しておらず、なかなか切替えができません。地球温暖化の実際の悪影響は、これから生まれてくる人に関わると言われています。少しでもCO<sub>2</sub>排出量を削減する努力は町としても必要と考えます。

そこで、質問1ですが、(1)として、太陽光発電設備を中心としたCO<sub>2</sub>排出量削減対策についてお伺いします。横瀬町では、小学校、中学校、総合福祉センターに太陽光発電設備を設置しています。運用開始から10年近く経過するものもあり、その稼働実績からどのような効果があったかお伺いします。

次に、(2)として、庁舎内の取組として様々な努力をされていることと思いますが、代表的な取組と、その効果についてお伺いします。町民の皆様の今後の環境問題に対する取組の参考になるようなことがあれば、お教えいただければありがたいと思っています。

次に、(3)として、太陽光発電やその他再生可能エネルギー設備の導入を含む発展的な転換についてお伺いします。補助金の活用がこれ前提になるとは思いますが、今後町ができるCO<sub>2</sub>削減対策は何かないでしょうか。何か考えられないでしょうか、お伺いします。

次に、質問2に移ります。この質問も、地球環境問題としてCO<sub>2</sub>排出量削減の取組がテーマとなっております。町では、平成24年に電気自動車への電力供給設備、通称EVステーションと言っていますが、EVステーションを芦ヶ久保地区にある活性化センターに設置しました。当初、実験的に無償での電力供給でしたが、平成29年から補助金を活用した委託運営となったようです。そこで、(1)として、このE

Vステーションの稼働実績についてお伺いします。

次に、(2)として、今後の運用についてどのように発展させるのかお伺いします。

(3)としては、電気自動車の活用についてお伺いします。町では、電気自動車を導入して実際に走らせていますが、これから購入を考えている町民の皆様に対し、メリット、デメリット等の情報があれば、参考に教えていただければありがたいと思います。また、今後町で使用する車を電気自動車に置き換えていくことになると思いますが、EVのインフラ整備が整っていない中、どのように進めるのかお伺いします。

以上、よろしくお願いたします。

○阿左美健司副議長 質問1、CO<sub>2</sub>排出量削減の取組に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 それでは、質問事項1、要旨明細(1)について答弁させていただきます。

横瀬小学校の太陽光発電設備は、平成24年3月28日に設置し、導入費用は3,620万3,880円でございます。この財源の内訳としましては、国庫補助金が1,716万7,000円、町の一般財源が1,903万6,880円でございます。パネル面積は324平米、電池容量は50キロワットでございます。

発電総量につきましては、大変申し訳ありませんが、落雷等によりまして集計端末機が故障してしまったため実数データがつかめない状態でございます。ですので、設置前の2年間の平均値と、設置後の平均値を基に算出した推定値で申し上げますと、平成24年度から令和元年度までの8年間で、約30万970キロワットアワー程度の発電量があったのではないかと推定をいたしております。

売電総量でございますが、こちらは実数でございます。平成24年度から令和元年度までの8年間で12万106キロワットアワーで、売電金額は480万4,240円でございます。売電単価につきましては、1キロワットアワー当たり40円でございます。直近の5年間で年度別に申し上げますと、平成27年度売電量が1万5,622キロワットアワー、金額が62万4,880円、平成28年度1万2,969キロワットアワー、金額51万8,760円、平成29年度5,880キロワットアワー、金額が23万5,200円、平成30年度1万3,672キロワットアワー、金額54万6,880円、令和元年度1万2,257キロワットアワー、金額が49万280円でございます。なお、平成29年度につきましては、機器の目詰まり等の不具合がございまして、発電量が大幅に低下をしているところでございます。

続きまして、横瀬中学校の太陽光発電設備につきましてはです。こちらは、平成22年3月19日に設置し、導入費用は2,289万円でございます。財源の内訳としまして、国庫補助金及び交付金、合わせまして2,233万4,000円、町の一般財源からは55万6,000円でございます。こちらのパネル面積は231平米、電池容量は30キロワットでございます。

総発電量につきましては、こちらも端末機等の故障によりまして実数データが把握できない状況でございます。同じように、設置前1年間の数値と、設置後の平均値を基に算出した推定値で申し上げますと、平成22年度から令和元年度までの10年間で約17万1,595キロワットアワー程度になるのではないかと推定をしております。

売電量でございますが、こちらは実数値でございます。平成22年度から令和元年度までの10年間で3万

5,275キロワットアワーでございます。売電金額は84万6,600円、売電単価は令和元年度までの10年間で1キロワットアワー当たり24円、令和2年度、今年度からは8.5円となっております。こちら直近の5年間の年度別に申し上げますと、平成27年度、売電量が2,537キロワットアワー、売電金額6万888円、平成28年度2,824キロワットアワー、金額6万7,776円、平成29年度3,345キロワットアワー、金額が8万280円、平成30年度2,915キロワットアワー、金額が6万9,960円、令和元年度2,189キロワットアワー、金額が5万2,536円という売電金額となっております。

今後の運用につきましてですが、売電による経済的効果というものは売電単価の減額によりまして低下していくものというふうに思っておりますが、今後も維持管理に注意しながら、現状の設備をできるだけ長期間運用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 続きまして、総合福祉センターの稼働実績について答弁させていただきます。

総合福祉センターの太陽光発電設備は、災害時の避難所としての機能を高めることを目的とし、蓄電池設備を備えたものを設置しております。設置金額は3,110万4,000円でございます。設置したパネルの面積は53.88平方メートルで、平成28年4月1日から運転を開始しております。

設置から令和2年12月末までの総発電量は5万1,722キロワットとなっております。また、令和元年度の年間発電量は1万341キロワットアワーとなっております。蓄電池の容量は、最大15キロワットアワーで、3,000ワットの電気製品、電気機器を5時間使用できるものとなります。この施設では、蓄電池の85%を超えた部分を館内設備に利用しています。なお、この設備は売電する機能はついておりませんが、平成26年度と令和元年度の電気使用量を比較すると、年間6,720キロワットアワー減少しております。また、CO<sub>2</sub>削減量についても、年間5.688トンの削減であったと報告されております。今後も引き続き災害時に備え、設備の維持管理に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、私のほうから質問事項1、要旨明細(2)について答弁をさせていただきます。

CO<sub>2</sub>排出量の削減への庁舎内における取組についてです。まず、ハード面では平成26年度に空調設備の入替えを実施し、ボイラー使用からエアコンへ切替えを行いました。また、庁舎内の照明のLED化を平成28年度から平成30年度までの3年間で実施いたしました。

次に、ソフト面では両面印刷、裏面使用による用紙削減、使用済み封筒の利活用、段ボール、雑誌などの資源化による廃棄物の削減、コピー用紙や事務用品の購入時に環境負荷が少ないエコマーク、グリーンマーク等の商品の優先的購入、リサイクルトナーカートリッジの活用、毎月第1、第3水曜日午後6時でのパソコン強制シャットダウン、クールビズ、ウォームビズの実施、電子ファイリングによるペーパーレス化、テレワークやオンライン化、オンライン会議などの活用による自動車使用削減、電気等の節約の周

知などを実施しております。

次に、効果についてでございますが、計画期間を平成27年度から平成31年度までの5年間とした第2次横瀬町地球温暖化対策実行計画での削減目標は、平成25年度の排出量を基準とし、平成31年度までに延べ床面積当たり排出量を基準年度で3.8%の削減を設定をしたものでございます。役場庁舎における平成25年度の排出量は14万3,104キログラムCO<sub>2</sub>で、令和元年度の排出量は8万6,349キログラムCO<sub>2</sub>であることから、5万6,755キログラムCO<sub>2</sub>の減、39.66%の削減率となっております。これは、平成26年11月にボイラーからエアコンに空調設備入れ替えたことが主な要因でございます。今後も第3次横瀬町地球温暖化対策実行計画に基づくCO<sub>2</sub>排出量削減に向けた取組を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、私からは質問事項1、要旨明細(3)について答弁させていただきます。

現在、横瀬町におきましては、太陽光発電設備をはじめ、再生可能エネルギーの導入の取組といたしましては、住宅環境を改善及び空き家活用促進補助事業の助成制度の中で、再生可能エネルギーとして太陽光発電システム、そして地中熱利用システム、それぞれの設備の設置について助成をして促進しているところでございます。また、公共施設へは、先ほど太陽光発電設備の稼働状況についての答弁のとおり、公共施設3施設へ太陽光発電設備を導入しているところでございます。今後につきましては、まずは引き続いて住宅環境改善及び空き家活用促進補助事業を積極的に周知してまいりたいと考えております。

一方で、公共施設への太陽光発電設備の設置につきましては、平成30年度に実施いたしましたカーボン・マネジメント調査におきまして、主立った公共施設への導入検討をしておりますが、導入コストや投資回収年数などから考えますと、積極的な導入はなかなか難しい結果となっております。また、太陽光以外の再生可能エネルギーの導入につきましては、小水力や木質バイオマスなどが考えられますけれども、先ほどお話ししましたが、導入コストであるとか、あるいは投資回収年数、そしてランニングコストなどを考えますと、短期的な導入はなかなか難しいのではないかなというふうに考えております。したがって、再生可能エネルギーの新たな導入につきましては、今後機会を捉えまして検討していく上で、その検討材料とさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございました。太陽光発電の固定価格買取制度を利用した運用が小中学校の設備であって、施設内で消費するのが総合福祉センターの設備であります。この総合福祉センターの太陽光発電設備は、工事金額高いなと思ったのですが、それは別としまして目的どおり運用されておまして、今後もしっかり運転管理していただければ幸いです。

さて、小中学校の設備なのですが、早いものは設置から10年となります。運用実績からも、今ご説明いただいたとおりであります。分かることは確実にCO<sub>2</sub>排出量削減に貢献しているということ。それから、固定価格買取制度により、若干ではあっても収入があるということ。しかしながら、施設全体の使

用量等から見れば、両設備とも電気使用量に対して20から30%程度の能力であって、今後の条件次第では増設しても運用できるという余地はまだ残っていると考えられます。しかしながら、補助金なしで100%自己資金で運用したとすると、今のご説明で分かるように、10年たっても元は取り戻せないというのが何となく分かりました。

そこで、電気買取り制度FITから外れた電力の使い道をどうするのか、今後どうするのかお伺いしたいと思います。10年経過したものについて、そのまま売ったのでは、これ8円から、よくて10円なのだそうです。実際には8.5円というような条件提示があったのではないかと思います。ところが、これ自分で作って自分で使えば、電力代相当が効果があるということなので、20円から30円の効果がある、効果が出ると考えられます。地産地消という取組が必要になってくるのですが、一步踏み込んでパネルの増設や蓄電池を導入して再活用していくという方法は考えられないでしょうか。これ補助金ありきだと思うのですが、環境、CO<sub>2</sub>排出量を少しでも削減するという使命も踏まえて、ぜひ考える方向で進めていただければありがたいのですが、お考えのほどお伺いしたいと思います。

また、同じような考え方で、総合福祉センターのような考え方で、町民会館や役場本庁舎において自己消費のための発電設備を進めることも併せて検討する余地はまだ残っているのではないかと考えるのですが、お考えをお聞かせいただければありがたいと思います。100%自分でやったら元を取れないというのは承知の上での質問でございます。よろしくお願いたします。

次に、(2)でいろいろ細かく本当に努力されていると。CO<sub>2</sub>排出量削減について、本当に皆さん努力されているというのが分かりました。引き続き厳しく、節約等で排出量削減の努力をしていただきたいと思いますが、この努力を町民の皆様に分かりやすく、これこれをやったらCO<sub>2</sub>何トン削減できましたというような報告が広報等でできれば楽しいかなと思うのです。そんなような努力も併せてご検討いただければと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

それから、(3)ですが、横瀬の立地条件考えるとメガソーラーとか風力発電というのは厳しいように思いますが、先ほどご答弁の中にもありました小水力発電というのは、水の流れや落差を利用した比較的コンパクトなものであって、川の落差のところに入れてしまうと、上下水道とか用水路などに設置できます。秩父広域市町村圏組合でも、数年前に糸魚川市に見学に行ったようなのですが、有望な技術であるというのは間違いないようでした。生川の落差や秩父用水の流れを利用した発電は、魅力が少しは残っていると思うのですが、これも費用対効果という面では厳しいのですが、お考えがあればお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、私のほうから再質問に答弁をさせていただきます。

まず、私のほうから2点ということで、先ほど要旨明細(1)のほうの自己消費の庁舎の話なのですが、先ほど振興課長のほうから答弁がありましたように、平成30年度にカーボン・マネジメント事業のほうで検討したと。試算結果では、投資回収年数が22.6年、それに対して太陽光の耐用年数が17年ということで、なかなか厳しい現状があるので、今のタイミングでは、やはり補助金等がもしあれば別ですけ

れども、今後のことを考えると厳しい現状というのをご理解いただきたいというふうに思いますので、一度補助金等の関係を検討はしたいと思えますけれども、その結果によってということになろうかなと思えます。ただ、いずれにしても厳しい現状ではあるという認識でございます。

それから、庁舎内の削減等の報告については広報等を使って、広報かホームページ等で周知できる方法を考えてまいりたいと思っております。

私のほうからは以上です。

○阿左美健司副議長 教育次長。

〔大野 洋教育次長登壇〕

○大野 洋教育次長 それでは、私のほうからは小中学校に設置しております太陽光発電の関係につきましてご答弁させていただきたいと思えます。

議員ご指摘のとおり、売電価格というのは、もう減少しております。中学校においては、令和2年度3,000キロワットアワー程度を売電するというふうに想定しますと、年間で2万5,500円程度というふうな数値になってきます。小学校のほうでも、年間で10万円程度という額になっていくだろうということが考えられるところでございます。

そんな中で、議員ご指摘のとおり自家消費分というのを増加させていくということが有利かなというふうには考えます。ですので、そういった増加させるための方策があるのかということ。それで、そこには例えば蓄電設備が必要であるとか、またその辺にどのくらいの能力があり、またどのくらいの費用がかかるのか。そこには、やはり議員もご承知のように補助金とか、そういったものが活用できるのであれば、そういったことを踏まえつつ、いろいろと研究をさせていただいて、太陽光発電の効率的な活用、運用に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、私からは小水力の導入ができるかどうかというような話で、ご質問に答弁させていただきたいと思えます。

確かに小水力発電につきましては、導入していく可能性というのはあるのかなというふうには考えております。ですが、先ほど答弁でもお話をさせていただきましたけれども、短期的に導入していくということとはなかなか難しいのかなというふうに考えておりますので、中長期的なちょっと視点に立って、まずは理解を深めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○阿左美健司副議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 全体的にちょっと私のほうから補足をさせていただきます。

今それぞれの設備について、いろいろと担当のほうでは見ていただいております。全体の流れとしては、2050年に向けて国もやる。ですから、当然できる自治体については、あるいは町、民間も通じてそこに向かっていくのだろうというふうに考えております。機会を捉えて、いろいろと勉強しながら、調査しなが

らチャンスはうかがいたいというふうに思っております。直近でもいろいろなお話をされることがあります。また、私自身も例えば秩父新電力さんと、特に目的はないのですが、いろいろ情報交換をしたりしながら、周りの状況を確認したりもしております。そういったことを繰り返す中で、チャンスが来れば仕組んでいきたいなという思いはございます。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 質問に代えて要望という形になってしまいますが、補助金等まだこれから可能性あると思いますので、アンテナを常々張っていただいて、もしバランスが取れるタイミングがあれば、ぜひ前向きに検討していただきたい。そのためには、皆さんシミュレーション等をして勉強していただいて、地球環境という大きなテーマを持って改善に取り組んで、もう一步取り組んでいただきたいと思います。よろしく願います。

これで質問1を終わりにします。

○阿左美健司副議長 よろしいですか。

それでは、次に質問2、EVステーションの運用に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、質問事項2、要旨明細(1)と(2)について、併せて答弁をさせていただきます。

現在、活性化センター付近に設置しておりますEVステーション、平成24年から設置しております。設備といたしましては、平成29年に改めて設置しておりますので、当初からしますと2代目の設備ということになります。稼働実績として、まず設置費についてでございますが、平成24年、初代の設備の設置費は588万円でございます。埼玉県地域グリーンニューディール基金補助金という県の補助金を活用いたしまして、補助率は補助対象経費の10分の10でございます。

続いて2代目、平成29年に設置した設備でございますが、国の補助金の採択を受けた民間事業者と設置承諾等に関する契約を締結して、民間事業者負担により設置しております。

次に、利用実績についてでございますが、直近3年間を見ますと、暦年ベースでございますが、平成30年でございますが、利用件数が813件、売電量が6,107キロワットアワー、令和元年は利用件数が820件、売電量が6,382キロワットアワー、令和2年は利用件数が701件、売電量が5,610キロワットアワーとなっております。

また、これらの利用実績に伴いまして、町の歳入として平成30年度は16万5,000円、令和元年度は22万2,000円、令和2年度は見込みではございますが、20万1,000円となっております。なお、町が負担している費用につきましては、先ほど申しましたが、設備のインシャルコストやランニングコストはございません。ただ、売電する際の供給元が活性化センターになっておりますので、充電に係る電気料につきましては活性化センターの電気料の中に含まれているということで、明確な金額は分からない状況となっております。仮に使用電力量で算出してみますと、1キロワットアワー当たり16.38円ということでございます。

ので、令和元年の使用電力料金は6,382キロワットアワーでございますので、約10万5,000円になります。令和元年度の歳入が22万2,000円でございますので、使用電力料金だけであれば、町としては黒字という数字になっております。ですが、この金額には基本料金が含まれておりませんので、年間の基本料金を考えますと、トータルでは町の持ち出しがあるのではないかなという状況となっております。

これらのことを踏まえまして、今後につきましては、現在の契約が令和4年9月末日をもって切れますので、その後は設備及び権限について、町が無償で譲渡を受けるという契約になっておりますので、契約に基づいて現状のまま引き継いで、適切に管理してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○阿左美健司副議長 まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 新井議員の質問事項2の(3)について答弁させていただきます。

EV車、電気自動車は走行時にCO<sub>2</sub>と排気ガスを出さず、地球温暖化対策、大気汚染対策に効果的なことから、住民の方へのEV車の普及啓発を兼ねて導入する自治体が増えてきております。現在、町のEV車の導入状況でございますけれども、公用車42台のうち、軽貨物タイプのEV車を平成24年度から1台導入しております。現在、EV車を使用しておりますけれども、ガソリン車と比べ加速もスムーズでエンジン音がなく、非常に静かな走行で振動も少なく、乗り心地も快適な車ですけれども、平地部を走行するには支障ありませんが、山間部を走行するとバッテリー消費量が急激に多くなり、走行距離が短くなります。また、冬に暖房、ヒーターをつけた際もバッテリー消費量が多くなります。また、価格的にガソリン車と比べて高額であるなど、導入に当たっての課題もあります。

EV車は、単に走行時にCO<sub>2</sub>等を排出しないだけでなく、移動可能な蓄電池としての機能も持っており、災害時に外部給電器に接続して停電地域への支援としての活用も期待できることから、価格面や寒冷地や山間部といった町の地域特性も考慮しながら、導入について今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございました。EVステーションの実績として年間800回を超える利用があるということで、これ思ったより活躍しているなと感じました。しかしながら、ご答弁のとおり商売としてやっていけないということも、この収入金額より分かる次第であります。実際にこれを商業ベースとして民間施設はなかなかやらないだろうし、この辺でも車の販売を目的としたディーラーさんはやっているでしょうけれども、純粋に商売ベース、商業ベースで民間がやっているかということ、なかなか見当たりません。電気自動車を所有している方というのは、自宅に充電設備を設けていらっしゃる方もいるようですが、遠出の際には充電できる施設は、どうしても今後必要になってくるのではないかと思います。

電気自動車の普及、思ったより進んでいないと私は感じているのですが、自動車そのものに魅力的な商品が今まだない、少ないというだけでなく、インフラがまだまだ整っていないため不便を感じているため、導入を見送っているという方も相当いらっしゃると思います。芦ヶ久保地区に造っていただいて大変

便利になったわけでありませんが、横瀬地区にもEVステーションがあると普及促進の材料になって、将来のCO<sub>2</sub>排出量削減に寄与できると思うのですが、町として増設を含めた考え、どのように感じているかお伺いしたいと思います。

それと、(3)の電気自動車なのですが、環境省のページ見ると、再生エネルギー電力と電気自動車や燃料電池自動車を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業補助金制度なんていうのがありました。それから、経済産業省では、これは個人対象なのですが、災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入事業補助金制度なんていうのも見受けられました。先ほどの答弁でもありましたように、緊急時の電源供給という面も視野に入れて、インフラ整備と電気自動車の導入を積極的に今後考えていただきたいと思うのですが、そのお考えはいかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、EVステーションを横瀬地区に設置できないかというご質問でございます。

まず、今お話しのように芦ヶ久保にあります。利用件数が大体800ぐらいあるということで、この件数が多いのか少ないのかというのがちょっとなかなか見えづらいというところで、その辺の部分。

そして今後、先ほど議員もお話しのように電気自動車がどのぐらい普及するかということで、そのスピードの加速みたいなものもちょっと見てみたいということ。

それと、設置するとなった際にはどんな補助金があるのかというようなことも加味して、今後ちょっとその辺の部分について整理をまずはしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○阿左美健司副議長 まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 今後の公用車の導入の関係でございますけれども、先ほど議員がおっしゃいましたように、なかなか車の車種が少ないので、車をもうちょっと、バンタイプとかなんとかということで、ちょっとその辺の導入も、あと価格面もありますので、ちょっと検討していきたいと思っておりますけれども、また充電器設備が今、役場庁舎内に200ボルトのが1つあるのですけれども、フル充電7時間かかるということで、また急速充電器がない状況ですので、その辺の設置も考えなければいけないと考えておりますので、今後検討していきたいと考えます。

○阿左美健司副議長 では、再々質問。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 すみません。EVステーションなのですが、まず芦ヶ久保地区のEVステーションについて、採算とんとか厳しくなる。今後、自分で引き取って管理するとなると厳しくなるということなのですが、やめないでもらいたいと、ぜひ続けて供給していただきたいと思っております。これ1つ、1点目の要望です。

それから、EVステーション横瀬地区にあったら普及促進に強い味方になるので、ぜひやっていただきたいと思っておりますので、前向きに検討いただけるということでありがたいのですが、これも理想になってし

まうのですけれども、太陽光で発電して、それを蓄電池にためて、必要なときにそこから取り出すという循環サイクルを確立した設備であると、強いものが、いいものができると思えます。そういういろんな技術の進歩がありますので、これも質問の1と同じになりますが、いろいろ研究していただいて、いいタイミングを見つけていただいて、町民の皆さんのために、また地球温暖化防止のために、いずれかのところで決断していただければ大変ありがたいのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

要望ですので、別に答弁は結構なのですが、もし町長、何かあればお願ひします。

○阿左美健司副議長 では、町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 大変参考になるお話をありがとうございました。町としてしっかり、カーボンオフセットは中長期的にも意識して進めたいと思っています。ポイントが幾つかあると思います。1つは、おっしゃるとおりで補助金です。今の前提条件だと、なかなか合わないのが多いので、補助金をちゃんと目を開いて探していくというのが1つです。

あともう一つが、技術革新のウオッチかなと。蓄電池の性能は、ここ10年で加速度的によくなってきています。それから、小水力なんかもそうだと思います。だんだん採算に合うレベルには近づいてきている。これもしっかり、EVステーションもそうです。ウオッチしていくというのは大事かなと思っています。横瀬町内というお話は前向きに捉えて、頭に入れて考えていきたいなというふうに思っています。

あと、カーボンオフセットに関して言いますと、カーボンオフセットは引き算の話で、排出するCO<sub>2</sub>量、これを削減するということと、反対側の吸収するCO<sub>2</sub>を増やすということで、森林資源をしっかり横瀬町として守っていくとか、緑を増やしていくということは、これも大切なことかなと思いますので、その辺総合的に取り組んでまいりたいなというふうに思います。

○阿左美健司副議長 よろしいですか。

以上で6番、新井鼓次郎議員の一般質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時30分

○阿左美健司副議長 それでは、再開いたします。

---

○阿左美健司副議長 次に、8番、大野伸恵議員の一般質問を許可いたします。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問の前に、今回のコロナ禍における緊急行政事務対応について、執行部の皆様に感謝しています。今後も予断を許さない状況の中で、町長には職員の皆さんの心と体を守りながら対応していただくようお願いいたします。

また、今回9人もの一般質問があり、うれしく思っています。議員1期目の頃は、一般質問が少ない議会でした。一般質問は、最も大事な議員活動の場であるとの議員必携を胸に続けてきましたが、間違っていなかったのかなと感じています。

それでは、一般質問をさせていただきます。質問1、各種相談窓口並びに各課窓口の理念と運用についてお聞きします。町の総合振興計画には、町民の幸福の最大化を図るため、各種施策を推進とあります。私も基礎自治体の究極の仕事は、町民を幸せにすることだと考えています。改めて、コロナ禍の中で住民のリアルな声を拾い、支援、解決することが自治体の大切な仕事ではないかと再認識しました。まず、隗より始めよです。支援の必要な人を早期に発見するために、役場では各種相談が実施されています。先日、行政相談が中止と防災無線で聞きましたが、住民福祉の増進をうたう自治体の最前線とも言える各種相談窓口の理念を町長はどう考えているかお聞きします。

同じように、住民の声を聞く審議会等、また資料を見ましたら、あまりに厚い資料のパブリックコメントがありました。どうお考えか、併せてお聞きいたします。

株式会社ぎょうせいの冊子「ガバナンス」今年の2月号に、「現場に資源、人間、権限を」の記事がありました。役場窓口の人が一番住民に身近で、その疑問や相談を把握しているのではないかと。最も弱者の声を聞かなければならない現場が、行政改革のしわ寄せで、人員削減や会計年度任用職員などになっている現実があり、現場を大事にしない自治体では住民の声を政策に生かせないとありました。私も職員時代、税務課の納税徴収事務の中で経済的な異変を感じることがありましたが、学校現場では子供たちの様子から、家庭での各種異変を感じ取ることがありました。でも、その問題を役場組織として解決しようとの姿勢はなかったように覚えています。学校の現場で解決できない生徒の問題に対し、役場の相談制度を利用したら、「それは困ったね」と言われただけだったと先生が帰ってきた苦い思い出がよみがえりました。担当の職員が持ち場で、肌身で感じ取る住民の生活のリアルな情報を、組織として支援し、解決に生かすことができる役場であったら、誰一人取り残さない横瀬町に近づくのではないかと思います。地域共生社会の実現を目指し、今年4月から施行となる改正社会福祉法の有効な取組でもあると考えます。この記事では、住民窓口や農林業等の職員減少に比べて、総務一般、企画開発の職員の減少幅は小さいとありましたが、横瀬町ではどうでしょうか。今回、国においても住民に身近であった保健所を削減したことが、コロナ対応の問題となっているとも言われました。町長、副町長は、住民に身近な現場に資源、人間、権限をどのように考えているかお聞きいたします。

次に、質問2として、町営住宅解体後の有効活用についてお聞きします。「利益になることを1つ始めるよりは、従来からの害になることを1つ省いたほうがよい」。ジンギス・ハンに仕えた耶律楚材の言葉を知り、なるほどと思いました。地方創生と言われる政策は各種始まりますが、人口減少の時代なので1つずつ課題を解決して、町の体制をスリムにしていくことが大切だと感じています。令和3年度に、町営住宅の解体が予定されています。ここに来るまでいろいろお骨折りをいただいた関係職員の努力に感謝しています。町営住宅が解決されることとなり、町の課題の一つである借地料削減への道筋も見えてきまし

た。また、町有地の有効活用が求められてもいます。町営住宅の跡地は、町の土地と借地とが入り乱れています。地権者と町で有効利用ができるよう整備を進めていただきたいと考えています。町有地をどう活用しようと考えているのかお聞きいたします。

次に、質問3として、投票率の向上に向けてについてお聞きします。今朝、選挙管理委員長の心強いお言葉を聞き、大変うれしく思いました。私も同じように、投票率を上げたいと考えています。衆議院議員選挙が今年中にあります。18歳選挙権も実施され、学校では主権者教育も始まっています。文科省に設置の主権者教育推進会議、令和2年11月の中間報告公表によれば、家庭と地域における教育の課題として多様な取組の推進が求められ、親子連れ投票の推進など提案されています。県内各自治体でも投票済証の活用等、また県内学校でも様々な取組がなされているようですが、町として把握しているのでしょうか。

投票率は、町の文化のバロメーターと考えています。政治が住民に身近となっておらず、政策が見えてこないなどの要因もあると考えますが、まず興味を持ってもらうことが一歩とも思います。例えば町民と語る会でわざわざ集まってもらうのではなく、よこぜまつり、町民運動会など町民が集まる場で、町長また議員などがワークショップを実施する。また、投票所でもマイレージポイントなどがつく。18歳からの選挙権なので、町内高校生や20代の立会いの人を選ぶなど若者も巻き込み、今後の選挙に向けて、投票率アップへ向けて取組を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお聞きいたします。

○阿左美健司副議長 それでは、質問1、各種相談窓口並びに各課窓口の理念と運用についてに対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 質問事項の1について、私のほうからご答弁を申し上げます。

まず、要旨明細(1)でございますが、理念というご質問でございますので、少し抽象的な表現になりますけれども、私たちの仕事が町民を幸せにすることであるというのは、全くそのとおりだと思います。私たちは、そのために日々仕事をしておりますし、各種相談窓口はその相談事にお答えすることに加えて、私たちのすべきことを気づき、考えるための大切な機会、接点だと考えています。私自身は、各種相談窓口を通じて住民の声を拾うというよりも、自分たちの持っているものを使って、相談者のために今どうできるのかを考えると意識するのが大切だというふうに思っています。審議会やパブリックコメントも同様で、声を聞くという機会であることもありますでしょうし、知っていただくという機会であることもあると思います。また、一緒に考える機会ということでもあるかと思えます。

審議会等では、きちっと議論をしていただいているというふうに考えておりますが、今年度はコロナ禍で書面審議といったケースもございましたし、またこれまでのやり方が全てうまくできたとも思っておりませんので、もし足りない部分があればご指摘を受けながら、それを受け止めて改善を繰り返していきたいというふうに考えております。

(2)でございますが、まず要旨明細(3)も含めてご指摘いただいている現場という言葉でございますが、私自身は横瀬町役場の全職場が現場だというふうに考えています。全職員が町民の方と向き合っているとっておりますし、現場に目を向けている役場だというふうに考えております。要旨明細(2)の

前段部分で触れていただいたような過去の事例でございますけれども、今の役場にはないというふうにご考  
えております。ご指摘のように、各担当が担当として役割を果たし、それを組織として機能させることが  
必要でございます。小さな横瀬町役場では、町民の方のしつぽうや相談事等について、ある窓口にご相談に  
来られた方には、その方と対話をしながら、必要な担当との距離も近く、コミュニケーションも取りやすい  
という横瀬町役場の利点を生かして連携をしながら、現在対応をしております。ですので、今後とも各担  
当者が複数の視野と気づきを持てるようになって、自然と連携がされていくことが理想だと思います。

一方で、持続的にそのような体制が続くためには、仕組みとして整備をするということも必要になって  
きます。つまり、町民の方から見ますと、どこに相談するのか考える前に、まず相談できる窓口がはつき  
り見えるということが、となるとよりよいということなのだろうと思っております。ご指摘をいただきま  
した改正社会福祉法の中には、まさにそれが目に見える仕組みとして求められています。横瀬町役場とい  
たしましても、これを誰一人取り残さないために有効な取組だと考えています。まるごと相談窓口に始ま  
って、重層的支援体制を仕組みとして整備していく方針であります。



◎東日本大震災の犠牲者に対する黙禱

○阿左美健司副議長 それでは、議長より申し上げます。

ただいま町政に対する一般質問中ですが、本日は東日本大震災の発生から10年となります。ここで1分  
間の黙禱を行いたいと思っております。ご起立ください。

館内の放送に合わせて黙禱をお願いいたします。

〔黙 禱〕

○阿左美健司副議長 ご着席ください。

---

○阿左美健司副議長 それでは、引き続き一般質問を行います。

副町長、お願いします。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 要旨明細の(3)でございますが、住民に身近な現場こそ資源、人間、権限をどう考  
えるかということでございます。全くそのとおりだと思っております。ここまでご答弁させていただいたと  
おり、我々全ての目を現場に向けて仕事をさせていただいております。もちろん足りないところが出てき  
た場合には、改善をしながら進んでいきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 では、再質問させていただきますが、その前にこの大震災も、それだけ年数がたっ

たのかなと、本当感慨深い思いがありましたが、まだ行方不明者も大分多いので、これからも心に秘めて、心の中で応援していきたいなと思っております。

それでは、再質問させていただきます。職員の方は本当によく頑張っていると思います。それで、足りない部分をおっしゃっていただきたいというお話だったのですが、私はリーダーがどういふふうな姿勢で職員に対して言って、このことは一番すごく大切なことなのだよという強い思いを持って職員に向かっていることを望んでいます。ですから、そのところをお聞きしたいのですけれども、そして相談は解決していただきたいと思います。法令とかは大ざっぱに書いてあるので、法令から漏れてしまう。もう少しなのだけれども、これ該当しないのですよねというときに、小さな町だからこそ、その人に寄り添って特例でできることもあると思うのです。ですから、法令一辺倒ではなくて、小さな町だからこそ、その人たちに寄り添う解決方法を、リーダーがリーダーシップを取っていただきたいと思うのですけれども、そのところを町長にお聞きします。

それから、「広報よこぜ」なのですからけれども、相談は、見ましたら各担当課のところで何とか相談、何とか相談というのが、欄があるのですけれども、相談一覧ということで、全ての課を網羅してこういう相談がありますよというような様式の広報にさせていただければどうかなと思いましたが、2点お願いいたします。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからリーダーとしてという部分についてお答えをしたいというふうに思います。

議員ご指摘のとおりかなというふうに思います。町民のほうをしっかりと向いて、町民の声をしっかりと受け止めていくこと、あるいは聞こえない声を聞こえるように仕向けていくことは非常に大事かなというふうに思っています。

リーダーとしてということで行きますと、役場の職員と約束事を3つ、これずっとつくっている約束事がありまして、1つは町民のほうを向くことです。イの一番は町民のほうを向くこと。これは、上司や町長よりも町民ファーストということを徹底しています。2つ目がプロ意識で、3つ目がコミュニケーションなのですが、この3点の約束事を役場の全職員と今は共有して進めています。

小さな町だからこそできることというのは、おっしゃるとおりだろうというふうに思います。かゆいところまで手が届くような、そんな小さな町の行政をつくっていききたいなというふうに思っています。

以上です。

○阿左美健司副議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 窓口が住民の方から見て分かりやすいようにもっと工夫をせよという、そういうご指摘だということではよろしいでしょうか。

〔「広報紙なんかの」と言う人あり〕

○井上雅国副町長 広報紙なんかのですね。そこはもちろん周知をする、あるいはよく分かっていただくと

ということが全てのスタートでございまして、そのように工夫を考えてみたいと思います。全体的な組織面でどのようにしていくかというのは、今後少し時間をかけた課題になりますけれども、今できることが、工夫があるのであれば、それは中で議論をして進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○阿左美健司副議長 再々質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。町民のほうを向いてやっていただきたいと思います。

そして、これは質問ではないのですが、上司にはなかなか下の者は言いづらいので、そここのころの気をそちらのほうから使っていただいて、自分にはちょっと言いづらいのかもしれないなということは常に感じていただいて、行政をしていただければ幸いです。

以上で第1の質問を終わりにします。

○阿左美健司副議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、町営住宅解体後の有効活用についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔加藤 勉建設課長登壇〕

○加藤 勉建設課長 私からは、質問事項2について答弁させていただきます。

来年度末をもって契約期間が満了となる中司団地の土地についてですが、現在4名の方から約3,500平米の土地をお借りしてきました。町有地約1,000平米と合わせると、約4,500平米の土地になりますが、その中には当然、宅地造成のときに造ったブロック積み擁壁だったりとか、町道に接していない土地等々が、状況は様々であります。議員おっしゃるとおり、取り壊した後、そのまま返還したとしても、すぐに有効活用できるような土地でないということは認識しております。

その辺も含めまして、町長以下検討を進めて、どういう方策がいいのか検討を進めてはおりますが、いずれにしても令和3年度に予定しております、用地測量を予定しております。用地測量の中で、土地の所有者の方々に現地を確認等をしていただきながら、意向等を確認しながら、どんな有効活用ができるのかという方策をさらに検討していきたいと思っております。

以上で答弁させていただきます。

○阿左美健司副議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。1つのものを解決に向かって進んでいただいて、本当に感謝しております。

これは、町営住宅の解体ということを最後までするということはとても大切だと思うので、これは将来の横瀬町の一つの参考例というのですか、参考例の成功例になると思いますので、今後もよろしくお願いいたします。

以上で、この質問2は終わりにいたします。

○阿左美健司副議長 それでは、以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、投票率の向上に向けてに対する答弁を求めます。

教育長。

〔設樂政夫教育長登壇〕

○設樂政夫教育長 質問事項3、要旨明細（1）のうち、学校教育に係る部分について答弁をさせていただきます。

改正公職選挙法の成立によりまして、選挙年齢が18歳以上に引き下げられ、一部の高校生も投票が可能となりました。子供たちに、より一層社会の主体的な形成者としての資質を育成することが必要となっております。埼玉県選挙管理委員会では、若年層に対する取組、とりわけ学校教育との関連ということにつきましてDVD動画、それから選挙啓発出前講座というものを実施しております。DVD動画は、「正しく知る一票の意味～高校生のための選挙講座～」というもので、初めて選挙権を得る高校生にも理解しやすいような具体的な事例を紹介し、各校での利用を呼びかけております。

また、選挙啓発出前講座は、選挙に関するミニ講座と模擬投票を行うということが主な内容となっております。平成30年度は、高等学校41校を含め、小学校から大学まで全県で88校が利用しています。「演説などを聞いてから決めるところに興味を持ちました」というふうな感想も寄せられているようです。

新学習指導要領の下、主権者教育が現代的な諸課題の一つとして取り上げられ、より一層具体的に学ぶことが求められるようになりまして、教科書の表記も変わってきています。例えばですけれども、横瀬町で使用しています、改訂されました小学校の社会科では、「国の政治のしくみと選挙」というところで「消費税増税」というのを取り上げて、A党、B党の主張を知り、「あなたならどちらの政党を選ぶか、話し合ってみましょう」といった学習が展開されるような形式になっております。

また、来年度から使用します中学校公民の教科書では、見開きの2ページにわたって新しい内容としまして「選挙の流れ」というものを掲載しまして、投票するための情報を集めること、投票所で投票すること、期日前投票、不在者投票をする、開票結果によって新議員が決定するというところまでを掲載して、選挙の流れについて具体的に学ぶこととなります。

今後も、現在の教科書の枠組みを中心にしながら、小学校段階から具体的かつ実践的な教育活動、みんなで話し合い、協働して実践し、よりよくなったという実感が持てるような教育活動、そういったものも推進してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、私のほうから質問事項3、要旨明細（1）及び（2）について答弁をさせていただきます。

まず、県内各自治体の投票率向上への取組の把握については、埼玉県からの情報等により把握をさせていただきます。

次に、今後の選挙に向けた投票率のアップへの取組についてでございます。昨年選挙管理委員会において、吉野委員長から「埼玉県一の投票率を目指そう」との提案があり、現在委員会等で検討している状況であります。令和元年度に、山形県選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会が実施した高校3年生への「誰と投票に行ったか」についてのアンケート調査では、90%以上の高校生が家族で行ったという結果で

した。このことに注目し、町の選挙管理委員会では、「家族で選挙に行こう」を念頭に置き、町独自のキャッチフレーズをつくり選挙啓発を行っていくことを検討しております。また、令和元年度に埼玉県選挙管理委員会が高校生による選挙事務従事への参加の取組を実施していることから、高校生をはじめとする未成年者の選挙事務従事や選挙立会人の検討、わくわくポイント事業との連携などについても検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 どうもありがとうございました。これは選挙管理委員会のほうで行う事務ということで、町のほうの行事、町のほうの仕事ということではないかと思うのですけれども、町のほうでできるとすると、私のほうが先ほど言いました町民と語る会とか町民運動会とかの人が集まる場所に我々がどうか町長とか、町長と語る会というのか、そういう場を設けることが一番負担なくできると思うのですけれども、そこら辺のところの町長のお考えをお聞きしたいのです。投票率アップのためには、町長のリーダーシップが必要だと思います。

ですので、そこら辺をお聞きしたいと思うのですけれども、あとまだいろいろとあるのですけれども、例えばよく町長は関係人口により活性化を図るといふうなお話をしています。来ていただける人たちは、投票所に行って投票しているのかなということを私は思うわけです。ですから、横瀬町を活性化しようと言ってきている人たちが地元を活性化しないはずがないと私は考えますので、そういう人たちが例えば投票済証、各市町村の投票済証というものを持ってきて、こんな投票事務所がありますよみたいなイベントをしていただければ、投票率アップの一つの施策になると思うのです。ですから、そういうことも考えてほしいし、例えば町有施設を無料で利用する団体がありますけれども、そういう人たちもいますけれども、そういう人たちも使う権利もあるけれども、自分たちが行く権利とすると、投票ということが権利としてある、権利というかしなくてはいけないのではないかなというふうに思っていますので、そういうところも問題ない場合であれば、そういうところまでも意識を変えていただきたいと私は思っています。ですから、投票済証については大野県知事も選挙のときにいろいろと利用していたようですので、そこら辺のところの町長のお考え方を考えてほしいのです。

以上、よろしくをお願いします。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答えいたします。

私も今日の冒頭の吉野委員長のお話を聞いて、大変心強い思いがしました。そこは私も同感です。小さい町ですので、とかく投票率はもっと高くあってほしいと常々思っているところです。したがって、投票率を上げるための努力は惜しまないつもりです。そのために、具体的に何をやれば一番インパクトがあるのかなというところはしっかり考えて、積極的に投票率の向上を図っていきたいというふうに思います。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。県庁の選管の事務に行くと、廊下のところに各市町村の投票率が貼ってあるのです。そういうこともありますと、結局吉野委員長さんも頑張って埼玉県一にするというふうにおっしゃいましたけれども、それも本当に一つの町のすごい大きなPRになりますので、そこはぜひ職員の知恵、あと選挙管理委員会の人たちと、日本一の、埼玉県一の町になるように、難しいのだよねということで終わるのではなくて、ぜひ実現していただきたいと思います。

以上お願いいたしまして、第3の質問を終わりにいたします。

○阿左美健司副議長 よろしいですか。

では、以上で8番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

---

○阿左美健司副議長 次に、4番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 4番、公明党の宮原みさ子です。議長のお許しを得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。今回の質問は、町の結婚支援対策と婚活支援事業の充実についてお伺いいたします。

結婚は、個人が自分の人生観に基づいて決めるものでございますが、しかし全国の未婚者を対象にした国の調査では、男女とも9割近い方が、いずれ結婚するつもりとの回答がありました。望んでいても、一歩を踏み出せない方を後押しすることは重要であり、親御さんや親族、まして本人だけに任せるだけではなかなか難しいことではないかと考えられます。今後は、個人の価値観、そして人生観に配慮しながらも、自治体の取組として、結婚を希望する方の支援をしていく必要があるのではないかと思います。

そもそも婚活と言われるようになったのは、2008年に出版された著書「婚活」時代から広がった言葉で、独身男女が異性との出会いを求めてお見合いパーティーなどに参加、相手の心を射とめるために自分磨きをするなど、就職するための活動を就活と言うように、結婚するための活動を婚活と言うようになったとされています。

全国的にも、少子高齢化問題の解決は最重要課題であります。20代から30代の方からは、結婚願望があっても、男女の交流する場の減少や、同じ日々の繰り返しで新たな出会いがないなどの声が多く聞かれます。婚活により、人々が出会い、結婚し子供を授かることで人口アップにもつながりますし、少子化対策になると考えられます。町の活気を呼び起こすことにもつながるのではないのでしょうか。実際、私の身の回りにおいても、結婚に強い憧れを持ち、望んでいるにもかかわらず、社会人になってからは職場と家庭の往復のみで出会いがないと話す人、結婚は自由がなくなる、お金がかかるだけなどと結婚に対して否定的な考えを持つ人、そのような方たちに出会いの機会を与えること、意識を変えることは必要なのではと思います。

全国的にも、結婚支援事業取り入れている自治体が多くなりました。自治体が結婚支援事業に取り組むようになった理由について、これまで少子化対策として子育て環境の充実を中心的な政策として行ってきましたが、少子化の原因は未婚化、晩婚化の進行にあり、未婚者の約9割がいずれは結婚をしたいという意欲を持っているなら、これらの人が結婚を実現できる環境づくりこそが少子化に歯止めをかける有効な政策になるのではないかと考え、推進されてきたのではないのでしょうか。全国的に行われる行政主体の結婚支援事業と民間が行うものと比較すると、行政が行うメリットは、公の機関が実施しているという安心感があると考えられます。やはり初めて結婚支援事業に参加するということで、不安を感じるのではないのでしょうか。そこで、行政が主体となっているということで、イベントの運営者や参加者に対する不安を軽減し、イベントに集中することができ、満足度の高いものになるのではないかと思います。ほかにも行政ならではの広域による連携力や波及効果、話題性なども効果があると思います。横瀬町では、過去においても婚活支援事業は行っていると思いますが、さらに行政が携わることで、少子化対策や人口アップ、また地域の活性化にもつながるのではないのでしょうか。

そこで、お伺いします。町が行っている婚活支援事業についての取組と今後の婚活支援事業の課題と対応をお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。よろしくお願ひします。

○阿左美健司副議長 それでは、質問1、婚活支援対策についてに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 質問事項1について答弁をさせていただきます。

町では、SAITAMA出会いサポートセンター運営協議会に平成31年4月に会員登録をしております。SAITAMA出会いサポートセンターとは埼玉県の公的な結婚支援センターで、運営協議会は平成30年6月に発足しました。県、市町村、企業、民間団体が協議会方式で運営し、婚活イベント、セミナーなど出会いから結婚までのサポート、結婚支援システムによるマッチング支援、各種セミナーや婚活イベントなどを実施しています。令和3年2月末現在で6,858人が登録しています。町の登録者は6名、男性3名、女性3名となっております。町の会員登録により、町民の方の利用登録料や、イベント参加料が割引されます。今後も少子化対策、出会いと結婚への支援として、運営協議会に会員登録を継続していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 それでは、私のほうからは社会福祉協議会の取組について答弁させていただきます。

社会福祉協議会は、町と共に地域全体を視野に、地域福祉を推進するための重要なパートナーであり、行政では行き届かないきめ細やかな支援を、連携し推進していただいている組織であります。横瀬町社会福祉協議会の婚活支援事業の取組についてですが、平成30年度からの実績について報告させていただきます。

まず、結婚相談窓口についてでございます。平成30年度の相談件数は2件、令和元年度は5件となっております。相談には結婚相談員7名が交代で応じています。いずれもお見合い等には至っておりません。

婚活イベントについてでございますが、平成30年度は婚活イベントを3回開催しております。1回目は、40代、50代の婚活イベントで、そば打ち体験とイチゴ狩りなどの体験型のイベントを実施しました。参加者22名で、カップル成立が1件でした。2回目は、再婚希望者、理解者のための婚活イベントを開催し、15名が参加、3組のカップルが成立となりました。3回目は、20代、30代の若者を対象に、芦ヶ久保の氷柱見学やアロマ石けんづくりなど体験型のイベントを実施しました。参加者33名で、7組のカップルが誕生しました。

令和元年度にも3回開催しております。同様に1回目は40代、50代の方が対象で、参加者は26名、4組のカップル誕生となりました。2回目は、再婚希望者が対象で、13名が参加し、2組がカップルとなりました。3回目は、20代、30代の若者で、参加者16名、カップル成立3組となっております。

今年度も同様に3回計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、全て中止となっております。

新年度の予定ですが、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し、1回開催を予定しております。

この2年間で6回のイベントを開催しておりますが、125名の方が参加し、18組のカップルが誕生しています。これは、かなりの成果であったと思われまます。さらに、令和元年度の1回目の婚活イベント参加者から、結婚の報告があったと聞いております。

続いて、課題としましては、結婚相談所の登録者が年々減ってきているのが現状です。また、新型コロナウイルス感染症の影響で対面での婚活イベントの企画が難しくなっております。今後は、感染症対策を取った上でのイベントの開催の支援や、結婚相談所の周知について連携して行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご説明ありがとうございます。この婚活については、私も社会福祉協議会のほうにおいて聞き取りを行ってまいりました。相談員さんが、本当に一生懸命個人個人に当たっているというお話も聞かせていただきました。ただ、新型コロナウイルス感染症の影響ということで様々なイベントも開催ができていないということがあり、やっぱり他人との接触の機会が大いに減っているということも事実でございます。当然ながら出会いの機会自体も減少し、少子化傾向のリスクはさらに高まるのではないかと思います。昨年6月に内閣府が実施した新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識、行動に関する調査では、20歳代の4割、30歳代も3割が結婚への関心が高くなったという回答があります。結婚について意識が高まるということを示していますが、感染症の影響が懸念される中、町は今後も結婚を希望する方たちへの出会いの機会を確保して取り組んでいただければと思います。

先ほどの課長からもありましたが、町では横瀬町社会福祉協議会の横瀬町結婚相談所が主であります。以前には横瀬町観光協会も、3年前に婚活支援活動を観光と併せて行っております。参加者数も上々で効果もあったようですが、観光につなげていくのには難しいとのことでした。今後、横瀬町のPRを行いな

から移住促進にもつながるならば、婚活支援事業も行っていきたいというお話をこの間聞かせていただきました。個々に行っている各事業を町として支援をしていければ、さらに多くの情報提供が可能になり、出会いの機会を増やせるのではないかと考えられます。現在、町で行っている補助金は婚活開催事業ですが、イベント等を行う上で民間の結婚支援事業者のイベント等にも補助ができれば、もっと拡大できるのではないかと思います。

さらに、秩父広域で唯一結婚相談事業を行っている小鹿野町の教育委員会管轄の小鹿野町中央公民館の担当の方にお話を伺いました。去年は、コロナウイルス感染症の影響で開催できませんでしたが、令和元年度は2回行い、参加者75名中9名が成立したとのこと。その後の追跡はしていないので不明ではありますが、町だけでなく、埼玉県や東京都などにチラシ広告を載せてもらって宣伝をしているそうです。来年度は、人数を制限しながら行っていきたいということでした。担当者の方は、広域でできれば募集の範囲も広がり、成立する確率も高くなるのではないかと思いますと話されていました。

そこで、横瀬町においても、1つ目はこの補助金の使い方を今後どのように考えていくか。それと、先ほどの社会福祉協議会、観光協会を町として支援をし、拡大をしながら、さらにイベントをもっと増やしていき、さらに人数を多く行っていくようになれば、もっともつできるのではないかと思います。先日、横瀬町の社会福祉協議会においても、結婚相談員を中心に婚活セミナーを、個人の事業者の方を招いて行っております。町としても町民に向かって、また結婚支援に携わりたいという方向けの、町としてセミナーを行っていけないか、町長のほうにお聞きしたいなと思います。よろしく願いいたします。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

議員の問題意識は、非常に共感するところであります。まず、行政がこの分野に少し加わっていくとか、力を貸す意味はあると思います。それは、やはりまず信用力、行政がやることの信用力というのはやはり大きくて、私も社協の取組を見て思ったのですが、ちゃんと人が集まって、それはなぜ集まってくれるかという、やっぱり町だったり社協だったりの信用力があるから集まりやすいというのがあるなど。このチャンネルはとても大事だなというふうに思っています。

社協のほうも大分経験は積んできて、そういう中で令和元年は少し攻めた形にしたのです。1つは、40代、50代という層に絞ってやったのが1つ。それから、もう一つが再婚者という枠でやったのです。当然若い人ほど、恐らく気楽に参加していただけるというのがある中で、あえてそういう振り方もして経験値を積んできています。まだまだ実績は少なく、今のところそれでも1組結婚されているというのは少し勇気づけられる思いもします。この流れは、今後も続けていきたいと思っています。

1つは、社協の取組はこのままなのか、引き続きでありますし、それと観光協会が一時手がけたことがありまして、これは婚活運動会という運動会仕立てであったり、あるいは氷柱を使ってやったりという観光協会らしい味つけがされていて、イベントとしては非常にいいイベントだったのだというふうに思います。この辺もまだ工夫の余地があるのかなというのと、あとどうしてもマッチングの話ですので、マッチングの話ということで考えると、ある程度分母があったほうが、それはマッチはしやすいわけです。

という意味からすると、広域で少し連携しながらというのも、これは今のお話聞いてまた改めて思いましたけれども、少し可能性を探ってみたいなというふうに思いました。それから、あと町だけではできない、民間の方々が活動するときのためのサポートというのも、町としても何ができるかというところは少し考えていきたいなというふうに思いました。

引き続きここを、少子化という中で非常に重要な分野かなと思っていて、いわゆる結婚希望がある人、9割ですね、よく言われる男女とも9割という部分、この9割の人たちの結婚の希望がかなえられるようなサポートを、町として幅広く考えていきたいなというふうに考えています。

総合的にと申し上げた中で、そちらも含めて検討はしていきたいなというふうに思います。

○阿左美健司副議長 それでは、再々質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 質問ではございませんが、結婚については個人の努力が基本であります。町としても、将来横瀬町を担う人達のためにも努力を惜しむべきでないとも考えております。町の努力が実を結び、本当に多くのカップルが誕生することを願っていきながら、応援できるところは応援していきたいなと思います。

以上で質問を終わります。

○阿左美健司副議長 それでは、以上で4番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時40分

○阿左美健司副議長 それでは、再開いたします。

---

○阿左美健司副議長 次に、9番、若林想一郎議員の一般質問を許可いたします。

9番、若林想一郎議員。

〔9番 若林想一郎議員登壇〕

○9番 若林想一郎議員 皆さん、こんにちは。大変お疲れさまだと思いますが、9番、若林想一郎でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、1、今後の財政運営について、財政の健全化についてでございます。

令和3年2月24日の読売新聞には、全国47都道府県の2021年度当初予算案は、医療提供体制の拡大など新型コロナウイルス対策費が膨らみ、一般会計が19府県で過去最大規模となった。経済活動の停滞で落ち込んだ税収分は、大半の自治体が赤字地方債の発行や貯金の取崩しなどで確保、次の感染拡大に警戒し、対応の模索が続くとありました。埼玉県におきましても、新型コロナウイルス感染拡大による景気悪化で

落ち込んだ2020年度分の税収を補うため、減収補填債を発行する方針を固め、2020年度予算編成時点で見込んでいた7,750億円の税収が、コロナ禍に伴う企業収益の悪化によって、法人税、地方消費税が落ち込んだことによる減収となり、減収補填債500億円を発行するとの報道がありました。本町におかれましては、横瀬小学校の建て替えと、コロナ禍の景気悪化等に伴う影響がどのように対策されるのかお伺いしたいと思います。具体的には、今後の財政運営についてであります。

まず、要旨明細1、コロナ禍が財政に与える影響について、2、税収について伺います。財政を持続可能なものにするため、財政を健全化する取組が必要であることに議論の余地はありません。私たちの町でも、限られた財源の中で住民に最も身近な基礎自治体として必要なサービスを遅滞なく提供すると同時に、超高齢化社会への対応や子育て支援、公共施設の老朽化対応等、新たな政策展開を見込んだ運営が求められています。しかしながら、新たな政策課題へ対応することは、確実に財政需要が増えることにつながるため、効果的かつ効率的な運営を適切に行い、より弾力性のある財政構造を目指していかなければなりません。また、2度の緊急事態宣言が発出されるなど、新型コロナウイルスの感染拡大は日本経済にも過去に例のない大きな打撃を与え、回復には相当な時間を要すると見られていることはご承知のとおりでございます。ワクチンの接種が開始されたとはいえ、現段階では終息を見通すことはできない状況であります。感染拡大前と比較して売上げに変化があったかどうかという質問に、国内の中小企業の68%が減収したと回答し、最も多かったのは3割減少で29%、次いで5割あるいはそれ以上の大幅な減少が16%、変わらないが23%、増加したは9%で、深刻な影響が明らかになっております。急激な景気悪化は、法人、個人市町村民税の減収につながることを懸念され、それが短期的なものでないことも同時に推測されます。

こうした状況を踏まえた上で、(1)、新型コロナウイルスの感染拡大が、今後の町長の経済活動や行政運営にどのような影響を及ぼすと考えているのか。

(2)、今後の税収の見通しはどうかについてお聞かせいただきたいと思ひます。併せて災害等による想定外の減収となった場合の対応についてもお伺いします。

次に、要旨明細(3)、財政調整基金及び(4)、公債費比率について伺います。財政調整基金は、年度間の財源不足に備えるため設置されています。必要な事業にこの基金を投入するなど、社会情勢の変化に応じて臨機応変に対応することが求められています。令和3年度以降も、横瀬小学校校舎整備事業などの大きな事業はあり、財政調整基金からの繰入れ、公債の発行などで賄っていくこととなりますが、税収が減少し、公債は増加し、次第に大きな負担を負わせるという懸念すべき状況になっていくことが推測されます。今後の対応についてのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、要旨明細(5)、事業の見直しと組替えについて伺います。世界に例を見ないスピードの高齢化により社会保障費が増大し、おおよそ予算の3分の1を占めるようになりました。これからも増え続けることが明白な中で、財政を健全化していくためには、定員管理、行政の徹底的な合理化、行政サービス改革、特別会計の健全化、補助金、負担金、扶助費の見直し、町民サービスの向上と効率的な収支を改善して、町の将来の活性化に結びつけることが必要だと思ひます。減収が見込まれる町税で、地方交付税が措置されない部分は基金繰入れなどの自主財源で賄う必要があり、活用できる基金に限界がある場合には既存事業の減額補正、これまでの行政サービスの見直しなど、予算の組替えで対応することも考えられます。さらに、大型事業など不要不急の事業の中止、先送りなど、歳出の抑制によって収支のバランスを図る必

要があると思いますが、どう対応していくか、お考えをお伺いしたいと思います。

○阿左美健司副議長 質問1、今後の財政運営についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 若林議員の質問事項、今後の財政運営についての1、3、4、5について答弁させていただきます。

1のコロナ禍が財政に与える影響についてですが、新型コロナウイルスの感染拡大により、国内経済は大きな影響を受けており、企業収益の悪化が予想されます。このことから、町の財政基盤となる町税、特に法人町民税、個人住民税の減収が見込まれます。また、国から交付される地方消費税交付金の大幅な減収も見込まれます。その反面、地方交付税の普通交付税の算定時に使用する基準財政収入額が減少することから、標準的な行政運営を行うための基準となる基準財政需要額を満たすため、普通交付税は増えることと見込んでおります。また、国から地方公共団体の減収分を補填するため、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金などの財政措置が予定されております。

このことから、現状、財政に著しい影響を与えるものではないと考えておりますが、今年度より始まりました横瀬小学校校舎整備事業は大きな財政負担となります。また、社会保障制度として、子育て世帯、高齢者等に対して行っている様々な支援に対する経費としての扶助費が増加傾向にあり、財政状況は厳しさを増すことが予想されます。そのような財政を取り巻く状況でありますけれども、将来を見据えた健全な財政運営をこれまで以上に努めていかなければならないと考えております。

続いて、3の財政調整基金についてですが、財政調整基金は年度間の財源不足を備えるために設置するものですが、一般的に基金残高は普通交付税の算定時に算出される標準財政規模の10%から20%程度が一般的な水準とされております。横瀬町の令和元年度決算における標準財政規模により20%で算出した場合、4億7,542万7,000円となります。令和元年度決算時点の基金残高は10億283万3,000円となっており、標準財政規模の42.2%となります。一般的な水準より基金残高が多い状況ですが、これは横瀬小学校校舎整備事業等の財政需要が見込まれることから、財源不足に備えるためのものです。

財政調整基金につきましては、台風や集中豪雨などの大規模災害などの予期せぬ事態が発生した場合の初期対応費用など、また想定外の減収になった場合の不測の事態の備えとして確保していくことも必要と考えます。今後も財源不足の備えのため、適正な基金残高を維持できるようにしていきたいと考えております。

次の4の公債費比率についてですが、公債費比率につきましては、毎年9月議会定例会の決算報告の際に、健全化判断比率の一つの指標として、実質公債費比率として報告しております。実質公債費比率は、一般会計の負担する地方債等の元利償還金が標準財政規模に対してどのくらいの割合であるかを示すものであり、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標の一つであります。財政構造の健全性に影響を与えないためには、10%を超えないことが望ましいとされております。

横瀬町の令和元年度の実質公債比率は7.1%で、平成24年度以降7%台を推移しており、元利償還金等の負担は低い状態を維持しております。公債費に関しましては、今後、現在建設を進めている横瀬小学校校舎整備事業に係る起債額は高額になることが見込まれております。このため、公債費比率は借入れから

元金据置き後の令和7年度から3か年平均で8.1%になると見込んでおります。横瀬小学校校舎整備事業に当たり、令和4年度も交付税措置のある地方債の起債での対応が可能となっておりますが、地方債の起債額と財政調整基金からの繰入れ等を検討しながら適切に対応していきたいと考えております。

次の5の事業の見直しと組替えについてですが、少子高齢化の進展や人口減少などの社会情勢の変化により、住民から求められている要望は多様化しており、町は住民の声にしっかり対応していかなければなりません。限られた財源の中で、住民の要望に応える必要な施策を推進していくためには、事業の実施状況を踏まえた事業評価を行い、その結果を踏まえて事業を見直し、予算編成につなげていく必要があります。今年度より、第6次総合振興計画がスタートし、目指すべき将来ビジョン「日本一住みよい町、日本一誇れる町」実現のために各事業を始めたところですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、多くのイベントなどの事業が中止を余儀なくされ、また感染症対策などの想定外の事業実施など、当初の事業が予定どおり進められない状況となりました。

令和3年度の予算編成に当たり、予算編成の基本方針により、各事業について執行状況や事業実績から中長期的な観点から、事業内容や実施方法、経費などの事業の見直しを行い、予算編成を行いました。新型コロナウイルスの終息の見通しが立たない中で、計画実現のため、コロナ禍で事業実施しなければならない状況ではありますが、状況の変化に適宜、事業を見直しするなどの対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 税務会計課長。

〔新井幸雄税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 私のほうから、要旨明細の(2)につきまして答弁いたします。

議員のご質問にもありますように、新型コロナウイルス感染拡大が日本経済に大きな打撃を与え、今後その回復に相当な時間がかかることが予想されます。景気の悪化は、横瀬町におきましても町民税の個人所得割、法人の法人税割などの減収につながり、今年度も当初予算時と比べ大幅な減額、特に法人税割におきまして大幅な減額となっております。現時点では、令和3年度におきましても、町民税は引き続き減収となることを想定しておりますが、一方でこの町民税と併せて町税全体の約9割を占めることとなる固定資産税につきましては償却資産税の増収などが見込めるため、令和3年度につきましては7.6%の増となっております。これらのことから、令和3年度予算における町税につきましては、対前年度比約3.5%の減となる予算を見込んでおります。

税務会計課といたしましては、今後もコロナウイルスによる不確定要素が多い中、国、県などの税に関する情報や経済の動向などに注視しながら、町の財政運営の貴重な財源である町税の徴収に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 1のコロナ禍が財政に与える影響について、こちら答弁いただきました。そして、答弁してもらう前に一般会計の令和3年度の予算書を見ましたところ、私のほうで心配していることがか

なり頑張りの中で消化されているというような感じがしましたので、こちらとしてはよかったなというように感じております。

ということで、1番の関係ですが、令和2年の4月16日付の日本経済新聞によりますと、今から103年前の1918年のスペインインフルエンザ、流行性感冒は1920年夏に終息し、内務省の当時の記録では、全流行期間の総感染者数は2,380万人、死者は38万9,000人、当時の国民の4割が感染し、死亡率は1.63%とされ、未曾有の大惨禍となったとありました。感染症の蔓延は、経済や文化を大きく変容させています。現在の日本でも、テレワークや時差出勤などが推奨されています。これまでなかなか実現しなかった働き方改革は、一気に進む可能性があります。私たちは、新型コロナウイルスの蔓延という災いを受けていますが、ピンチをチャンスに変えるよい機会と捉え、財政の健全化を推進していただきたいと思っております。まさに災い転じて福となすを期待するものでございます。こちらにつきまして、副町長の見解をお聞きしたいと思っております。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうからご答弁させていただきます。

今議員ご指摘の観点は、まさに今我々が頭に置いて進めているということになります。テクノロジーの活用ということしかり、それから皆さんの意識がまとまっているというこのタイミングで、新しいいわゆる変革、ただこれ世の中で、よく変革、変革と言われてはいますが、横瀬らしいスタイルを探しながら進めていくという中で、お金の使い方も考えていく、そういうことになるのかなど。ですから、上手にお金を使いながら変えていくということで、財政の健全化にもつなげたいというふうに考えております。

以上です。

○阿左美健司副議長 再々質問は。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 質問の仕方がちょっとまずかったので、まとめて申し上げます。

2番目の税収の見通しでございますが、町税で一番多かったのは平成9年度の14億5,184万円をピークにして減ってきているのは皆さんご承知のとおりだと思います。ただいま税務課長さんの説明の中で、固定資産税が6億5,008万5,000円になったということでございますが、固定資産税も一番多いときは7億5,000万円ほどありましたので、これから引き続き課税客体を把握して、公平かつ適切な課税に励んでいただきたいと思っておりますので、こちらについては土地家屋分の新增築等はどのぐらいの件数になっているかお願いしたいと思います。

そして、(3)の財政調整基金でございますが、先ほどの説明ですと、令和元年度で決算が10億283万3,000円となって、先日まち経営課のほうへお聞きしたところ、令和2年度では大体10億7,309万6,000円になるというふうなお話を聞きました。すぐ答えていただけるような、職員が大変優秀かなと思えました。ということで、たまたま令和2年の12月6日付の読売新聞に、新型コロナのウイルス拡大に伴い、感染予防や経済支援などに費用を投じてきた県内自治体が厳しい財政運営を強いられている。多くの自治体は、貯金に当たる財政調整基金を取り崩しているが、状況次第では追加もある。コロナ禍で地域経済が冷え込

む中、法人市民税などの税収が減少する見通しで、来年度予算に向けた財源の捻出に担当者は頭を悩ませているとありました。特に上尾市は、市内の中小零細事業者へ一律5万円の支給や学校などへの消毒液の配付などで財調を取り崩し、上尾市にあっては9月末時点での残高は僅か696円となっております。そして、上尾市のさらに資料でございますが、上尾市の令和元年度の支出は657億円あるそうです。そして、扶助費がその中で200億円、職員の人件費が130億円、借金返済が65億円、この義務的経費が支出に占める割合は県平均で52%、上尾市は60%で、埼玉県で1位と言われておりますが、横瀬町は義務的経費はどのくらいあるのかなというのをちょっとお聞きしたいなと思います。

それから、公債費比率ですが、先ほどまち経営課長さんのほうで平成30年度が7.4%、そして令和元年度が7.1%というふうなお話も担当者にお聞きしたところでございます。横瀬町におきましては、昭和63年から平成3年度に建設した、町民会館を建設したことがありまして、そのとき約9億5,000万円ぐらいの建設費で、財調を取り崩して起債が増えて、平成元年度が13.2%、そして平成2年度で公債費比率が18.2%、平成3年度が17.3%、平成4年度が16.9%になり、当時、県下90市町村の中でトップの数字を占めた。こういうこともございましたので、この辺もこれから利子の返済が始まる、そういうときに町民に過大な負担をかけるのではないかなと、そういうところが危惧されるところでございます。

そして、町債の現在高を調べますと、こちらの一般会計に上程されているのが、令和2年度は33億8,795万3,000円、そして令和3年度が43億525万6,000円でございます。令和元年度と令和3年度を比較しますと11億4,907万円ほど増えておりますので、この辺の心配が出てくるところでございます。単純に計算しますと、43億525万6,000円を人口8,200人で割りますと、町民1人当たり52万5,000円ぐらいの借金となるというような計算ができますので、町民の方がある程度希望を持って、さすが横瀬町だと言われるような財政に取り組んでいただければと思います。

そして、5番目の関係でございますが、事業の見直しと組替えについて、こちらにつきましては平成17年3月につくりました、スリムで効率的な行政運営を目指したというものがございます。これを一つの手本にして、やはり財政を広げるのではなくて、収支のバランスが図れるような進め方をしてもらった方がいいのではないかなと思うところでございます。

私、経験で申し上げますと、平成17年の予算が33億円でした。それを秩父市と合併しないために何とかしようではないかということで、緊急行財政改革プログラムに沿ってやったところ27億円になりまして、6億円の圧縮を図りました。その辺のことをよく勉強していただきますと、財政運営もある意味で参考になるのではないかなと思うところでございます。

そして今、一番私が懸念しているのは、役場職員の定員適正化計画というのがございまして、当時こちらに載っているのが99名の職員を10年間で86名に削減するのだと。昨年の9月の一般質問でも行いましたけれども、現行は一般職が92名、そして特別職含めると95名だと。来年度の採用が4名、そして定年退職者が1人いるということで、実質的には3名増で、一般職員が95人。特別職を、3名の方を足しますと98名となります。何か時代に逆行しているのではないかなというような気がいたします。できればそういうことも考えていただきます。

そして、この緊急行財政改革の検討事項の中で人件費の削減ということで、例えば議会議員の報酬等を削減した、町長等四役の給与等の減、それから非常勤特別職の報酬減、それから一般職員の手当の減とい

うようなことを見直していただいて、その中で6億円の一部を負担したということでございます。そのときに、町長の給与は平成17年4月1日のときが68万8,000円でした。そして、これを改正しようということで59万1,000円になったと。そして、そのときに職員と痛みを分かち合うのだというような意味で特例条例をつくっていただきまして、町長の給与については10%減の53万1,900円、そして副町長51万9,750円、5.5%の減です。それから、収入役は3%減、51万4,100円、それから教育長が2%減で51万580円、これが平成27年1月24日になりましたら元に戻りまして、町長は59万1,000円、副町長が55万円、教育長が52万1,000円ということになりました。こちら辺につきましては、職員と痛みを分かち合うということも考慮していただいて、町長の見解をお聞きしたいなと思うところでございます。よろしく申し上げます。

○阿左美健司副議長 それではただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 答えいたします。

義務的経費の関係でございますけれども、令和2年度予算ベースで申し上げますと、義務的経費は全体の40.7%でございます。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 税務会計課長。

〔新井幸雄税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 若林議員のご質問におきまして、土地税額と家屋税額の件数ということだったのでございますけれども、今手元にあるのは課税標準見込額の全体の金額なのでございますけれども、それよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 土地税額につきましては、125億211万3,498円でございます。それと、家屋税額につきましては144億6,031万1,692円でございます。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、健全な財政運営は非常に大事です。しかも、縮んでいくまだ横瀬町の状況にありますので、自然体で行くとこのまま少しずつ厳しくなっていくところを何とかしなくてはいけないという問題意識は持って取り組んでおります。そういう中で、来期のコロナの影響は少し、非常にまだ心配なところはあるのですけれども、まあまあ何とか来期の予算は組めました。

あと、財調に関しては、今10億円ちょっと積んでいるわけなのですけれども、私なっただけで8億円ぐらいだったかな、2億円ぐらいここ何年かで積み増しができてきていると。それで、学校でかなりこれ使わないのかなと思ったのですが、先日説明会でご説明させていただいたような、今水準のイメージを持ってしまして、一般財源が学校の関係で1億8,000万円ぐらいです。だから、その前後ぐらいの取崩しで、今の想定だと財調は済む可能性が高くなってきているという状況です。ここは、今後に備えて一定額

の財調を持っておくというのは大事ななというふうに思います。

それから、あと公債費比率は学校で事業債を使う関係がありますので一時的には増えますが、今の横瀬町の入りと出からすると何とか足りるかなと。加えて、最近ふるさと納税がやっと財源として、今期は4,800万円超えたところまで来ましたので、やっと財源としてカウントできるところまでは育ってきたという状況で、これもこの先大事な財源として伸ばしていきたいなというふうに思っています。

あと、報酬の関係なのですが、今とりわけ三役の報酬に関しては、総体水準でいくと県下では最低水準です。全国的にも、かなり低い水準になっていると思いますので、まあまあ縮まった運営にはなっているかなというふうに思います。いずれにせよ、まだまだ将来これで大丈夫という町ではございませんので、効率的な財政運営はしっかりやっていきたいなというふうに思います。

あと、人員の関係なのですが、これ出向者込み、それから産休の人たちも込みでの数字です。昔と組織の形も変わっていますので、単純にこの数字だけではなかなか判断できないところがあります。どちらかというと、今の体制でも持っている仕事、それから出向で出す人たち等を考えますと、かなりぎりぎりの水準で回しているかなというイメージはあります。しかしながら、当然これも縮んでいく町だからということでもありますので、よりスリムな運営は心がけていきたいというふうに思います。

○阿左美健司副議長 答弁漏れはあります、大丈夫ですか。今再々質問なので、答弁漏れがあるかどうかを確認させてもらったのですけれども。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 そうですね、町民会館を建設したときに、財政調整基金が平成元年のとき4,200万円に減ってしまったのです。それで、平成2年で3,200万円、平成4年が7,200万円と。それから積んできて、ここまで来たのですけれど、この辺についてはぜひ、そこまでやっても過去に例があるということを見ていただいて、先ほどの答弁ですと10億円は残るのだと。実際、公債費の元金と利子の返還が決まったら、その辺も考えていくということだと思います。

そういうことで、質問ではないですが、よくやっていたているのだという見解というか、私のほうはそれでよろしいかと思えます。努めて頑張っていたきたいということをお願いを申し上げまして、健全財政に励んでいただければと思うところでございます。

以上。

○阿左美健司副議長 それでは、以上で9番、若林想一郎議員の一般質問を終了いたします。

---

○阿左美健司副議長 それでは、次に10番、関根修議員の一般質問を許可いたします。

10番、関根修議員。

〔10番 関根 修議員登壇〕

○10番 関根 修議員 10番、関根でございます。東日本の大震災から10年目ということでして、ちょうど10年前は議長席に座って、大揺れでこの照明が落ちてくるのではないかなと思って、すごく死んでしまうのではないかなとか思いましたけれども、その後被災地に十数回行って、今でも三、四年たったらみんな

忘れてしまうのではないかな、地元のことはという思いでした。自分だけは忘れまいと思いましたがけれども、その後なかなか行けず、去年でしたっけ、おととしかな、南三陸町に視察で行って、ああ、随分変わってしまったな、町が1つ消えてモニュメントだけ残ったかなという感があって寂しい感じがしました。でも、テレビ等で見ると、被災地の気仙沼だとか陸前高田だとか石巻だとか、それに負けず頑張っている姿を見ると、本当に逆に励まされているような気がいたします。

それでは、議長よりご指名をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。コロナ感染禍の状況下で、緊急事態宣言の解除もままならない状態にあります。平成30年の3月定例会の冒頭にも述べましたが、ある経済学者は、人間の絆の衰退が社会的危機をもたらすばかりか、経済的危機が人間の絆を衰退させ、人間の絆が社会的危機や政治的危機を激化させるという悪循環が日本で形成されていると分析していますという文を見ました。不安定な雇用や、そういう不安定な就業の増加が、人間の絆としての社会資本を著しく衰退させています。この社会資本の衰退は、行政経費の増大にもつながります。つまり社会資本としての人間の絆を再び築き上げることが、横瀬町のような基礎的自治体の使命であると考えます。人間の絆の強化が、地方の強化につながると考えます。コロナ禍の社会状況において、上記のことを再度頭の中に浮かべました。このような観点から、秩父地域の各自治体間の連携を強化し、信頼関係、絆を築くことが重要であるとさらに意識しています。平成30年3月定例会にも述べましたが、これらを踏まえて質問1の地域医療についての質問をします。

これも重なっているかと思いますが、地域医療の充実は重要です。ここ10年ぐらいの歴史をひもとくと、平成22年、23年度、秩父地域の医療体制の弱体化を懸念され、定住自立圏構想での地域医療の連携で特別交付税枠1年間に1億2,500万円分を、2年間の限定で重点的に医療分野に振り分けることを皮切りに、医療体制の強化の第一歩を踏み出しました。それ以来、今日まで地域医療の充実を図ってきました。

さて、秩父地域の地域医療の中核を担うのは秩父市立病院です。横瀬町にとっても大変重要な医療インフラであり、当町にとっても欠かせない病院であります。秩父市立病院の充実、横瀬町の住民が安心安全に暮らせるよりどころであると考えます。今回、さきの広域市町村圏組合の2月定例会において、秩父市議により、先ほど黒澤議員も述べましたが、久喜管理者に対し一般質問がなされました。質問事項1において、(1)、病院の在り方、広域病院についての考え等がありました。市長、管理者の答弁は、市民病院の老朽化、コロナ禍の施設としては役に立っていない。動線がコロナ感染向きではない。厚生労働省の医療体制の再編に対し、国の委員会の委員の一員であるので、これに対して地域性があり、一律の再編をすべきではないと提案している。このことから、地域医療の充実のため、市立病院の新築と保健センターの併設の考え、小鹿野病院との協力利用を視野に入れ、広域化を目指し、秩父圏域の医療体制の構築を次の4年で目指したいとの答弁がありました。

さて、そのことを踏まえ、次の要旨に従って質問いたします。横瀬町には公立の病院がなく、市立病院に依存しています。市立病院の充実、横瀬町にとって大変重要であると考えます。秩父市立病院の現状をどのように把握していますか。

要旨明細(2)、秩父市立病院の横瀬町民の利用状況及び利用時の秩父市民との差異はどうなっていますか。

要旨明細(3)、地域医療の連携の現状はどのようになっていますか。

(4)、広域市町村圏組合議会で市立病院の広域化の発言が管理者からありました。町長はどのように考えますか。また今後、地域医療に関し秩父市とどのような協力関係を展開する考えですか。

次に、質問2、高齢者サロンについて質問いたします。2010年から2025年間の75歳以上の高齢者の増加は、東京都74.3万人増で197.7万人、埼玉県で58.8万人増の117.7万人の増加数で、増加数では東京が最多、増加率では埼玉が2倍で最高率です。いわゆる2025年問題であります。このような状況下で、高齢化社会の問題や社会不適合の問題が顕在化してきています。また、コロナ禍においてもそういう問題が発生、孤立化が発生しています。

イギリスでは、メイ首相の時代に高齢化社会や社会不適合など、孤独に困っている人間が急増していることが社会問題化していました。イギリスでは、当時孤独問題担当国務大臣のポストを新設し、社会で孤立に困っている人のための総合的な政策を率いるため、また政府は孤独の問題に関する調査を開始し、人々を結びつけるコミュニティー活動に対し金銭的な助成をするためと発表しています。孤独は健康に悪影響を及ぼす現代生活の悲しい現実だとして、慈善団体や企業と協力して政府の戦略を練るといふ、孤独を常時または頻繁に感じる人は、英国の人口6,500万人のうち900万人おり、高齢者層が、約20万人が1か月以上も友人や親族と会話しない、65歳以上のうち360万人がテレビが主な友達であるという報告もあります。また、英国経済に、イギリス経済に毎年4兆8,000億円もの損失を与えるという調査もあります。人口規模でいくと、日本での損失は10兆円以上にもなります。日本も対岸の火事ではありません。

経済協力開発機構（OECD）が21か国を調べたところ、友達や同僚と過ごす時間があまりないと答えた男性の割合は日本がトップ、女性もメキシコに次いで2位と、世界で最も孤独な国の一つというデータもあります。コロナ禍において、やっと日本にも孤独・孤立担当大臣が新設されました。坂本地方創生大臣が任に当たるとのことですが、このような社会変化の中で高齢者の問題は緊急課題であり、孤立化、孤独化することを解消することが重要であります。高齢者等の居場所づくりは、大変有効な手段であると考えます。また、全世代的にもますます居場所づくりが重要課題であると考えます。

そこで質問事項、ここでは高齢者サロンと言っていますが、全体的に居場所づくりのことにになりますが、要旨明細に従い質問いたします。高齢者サロンの実情、実施状況はどのようになっていますか。実施地区、場所、利用者数等ですが、等は各実施団体への補助金等、補助金の額などであります。

(2)、今後の展開をどのように考えていますか。

以上、壇上での質問を終わります。

○阿左美健司副議長 それでは、質問1、地域医療についてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

[平沼朋子健康づくり課長登壇]

○平沼朋子健康づくり課長 質問事項1、要旨明細1から3について答弁させていただきます。

1、秩父市立病院の現状についてでございます。秩父市立病院は、1966年に開設以来、秩父地域の医療の中核的な役割を持ち、地域医療に貢献していただいております。現在においても、大学病院や秩父地域の医療関係機関と連携し、地域の二次救急全般を支えていただいております。さらに、今年度から休日、夜間の救急輪番病院が減ったことにより、その多くを市立病院に担っていただいていることに加え、コロナウイルス感染症等への対応など、医師及び医療スタッフの不足が懸念されています。

秩父市立病院の現状でございますが、内科、外科、泌尿器科、整形外科、脳神経外科、外科、小児科、循環器内科等を診療科とする秩父圏域における数少ない病院でございます。令和3年4月からは、医師17名、看護師110名となり、スタッフ総数189名の職員体制となる見込みです。平成28年度の状況と比べると、医師2名、看護師8名の減となっております。令和元年度の収支決算収益は29億381万円でございます。それに対し、費用は29億7,168万円で、当年度の純損失は6,789万円となっております。なお、収入のうち2億7,029万円が一般会計からの繰入金となります。

また、現状について市立病院の職員に確認したところ、課題を3つ挙げておりました。まず1点目は、看護師不足の問題でございます。以前から看護師を募集しても応募が少ない状況でしたが、今年度は12名の退職者に対し、2名のみ採用となっております。秩父看護専門学校の卒業生の応募もなかったのが現状です。また、循環器内科の医師が常勤から非常勤となっております。

2点目としては、コロナウイルス感染症の影響で、入院及び外来の患者数が減少したことに伴う収入減でございます。

3点目でございますが、施設の老朽化に関するものでございます。市立病院の南館は昭和56年、本館は平成3年に建設されたもので、特に耐用年数を超えている南館の老朽化は著しく、大型改修が必要な設備が幾つもございます。現在、建て替えも視野に入れて検討していると聞いております。

続きまして、要旨明細2、町民の利用状況、利用時の秩父市民との差異についてでございます。令和元年度の外来患者の延べ人数は7万8,147人、そのうち横瀬町民の利用は7,016人、利用率が8.98%となっております。入院については、延べ利用者3万6,139人、そのうち横瀬町民は3,380人となっており、利用率は9.35%となっております。平成28年度の利用率は、外来が8.57%、入院は11.55%となっており、令和元年度と比較すると、外来で0.41%増、入院は2.98%減となっております。

次に、秩父市民との差異についてですが、入院時の特別室の利用料金が秩父市民と比べ1.5倍の料金になっていると聞いております。本人が希望して特別室A室を利用した場合、個室でバス、トイレ付きの部屋になりますが、1日当たり通常5,500円を8,250円と、市民より2,750円多く支払うこととなります。また、特別室B室の個室で1,550円、特別室B室の2人部屋で825円の差異が生じております。その他、通常の診療や入院時に大部屋を利用した場合には、利用料金等に差異はございません。

続きまして、要旨明細3、地域医療の連携の現状についてでございます。秩父地域におきましては、1市4町で実施しているちちぶ定住自立圏構想の枠組みの中で、秩父市長を会長とする秩父医療協議会が組織されています。秩父医療協議会では、地域医療の問題を秩父地域全体の問題として取り上げ、医師、医療スタッフの確保、救急体制の維持、予防医療やリハビリテーションの充実などを推進するため、秩父地域の医療体制について検討、連携を図っております。また、各市町から財政支援をしておきまして、後期研修医等受入病院支援事業、産科医師、助産師、看護師確保支援事業、救急医療支援事業、医療スタッフ確保支援事業等について補助金を交付しています。また、今年度は新型コロナウイルス感染症対策を行っている救急告示病院等に対し、感染症対策補助金を新設しました。また、医療の連携については、秩父郡市医師会を中心に秩父地域の医療体制について検討、連携を図っております。新型コロナワクチン予防接種についても、1市4町連携で実施しております。

また、保健、医療、介護、福祉の関係者と地域住民が連携を取り、安心して生活できる地域の構築を目

指し、ちちぶ版地域包括ケアシステムも秩父地域の連携の一つで、秩父市立病院は、このちちぶ圏域ケア連携会議の事務局として、秩父圏域内における地域課題の解決に向けた検討、調整をさせていただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

先ほど2番議員さんの答弁と、基本的には同じでございます。これは、市立病院は我が町にとって大変大事な公立病院であります。これは、関根議員と同じ思いだというふうに思っています。したがって、この病院がしっかり運営されていくということは非常に大事であります。なので、我々としては、どうか私としては、他人ごとではないという意識で当たっていきたいというふうに思っています。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 1と2と3につきましては、前回の平成29年度のときより外来者数については全体が増えています。入院者数についても、若干全体は増えてはいますが、横瀬町の患者数とか入院者数というのは、入院者数では若干減っています。通院数は若干増えていると。総体的に変わらないということだと思います。

実は前回も、差額ベッド代は大したことない。大部屋なら平等ですから、大したことないといえば大したことないのですけれども、その辺の改善も、何か連携で解消できたらと思います。前回も申しましたけれども、秩父市の一般会計からの負担金というのが若干増えていますよね。前回平成29年度が2億1,500万円だったのが2億7,000万円と今言っていましたかね。横瀬町は、多分広域市町村圏組合からの補助金の負担率で、多分負担しているかなと思うのですけれども、その広域市町村圏組合からの補助金というのが平成29年度は1,700万円ぐらいなのです。前回も申しましたけれども、秩父市の一般会計から繰り出して、何とか経営を保っているということでもあります。

僕は、ちょっと理屈っぽく言うと社会共通資本といって、企業会計とかそういう経営的な観点ではなくて、インフラは、どうしても必要なインフラというのは税で、税を補填してでもとどめなければいけないと。病院は、まさにその典型的なものだと思います。ですから、やむを得ず一般会計、企業会計とは別に補填するわけですが、水道会計なんかだと制限されてしまう場合もあるのですけれども、基本的には水道も社会共通資本、これ宇沢先生の考え方ですけれども、そういう考え方の中で、やっぱり市立病院というのは横瀬町にとっては、経営に参加していないけれども、やっぱり横瀬町も共有しているものだと考えます。ですから、利用規模からいけば、7万8,000人で7,000人ですから10分の1です。2億7,000万円ですから、その10%ぐらいで2,700万円ぐらいを補助金というのですか、出資金として補助するような、そういうインフラの補助の仕方というのは大事なのだと。だから、2,700万円出せなくても1,000万円ぐらい出しますよと、そういう積極的に踏み込んだ協力というのが今求められるのではないかと。コロナ禍でそういうことを感じます。その辺についてどう思うか。

先日、5日ぐらい前の毎日新聞の社会面ですか、何か一番後ろの次の見開きのページに横瀬町のことが

出ていました。医師が3人です。医師の3人というのは、それは個人的な名前出すといけないですけども、90歳の人がいったり、あと皆さん分かると思います。大変脆弱です。だから、もし病院がどんどん少なくなってしまった場合に、大滝と同じような診療所が必要になる。横瀬町が単独で診療所を持たなくてはいけないような、国保病院というか、そういう状況になった場合に、そのほうが費用はすごくかかります。医師を1人抱え、看護師を何人か、だからそういうそれに、まさに直面しているのではないか。個人的には、僕も息子が医者ですから、帰ってこいと再三言っていますけれども、個人の事情があってなかなか実現できない。そういうこともありまして、ぜひ秩父市との連携を、市長は4年後と、当選しなければだめです。だから、当選したら4年間やりますと。要するに、やりますよ。それには、僕は横瀬町の協力が必要だと思う。

なぜそういうことを言うかという、どこに立地するのだから関わったほうがいいです。考えられるのは幾つかあります。例えば秩父セメントの跡地だったら、横瀬に造ったようなものです。すごく便利ですよ、横瀬町にとったら。だからそういう、そこは結構工業用地ということで転用が必要らしいので、結構やるには時間がかかると思うけれども、それは行政のやり方で、持っていく方です。要するに過疎地で医療が停滞していて、そういうところにどういふふうに国に働きかけて有利に展開するかということをやっぱり考えながらやるということが大事だと思います。だから積極的に、他人ごとではないですよ。それは、もちろんそう。だけれども、そこを一步踏み込んで、やっぱり町長のほうが市長よりも若いし、これから先担えると思うのです。だから、やはり積極的に話し合っ、これは選挙後でなければ実際話し合えないでしょうから、どっちがなっても、逆にイニシアチブを取るぐらいなつもりでやっていただきたいと思います。その辺の意気込みを再度聞きたいです。

○阿左美健司副議長 では、ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおりかなというふうに思います。ここは、非常に大事なポイントです。町の将来に向けて大事なポイントなので、できるだけ町民にとっていい形になるように持っていきたいと思います。基本的な考え方としては、やっぱり私もただ乗りはなしです。今横瀬町、市立病院トータルで見ても相応の割合、横瀬町の町民の方々が利用しているという状況で、やっぱり基本的には受益があれば、その負担もあるという、そこはやっぱり表裏だと思います。ただ乗りはないです。

一方で、今秩父市が抱えている財政的な重さも、それも理解をしています。これは恐らく今回の建て替えというタイミングで、いろんなことを新しくするとか変えとかしていかないと、市立病院の存続はなかなか確保できないのかなという危機感も持っています。それら含めて、しっかり話をしていくというふうにはしていきたいなというふうに思います。

以上です。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 横瀬町に移住をさせたいとか、諸施策があります。向井議員の一般質問にもありま

すけれども、テレワークだとかワーケーションだとか、あるいはサテライトをつくってもらいたいとか、これを誘致したり推進するためには、やっぱり医療体制がないと来ないと思うのです。ですから、それはどっちが先かという、並行して物事を進めていかないと、やっぱり医療体制も中核病院がちゃんとありますよ、医師もいますよ。実は、三菱工業セメントが来るときに、やっぱり医者はいるのかというところから始まったそうです。当時は、僕の義理の父だけだったと思いますけれども、ありますよと言って工場になる。そういう要件として、やっぱり健康面だとか、そういうことが大事だと思います。今も同じだと思うのです。今のほうがうるさいですよ。わざわざ、市立病院があっても市立病院は駄目だからと東京に行ってしまうわけですから。だけれども、最低限という言い方は変ですけども、通常行われるレベルのことはやってもらえるということをしっかり確保しておけば、やっぱり違うと思います。

これ個人的な話で、言っているかどうか分からないのですけれども、定住自立でもできるのではないかと言われました。例えば小鹿野、横瀬、秩父、そういう定住自立は全部が参画しなくても、多分小鹿野の病院においてもどういう方向でいくか。先ほど言った厚労省の感覚でいくと、入院の施設は多分カット、このままいけば病床数カットみたいな感じになると、要するに診療所だけみたいになります。答弁のとおり、市長はそれに反対していますよ。これも、町長もいたので聞いていると思うのだけれども、声を大にして言いましたということなのです。だから、それを踏まえて多分そういう定住自立もありではないのと、まずは、だから、それでどういう取決めをするかということがあります。

だから、水道も実は最初定住自立で持ち上がったときに、横瀬と小鹿野は入っていませんでした。どうしてかという、皆野、長瀬が水道は水源がなくて困っていて、秩父市と相乗りしました。横瀬町は、実は代表監査に何で入ったのなんて聞かれたこともあるのですけれども、単独でやっていけないことはなかったです。それでも地域の連携ということで入りました。小鹿野町は、後から入りました。だから、やはり秩父と横瀬というのは、これ商工会議所も同じですから一体感があるのです。でも、際どいところへ行くと、やっぱり合併しなかったりとかそういうこともあるので、ぜひいろいろ4月過ぎてなった方にうまく、町長だけはまだ平気なわけですから、その辺をうまくイニシアチブ取ってしまったらいいのではないかと。現職がなればなつたで、対抗馬がなつたらなつたでそういう働きかけはできるのではないかとと思うので、一応要望でこの質問は、答えますか。

○阿左美健司副議長 では、ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 今のお話をしっかり受け止めていきたいというふうに思います。おっしゃるとおり、広域化といってもそれぞれ事情があります。小鹿野には小鹿野の病院があって、皆野は皆野病院、長瀬になりますと少し生活圏が変わるところがある中で、横瀬は本当にその生活圏秩父と一体という部分が非常に多い。とりわけこの医療に関しては、本当にそうだなというふうに思っていますので、ぐるっと回って戻りますけれども、他人ごとではなく自分ごととしてしっかり考えていきたい、進めていきたいというふうに思います。

○阿左美健司副議長 それでは、以上で質問1を終了いたします。



◎延会の宣告

○阿左美健司副議長 それでは、ここでお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○阿左美健司副議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 4時50分

## 令和3年第2回横瀬町議会定例会 第2日

令和3年3月12日（金曜日）

議事日程（第2号）

### 1、開 議

#### 1、議事日程の報告

#### 1、一般質問

10番 関 根 修 議員

1 番 向 井 芳 文 議員

3 番 阿左美 健 司 議員

1、報告第 1号 議会の委任による専決処分報告についての上程、説明、質疑

1、議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第6号））  
の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5号 横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 6号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 7号 横瀬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 8号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 9号 横瀬町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第10号 横瀬町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第11号 横瀬町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第12号 横瀬町コミュニティバス条例を廃止する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第13号 令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第7号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第14号 令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、延 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
設楽政夫	教育長	守屋敦夫	総務課長
小泉照雄	まち経営課長	新井幸雄	税務会計課長兼 課長兼計者 管理者
大場玲子	いきいき町民課長	平沼朋子	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	大畑忠雄	振興課長
加藤勉	建設課長	大野洋	教育次長

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	平匡史	書記
-----	------	-----	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○内藤純夫議長 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎議事日程の報告

○内藤純夫議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎一般質問

○内藤純夫議長 日程第1、町政に対する一般質問を行います。

10番、関根修議員の質問2、高齢者サロンについてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 それでは、質問事項2、高齢者サロンについて答弁させていただきます。

要旨明細1の実施状況についてでございますが、介護予防事業の一つとして、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと過ごすことができるように、高齢者が集い、通う場所として高齢者サロンの取組が全国的に行われています。当町におきましても、高齢者が健康を維持し、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、地域の皆さんが主体となって6か所で高齢者サロンを開設していただいております。

現在、横瀬町で開設していただいております6つの高齢者サロンの実施状況について報告させていただきます。今年度はコロナウイルス感染症対策のため、当初予定していた事業の6割程度しか実施できていなかったため、今和元年度の実績を報告させていただきます。根古屋地区では、根古屋長寿会が主体となり武甲サロンを月1回、第3区公会堂で実施しております。開設時間は午前10時から正午までで、内容は体操、歌、ゲームなどで11回を実施しております。参加人数は延べ371人、1日平均33.7人、補助金の額は23万3,000円となっております。

苅米地区では、かるいきクラブ運営委員会が主体となり、かるいきクラブを月1回、苅米公会堂で実施しております。開設時間は午前10時半から午前11時30分までで、内容は輪投げや吹き矢、将棋等で11回実施し、参加人数は延べ454人、1日平均41.2人、補助の額は12万7,000円となっております。

中郷地区では、中郷シニアクラブが主体となり、中郷地区高齢者サロンを町民会館喫茶室で実施しております。中郷地区高齢者サロンでは、6区のサロン、11区のサロンをそれぞれ月1回、常設サロンを週2回開設していただいております。開設時間は午前10時から午後3時までで、6区、11区のサロンを計20回、延べ450人、1日平均22.5人となります。常設サロンは61回の実施で延べ1,513人、1日平均24.8人となっております。内容は、体操や月一コンサート鑑賞等です。補助金額は43万円となっております。

川西地区では、横瀬町第15区が主体となり、いちごクラブを月1回、第15区集落センターで実施しております。開設時間は午前10時から正午までで、内容は体力測定、体操、講座等で11回実施し、参加人数は延べ208人、1日平均18.9人となっており、補助金額は5万1,000円となっております。

川東地区では、川東花咲クラブが主体となり喜楽会を月1回、第12区集落センターで実施しております。開設時間は午前10時から正午までで、内容は体操、歌、ゲームなど11回を実施しております。参加人数は延べ754人で、1日平均68.5人となっています。補助金額は33万1,000円となっております。

芦ヶ久保地区では、アスガキボウ委員会が主体となり、芦ヶ久保おたっしゅクラブを月1回、活性化センターで実施しております。開設時間は午前10時40分から午後零時40分までで、内容は、体操、お楽しみ会、講座などです。11回実施し、参加人数は延べ426人で、1日平均38.7人となっています。補助金額は50万円となります。

補助金についての近隣の状況ですが、秩父市のサロンについて紹介させていただきます。秩父市のサロンでは、市で把握しているものだけで現在70か所あり、主に町会単位で実施しています。サロンの条件は、月2回以上、参加者数の制限はありません。補助金については、活動初年度は3万円、活動開始年度の翌年は2万円、翌々年は1万円の3年間のみの助成となっています。旧吉田町、旧大滝村、旧荒川村の20か所については、社協から1人200円の助成金が出ているようですが、その他のサロンについては、立ち上げに関する支援のみで、その後は自主的に運営しているということです。

要旨明細(2)、今後の展開についてですが、高齢者サロンの実施は、参加する高齢者一人一人が主体となって活動をつくり上げていくことで、自分の役割や楽しさ、生きがいを見いだし、社会参加の意欲が高まるものと考えます。また、閉じこもりを防ぎ、仲間同士でお互いのことを気にかけて合うようになることで、見守りの効果もあります。今後は、身近な場所に気軽に参加できるサロンの立ち上げ支援など裾野を広げる取組をするとともに、現在各地域において実施していただいているサロンの運営に関する支援等、相談支援体制を充実させていきたいと思っています。

以上で答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 今、主に実施状況、場所、費用、補助金ということで答弁していただきました。今後の参考にしたいので、表か何かにしたものがあれば、後日でよろしいので、提供していただけたらとまず思います。

実は、僕は中郷のサロンのそばにいるわけですから、時々行っています。そんなには逆に迷惑かなと思って行っていないのですけれども、年に二、三回ぐらい、3か月に1回ぐらいのぞいて見えています。そこでいろんな話を聞いたりしていますが、ほかは行ったことがないので、よく分からないのですが、その運営者の方、ボランティアの方からいろいろお話を聞きます。前回平成30年に質問したときに小泉課長は、補助金のことでいろいろ全地区にやっていると、中郷に対する補助金でいくと、かなりの量になってしまうのでと言ったのですけれども、高齢者サロンについては、ボランティアの確保というのはすごく大事です。ただ言われてやっているだけではなくて、意欲的に参加している方がいる地区が、やっぱり盛んになるのだと思います。

手前みそなのですけれども、中郷のサロンはいわば成功例だと思います。当初は結構50万円ぐらいついただけけれども、それは高いかどうか分からないですけれども、多いのかなという感もしましたが、いずれも導入時点でそういうインセンティブをつけて導入して、なるべく自立していくような形ということなのでしょうが、その中でこんな意見を述べられています。補助金のカット等の要請が多いというのです。ネガティブな要求が多いので、実際に運営している人たちは運営意欲がそがれてしまうというのです。自分たちはいいことしていないのかなとか、評価されていないのかなという、そういうことがあります。ですから、町長がよく言うように、町民参加ということをよく言いますから、そういう点からいくと、下から積み上げてきて努力している人をちゃんと見ないと、やっぱり内容も分からないし、意見も本当に謙虚な人たちが、直にはなかなか言いづらいみたいなのです。そういう意見があります。

ほかには秩父市並みの補助金だということは、秩父市はこうなのですよと言っているというのです。では、秩父市ののが適正なのかということです。今日、今聞いたら、秩父市はただやっているだけです。2万円、3万円。これを見れば分かるけれども、横瀬町みたいな小規模自治体だから、秩父市より手厚くできる。秩父市みたいに広範になってしまうから、それでも70か所。そうすると、そんなに予算がつけられないということなのかなと、今の発表でつくづく感じました。

ですから、秩父市並みにと持ってってしまうのがいいのかなどうか。それでは、合併したらいいではないかという議論にもなってしまうので、高齢者にとっては継続的に増やしていくということなのですけれども、実は平成30年から3年たっているけれども、件数はそんなに増えていません。予想どおりです。1地区1か所かなと。課長にも聞いたのですけれども、本来は徒歩で行く範囲ということなのですけれども、近くても徒歩で行けないのです。結構大変なのです、交通事情とか。だから、成功例あるいは中郷の成功例を見て、よそからも来れる、いろいろ交流ができるような形にして、重点的にそういうことをやっていけばいいのではないかと思います。質問は何かというと、それをどう考えるか。

それと、もう一つは、町長あるいは副町長、担当者は行っているでしょう、あるいは教育委員会とか行ったことがありますかと。教育長にもあれですけれども、それをまずどの程度行ったことがあるか、のぞいたことがあるか、どこでもいいです。聞きたいです。それが1つ。

それと、今までのどういうプランで、高齢者サロンをどういう展開をしようとしたか。実は実験段階でかなりやってきているから、そろそろ今言ったように成功例を参考にしながらやったらどうでしょうかということなのです。

もう一点は、中郷のハワイエの施設は、施設としてサロンを使わなければ休眠状態です。僕もよくのぞくというか、通るのですけれども、あのハワイエが開いているときは、何となくまちが活性化しているような気がする。カーテンが開まっていると、何となく中心地、よく中心地の活用といいますけれども、そんな感じがします。だから、それをどう利用するかというのは、サロンに限らず、あそこを各種団体に1日ずつ担当してもらって何か活用する、あるいは無料でコーヒーぐらい出せるようなシステムにする。実はエリア898もいいのですけれども、入りづらいです、正直言って。町民会館のハワイエのほうが目立つし、入りいいと思います。トイレもあるし。だから、そういう今あるものをちゃんと活用していくという方向を考えたらどうでしょうかということ。それについてどう考えますかということなのです。その3点をまず。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 先ほどのご質問で、中郷の例を参考にそういう取組をしたらどうかというところでございますが、どのサロンにおきましてもいろんな企画をして、充実した実施をしていただいているところがございます。中郷のサロンについても、通常のサロンよりも多く実施していただいたり、またどなたでも受け入れる体制を取っていただいたりということで、充実したサロン運営をしていただいていると思っております。

また、補助金等につきましても、各サロンに合わせた対応を検討していきたいと思っております。また、新しい取組も含めて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 それでは、私のほうの名前を言っていただきましたので、町民会館でやっているところなのですけれども、私も町民会館に行くことは時々ありますので、特に水曜日とかサロンをやっているときに、そのときにはその都度もちろんごあいさつをさせていただいておりますし、それから扉を開けてあいさつをさせていただくことはありますが、中はずっといるということはまだ経験ございません。

もう一つは、そこの使い方というふうなことだけで、一つ私どもの使わせていただいている内容としてご承知おきいただければと思う内容として、適応指導教室としても週に2回ほど使わせていただいております。そういうときには逆に閉まっていないと使いにくいということがございますので、その点はまたご承知おきいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 今、私がサロンに行ったことがあるかというお尋ねでございました。

町民会館のサロンに少しお寄りしてお話をしたことはございますが、中に入ってご一緒したとか、しばらくいたということは、これまではございませんでした。

以上でございます。

○内藤純夫議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからお答えします。

まず、行ったことがあるかに関しては、今ある6か所のうち5か所、1か所だけまだ行ってないところがありますが、5か所は行っています。議員おっしゃった中でやっている方の意欲の部分、非常に大事なかなというふうに思います。やっぱり、やる側もやりがいを持ってやるあるいは楽しくやるということでないと、なかなか続かない仕組み。だから、そこをどうつくっていくかということは、これからもしっかり考えていきたいというふうに思います。よそからも来れるような形とか、あるいは交流する形というの

も、それはあっていいかなと思います。

現状の課題ということで言いますと、私としてはもう少し分母を増やしたいです。今、活動している6か所は、それぞれ大変個性的でいい活動をしていただいています。集まってくる人たちが、楽しくなって帰っていくというのがよく分かります。これは行っていますので。という中で、一方、まだ1地区1か所なのですけれども、参加していない人がたくさんいます。だから、そういう人たちをどういうふうに参加してもらおう仕組みをつくるかとか、あるいは小さいのをもっと増やすのかとか、とにかくもう少し裾野を広げるといところは、町としては注力していかないといけないという問題意識を持っています。

ということでいきますと、なかなか費用のところは頭が痛いところでして、近隣を調べてみますと、横瀬町、コストとしては一番高いです。なかなかほかにはないくらい高くなっていて、そこはちょっと課題です。なので、できればお金をかけたくない形にしたいですが、一方でやる人の意欲もそぎたくないですし、裾野も広げないといけないという、今はそんな問題意識を持って取り組んでいます。

いずれにせよ、これから高齢者自体が、高齢者の比率はもちろんこの町は増えていくわけですので、高齢者の方に健康的に楽しい生活をしていただくという面においては、この機能ってすごく大事だというふうに思っていますので、しっかり取り組んでいきたいというふうに思います。

○内藤純夫議長 では、時間がないので、再々質問どうぞ。

○10番 関根 修議員 コストの面がということなのですけれども、どれが適正かというのは再度考えていただいて、意欲もそがないようにということなのですけれども、運営している人も高齢者なので、健康な。だから、そういう人が意欲を持って自分よりちょっと弱者の人を面倒見る。そして、そこを中郷の場合は多分10時頃から3時頃までやっています。それをやるのは大変な作業だと実は思うのです。そういうものに対して敬意を持っていただいてやると。

それと、補助金体系というのが本当にちゃんと確立しているのか。最初、確かに50万円と高額でいってしまったから、それで推移しているのだけれども、再度ちゃんと人数割だとか、あるいは時間割だとか、秩父市内とかだったら、通り一遍に頼まれたからやるよといって、では継続性があるかといったら、いいかなと、次やろうかと。現状はどうなのか。月1回でと、ただですよ。それは続けてもらう。行政としてそれを推進しているのかといったら、はっきり言ってこれは推進していませんよね、と思います。他のところを非難するわけではないけれども、そんな感じがします、個人的に。

それで、何で教育長に聞いたかったかというのと、公民館活動のリトルラビットと中郷の老人会がコラボしている写真があります。これは彩の国の教育というどこかのなのではすけれども、僕の聞き違いかもしれないけれども、秩父市のホームページから取ったというのです。課長にも昨日見せましたけれども、こういう事例で、これは公民館活動を65か年やっているということで、優良でというので紹介を受けた。それにこういうコラボがある。

だから、あのホワイエ、中心地の意味というのが、あそこに子供たちも来る、いろんな人が来るということで交流ができるという利点もあるので、ぜひその枠を、僕は平等感からいけば、適正な補助金体系がいいと思います。ただ、横瀬町には今もあるのかな。魅力アップ事業とかありましたよね。それにプラスアルファで加算していくというやり方もあるわけです。そういうのに指定するか。あるいは介護保険の中で云々ということがあるから、介護保険の中の時間が長くなれば、当然いろんな介護の分野のパートに分

かれると思うのです。それで、補助金も加算していくというようなことを考えれば、幾らでも工夫はあると思います。ぜひこういう他とのコラボもあるので、ぜひ積極的にやっていく。裾野を広げて云々というのは重要だけれども、3年間どういう努力したのですかと聞きたいです。そのときも小泉前の課長は、そういうふうに言っていましたから。ボランティアが集まらないのだと思うのです、やる方が。だから、その辺のことを再度3年間どういう努力したか。

それと、最後に孤独・孤立担当大臣というのができましたよね。そういうこともあって、これは老人だけのことではないので、ちょっと質問の内容とは違いますけれども、その辺のことも考えてそういう居場所づくりというのを、今後どういうふうに進展していくかというのを質問させていただきたいと思います。

○内藤純夫議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 先ほどの質問ですが、3年間でどのようなことをしてきたかということなのですが、3年間、各地域のサロンを担当者が回りまして、いろいろ運営状況とか、運営の仕方についてご相談をさせていただいて、今年度については既に申請している補助金の額も少なくなっているところなのですが、またなるべく条件を同じような形を取りながら進めていければいいかなということで、今現在各地区を回っているところでございます。新しいサロンの立ち上げにつきましても、今交渉をしているところでございまして、そこが立ち上げできるように支援をしていけたらと思っております。

あと、居場所づくりとしましては、それぞれのサロンもありますが、総合福祉センターとかも大型のサロンになると思いますので、その辺の活用についても同様に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 孤独と孤立が、この国において今大きな課題になっているということは、強く認識をしています。横瀬町の場合には、カラフルタウンというテーマを掲げて、多様性というのを掲げているわけなのですが、居場所づくりで大事なものは、当然楽しいから行くという仕組みづくりとか雰囲気づくりが大事でして、それをどういうふうに感じてもらうかということ、やっぱりそこには多様性が必要なというふうに思います。それぞれのクラブの活動を見ていまして、仲よしさんが集まってくるとというのが基本になっています。ここに行くとならさんと会えるからというのが大きな動機になっていて、それをたくさんつくっていくためには、それぞれの集まりに多様性は必要なと思います。

先ほどの世代を超えた交流ももちろん大事なのですが、世代を超えたという部分も大事ですけれども、一方でいろんな集まりがまちの中であって、参加する障壁が低いというのですか、そういう状況をつくっていくというのがすごく大事なというふうに思っています。いずれにせよ、孤独と孤立の社会課題に対して、横瀬町はしっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

以上で10番、関根修議員の一般質問を終了いたします。

---

○内藤純夫議長 次に、1番、向井芳文議員の一般質問を許可いたします。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員 皆様、おはようございます。1番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、先日3月11日で東日本大震災、10年を迎えました。犠牲になられました皆様に対しまして、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

また、いまだ避難されている方を含めまして、被災された方が一日でも早く元の生活に戻れることを祈っておりますけれども、やはりこれだけの傷は一生かかっても癒えないのかなということ、本当にお気の毒だなということをおもいますとともに、何かできることがあれば、協力をしていきたいということをお心から思います。

それでは、一般質問に移らせていただきます。質問は大枠で1つでございます。それでは、質問に移らせていただきます。昨年6月の定例会にて、移住促進政策におけるテレワークの可能性についての一般質問をさせていただきましたが、今回はその続編といたしまして質問をさせていただきます。多くの自治体がテレワークやワーケーションの推進に力を入れる中、パソナグループの淡路島移転やジャパネットたかたの福岡移転、アミューズ、当町も連携をしておりますけれども、の富士山麓移転等、企業側もそれに応えるように地方移転を始めております。また、企業単位でなくても、各個人でテレワークによるおうち時間を見据えた住みよい場所への移住をされる方も増えております。

そのような中、この横瀬町においても、テレワークやワーケーションの推進に力を入れて取り組んでおりますが、当町におけるテレワーク及びワーケーションの推進の現状について教えてください。

次に、それらを踏まえ、移住政策の現状について教えてください。

そして、最後にテレワーク及びワーケーションの促進並びに移住政策の展望を教えてください。

質問は以上です。ご答弁、よろしくお願い申し上げます。

○内藤純夫議長 質問1、テレワーク及びワーケーションの促進と移住政策についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 向井議員の一般質問に答弁させていただきます。

まず、(1)のテレワーク及びワーケーション促進の現状についてですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、職場に出勤せず自宅等で働くテレワークが急速に普及し、職種によっては地方で暮らしても、テレワークで都心の会社と同じ仕事ができることが可能となりました。横瀬町は、都心からの距離やこれまで築いてきた関係人口をベースに、町外の人たちの活動の場として、また新しい生活スタイルが定着する中、地域の方の働く場としての可能性を持っていると考え、テレワークをも活用していく方向性を追求してみたいと考えております。

本年度より本格オープンしたエリア898は、町内外の方が合流できる、多世代の方が同じ場所で過ごせるコミュニティスペースを念頭に置いた施設であり、テレワークの活用も可能となっております。現在、自分の仕事のペースに合わせ、継続的に施設を利用している方もいらっしゃいます。このような動きを交流人口、定住人口の増加に広げるため、昨年よこらばに提案、採択された秩父市で展開する働空間（はたらくうかん）さんとの横瀬ワーケーションプロジェクトでは、実証試験として地元の事業者にメリットのあるプログラムを組み行いました。今後、秩父地域全体のちちぶワーケーションとして拡大し、展開していきたいと思っております。

昨年7月、秩父地域の企業や働く方々へのテレワーク環境の支援、また都心へ向けた秩父地方へのワーケーションを発信する団体として、ちちぶテレワーク協会が発足しました。この協会の取組と今後連携し、エリア898を異なる職業や仕事を持つ人たちがオフィス環境を共有し交流できる施設、コワーキングスペースとしても位置づけて展開していきたいと考えております。

続いて、(2)の移住政策の現状ですが、現在移住促進事業として、ちちぶ定住自立圏の構成市町1市4町が共同で行っております空き家バンク事業があります。空き家バンクは、空き家や宅地等の土地の売買、賃貸を希望する所有者の申込みを受け、その情報をホームページで公開し、空き家や宅地等の利用、購入を希望する方に情報提供する事業です。本年度の建物の登録件数は9軒、そのうち成約が6軒、2軒商談中となっております。空き家バンク事業は、テレワークを活用した方への移住促進をも視野に入れた移住政策に有益な事業であると考えております。

また、UJIターンを促進するための事業として、秩父地域外から町に転入し、秩父地域の企業に就職した場合に奨励金を支給する定住就職促進奨励金事業と、秩父圏域から町に移住し起業または中小企業等に就職した方に移住支援をする移住支援金制度があります。これまで定住就職促進奨励金は、平成28年度の事業開始から4人の方に支給し、今年度1人の方に支給しております。移住支援金は、令和元年度の事業開始から1人の方に支給している状況でございます。移住促進に関して町のホームページに掲載するとともに、埼玉県ホームページの移住・定住情報にも掲載され、啓発を行っておるところでございます。

続いて、(3)の今後の展望ですが、テレワーク、ワーケーションから移住への流れをつくることが重要と考えます。コロナ禍でテレワークの普及により生活様式も変化し、地方で暮らしながら都心での今の仕事を続けることができるとの認識も広がっておりますので、テレワークの可能性を研究しながら移住政策を進めていきたいと考えております。

現在、国において、テレワークを活用した移住滞在の取組を行う自治体を支援しております。このような国の流れを捉えながら、今後は他の空き家も活用し、まずは町への人の流れを創出していきたいと考えております。そして、行ってみたいまち、関わってみたいまち、住んでみたいまちとして魅力を高め、受入れ場所と環境を整えることを一つ一つ積み上げていきたいと思っております。テレワークの普及により、人々の働き方や暮らし方も変化し始めており、住みやすく生活しやすい環境が求められると思われま。横瀬町の豊かな自然環境や都心へのアクセスのよさなど、町の魅力を積極的に発信しながら、テレワーク等で活用できる有効な空き家の活用を図りながら、移住政策へ結びつけるよう総合的に政策を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。再質問をさせていただきたいと思います。

本当に横瀬町は大変取り組んでいただきまして、インターネットで確認しても様々な記事が載っております。それは、町の発信のものもあれば、特集記事もあれば、ワーケーションに参加した方、また移住された方が個人としてブログ等で記事を出しているもの等様々なものが確認できまして、内容は基本的にこの町は本当にいいまちだということを書いていただいております。そういった中で、先ほど空き家等を活用して等、個人の方がこの町にテレワークを含め移住をしてという形で、拠点づくり等かなり進んでいる状況でございますが、前回の質問のときにもさせていただいたのですが、また今日の最初の本文のほうにもさせていただきましたが、企業単位でのテレワークを含めた移住の促進というものの状況を教えていただきたいです。

よこらばを通じて様々な企業と連携をしているこの町でございまして、またよこらばを通じて様々な方がこの町に出入りをしていただいて、関係人口として相当な実績となっております、その先に移住していただいている方もいるという現状の中で、その皆様はこの町を好きで集まってきていただいているということでございます。そういった中で、この町に好きでそれだけ来ていただけるのであれば、この町に住んで、一緒にその仲間が近い範囲でいられればいいのかとも思うのですが、また会社単位でも、前回のときも申し上げましたけれども、一つの区域を設けて、または空き家があれば、分散型でもいいのだと思うのですが、その方々がこの町に移住をしていただいてテレワークをしつつ、必要に応じて対面で会える状況、そして必要に応じてすぐ会社のほうの東京の本社にも行けるという状況、すごくメリットがあるものだと思いますので、企業単位でのことの何か進んでいるものがあればということが、まず1点でございます。

また、それに関連して、企業単位となってくると、空き家を活用するという分散型もありますけれども、いろいろなことが検討されている中だと思っておりますので、これは私の勝手な意見になりますけれども、この町に空いている土地があるという中で、例えば兎沢の土地のところだったりとか、駅の向こう側だったり、また下苧米と言われる山のほうは、大変いっぱい空き家が出ております。道路の部分等もあつたりいろいろな問題がありますので、なかなか難しいところではありますが、これは大きなことになってしましますが、下苧米も下って行って川原田農園さんの向かい辺りのところまで道が行っているのですが、あそこが川原田農園さんの脇に1本小さい橋ができれば、下までつながるのです。棚田の下にがっと抜けられる道ができると。そうすると、全然全体が変わってくると。そういう中でかなり実は下苧米にもクリエイターの方がいらっしゃいまして、音楽家の方もいれば、絵描きの方もいるという場所でございますので、そういったところの活用等、そういった一つの区画を設けてのテレワークを踏まえた移住政策みたいなものは考えていらっしゃるかどうかというのが、2点目でございます。

3点目が移住に関してなのですが、横瀬町のホームページでこの町への移住というものを見たときに、まずトップページがありまして、そこに引っ越し、移住・定住というボタンがあるのです。そこを押すと、出てくるのは定住就職促進奨励金、印鑑登録、町税、税金についての4つがよく見られるカテゴリーということで出てきます。また、方式を変えて「移住」と検索をしたら、そこには様々なものが出てくる中で9件出てきたのですが、その中に横瀬町で暮らそうという場所がございました。ここを押すと、その次に

行って横瀬町で暮らそう。そこで、やっと以前おつくりいただいた、この町に移住するとういうメリットがありますと。全体で幾らぐらい得というか、補助金が出ますというところにたどり着けたのです。できれば、トップページからいきなりそこに行けたら、今ちょうどお持ちいただいているやつですけれども、いいなというのを感じましたので、その辺りいかがでしょうかという、この3点をお願いいたします。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 再質問に答弁させていただきます。

私のほうは、最後のホームページの関係で答弁させていただきますけれども、この関係かと思うのですけれども、おっしゃるとおりかと思いますので、ホームページのほうを見直しまして改善したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○内藤純夫議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうからご答弁を申し上げます。

企業単位のところについてですけれども、おっしゃるとおりでございまして、今の国の政策の流れをうまく取って人の流れをこちらに向けていくときには、企業単位というアプローチは必要なのだろうなというふうに思っています。今回、農協さんの横瀬支店が来年度少しスペースが空くという中で、これまでエリア898のご報告等を通じて、いろいろと継続してちちぶ農協さんとは話をさせていただいていたわけなのですが、その後の活用について、一緒に考えていきたいと思いますというお話を今させていただいております。これは農協さんにとりましても、遊休資産化を防ぐというふうな中で非常に重要な課題でありますと同時に、私どもにとりましても、町の中心地の一つであるあの地点に大きな空洞化をさせないということ。それから、今町で総合振興計画の推進ということで進めております中心地づくりであったり、交流づくりといったところに寄与する場づくりになるのではないかとということで、そういったことでお話を今進めさせていただいております。

これは、そうしますと恐らくそのターゲットといたしまして、テレワーク拠点ということになるのかなということでご検討されているのに、町も協力していこうということで、今話をしているところでございます。そうすると、この場所のそういった施設というのは、恐らく企業単位のアプローチができるような運営を企画していくということになりますので、今時点ではあの場所でそういった取組ができないか、まずは検討してみたいというふうに思っております。

議員ご指摘のいろいろな町有地であったり、町のすばらしいロケーションを使った工夫、これは全体の中で併せてやっていくことでございますので、それについても並行して考えたいと思っておりますが、現時点では中心地のところをまず活用できないかなというのを、今検討しているというところでございます。この件につきましては、一部その準備のための予算を今回、後ほどご審議いただくというふうな形をお願いしているところでございまして、そういう流れになっているということでご答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。心強いお言葉をありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

再々質問なのですが、前回のときに一つの方法として、進めていく上で障壁またはこうしたほうがいいということがあれば、特区という話をさせていただきまして、前回のときの答弁では、現時点でそのようなメニューがないということで、特区に関しましてはメニューがあれば、それに応じてできるものもありますが、総合特区の関係ではこちらの自治体側の提案によって、それがまず特区扱いになって、その事例がうまくいけば全国に広がるという中で、きっかけになるものがあるかと思われまます。テレワークに関して確認をしたところ、テレワークを進めていく上での拠点みたいな、案内したりとか、それをコーディネートしていくような形の拠点をつくる特区みたいなのは確認できたのですが、テレワーク自体を主に置いて、例えばそこに移転した企業が税制的な優遇があったりとか、その他の障壁がカバーされるようなものというのは、私の確認した限りではなかったのですが、逆にそこはチャンスで、ちょっと大変な作業にはなりますが、その辺り、例えば一つの方法としての特区でございますけれども、そのぐらいの積極的な形で展開を、特区申請も含めて考えていただきたいと思います。

前回は同じ質問をしているのですが、前回のときの答弁では、現在のメニューはないということでご答弁いただいたのですが、メニューにない中で、今後横瀬発信でそういったものを考えていくということはいかがでしょうかというのが、まず1点でございます。

もう一点が、移住に関して、移住は消滅可能性都市という中で今後の横瀬町を考えたとき、またこれは横瀬町だけのことでなくて、秩父地域全体を考えたときに、移住を促進していくということはすごく大切なことだなということを思いますが、移住の大事なところは、移住された方がどれだけ移住して満足されるか。ここに移ってよかったなと、1年後、2年後、3年後に思えるかどうかということにおいて、大切なのは、やはり地元の方々のバックアップ。これは、町のバックアップだけでは全然駄目で、地元の方々が心から歓迎をして、来てくれてありがとうというふうにしなければ、よそ者扱いとよく秩父では言われますが、そういうことをしていたらどんどん悪い評判が広がって、人が来なくなってしまうので、そういった地元の方々としっかりとつなげていくことを含めまして、移住された方々の会だったりとかというのを開催されていると思うのですが、そういったフォロー体制というものはどのようになっているかと。

これに関しましては、何度か一般質問でもさせていただいたファシリテーションとか、そういった地域のファシリテーターが必要になってくるのかなとは思いますが、そういったことを含めまして、そこに対するフォローの現状というのはどのようなものがあるかということをお願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 答弁させていただきます。

特区の関係でございますけれども、前回メニューはないということでご答弁させていただいたのですが、もっと積極的にということでございますが、研究しまして考えてみたいと思います。

続きまして、2点目の移住された方のバックアップのことでございますけれども、まずは地区の方のコミュニケーションが大事かと思えます。地区の区長さんとか、コミュニティー団体とか、その辺りの連携

を図っていただけるように、こちらからも発信していきたいと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから、まず特区に関しましては、特区は恐らくいろいろある方法論の一つかなというふうに思います。補助金を探したり、そういったものを検討したりということ、幅広く方法論は検討していきたいというふうに思っています。

それと、フォロー体制なのですが、ベースは地区に入っていただくという部分が非常に大切です。ここもやはり多様性というところがいろいろ問題になります。今年になって横瀬町は、集住していない外国人の方へのアプローチを初めて始めました。そうしたら、あまりコミュニケーションが取れていない外国人の方が、実は横瀬にはたくさんいらっしゃって、そういう機会のニーズがあるというのはよく分かってきました。これは、やっぱり先ほどの関根議員のところにも通じますけれども、場をつくっていくということが非常に大事です。だから、今ある地区の中に入っていただくのもそうですが、そういう人たちが出てきやすい場を多様性のあるというのですか、いろんな人がいると思うのです。若い人から、クリエイターみたいな人から、年配の人から、年金暮らしの方から、あるいは外国人の方からという人たちが、より多くの人たちを絡められるようなことを考えていく必要があろうかなというふうに、問題意識としては持っています。

移住の問題は、議員ご指摘のとおり非常に大きな今テーマでして、力を入れて取り組んでいきたいというふうに思っています。現状で言うと、まず住む場所、これがややボトルネックであります。先ほど数字の報告をさせていただきましたけれども、空き家バンクで今年9軒出て、成約が6軒、2軒商談中なのです。横瀬町は、今建物つきのものが出ると、結構早く見たいですという方が来ていただける。これはいい状況なのですが、したがってやっぱり空き家が空き家として置かれずに、次に向かっていくという流れをつくっていくというのも、移住促進の川の流れの上流の動きとしては非常に大事なかなというふうに思います。

それと、もう一つは小さい町で分母が小さいので、地域おこし協力隊、ここは関係人口をつなげていくというところでもそうですし、移住促進でも大きな意味を持っていると思っています。横瀬町は、今累計13人の地域おこし協力隊がいて、3人卒業していて、3人ともまだ地域に関わっていて、うち2人は横瀬町民になってくれている。この後、近々2人卒業予定なのですが、2人とも横瀬町民になってくれる予定なのです。なので、高い確率で地域おこし協力隊が定着してくれてくれるので、この流れは大切にしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 答弁漏れということで、移住された方のフォローの現状。例えば、その方々の集いとか、そういったこと取組の現状を教えてくださいたいのですけれども。

○内藤純夫議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 公的なそういった仕組みをつくっているわけではございませんが、以前エリア898を仮オープンしていたときには、町の方の発案で移住者の交流の会というのを数回持ち、そのたびごとに新しい移住者の方が集まり、町の方あるいは地域の方と日常の髪を切りに行きたいのだけれども、どこに行けばいいのみたいな、そういうふうな情報交換からさせていただいていたということになります。コロナの中で中断しておりますけれども、こういった動きが町の中から出てきて、そこに皆さん来ていただいているということは、いい動きかなと思いますので、そういった機会はぜひ多くあってほしいと思いますし、町としてもサポートしていきたいと。

ちなみに、そのときに私も一度伺ったことがあるのですが、かなり年配のご夫婦が昨年遠くから移住してきて、たまたまそういう話を聞いたので来ましたということで、若い人たちやいろんな人たちと交ざって大変楽しんで、「また来ますね」と言って帰っていただいたということがございます。こういった動きをどんどんサポートしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

以上で1番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

○内藤純夫議長 再開いたします。

---

○内藤純夫議長 次に、3番、阿左美健司議員の一般質問を許可いたします。

3番、阿左美健司議員。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 皆さん、こんにちは。3番、阿左美健司です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問いたします。

今回、9人の議員の皆様、先輩方が質問されまして、私が9人目、最後ですので、皆さんそろそろお疲れのところだと思いますので、簡潔明瞭に素早く切り上げたいと思いますので、皆さん、ご協力よろしく願いいたします。

それでは、今回大きく2つについて質問をいたします。1つ目は、デジタル化された防災無線です。今年度ほぼ整備ができたデジタル防災無線ですが、まず1つ目として現在の戸別受信機の設置状況を教えてください。

2つ目、次に町民の方々から放送についての苦情とか意見とか、どのような声が役場に上がってきたのか。あれば、その内容を教えていただきたいと思います。

それで、3つ目ですが、防災無線で毎日いろんな町の情報が放送されますが、放送する内容の選定基準などがあれば、教えていただければありがたいと思います。

また、防災無線のデジタル化に当たり、役場の担当の方々にはかなりの負担がかかったと思いますが、個別の細かい皆さんからの要望ですとか、そのようなことにも応えていただき、その点では大変感謝しておりますので、感謝申し上げます。

それで、2つ目ですが、道路や電線周辺の樹木の倒木対策についてお聞きいたします。令和元年の台風15号で、千葉県では風災による倒木により、約64万軒という大規模な停電が発生いたしました。それで、全面復旧までに16日間もかかったということでした。今まで横瀬町では、そのような倒木による大きな被害はありませんが、ただ三、四年前の芦ヶ久保の白鬚神社の祭典の日の朝に、国道299号に倒木があり、短時間ではございましたが、国道299号が復旧作業のため通行止めになったことがありました。そのようなことから考えまして、町として千葉県のようにならないとは思いますが、現在の危険箇所を把握しているのか、把握状況を教えてください。また、そのようなことを踏まえて、今後どのような対策をしていくのかお聞きします。

以上、答弁よろしくお願ひいたします。

○内藤純夫議長 質問1、防災行政無線についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、質問事項1、防災行政無線について、要旨明細書(1)、(2)、(3)について答弁をさせていただきます。

まず、現在の戸別受信機の設置状況についてでございます。2月末現在で対象世帯3,500世帯に対し、設置台数は2,600台、設置不要台数は541台、連絡がつかない世帯などの未設置台数は359台で、設置出来高率は89.7%となっております。また、未設置世帯の70%が、不在連絡票を数回投函しても連絡が取れない世帯でございます。

次に、設置台数の内訳を申し上げますと、戸別受信機のみを設置台数は1,979台、戸別受信機プラス内部アンテナ設置台数が71台、戸別受信機プラス外部アンテナ設置台数が550軒でございます。

次に、放送についての苦情及び意見です。まず、苦情ですが、最も多いのが音切れがして放送内容がよく分からない、よく聞こえないといった内容で、約250件程度。戸別受信機の電池交換のランプが消えないので、電池交換したが、ランプがついたままの状態だといったものが15件程度。音が高くて聞き取りにくい、録音ランプが点滅して目障りという内容がそれぞれ10件程度。戸別受信機からサイレンのような音がした、突然音が大きくなったという内容が2件程度。コロナ禍での訪問拒否も数件ございました。苦情のほとんどは音切れに関するもので、このうち9割程度がフェライトコアの設置及び場所の移動で改善し、それ以外の苦情については、業者及び総務課の職員が訪問し対応いたしました。

次に、意見につきましては、今まではっきり聞こえなかった放送が、デジタル放送にしてよく聞こえるようになったといった意見が20件程度。前のアナログ放送のほうがよかった、秩父市のようにラジオがつ

いているほうがよいといった意見が数件寄せられました。

次に、放送する内容の選定基準についてです。放送する内容については、横瀬町防災行政無線局同報系運用要綱の第3条に通信事項の規定があり、第1号として地震、火災、台風等の非常事態に関するもの、第2号として行政事務及び町が行う各種行事等町民の協力、理解を得るものとなっています。当然、第1号に規定している台風等の非常事態に関するものに重点を置いて放送することになりますが、町民の皆様へのお知らせ、各課行事内容等についても依頼を受け、放送を行っております。

一方、町民の方からうるさいとか、防災行政無線なのだから、防災の情報だけ放送すべきといったご意見をいただくこともあります。防災行政無線は、いざというときのテスト的な意味合いも考慮しなければならぬとも考えます。様々な意見があることは承知しておりますが、現時点では今までと同様な運用をしてみたいと考えております。

最後に、今後についてでございますが、昨年11月の回覧文書、今年1月の広報、2月の全戸配布文書等で音切れ等の不具合について周知をしております。いざというときの備えが防災行政無線の役割であります。引き続き町民の皆様の声を拾い意見を聞き、改善に努めてまいりたいと考えております。

また、戸別受信機未設置の方等には、ホームページ等を活用して安心安全メールの加入をお願いしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 課長、ありがとうございました。

そうしますと、大体設置状況と町に上がってきた意見等は分かりました。基準も大体分かりました。

それでは、まず設置状況について設置個数の件ですが、これは1月の臨時会で請負契約の変更があって、3億1,700万円から2億8,200万円に減額されましたと。3,500万円減りましたが、このときにも説明の中で設置軒数が3,500から2,700軒に20%減ったのですという説明があったかと思いますが、それでは逆にきちんとそこで最初の状況で積算していれば、もしかしたらこの3,500万円という金額が、ほかの予算に使えた可能性もあったかと思いますが、その辺どういうふう考えているのかということ。このことに限らず、ここ数年の予算の執行状況を見ていると、私も予算や決算のときにお聞きしているのが、不用額とか皆さんもおっしゃっていますけれども、不用額の増加などもありますので、こういった要するにここでの20%のそういった見込み違いが発生していますので、どのような原因で20%発生したかというか、どういったことがその辺の原因になるのか、町としてどういうふう考えているのか教えてください。

それと、苦情や意見については、大体今の私が想像したぐらいなことは思うのですが、これについては我が家ではアナログの受信機は、従来のアナログは設置しておりませんで、今回のデジタルのタイミングで設置をいたしました。ただ、前からボリュームが、今もちょっと大きいという話も意見としてあったようなのですが、我が家ではボリュームをミニマムに絞っても結構大きいのです。ただ、防災の緊急放送なんか来るときには、マックスで来ますから、その辺のレベルを戸別受信機のほうで調整できるように、役場の放送レベルのほうを若干ボリュームのレベルを下げて放送して、戸別受信機のほうで調整できるほうがいいのかなんていうふうなことも思いますので、その辺の今後の改善を考えているのかどうか、お聞

きいたします。

それと、放送内容についてです。基準で確かに地震とか自然災害とか、そういうときには逆に変な話、基準があろうがなかろうが、緊急なので、やらなければいけないということもあろうかと思しますので、町の行政サービスはいろいろ多岐にわたりますので、その辺一律の何かに当てはめてやるというのは、確かに難しいというふうには、私も課長にもこの間申し上げましたが、難しいというのは承知しております。

ただ、一つ例を挙げさせていただきますと、今町がよこらぼ事業でやっていますはたらクラスが、毎月毎月いついつ開催されますということが、告知が防災無線から流れてきます。1月も、1月16日に開催されますという放送があったかと思えます。皆さんもご存じのとおり、1月は1月14日に臨時会が、小学校のこととか、今回のアナログ受信機の件ですとか、そういった議案が審議されるということで臨時会がありました。臨時会の1月14日のときは、防災無線から臨時会の告知がなかったのです。同じ時期のはたらクラスの放送があったにもかかわらず、臨時議会の告知の放送がなかったのです。なので、それは私はそういうふうに思っていましたし、議会の告知がないのだというふうに思ったし、あともう一つは、ほかの方からも臨時会があったのだ、臨時会の放送がないねということも、ある町民の方からも言われたのです。

それなので、議場もこのように、今もそうですが、感染対策はしてありますので、なぜ放送がなかったのか。ちなみに言うと、今回の定例会の放送も直近ではなかったかというふうに思いますが、はたらクラスのときのことを考えますと、ちょうど同じ時期にありましたので、町としてどっちが変な話が重要といえますか、議会軽視と捉えることもできますので、コロナのせいにするのはなしにして、その辺の理由を教えてください。

それと、提案なのですが、防災無線の1日当たり、1回の放送内容当たりの件数なんかも、日によって随分違うと思いますので、私なんかも聞いていますと、今日は何件あるのかなというふうに、聞き始めからずっと聞かなければいけないのか、1件聞けばいいのかという、そういうこともありますので、放送の開始のときに、できれば今日はお知らせが何件ありますと始めに言ってもらってしまったほうが、ずっと受信機の前にいなければいけないのかとか、1件聞けばいいのかとかという、そういう聞いている皆さんの判断にもなりますので、そういうふうにしていただきたいと思っておりますので、その辺です。よろしく願いします。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、再質問に答弁をさせていただきます。

まず、最初の請負額の20%減の話でございますけれども、今回2か年事業ということで防災行政無線のほうを導入させていただいたわけですが、最初に積算をさせていただいたときは、平成30年度ということで4月1日現在の世帯数が3,340世帯ほどございまして、予備も含めて3,500というような設定をさせていただきました。その中で2か年で実施をさせていただいて、先ほど説明をさせていただいた541軒ぐらいの未設置世帯があるということは、なかなか想定ができなかったこと。それから、不在連絡票を、先ほど申し上げましたが、投函しても反応がない家庭等がありまして、それについては今後周知はしていきま

すけれども、そういうようなことはなかなか読み切れなかったところもあります。そのようなことから、700基が減をしたということでございます。

次に、受信レベルの話については、以前議員さんからもお話を聞いていますので、今後の課題として検討させていただきたいと思えます。

それから、防災行政無線の臨時会の関係はもう一回確認しますけれども、放送はしていると思うのですが。直前ではなくて、申し訳ありません。防災行政無線の流すタイミングは、先ほど議員さんが言いましたが、ほかの件数との絡みがあったりして、極端になるべく、訃報等はそこで流すタイミングが当然決まってしまうすけれども、それを少しずらすようなタイミングも加味しながらやっている関係もありまして、通常1週間前までいかないのですけれども、四、五日程度前ぐらいに放送しているのが今までのパターンですので、それにのっかって今回も対応を、昨日からの3月定例会についても対応しているということです。ちょっとタイミングが早過ぎるということであれば、今後検討したいというふうに考えます。

それと、お知らせの何件とかという話は、確かになるべくいつでも、今日でなくてもいいよという放送もありますので、その辺はバランスを見ながら実際放送するタイミングは図っておるのですけれども、確かにおっしゃるように何件というのが分かれば、それなりの準備も聞く方も分かると思えますので、その辺についても今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再々質問ございませんか。

先ほどの臨時会の件ですが、議長に相談がありまして、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、防災行政無線は流さなくてよいということで一応相談はさせていただいております。それで、今回の放送は、議会は流したということですよ。

〔何事か言う人あり〕

○内藤純夫議長 では、よろしいですか。

次に、質問2、道路、電線周辺の樹木の倒木対策についてに対する答弁を求めます。  
建設課長。

〔加藤 勉建設課長登壇〕

○加藤 勉建設課長 それでは、質問事項2、要旨明細1について答弁いたします。

まず、倒木危険箇所の把握状況についてですが、通常の道路パトロールや住民からの情報提供などにより、その都度現地を確認し、状況を把握しております。その中で道路等に影響がある場合、またおそれがある場合には、土地所有者を調査し、伐採のお願い等をさせていただいております。また、その際に通行に支障があり、早急に対応が必要な場合は、建設課職員、業者等に頼み、早急な手当てのため伐採等を行っている場合もあります。

その際、電線についてなのですけれども、当然うちのほうも電線が気になるところで、電線などに影響がある場合などは、東電やN T Tにその都度連絡して対応をお願いしてもらっています。また、東電さんのほうは、独自で別に電線等はその都度パトロールをして、町といろいろと話し合いを行いながら伐採等を処理している状況であります。

続きまして、要旨明細2について答弁いたします。今後の対策としましては、周知が必要だと思ってい

ます。今年度の広報8月号に、道路上の樹木等の伐採についてのお願いを掲載させていただきました。また、12月、冬季になります。雪の心配のときに除雪に関しての回覧の中に、樹木等の倒木の際の伐採の協力依頼を一緒に載せておいてあります。今後、引き続き伐採等の周知は徹底して図っていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。

土木対策は、今東電やN T Tもということでありましたので、当然町だけでできるわけではなく、東電やN T Tもそうですが、一番は樹木の所有者といたしますか、土地の所有者の協力が一番不可欠なことだと私は考えます。ちょっとすみません。実際の事例といたしまして、こんなことがございました。ある春の晴れた日に、大型車が都内の道路を走っておりました。そうしたところ、道路沿いの民間の私有地の樹木が道路側に倒れてきました。それで、その樹木が車の運転席にぶつかりました。そして、通行止めにもなったりしたのですが、そのとき警察や土木事務所というか、建設事務所などにも、この車の修理費をどうしたらいいかという問合せというか、相談を確認したのですが、そういったときに警察や土木事務所は、そういったところには管理責任は今回その場合はなく、その樹木が生えていたところの土地の所有者に掛け合ってくれというふうに門前払いをされてしまいまして、途方に暮れたのです。

そこで、どうしようもないので、弁護士を頼んで弁護士に委任して土地の登記簿謄本から所有者を特定し、所有者に事実をいろんな書類、記録などから説明し、修理費の請求を出しました。当然といいますが、先ほど台風などによる自然災害は、自然災害なので免責になりますので、土地の所有者には賠償責任は発生はしないのですが、原則は法律的には倒木は、その土地の所有者に樹木の管理責任がありますので、そういった管理責任がある中での事故が発生した場合は、土地の所有者に賠償義務が一般的には発生します。今回の事例でも、当然土地の所有者に賠償責任がありましたので、こちらから請求をしました。そうしたところ、今の事例ではたまたまその土地の所有者に賠償資力がございましたので、約2年かかりましたが、高級車1台買えるぐらいの修理費は運よく回収できました。

今、ご紹介申し上げましたことはまれなケースだと思いますので、賠償資力があればいいですが、そういったことばかりとは考えられませんので、今課長の注意喚起、周知をしていくということがありました。が、実際こういう事故が、10万円や20万円でも大金ですが、何百万円単位ということになってしまいますと、当然所有者は、毎日自分の土地がどこにあるかというところを見て回ることもできないわけですし、なので今課長がそういうふうに、課長といいますか、役場のほうでパトロールとかいろいろしていただいて、それなりにここは危ないなというのを把握していただいているのであれば、さらに一層土地の所有者の方に注意喚起をしていただいで対策をしていただいたほうが、後々の役場に対しても苦情は来ないでしょうし、所有者の皆さんもそういった面で金銭的な負担をしなくて済むでしょうから、そういった面でまますますのそういった注意喚起をお願いしたいということがあります。

それと、先ほども課長の説明の中で、N T Tと東電が自主的に見回りをしてもらって、伐採しているということがありました。先ほどご紹介申し上げました千葉県なんかですと、自治体と東電なんか協力

して予防伐採ということを実際動き始めているようなので、本当に危険なところがあれば、今後所有者の方に対する注意喚起だけではなく、町とそういったNTTなり東電との予防伐採まで含めて、そういったことまで考えていただければありがたいと思いますが、その辺の考えをお聞かせください。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔加藤 勉建設課長登壇〕

○加藤 勉建設課長 再質問に対して答弁いたします。

周知のほうは議員さんおっしゃるとおり、所有者の責任等のことも周知していきたいと思っております。また、予防伐採、東電さんや秩父市もたしか協定等を結んでやっていると思うのですけれども、あれはたしか高圧がほぼメインなのかなという気もしています。今後、東電さんと伐採とは別に、災害時に電線が切れたりしたときに、今現在ですと、一応電話連絡をして通行止めするよとかというやり取りをしておるのですけれども、その辺を省けないかとか、もっと早くスピーディーに処理できるような形の打合せをしていますので、そうした中でまた伐採等の関係も話を詰めていけたらと思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

以上で3番、阿左美健司議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第1、町政に対する一般質問を終了いたします。



◎報告第1号の上程、説明、質疑

○内藤純夫議長 日程第2、報告第1号 議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、報告第1号 議会の委任による専決処分の報告についてであります。令和2年12月19日に発生した車両損傷事故について相手方との和解を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償額の決定について令和3年度1月15日に専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告についての細部説明を申し上げます。

裏面の専決第1号の専決処分書を御覧ください。令和3年1月15日に専決処分を行いました内容ですが、

令和2年12月19日に発生した車両損傷事故に係る損害賠償金の決定についてであります。事故の内容ですが、令和2年12月19日土曜日、午後9時10分頃、町道9号線の新田橋を町内在住者が運転する車両が通過した際、横断側溝のグレーチングの一部が外れ飛散し、車両の後方右側バンパーに当たり、バンパーが損傷したものです。当該事故について相手方との和解を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により、平成20年議決第37号により町長の専決処分事項として指定しました第1項、法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その金額が100万円以下の額を定めること及び第2項、横瀬町が当事者であって、その目的の価格が100万円以下である和解をすることの規定により、損害賠償額を6万2,909円とし、令和3年1月15日に専決処分を行い、同日和解いたしました。相手方への支払いは、令和3年2月5日に完了しております。

なお、破損した側溝につきましては、事故発生の翌日に復旧修繕を行っておるところでございます。

以上で説明を終わります。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 では、座ったままで、議長、よろしくお願ひいたします。

最初に、議会の委任による専決処分ということで、議会はいつ委任したのかなというふうに思ったときに、地方自治法180条ということで、それで今課長が説明されました平成20年6月18日に、横瀬町長の専決処分の事項の指定についてということで議決しているということで、今ここにいる議員は、ほとんどの議員がこの議決を知らない。幾人かは知っていると思うのですが、そういう形で来た中身だと思います。

それで、質問する中身は、今回の規定に基づいて専決処分しましたということではありますが、瑕疵割合というのをどう見るかということでもあります。6万2,909円を払いましたということで、この金額の査定等、一つはどういうふうにしてこの金額を査定して、瑕疵割合がどれだけだから、この金額にしたのかという点。

それから、警察の介入というのがあったかどうかという点であります。事故がありました。事故というか、自損というか、町の管理している道路上においての瑕疵があって、そこに車が通って損傷したということで、客観的にどう判断するかということがあるかと思うので、一般的な対事故だったら、物損であれ、自身であれ、警察介入するのですが、こういう点については警察介入はあるかないかという点であります。

それと、3つ目ではありますが、先ほどの阿左美健司議員の質問の中での町道の管理という形で、倒木等については、倒木あるいは木の立っているところの危険箇所についてのパトロールという点での説明がありました。道路そのものの今あるグレーチングとか、あるいは石がおっこっているとか、ちっちゃい小石だったらどうするのだろうと思いますが、そこら辺を含めた町道の管理、どのように行っているかについての説明をよろしくお願ひいたします。3点です。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 質問にお答えいたします。

最初の賠償金の関係でございますけれども、これにつきましては町では全国町村総合賠償保険というものに入っております、保険会社のほうで立会い等中に入っております、今回バンパーが破損したということで、その修理ということで妥当な金額ということで、今回その金額で相手方と和解したところでございます。

それから、警察の届出でございますけれども、今回現場等を確認して軽微な事故ということと判断いたしまして、今回は警察に届けていないところでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 建設課長。

○加藤 勉建設課長 私から、通常の維持管理について答弁させていただきます。

通常の道路等の維持管理についてですが、シルバー人材センターと委託契約を結びまして、軽微な例えば草刈りであったり、あと舗装の穴埋めであったり、今回の事故が起きた原因のような側溝の蓋のがたつきなどの軽微な軽作業の修繕をお願いしております。そうした中で、週1回は道路パトロールをお願いしているような状況でございます。また、建設課職員にも、建設課職員は現場に出ることが多いですから、現場に出るときは細かい話なのですけれども、行った道と帰った道を違うように帰るような徹底を図って、道路維持、そうした軽微な修繕が必要な箇所を把握するように努めております。

以上です。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。

こういうふうな点が過去の事例というのですか、今まで私も議員になって初めて聞いたので、こういう事例が過去にもあったかどうか。横瀬町でどうかという点についてです。個人情報等もあるかと思いますが、事例等についてありましたら、よろしくお願いたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 平成23年12月の議会においても、同様な専決処分をしております。

事故の内容につきましては、今回と同じような車両損傷事故に関しての専決処分でございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 すみません。2点ほどあるのですけれども、そもそもグレーチングの金属部分が元から破損していたのかどうかというのと、あとグレーチングの、町道ですから、法定速度が出て40キロ以下ですよね。例えばこのグレーチング自体が、車が通過したことによって跳ねたのか、元から外れていたのか、その辺の状況が少し教えてもらえると。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

建設課長。

○加藤 勉建設課長 ただいまの質問に対して答弁いたします。

私、事故の当日、10時頃になるのですけれども、情報をいただきまして現場に出向きました。そのとき

の状況だと、跳ねたような状態です。そのときは蓋はしてありましたが、その横断側溝が特質なもので、重耐用側溝と呼んでいるのですけれども、側溝を守るための枠も鉄製でできているようなもので、グレーチング自体はボルト締めを当初はしてあるような状態でした。そのがたつきにより跳ねて、バンパーに当たったと。蓋が完全に剥がれたような状況では私が確認したときはなかったので、そういったほうに推測しております。

以上です。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 こちらに写真がありますので、後で御覧いただければと思います。お願いします。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑を終結いたします。

日程第2、報告第1号 議会の委任による専決処分<sup>（一）</sup>の報告については、報告のとおりご了承願います。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第3、議案第4号 専決処分<sup>（一）</sup>の承認を求めることについて（令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第4号 専決処分<sup>（一）</sup>の承認を求めることについてであります。新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る費用等を計上するため、緊急に令和2年度横瀬町一般会計予算を補正する必要が生じ、令和3年2月12日、令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第6号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算について行うもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,142万3,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,358万7,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○内藤純夫議長 前例に倣い、休憩をして担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時44分

○内藤純夫議長 再開いたします。

説明が終了しました。

質疑を行います。質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。1番、向井芳文でございます。

こちらに関しましては、迅速に進めていただきたい内容ですので、どんどん進めていただきたいというところが本音でございますけれども、この運営に関しての部分で、先日説明をいただいた中でちょっと質問させていただきたいのですけれども、まずこちらの順番に関してというところで、医療従事者等が最初に来ると。その後に高齢者、65歳以上の方、細かく言えば昭和32年4月1日以前に生まれた方、令和3年度に65歳に達する方と。その次に、高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者施設等で従事されている方で、それ以外の16歳以上の方という順番になっております。この中で、現段階でまだ接種会場等が完全に決まっていない状況だとは思いますが、接種の予約方法等、現場はかなり大変な状況にあると思われま

す。その中で接種券に関しましては準備ができるということで、もう準備を進めていると。業者委託を含めて、迅速にできるように進めているというお話を聞いております。ただ、結局接種券が行っても、その後予診票が届かないと予約ができないという状況もお聞きしております。ここに関しまして、作業の効率的に接種券と一緒に予診票に入れるという形を前提としますと、そこにちょっといろんな手間が、これが例えば一つの部屋に両方が集まってきて入れるものとは違って、接種券に関しては早めに準備ができるものなので、先に準備をしておく。それに対して予診票が後からということで、これを封入に切り替えると、かなり手間がそこでかかってしまうので、別々の発送になるということで、それはやむを得ないのかなと。その費用も2回かかるのですけれども、これも国のほうで見てくれるということで、やむを得ないのかなとは思いますが、ただやはり接種券が最初に来て、その後予診票と。この間はそんなに空かないということに努力しているということではあるのですけれども、ちょっと高齢者の方は混乱するのではないかなと、別々に来るということで。その辺りどのように考えていらっしゃるかが1点と。

あと、ここも決まっていない部分だと思うので、これからというところかもしれませんが、順位をつけていくという中で、恐らく接種券、予診票が届くタイミングというところに差をつけているのだろうなと思うのですけれども、そこまでの期間が差がつかないのかなということを思いますが、ここに関しては、例えば予診票が思った以上に、大体予測はついているのかもしれませんが、遅くなってしまった場合に、それに対してあとの優先のそれ以外の16歳以上の方とかというのは、そこにあえて間を置いて発送するのか。それとも、そこは迅速にということで送った上で、現場で優先順位をある程度65歳以上の方が何人やったら、その後に枠を16歳、例えば65歳以上の方10人予約受けたら、その後16歳以上の方4人受けて、またというふうな、そういう差をつけていくのか。

もっと細かく言えば、3の基礎疾患を有する方や高齢者施設等で従事されている方というのは、ここの発送に差は出ないので、その辺りというのは、恐らくこれは16歳以上の方であれば、16歳以上の方と一緒に送られると思うので、その辺りはそれを何か証明することによって優先的になるのかとか、その辺りの運用というのが、もし今の時点で決まっていることがあれば教えていただきたいのですが。すみません。

○内藤純夫議長 質疑に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

まず、1点目の接種券と予診票の送付の関係でございます。当初、接種券については、国のほうで3月の今日、本日12日までに郵送するようという指示があったりもしました。それで、業者委託しまして、そちらのほうは手続を進めておりました。その後に予診票等の様式が表示された部分もありまして、どうしてもそこに日期的な差が出ていまして、1つの封筒に入れて送れない。それと、まだ会場設定も検討中ということで送れない部分がありましたので、どうしても最初の部分は2回に郵送がなってしまう経緯がありました。その辺は確かに混乱する部分もあると思いますので、他の自治体等でも打合せの中でもそういった話も出ていますので、いろいろ参考にしながら混乱しないように、例えば2つを1つにどうにかまとめて1つの封筒に入れて郵送するだとか、そういった方法を検討していきたいと考えております。

それと、2点目の関係なのですが、まず高齢者の人を先に接種券等をお配りします。その後、4月以降になって接種券を郵送するわけなのですが、こちらでは基礎疾患があるですとか、高齢者施設で働いているということは分かりませんので、一斉に接種券だとか書類を郵送させていただきます。予約の開始をする時期を自己申告によって、施設で働いているですとか、基礎疾患があるというのを言っていた上で、予約を先に取らせていただくような方法を現在では想定をしております。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。

最後の部分で、基礎疾患とかのある方というところ、また高齢者施設等で従事されている方、先日頂いた資料で言うと③のところになると思うのですが、こちらに関しましては、今自己申告型ということでございました。高齢者に関しても同じような形で自己申告的な、このままですと予診票がこれからどのタイミングで届くか分かりませんが、恐らく16歳以上の方との間が、あえて空ければ別ですけれども、あえて空けない限りは、そんなに差がないのかなと。全員強制なものではないので、ばんばん行くかどうかというと、そうでもない。ちょっと慎重になっている方がいると、結局かぶってくる。早いうちでかぶってくるというのは、高齢者の方が予約するのも、16歳以上の方が予約するのも同じにできる状態になったときに、例えば両方の方が電話したときに、「幾つ以上でしょう。65歳以上ですか」、「そうです」、例えばそれは接種券とか予診票で多分番号で管理されていると思うので、では65歳以上の高齢者の方なので優先的にとかって、そんなシステムという、そんなようなことというのは決まっているのでしょうか。決まっているというか、もし何かその辺りで話が今の時点で決まっていることがあれば、お願いします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 予約の取り方につきましては、打合せをさせていただいているところなのですが、生年月日ですとかお名前、あと居住地等で予約をしていただくようになります。そこで、年齢の確認、65歳以上であれば、65歳以上というのが分かりますので、ある程度。それと、もう一つ、年齢でまず65歳以上の方が最初に予約をしていただくということと、あとは一般の方については基礎疾患がある

方ですとか、従事している方については、多少予約時期をずらして行っていくことを想定しているのですが、あまり混乱しないように、またよく1市4町で調整していきたいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 まず、予算の全体の関係であります、今回の予防接種事業が7,155万2,000円となっております。後で出てくる補正予算の中で繰越明許で見ると、新型コロナウイルスワクチン接種事業6,831万4,000円というので、ほとんど繰り越してしまうという形になると、今年度中どこまでできるのかというところであります。今、向井議員の質問の中でもありました接種券を送るとか、そういう点が進んでいるところとできるところ、それからワクチン接種が始まるならば、一部ワクチン接種委託料等も発生するだろうと思うのですが、こういう点で年度内どこまでできるかという点が1点であります。

2点目であります、契約の相手方ということで、今回ワクチン接種委託料と、ワクチン接種の準備事業の委託料が計上されています。ワクチン接種については、郡市医師会ということであったと思います。接種準備の委託料については、これはどこに委託するかという点が2点目であります。

3つ目であります、1市4町で協力してやっているということで、システム改修委託がここによってきます。うまくこの連携が取れて進むのかと。横瀬町単独ではなくて、それぞれの連携による中身かというところの説明を、ちょっと私に分かりにくいので、教えていただければというふうに思います。

それから、もう1個、4点目はコールセンターの共同設置負担金であります。横瀬が704万円ということで、1市4町によると概算コールセンター設置はこのくらいですというのが分かればですけども、4点についてであります。よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

まず、1点目の今年度どれくらい、どこまで事業を行うのかについてでございますが、ほとんどの部分を繰越しをさせていただくような形になります。消耗品ですとか、接種券ですとか、予診票の印刷、それとあと医療従事者とかの方が接種が先に始まりますので、そういった方々の接種審査ですとか、接種委託、それとあと接種券等の出力、システム改修等については今年度実施をさせていただきます。システム改修等については、今年度予算執行するように考えております。

それと、契約の相手方についてです。ワクチン接種の契約の相手方については、医師会さんのほうにお支払いするようになります。

あと、連携についてですけども、1市4町連携して行っているわけなんですけれども、いろいろニュース等でも取り上げられております。医療資源が単独の町だと少ないということですから、いろいろ情報等も少ない中での対応というのが求められていまして、いろいろ情報共有しながら、連携しながら進めているところでございます。

例えば4つ目の質問ですけども、コールセンターなんかにつきましても、単独だとかなり費用負担をしなければならないという部分もありますので、1市4町でやることによって、その辺もある程度コスト

等も削減できると考えられております。コールセンターの総額の費用ですけれども、ちょっと今すみません。すぐ手元にありませんので、また後ほど提示をさせていただければと思うのですけれども。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいま議案第4号の審議中でございますが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○内藤純夫議長 再開いたします。

議案第4号の審議を続けます。

5番、浅見裕彦議員の質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 答弁させていただきます。

コールセンター等の設置に関する総額の費用でございますけれども、4,862万円を想定しております。これにつきましては、初期費用と対応費用とがあります。初期費用につきましては、1市4町で等分で案分をさせていただいております。対応費用につきましては、ワクチン接種に伴う補助金の補助率によって案分をしております。

続きまして、委託先についてでございます。ワクチン接種準備事業委託料につきましては、会場等の設置に伴う委託料でございます、一般の業者さんを想定をしております。あと、システム改修委託料につきましては、こちらは既存の健康管理システムを改修させていただくのですけれども、これにつきましてはTKCで改修を予定しております。

以上です。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。

参考までに教えてください。対応業務ということで、補助金の補助率によってということなので、秩父市あるいは横瀬、小鹿野、皆野、長瀬、そうだと思うのです。大きいところ、秩父は何%で、横瀬は何%かについてよろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 割合でございます。秩父市が49%、横瀬町12.1%、皆野町13.2%、長瀬町11.3%、小鹿野町14.4%を想定しております。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第6号））は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第4号は原案のとおり承認されました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第4、議案第5号 横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第5号 横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 担当課長の説明を求めます。

いきいき町民課長。

〔大場玲子いきいき町民課長登壇〕

○大場玲子いきいき町民課長 それでは、議案第5号の細部説明をさせていただきます。

新旧対照表及び資料を御覧ください。新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月3日公布、2月13日に施行となりました。これに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2で、新型コロナウイルス感染症の定義をしている規定について削る改定がなされたため、引用して新型コロナウイルス感染症の定義を行っていた附則第5項について、具体的に書き下ろす形に改正を行うものでございます。

内容につきましては、改正前の特措法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の定義内容と同じでございます。

なお、施行期日は公布日としております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第5号 横瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第5、議案第6号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第6号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。介護保険法施行令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 担当課長の細部説明を求めます。

健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 議案第6号の細部説明をさせていただきます。配付いたしました新旧対照表及び説明資料を併せて御覧いただければと思います。

まず、改正の趣旨でございます。介護保険制度では、3年ごとに介護報酬と保険料の見直しをすることになっております。第1号被保険者の保険料は、介護保険事業計画に定める要介護認定者の認定見込みや介護サービスの利用見込料から算定しています。現在、介護保険事業については、第7期介護保険事業計画を基本としており、平成30年度から令和2年度までの3か年の計画となっております。新たに策定した第8期介護保険事業計画は、町長が横瀬町保健福祉審議会に諮問し、慎重に審議をし答申をいただいたもので、令和3年度から令和5年度までを期間とするものでございます。策定された第8期計画では、介護保険給付の伸びはあるものの、準備基金を活用することで保険料基準額が第7期の基準額を維持できる内容となっております。これによりまして、今回の改正では保険料は現状を維持することとし、保険料の適

用期間を変更する条例改正をお願いすることになりました。

また、附則7条につきましては、新型インフルエンザ等特別対策措置法の一部が改正されたことに伴い、改正するものでございます。

改正内容でございます。保険料率は、介護保険条例第2条において定めておりますが、第1項において適用する期間を平成30年度から令和2年度を令和3年度から令和5年度までに改め、第6号から第9号について、1号から5号までと同様の表現に統一するものでございます。この第6号から第9号までの改正ですが、介護保険料の段階については、国が定めた標準的な段階と、市町村が定めた特別な基準による多段階設定があります。標準的な段階は、介護保険法施行令第38条の規定を用いたものになります。多段階設定の場合、介護保険法施行令第39条の規定を用いて、特別な基準による保険料の算定により、第6段階以上の段階の保険料について市町村独自の基準を用いるため、詳細な内容が必要となります。つまり、改正前の規定では、多段階設定の表現を使っておりました。横瀬町では、第1期から第3期介護保険事業計画期間については、標準的な段階を使用しておりましたが、第4期、第5期の計画では、市町村の特別な基準による多段階設定を使用しておりました。

しかし、第6期計画、平成27年度から国の基準が6段階から9段階となり、本町も多段階設定から標準的な段階へ戻しました。しかし、町条例の規定が多段階設定のままであったため、今回、本来の介護保険法施行令第38条の規定の方法へ変更するものでございます。

第2条第3項から第5項については、低所得者に対する保険料の軽減措置の規定であります。令和2年度を令和3年度から令和5年度までに改めるものでございます。

附則につきましては、第7条第1項第1号において、新型コロナウイルス感染症の定義の改正及び施行期日、経過措置を定めるものとなっております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今年度、今課長の説明がありました介護保険料については、現状どおりということではよかったなというふうに思います。

それで、今説明のあった国が定めた多段階の表示から、今6から9になって一緒になりましたというふうな説明でありました。この介護保険法の施行令を見たときに、38条ということだったので、38条を見たときに、今の条例でいくと、例えば第6項は次のいずれかに該当する者ということで、所得が120万円未満である者、それから次のところの第7項等について200万円あるいは300万円という、こういう所得水準が分かると。私も施行令を見たときに、この金額が出てこないのです。私の見方が間違っているかどうかなのですが、ここにこういうふうな金額が書いてあるから、この所得の人はここに行きますという数値的根拠、どうなっているかについての説明をよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

健康づくり課長。

○平沼朋子健康づくり課長 それでは、先ほどの質問でございますが、基準所得金額については、介護保険

法施行規則第143条、第143条の2、第143条の3において定められているものでございます。こちらのほうに、第38条については幾らであるということで記載されておりますので、その金額で準用するものでございます。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。私もこれから調べてみます。

それで、この金額については、今までの従前の町の条例の金額と変わりますか。変わって幾らになるとかというのが、今分かれば教えてください。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

健康づくり課長。

○平沼朋子健康づくり課長 金額の改正につきましては、介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定に関する省令が令和3年2月17日に公布されたことに伴いまして、一部変更となっております。第6段階については同じでございますが、第7段階を今まで200万円だったところが210万円、第8段階として300万円のものが320万円と緩和されることになっております。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第6号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第6、議案第7号 横瀬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第7号 横瀬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。介護保険法等の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 担当課長の細部説明を求めます。

健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 議案第7号の細部説明をさせていただきます。配付しました新旧対照表及び説明資料を併せて御覧いただければと思います。

まず、改正の趣旨でございます。介護保険法に基づく指定介護予防支援等の人員基準等を規定しているものであり、今般これらの条例の基準となる厚生労働省令が改正されたことに伴い、改正するものでございます。

なお、介護サービスに係る基準については、3年に1度介護報酬に係る改正と併せて改正されるものでございます。

次に、改正内容でございます。第3条では、第5項に指定居宅介護支援事業者の基本方針に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制整備等の規定を、第6項に必要な情報を活用し、適切かつ有効なサービス提供を行うよう努める規定を追加するものでございます。

第19条第6号は、運用規定に虐待の防止のための措置に関する事項を追加するものでございます。

第20条第4項は、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求める内容を追加するものでございます。

第20条の2は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう業務継続に向けた計画等の策定、研修実施、訓練の実施等を義務づける規定を追加するものでございます。

第22条の2は、事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施を義務づける規定を追加するものでございます。

第23条第2項は、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担を軽減するため、第23条に定める運営規定の概要等の重要事項を提示しなければならないとあるのを、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形で備え置くこと等を可能とする規定を追加するものでございます。

第28条の2は、介護サービス事業者に虐待の発生またはその再発を防止するための措置を義務づける規定を追加するものでございます。

第32条第9号は、介護支援専門員が行うサービス担当者会議において、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話装置等の活用を認めるものでございます。

第35条は、介護サービス事業所における諸記録の保存、交付等について、原則として電磁的な対応を認

めることとし、その範囲を明確化する規定を追加するものでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 この後、議案等も兼ねるところがありますので、トータルとしてここで質問をしておきます。

まず、今回高齢者虐待の防止のために必要な体制整備というふうにあります。高齢者虐待防止法で行う高齢者虐待というものについては、どのように捉えているかが1点であります。身体的虐待、介護世話の放棄、放任あるいは心理的虐待、性的虐待、経済的虐待というところで捉えていると思います。その内容について説明していただきたいのが1点であります。

2点目であります。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づくハラスメント対策であります。ハラスメントということでパワーハラとセクシュアルハラスメントが代表的に掲げられると思います。主なパワーハラスメントとはこういうこと、それからセクシュアルハラスメントとはこういうことという説明をよろしくお願いいたします。

それから、3つ目ですが、職場のセクシュアルハラスメントに対する事業主の義務、事業主はこういうことが義務づけられているということが4点ほど掲げられていると思います。そのことについての説明をよろしくお願いいたします。

もう一点、介護保険法における高齢者虐待防止に規定する市町村の役割があると思います。町がどんなことができるのかという点であります。こういう点をいわゆる事業者に対して指導、助言できるということの概略について結構ですので、説明をよろしくお願いいたします。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○平沼朋子健康づくり課長 まず、1点目になります。虐待についてでございます。

身体的虐待とは、高齢者の身体に外傷を生じ、または生じるおそれがある暴行を加えることでございます。2つ目、介護、世話等の放棄、放任につきましては、高齢者を衰弱させるような著しい減食または長期間の放置、その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ることでございます。3つ目といたしまして、心理的虐待、高齢者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応、その他高齢者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うことでございます。

性的虐待につきましては、高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者をしてわいせつな行為をさせることとなります。

経済的虐待につきましては、高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ることとなっております。

パワーハラスメントにつきましては、5つ挙げられます。1つ目は、暴行、傷害など身体的な攻撃をすること。2つ目は、脅迫、名誉毀損、侮辱、ひどい暴言など精神的な攻撃をすること。3つ目は、隔離、

仲間外しや無視など人間関係からの切離しを行うこと。4つ目は、業務上明らかに不要なことや遂行不要なことの強制、仕事の妨害など過大な要求をすること。5つ目は、業務上の合理性なく、能力や経験とかげ離れた程度の低い仕事を命ずることや、仕事を与えないことなどの過小な要求。6つ目としましては、私的なことに過度に立ち入ることなどの個の侵害が挙げられます。

セクシュアルハラスメントにつきましては、職場における相手の性的指向または性的自認にかかわらず、該当することがあります。また、性的性質を有する言動もセクシュアルハラスメントに当たります。職場におけるセクシュアルハラスメントの事業主の義務となりますが、まず1つ目が事業主の方針の明確化及びその周知、啓発、2つ目として相談に応じ、適切に対応するための必要な体制の整備、3つ目は職場におけるセクシュアルハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応、4つ目として併せて講ずべき措置として、相談者、行為者等のプライバシー保護のための措置を講じることでございます。

市町村の役割といたしますと、対応窓口の周知、通報を受けた場合の事実確認等、要介護施設従業者等による高齢者虐待に係る事項の都道府県への報告、高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人保健法または介護保険法に規定する権限の適切な行使とあります。

以上です。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。

こういうことにみんな気をつけながら、より介護施設等でも働きやすい職場、それから老人も安心してというところをつくっていくことに、町も積極的に関与しながら進めていくことが必要だと思います。今、説明を聞いていましたが、なかなか難しさという点での説明が、職場におけるセクシュアルハラスメントとはということの説明が、もうちょっと分かりやすくしていただければと思います。

ただ、職場におけるセクシュアルハラスメントというのは、男性も女性も加害者、被害者になり得る問題です。異性に対するものだけでなく、同性に対するものと該当しますとあります。これは、厚労省等で特に気をつけるということであると思います。とかく、今、言葉をこういうところで使っていいかどうかということなのですが、あえて発言すると、ホモだとかオカマとかレズなどを含む行動はセクシュアルハラスメントの背景にもなりますということで、私たち自身も気をつけなければならない問題だと思います。そういう点を十分踏まえながら、ぜひよりよい介護事業が進められるようなことを期待していますので、よろしく願いいたします。結構です。

○内藤純夫議長 答弁あります。いいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第7号 横瀬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支

援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第7、議案第8号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第8号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。介護保険法等の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正等に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○内藤純夫議長 担当課長の細部説明を求めます。

健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 議案第8号の細部説明をさせていただきます。配付しました新旧対照表及び説明資料を併せて御覧いただければと思います。

まず、改正の趣旨でございます。介護保険法に基づく各種指定地域密着型サービスの事業の人員基準を規定しているものであり、今般これらの条例の基準となる厚生労働省令が改正されたことに伴い、改正するものでございます。

次に、改正内容でございます。本条例は、地域密着型の介護事業者の種別ごとの人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものです。内容が非常に細かく膨大な量になっておりますので、個々の条例の説明を省略し、改正内容の趣旨、要旨の説明をもって説明に代えさせていただきたいと思っております。

まず、1点目としてサービス事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待防止等のための必要な体制整備を行う規定を追加するものでございます。また、運営規定に虐待防止のための措置に関する事項を追加するものでございます。

2点目、地域密着型サービス事業者は、必要な情報を活用し、適切かつ有効にサービス提供を行うよう努める規定を追加するものでございます。

第3点目、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求める内容を追加するものでございます。

第4点目、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務づける規定を追加するものでございます。

第5点目、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担を軽減するため、運営規定の概要等の重要事項の掲示義務を、事業所に閲覧可能な形で備え置くこと等を可能とする規定を追加するものでございます。

第6点目、感染予防や多職種連携の促進の観点から、会議等においてテレビ電話装置等の活用を認めるものでございます。

第7点目、地域の実情に応じて、既存の地域資源、地域人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、オペレーター等の設置基準を緩和するものでございます。

第8点目、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする規定を追加するものでございます。

第9点目、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくために、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して認知症介護基礎研修を受講させるために、必要な措置を義務づける規定を追加するものでございます。

第10点目、非常災害時の避難・救出訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする規定を追加するものでございます。

11点目、事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施を義務づける規定を追加するものでございます。

第12点目、人材の有効活用を図る観点から、管理者の配置基準を緩和する規定を追加するものでございます。

第13点目、過疎地域等におけるサービス提供を確保するため、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする規定を追加するものでございます。

第14点目、施設系サービスにおけるユニット型施設の夜勤職員体制を緩和できるようにする規定を追加するものでございます。

第15点目、サテライト型の事業所について、管理者や計画作成担当者の配置を緩和する規定を追加するものでございます。

16点目、認知症グループホームでは、外部評価と運営推進会議の双方で第三者による評価が行われているが、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから、第三者による外部評価を受けることとする規定を追加するものでございます。

17点目、施設系サービスにおいて、入所者の状況に応じた栄養管理、口腔衛生管理を行うことを求める規定を追加するものでございます。

18点目、介護サービス事業における諸記録の保存、交付等について、原則として電磁的対応を認めることとし、その範囲を明確化する規定を追加するものでございます。

その他、準用について各条項等の整理をするものでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 説明ありがとうございます。

地域密着型サービス事業ということで、横瀬町における指定事業者あるいは施設等が、どこが該当するというのがなかなか分かりにくいところだと私は感じています。これも多岐にわたっていて、訪問看護、通所介護、居宅介護、それから地域密着型通所介護、訪問介護、横瀬町の中で、この介護はこれが該当するというのを一回共通認識とすることが必要だと思しますので、説明をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

健康づくり課長。

○平沼朋子健康づくり課長 まず、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につきましては、絆の丘でございます。認知症対応型共同生活介護、グループホーム万年青……

○内藤純夫議長 浅見議員、これはちょっと聞いても分からない。後で一覧表でも頂いたらどうかと思いますが、よろしいですか。

〔「では、後で」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 では、そういうことで、後で一覧表を、議会が終わった後で構いませんので、お願いいたします。

他に質疑ございますか。

〔何事か言う人あり〕

○内藤純夫議長 全員に。

それでは、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第8号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第8、議案第9号 横瀬町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第9号 横瀬町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。介護保険法等の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正等に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 担当課長の細部説明を求めます。

健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 議案第9号の細部説明をさせていただきます。配付しました新旧対照表及び説明資料を併せて御覧いただければと思います。

まず、改正の趣旨でございます。介護保険法に基づく各種地域密着型介護予防サービスの事業の人員基準を規定しているものであり、今般これらの条例の基準となる厚生労働省令が改正されたことに伴い、改正するものでございます。

次に、改正内容でございます。本条例は、内容が非常に細かく膨大な量になっておりますので、個々の条例の説明は省略し、改正内容の要旨の説明をもって説明に代えさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目、虐待防止の規定を追加。

第2点目、適切かつ有効にサービス提供を行うよう努める規定を追加。

第3点目、管理者の配置基準の緩和。

第4点目、ハラスメント対策を強化する規定の追加。

第5点目、感染症や災害が発生した場合の業務継続計画等策定の規定を追加。

第6点目、災害への対応を強化する規定を追加。

第7点目、運営規定の概要等を閲覧に関する規定を追加。

第8点目、会議等におけるテレビ電話装置等活用を認める規定の追加。

第9点目、過疎地域等におけるサービス提供の確保についての規定を追加。

第10点目、職員体制を見直しする規定を追加。

第11点目、無資格者に対して認知症介護基礎研修受講を義務づける規定を追加。

第12点目、第三者による外部評価に関する規定を追加。

第13点目、諸記録の保存、交付等について電磁的な対応を認める規定を追加するものでございます。

その他、準用について、条項等の整理をするものでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第9号 横瀬町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第9、議案第10号 横瀬町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第10号 横瀬町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。介護保険法等の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正等に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○内藤純夫議長 担当課長の細部説明を求めます。

健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 議案第10号の細部説明をさせていただきます。配付しました新旧対照表及び説明資料を併せて御覧いただければと思います。

まず、改正の趣旨でございます。この議案は、介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員基準を規定しているものであり、今般これらの条例の基準となる厚生労働省令が改正されたことに伴い、改正するものでございます。

次に、改正内容でございます。本条例は、内容が重複しておりますので、個々の条例の説明は省略し、改正内容の要旨の説明をもって説明に代えさせていただきます。

まず、第1点目、虐待防止の規定を追加。

2点目、適切かつ有効にサービス提供を行うよう努める規定の追加。

3点目、管理者の配置基準の緩和。

第4点目、会議等におけるテレビ電話装置等活用を認める規定の追加。

第5点目、ハラスメント対策を強化する規定の追加。

第6点目、感染症や災害が発生した場合の業務継続計画等策定の規定を追加。

第7点目、感染症発生及び蔓延等に関する取組の徹底を義務づける規定を追加。

第8点目、運営規定の概要等を閲覧に関する規定を追加。

第9点目、諸記録の保存、交付等について電磁的な対応を認める規定を追加するものでございます。

また、新たなものとして、第10点目となります。第6条第2項でございますが、居宅介護支援について、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者が利用者に作成したケアプランにおける各サービスの割合等について、説明を行うことを新たに求める規定を追加するものでございます。

また、11点目として、第15条第21号でございますが、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占めるケアプランを作成する居宅介護支援事業者を、事業所単位で抽出するといった点検、検証の仕組みを導入する規定を追加するものでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第10号 横瀬町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支

援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第10、議案第11号 横瀬町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第11号 横瀬町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。商品開発施設兼販売所を地域振興拠点施設として設置したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 担当課長の細部説明を求めます。

振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、議案第11号の細部説明をさせていただきます。

今回の改正は、現在旧学校給食調理場の跡地に建設している施設について、本条例第2条の表に地域振興拠点施設の一つの施設として位置づけるものでございます。現在、整備を進めている施設については、町内農産物等を活用した新商品開発施設として、また開発商品の試作品の販売施設として活用を予定しているところでございます。

本条例第4条第1号の農林産物、農林産物加工品及びその他の物品の生産及び販売に関する事、同条第2号の地場産品の食材等を生かした飲食の提供に関する事の規定に合致することから、地域振興拠点施設の一つの施設として位置づけるものでございます。

なお、附則において、施行日を公布の日としております。

以上、説明とさせていただきます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 2点ほどよろしく願います。

今回、商品開発施設兼販売所ということで、横瀬町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の第

4条、業務ということ（1）、（2）、これが該当するので、ここに入れるということでありました。このことについては、なるほどなということなのですが、この中に掲げている農産物直売所兼休憩所であります。芦ヶ久保159番地の1にあります、これをどのように考えてどのように進めようとしているかについてが1点であります。

もう一点、改めて条例を読んでみたところ、これは平成15年、条例をつくったときの質疑でもありました。私もなるほどなと思いながら見たのですが、第3条に「行為をしようとするもので、第16条の規定により町長が指定するもの」と平仮名で、「(以下「指定管理者」という。)」点を掲げています。

もう一点は、13条の中ですが、「指定管理者及び拠点施設の業務に従事している者」と書いて、これはくせ者の者という、忍者の者ですか、「この条において以下「従事者」という。」ということ言っているところあります。「もの」と「者」、私はもう一回勉強したいので、説明していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。2点。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、答弁させていただきたいと思います。

まず、2条の表の中にございます農林産物直売所兼休憩所をどのように考え、どのようにしていくのかということにございます。これにつきましては、現在この施設については町の観光協会の事務所兼ブローさん観光案内所として利用しております。対岸には道の駅がございまして、道の駅では観光情報の発信であるとか、あるいは観光案内などの機能を有しているということで、そういった意味ではその2つについて、役割分担が今の段階では2つでやっているということで、その役割分担を今後明確にしていきながら、この両方の施設というものの機能というのをしっかり定めていきたいということで、その段階でもし名称等の変更等が考えられるのであれば、そういった改正も今後考えていけたらいいなというふうに思っております。

それと、条例中の用語についての漢字のさっきくせ者と言いましたけれども、漢字の「者」と平仮名の「もの」の違いについてでございますけれども、これについては法制執務上の用語の使い方のルールに基づいて整理をしているというのでしょうか、使わせていただいているわけですが、漢字の「者」につきましては、法律上の人格者ということで、自然人であるとか法人という意味ということで使っております。この条例上の先ほど言いました平仮名の「もの」につきましては、それにプラスしまして、それ以外の任意団体等の法人格を持たない団体も含めてのことで、「もの」という形で使わせていただいているということでございますので、先ほどお話しさせていただいたように、第3条の平仮名の「もの」については、後者の部分の意味合い、13条の漢字の「者」については、前者の意味合いということで使わせていただいているところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第11号 横瀬町地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第11、議案第12号 横瀬町コミュニティバス条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第11、議案第12号 横瀬町コミュニティバス条例を廃止する条例についてであります。デマンド型乗合タクシーの導入に伴い、コミュニティバスの運行を終了したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 横瀬町コミュニティバス条例を廃止する条例につきまして細部説明を申し上げます。資料として、現行の条例を配付してございますので、ご確認をお願いいたします。

コミュニティバスにつきましては、町内の交通空白地域を解消するため、平成24年10月から3年半の実証運行を経て、平成28年度より有償運行を開始し、町内を巡回しているところですが、乗車時間の長さや乗車人員の伸び悩みなどの課題があったところです。これらの課題について、ルートの変更や運行便数の変更などを検討いたしました。全ての課題を解決することは難しいことから、コミュニティバス以外の公共交通を検討した結果、デマンド型乗合タクシーが現状で最善の公共交通として導入を決めたところです。

このことから、本年3月31日をもってコミュニティバスの運行を終了し、4月1日より予約型乗合タクシーを本格導入したいことから、今回横瀬町コミュニティバス条例を廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 1点お願いします。

今、課長の説明がありました。継続が難しく、今回デマンドタクシーという新しい方法に行くために、この条例が要らなくなったということの説明でありました。私は、伸び悩みと、横瀬町がどうコミュニティバスをやりながら、地域の交通手段の確保及び利便性を図ってきたという点があるというふうに思います。そういう点で、コミュニティバスの果たしてきた役割をどう評価するのか。こう思うという点で結構です。よろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 お答えいたします。

コミュニティバスブコーさん号でございますけれども、先ほど申し上げましたように通算で8年6か月運行したところでございますけれども、これまで交通空白地帯で運行したということで、住民の足の確保としては一定の役目を果たせたのではないかと考えております。また、コミュニティバスとして、住民の方のコミュニティの醸成にも貢献したのではないかと感じております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。

住民の足の確保、コミュニティということで、次のステップになったのだと思いますが、町長はいかがでしょう。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 私のほうから、通算8年6か月、途中から本格運行に切り替えてきました。一定の数の方にはご愛顧いただいて、足として機能したということ。そして、そもそも目的の一つでもあったコミュニティの醸成、ここでも機能したという部分はあったのだろうなというふうに思います。今回は切替えになりますけれども、これがゴールとも思っていませんで、これから不断の改善を図って、この町に最適な公共交通サービスを目指していきたいというふうに思います。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1点お願いいたします。

デマンド型乗合タクシーに関しまして、今試行運転中だと思いますが、現段階での利用状況、短いので、データがなかなか難しいところですが、どのような利用状況で反応がどうだというのがもしあれば、お願いいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 2月から実証運行を始めまして1か月過ぎたところでございますけれども、現在の2月末の登録者が270人、当初の見込み260人でしたので、それよりも多く登録をいただいております。

運行日数は22日、利用者が262人、1日平均が22人でございます。実利用者でございますけれども、52人ということで、登録者270人と言いますと、約2割の方がご利用いただいているという状況でございます。それから、乗合率でございますけれども、234回運行いたしまして、乗合回数が12回ということで、乗合率は5%という若干少ないのですけれども、という状況でございます。平均乗車人員は1.12人という状況でございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 このコミュニティバスの条例廃止ということなのですが、条例を廃止しないで留保して残しておいた場合と、廃止しない場合とどういう違いがありますか。どういう違いというか、何か不都合があるか。利用しなくても条例を残しておいて、補助体系が変わったりした場合には、デマンドだけではなくて、両方使えるような形も可能にしておく必要が将来的にあるのではないか。ブコーさん号がなくなってしまうと不便だよという人もいるわけですから、廃止をしなくてはならないのか。しなければ、デマンド型ができないのか、あるいは残しておいてもできるのか。ブコーさん号型のものも別にやらなくても残しておけるのかどうか、その辺の検討とか効果はどうなのか聞きたいのですけれども。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 お答えいたします。

条例を廃止しなくても、乗合タクシーについては運行できるかと思えます。今回、廃止条例を上程させていただいたのでございますけれども、本格運行に当たって、一旦コミュニティバスを運行中止したいことから、今回上程をさせていただくところでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 残しておいても支障はないということですよ。

〔「はい」と言う人あり〕

○10番 関根 修議員 分かりました。

○内藤純夫議長 よろしいですか。答弁ありますか。

町長。

○富田能成町長 原則的には、行政手続を実態に合わせていくというのは大原則かなというふうに思います。

当然、先ほども最終形ではないというお話を申し上げたのですけれども、次の切替えのときには、また考える。新たにつくるということかなというふうに思います。ねばならないはないかもしれませんが、やはり廃止するのが行政手続上は望ましいということかなというふうに理解しています。

○内藤純夫議長 10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 最終形が決まっていないのに、今までの利点もあって、やむを得ずデマンド型、ドア・ツー・ドア的なのがいいということだけでやっているわけですから、別に早急に廃止しなくても、1年間やった後にこれでいいだろうという段階で廃止したほうが、次にやっぱりこっちもあったなというこ

とでまた変えるという手続よりも、そのほうが選択範囲が広がるのではないかと思います。最終形が決まって、これでもうずっと行くのだと決めたのだら、廃止してもいいかもしれないですけども、僕もいろいろ研究したけれども、どちらもいいところと悪いところ、あるいは利用者の裾野を広げる云々、固定したあれしかいなくなってしまうというのものもあるかもしれないけれども、その人たちにとっては現実に足なのです。だから、その辺のことも今後考えていかななくてはいけないわけですから、この時期にあえてしなくても、もうちょっと実証実験の1か月だけではなくて、1年間やってみて、その後廃止という手もあるのではないかと思います。どうでしょうか。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 最終形があるのであればでしょうね。最終形は多分ないのだと思います。常に改善をしていくという中ですので、1年後で区切れるかというのも、これも多分根拠のないところになるのかなと思います。強いて言うと、1シーズンやってみて、次の期に改善していくというのはもちろんあるんですけども、そこが最終形かどうかというのも分からない話です。ですから、今時点で行政の姿を一番正確に反映させるということは必要だろうなというふうには思います。

○内藤純夫議長 10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 最終形なんて行政自体ないわけなので、選択肢の幅を広げておくということは、せっかく先人がつくった条例ですから、一応残しておいて、本当に不要になったら切ればいいだけのことなので、現時点で前回の形態が全く駄目なのではなくて、こっちのほうがいいから変えたのだという流れでやるのはいかかかなと思います。これは私の意見ですので、今日は採決ですから、一応そういうことです。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 それでは、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第12号 横瀬町コミュニティバス条例を廃止する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○内藤純夫議長 起立多数です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時20分

○内藤純夫議長 再開いたします。



◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第12、議案第13号 令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第12、議案第13号 令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第7号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債について補正を行い、繰越明許費を設定するものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,017万円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ53億9,341万7,000円とするものであります。

なお、細部につきましては各担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 3時08分

○内藤純夫議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。では、今回は2つです。

まず、1つですけれども、各課にわたってですが、今回コロナの影響があったかと思えます。各課で出張旅費が、私が計算するところ95万9,000円と、あと先ほどの課長の細部説明で車の運行管理委託料ですか、リース代が減っているということのでかなりの金額が、その辺で出張に関するものがかなり減っております。減った予算というか、お金を使わなくてよかったかと思うのですけれども、それはそれでいいとして、それに伴って今後の役場の業務の、例えば行かなかったことにより業務に支障が出たとか、県やいろんなところに行かなかったことにより、その後の町政に支障が出たか出ないかという、その辺のことがあったかどうかというのをお聞かせください。行かなくていいものを無理して行けというのではなくて、

行かなかったことによって、その後の今期町政の運営に影響があったか、なかったかということをお聞かせください。それが一つと。

もう一つは、歳入のところの道路修繕の寄附金のマイナス2,900万円です。これも私、今年度何回かお聞きさせてもらっていますけれども、3,000万円の計上に対して今回100万円の収入があったということで、無理してしろとは、そういうつもりではないのですけれども、一応計上したからには、残りの2,900万円という金額を何らかしらの努力、いただけるような感じの努力をしたかと思えます。その努力というのが、建設課が担当なので、例えば担当者がどんな努力をしたのか、課としてどんな努力をしたのか、大きくなって逆に町としてどんな努力をしたのかということをお聞かせください。

2つなのですけれども、最初の出張旅費の分に関して言えば、各課にまたがってしまいますので、まとめた回答として、できれば副町長、答弁のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

副町長。

○井上雅国副町長 今年度においては出張というのが減って、それがこういった数字に表れているということだと思います。

業務に対する影響ということですが、全くないとは言い切れないのかなという印象は受けておりますけれども、コロナの自粛であったり等々の段階で、オンラインというものが出てきております。それから、その中で役場の仕事であっても、オンライン会議で済ますということがかなり出てきておるようでございます。皆さん、工夫をしていただいて、コミュニケーションを取りながらというところがございますので、大きな支障まではないというのが私のところの印象でございます。

以上です。

○内藤純夫議長 建設課長。

○加藤 勉建設課長 寄附金に関して答弁させていただきます。

寄附金に関しては、以前の本議会でもご説明したように、4社の方と協議を重ねてまいりましたが、努力ということではないのですけれども、その中において調整不足があったということは、前回の議会でもお話ししたと思うのですけれども、その辺を含めて今後の対応等を検討し、また修繕事業ですので、減らすわけにはいかないもので、必要なことは工事で修繕をしなければいけないと思っています。その協議の中でも、過去において道路改良に関しての寄附というのは、あまりいただいた例がありませんので、今回町道3号線の改良工事で寄附をいただくということで当初計上したと思いますが、その協議の中でも、従来どおり修繕に対しては寄附を協力するよという話をいただきましたので、こういう結果になっております。

以上です。

○内藤純夫議長 3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 副町長、課長、ありがとうございます。

では、まず出張旅費の減額のことに対して、今副町長のほうから、オンライン会議である一定簡易な部分が済まされて、業務に支障はそれほど出なかったということなのですが、私も仕事柄ズームとか、いろんなそういったオンラインで会議に参加は私もして使っています。確かに使い勝手は、私なんかからする

と、浦和とか熊谷に行かなくていいということがあるので、かなり時間的には助かるのですが、行かない分、すみません。私だけかもしれませんが、身が入らないのです。要するにしながらをしまったりですか、ついつい集中度が100%、当然行けば100%ですのですが、たまに居眠りもいますけれども、ただオンラインで自分が受けている場合だと、やっているつもりなのですから、6割、7割ぐらいがせいぜいなのです。なので、そういったオンライン、確かにいいのですが、万能ではないので、その部分では予算、確かに金額が減れば、それはそれでいいのですが、その辺はどうしても行って相手と例えば会って話をするとか、そういったところでは分からない、業務の成果としては現れてこないところではあるのですが、そういったところも考えて今後オンラインにしたほうがいい、もしくは行ったほうがいいという判断をしていただければありがたいと思います。これは要望になります。

それと、すみません。あと、寄附金のほうですが、確かに今年度こういうことがありましたので、町の立場としてもある個人、ある会社、ある企業、ある団体に、今後そういった協力を求めることに関しては、今回のことを糧にさせていただいて、なるべく今の腹を割ってではないのですが、きちんと相手方と意思疎通を図ってやっていただければと思いますので、これも要望でよろしくをお願いします。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 まず、12ページです。国庫支出金の国庫補助金の関係ですが、先ほど土木費の国庫補助金の関係で道路メンテナンスの事業費の国庫補助金、これは組替えという説明がありました。どこがどうなったのかについての説明をよろしくお願いいたします。

次に、22から23ですが、地域おこし協力隊の推進事業であります。地域おこし協力隊の起業支援事業費補助金200万円減額ということで、先ほどの説明、ちょっと私も聞き落としてしまったので、やろうとしたけれども、できなかったという点なのだから、あるいは県からの補助どうのこうのだったのだから曖昧だったので、再度よろしくお願いいたします。

次に、3番目ですが、26ページです。戸籍住民基本台帳費で社会保障・税番号制度の事務事業ということで、国からの今後の見込みをやってこれだけ減額になりましたと。マイナンバーの関係で、これは聞いているところで、今年度どの程度まで普及率と言ったらいいのだから、マイナンバーが発行されたか、近いところでの数値があれば、その数値を教えてください。

次に、34ページになります。民生費の児童福祉費の保育所費です。ここはいつも聞きながらだけれども、管外保育等の運営支援事業の関係であります。管外保育運営委託料が2,044万9,000円マイナスになりましたということで、これは実績に利用者数が減るとかということでありました。その下に管外保育措置委託料というので、同級他団体という513万円、このところを私理解できなかったもので、再度この両方の関係を含めて説明していただければと思います。

次に、43ページです。農林水産業費の林業振興費です。森林整備事業委託料が小学校の木材のほうにひっくり返ったので、これが減りましたと。これを今度環境整備基金ということでしましたと。これは、16ページのほうの歳入の関係でも話としてあったところでもあります。森林環境譲与税の仕組みというのですか、そこについてもう一回説明をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、45ページになります。土木費の道路新設改良費であります。道路新設改良と社会資本整備の

交付金の町道整備がありました。工事は進んでいます。用地買収と物件補償が、道路新設改良については用地買収、それから物件補償は減ったと。社会資本整備では、用地買収は減ったけれども、物件補償は増えたということで、ここはそれぞれこういうふうになったという点、実績に伴いましたということで、もうちょっと具体的な説明をしていただければと思います。

最後、学校教育費の関係です。52ページになります。ICT機器の購入費600万円、それから54ページの中学校のICT関係で機器費420万円ということで、合わせて1,020万円、ICT機器になります。入札差額ということでの説明でありました。かなりの全体という形で、当初だんだん買ってきたときによって、単価当たり幾らということになるから、そんなにずれない単価ではないのかなと思うのですが、これだけずれた中身、買う側にとってはよかったなと思うのですが、もうちょっと詳しく説明していただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 たいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 それでは、23ページの地域おこし協力隊推進事業の地域おこし協力隊起業支援事業補助金の関係でございますけれども、今回200万円減額となっております。当初予算300万円でございますけれども、これの内容でございますけれども、協力隊員が退任、任期3年ですけれども、その前の1年前、それから退任後1年以内に起業するための資金として補助をするものでございます。今年度1名の方が、この補助金を活用して起業をするための施設整備等を行ったということで、残り2人の方の分を今回減額するものでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 26ページ、マイナンバーカードの交付率でございます。

3月1日現在になりますが、横瀬町は24.7%、参考までに秩父市が16.5%、皆野町が17.5%、長瀬町が16.6%、小鹿野町が18.0%となっております。横瀬町の1年前は13.3%でしたので、1年間で11.4%伸びたこととなります。

以上です。

○内藤純夫議長 子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 34ページになります。管外保育等運営支援事業の中の委託料についてです。

管外保育所運営委託料につきましては、認定こども園、あと私立の保育園に対する委託料となります。その下の管外保育措置委託料と同級他団体、これにつきましては公立の保育所への委託料となります。そこを分けてあります。それで、今回減額、増額補正させていただいております。管外保育所運営委託料につきましては、延べ143名分減額をさせていただいて、下の同級他団体のほうで約40名増員をさせていただいております。委託料につきましては、入所、入園を見込んで積算しておりますけれども、そのところ差異があったのと、あと公定価格等の見込みの差異で今回補正をお願いしているものです。

以上です。

○内藤純夫議長 振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、私からは43ページの森林環境譲与税の仕組みということでご質問いただきました。

先ほども説明をさせていただきましたが、今回、先ほどの森林整備事業委託料のほうでは、横小の建て替えに伴う木材製材委託料のほうに振り替えるということで、そちらのほうに全て充当していく予定でいました。そうしましたら、今年度の完了が見込めないということで繰越明許になっていったということで、森林環境譲与税につきましては、そのままでは繰越しができないものですから、その分については一旦積み立てて、基金に積み立てるということ。ただ、繰り越した木材製材委託料につきましては、財源がございませんので、基金のほうから今度は取り崩して、特財としてそれをつけて一緒に繰り越すということで、性質上から言うと繰越しができないということで、テクニクということでの組替えでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 建設課長。

○加藤 勉建設課長 私のほうから、まず12ページの道路メンテナンスの補助金に関して答弁いたします。

これは、当初社会資本整備総合交付金で1,100万円を、橋梁長寿命化の修繕に対しての財源として予定しておりました。ただ、県の職員等々と交付申請等のヒアリングにおいて、道路メンテナンスというのは今年度新しくできたメニューでありまして、その補助金の配分率が、まだ新しいのでつきやすいという話をいただきましたので、組替えさせてもらったものです。

続きまして、45ページの道路新設改良、社会資本整備総合交付金の残金等々についてですけれども、測量調査委託料は主な理由としては請負差金です。用地買収、物件補償料等は、物件補償は毎年7月に物件補償の改定があります。それに応じて再積算をしたりしておりますので、毎年多少の前後は発生すると思えます。

用地購入費についてですが、その都度用地交渉において、例えばたまたまその近辺に不要の道路敷とか、使っていない水路とかあった場合には、交換等をして交渉に応じる場合もありますので、そういったことで当初の面積に差異が生じたことによる減額となっています。

工事請負費に関しましては、どうしても特に町道3175号線は大規模なり面工事でありますので、その補助金に対する補助事業費は2倍と決まっていますけれども、そこで事業費として工事設計を止めるということはなかなか困難なことがありまして、今回また3次補正で補助金がつきましたので、ある程度安全なところまでできる見込みを設計しまして、工事請負費が増額しております。

以上です。

○内藤純夫議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 それでは、学校ICTの関係について答弁させていただきます。

まず、ここに出ている差額というのは、令和2年度における不用額ということになります。この端末に関しましては、令和元年度の繰越しということで、小学校で60台、それから令和元年度で120台というのを繰り越して、さらに令和2年度になってからコロナ等の関係で、補正予算で残りの台数を対応していったという経緯がございます。ここに出ていますのは、令和2年度分での差額というふうにご理解いただきたいと思えます。その中では、令和2年度の端末機の差額というのは約400万円程度あります。それから、この予算で取りましたICT機器購入費につきましては、端末機のほか、通信機器等の購入費あるい

は校務支援システム、あるいはプロジェクターやモバイルルーター等々を含めての総額での差ということになっておりまして、ただいま申し上げました小学校の例ですけれども、400万円の端末差額、それから他の機器での想定されたものが整備をしていく中で整理されていって、必要なもの、必要でないものがある中で、総額としてこのくらいの差が出てきたということでございます。中学においては、端末の差額分というのは150万円程度でございました。

総額で申し上げますと、先ほど言いました繰越し分を含めての全体ということになりますが、端末機で申し上げますと、予算で総額で取りました金額が4,175万3,000円取りまして、結果、3,355万円ぐらいで端末の整備ができました。これは予算の比較でいきますと、820万3,000円の差がトータルでは出ております。設計によるところの請負額の差でいきますと、580万9,650円というふうなことになっております。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 すみません。1点だけ質問させてください。

歳出の44ページ、秩父地域キャッシュレス決済の関係なのですけれども、今回増額補正で上がりましたが、この費用対効果的なものを、振興課としてはどういうふうに捉えているのかというのが1点と。

それに絡めて、今回データが年代別とかというのが、しっかりペイペイからもらえるというのか、町として捉えていることができていますのかどうかを教えてください。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、2点でございます。答弁させていただきたいと思っております。

まず、費用対効果ということでございます。浅見議員の一般質問でもお答えさせていただいたわけですが、まず経済効果としましては、キャッシュレス決済のほうだけでいきますと、9,380万円ほどの経済効果となっております。そして、加盟店が現在は75店舗になりました。当初、6月時点では13店舗でしたので、大体5倍以上になっているという状況になっております。

それと、ボーナスポイントの内訳というのでしょうか、業種でいきますと、サービス業が15%、約280万円、飲食店が9%で約160万円、各種小売店が全体の76%で1,425万円というぐらいの割合となっております。ちなみに、12月と1月に実施をしておりますので、その割合でいきますと、12月はボーナスポイントだけでございますけれども、830万円、1月については1,030万円ぐらいという結果となっております。

あと、ちなみに自治体別ですけれども、横瀬町は今言ったように1,800万円ぐらいでしたが、秩父市が1億7,000万円、皆野町が2,290万円ぐらい、小鹿野町が2,330万円ぐらいというような、秩父全体では2億3,000万円という数字が出ておりますというのが効果であったかなと思います。

それと、データでございますけれども、近々そういった形で来るという話は聞いていますが、まだ正確には届いていませんので、たまたもしご開示できるようなことがありましたら、したいと思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 今、黒澤議員の場所とまるっきり一緒の場所なのですが、お聞きしたかったことを大体聞いていただいてお答えいただいた中で、私としてプラスでお聞きしたいところが、まずデータに関しましては、恐らくこれからというところであると思うのですが、ペイペイの性質上、電話番号だけで登録できるのです。なので、もしかしたら年齢別がない可能性があるかもしれないので、その際はもしあれでしたら、業者さんとかに、各事業所にぜひそのアンケートも年代別、大体になりますけれども、どのくらいの方が使っていただきましたかというようなのを図っていただけると、ありがたいかなということが1点と。

あと、他市町の状況を先ほど教えていただきましたが、2月に小鹿野のみがやっていた。この状況というのがどうであったかということ、もしデータがあれば、お願いいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 アンケートというか、データにつきましては、年代別等も取れるかどうかということも確認をしてみたいと思います。

それと、小鹿野町については、今、すみません。うろ覚えで申し訳ないですけれども、多分1か月で2,900万円ぐらいいったというふうなお話を聞いております。すみません。もし違ったら、また訂正させていただきます。

以上です。

○内藤純夫議長 1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 ありがとうございます。

小鹿野単独でということで、かなりインパクトがあったのかなと。そして、全体でやった後に引き続きというところに、インパクトがすごくあったのかなということを感じております。そういった中で、ペイペイの20%還元キャンペーン、そしてこのトータル額もかなり高かったのも、すごく満足度の高いキャンペーンだったと思います。その他のペイペイのキャンペーンが、今ちょこちょこありますけれども、やはりそれがインパクトが強過ぎてよ過ぎたので、かなり多くの方々が今のキャンペーンには不満足だったりとかするぐらい、すごい反響だったなということをおもっております。

そういった中で、なかなか予算を取るのも難しい状況であると思うのですが、今後横瀬単独でとかということも考えていらっしゃるかどうかということをお願いします。

○内藤純夫議長 答弁を振興課長。

○大畑忠雄振興課長 今、小鹿野の例を出しますと、やっぱり単独でやりますと、そちらに集中するというようなこともありますし、広域的な効果というものも当然あると思いますので、横瀬町だけということも考えていくかということと、あと広域でやるかということでもありますので、あとは予算ですね。補正予算等でまたついたときに、いろんなバランスの中でということで、今後検討していければというふうに思います。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 すみません。1点教えてください。

37ページなのですがけれども、保健衛生費の予防費なのですが、ヒブワクチンだとか予防接種の減額が出ています。これは赤ちゃんの出生数が少ないことと、あと受診者が少なくなったということなのか。もし、受診者が少ない場合には、その方たちは大丈夫ですかということをお聞きしたいのですがけれども。

以上です。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 予防接種につきましては、該当者数から積算して予算をいただいております。

毎年、やはり減額というのをさせていただいている状況です。今年度だけ特別に異常に多いという状況ではないと思います。子供さんのワクチン接種とかにつきましても、コロナ禍であってもいろいろ保健師のほうに相談とかあるようですので、そんなに控えている様子ではないとは思われます。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第13号 令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第7号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第13、議案第14号 令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第13、議案第14号 令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万7,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,519万1,000円とするものです。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○内藤純夫議長 ただいま議案第14号の審議中でございますが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時48分

○内藤純夫議長 再開いたします。

前例に倣ひ休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 3時54分

○内藤純夫議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 せっかく説明してもらったので、質疑を行いたいと思います。

2点ほどお願いします。1つは、11ページであります。保健事業費の中での特定健康診査の委託料であります。実績に基づいてということではありますが、いろいろ検査を受けてもらったほうがいいかなと思うのですが、実績が減った理由、そのことについてお願いします。

もう一点、12ページであります。疾病予防費であります。生活習慣病の予防検診費補助であります。これも実績に基づいてというようなことでもあります。予算について376万円に対してこれだけ減ると。予定してあるものの約3分の1が減ってしまうということで、どのように考えるかという点についてであります。2点、よろしくお願ひいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 それでは、特定健診及び生活習慣病予防検診につきまして、併せてお答えさせていただきます。

コロナ禍において、健診の受診控えが生じていると考えております。2月末日現在の受診者数で申し上げますと、昨年度の同月と比較して特定健康診査は12.8%、人間ドックでは30%の減少となっております。最終的な今年度の特定健康診査の受診率につきましても、昨年度比で8%から10%減少すると見込んでおります。

以上でございます。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第14号 令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



◎延会の宣告

○内藤純夫議長 ここでお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

延会 午後 3時57分

## 令和3年第2回横瀬町議会定例会 第5日

令和3年3月15日（月曜日）

議事日程（第3号）

### 1、開 議

#### 1、議事日程の報告

1、議案第15号 令和2年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第16号 令和2年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第17号 令和2年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第18号 令和2年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第19号 令和3年度横瀬町一般会計予算、議案第20号 令和3年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第21号 令和3年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第22号 令和3年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号 令和3年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第24号 令和3年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算の上程、説明、質疑

### 1、延 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
設楽政夫	教育長	守屋敦夫	総務課長
小泉照雄	まち経営課長	新井幸雄	税務会計課長兼 課長兼計者 管理者
大場玲子	いきいき町民課長	平沼朋子	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	大畑忠雄	振興課長
加藤勉	建設課長	大野洋	教育次長

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	平匡史	書記
-----	------	-----	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

- 内藤純夫議長 皆さん、おはようございます。  
全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎議事日程の報告

- 内藤純夫議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎発言の訂正

- 内藤純夫議長 ここで前回の答弁の訂正がございますので、発言を許可いたします。  
振興課長。

- 大畑忠雄振興課長 皆さん、おはようございます。

それでは、令和2年度一般会計補正予算での黒澤議員のご質問の中で、小鹿野町のキャッシュレス決済促進事業の効果の質問をいただき、ボーナスポイントの金額を約2,900万円と答弁させていただきましたが、正確には約2,400万円でございますので、訂正させていただきます。

- 内藤純夫議長 黒澤議員、よろしいですか。  
〔「はい」と言う人あり〕



◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 内藤純夫議長 それでは、日程第1、議案第15号 令和2年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。  
町長。

〔富田能成町長登壇〕

- 富田能成町長 上程されました日程第1、議案第15号 令和2年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ8億929万9,000円とするものです。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

- 内藤純夫議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時08分

○内藤純夫議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 では、3点ほど質問しますので、よろしくお願いいたします。歳出のほうです、3点とも。

1つ目は、10ページの介護認定審査会費であります。これが期間が延長になったということで、これを減額ですということでありました。今執行率これで見ると72.5%になっていると思うのですが、認定の期間延長という形でいくと、これは予算上は今年度予算はもうこれで打ち切ってしまうと、また新たに予算で期間が延長してもそここのところはいくのかどうかというところであります。期間延長だということこの予算のまま使って、ここまでで終わりですよという繰越ししないでいくのかどうか、そこが1点であります。

2点目であります。介護予防サービスの諸費の関係であります。利用者がなかったということで、地域密着型の介護予防サービスの給付についてであります。それでも執行率というか、270万円の予算組んだけれども、80万円は使いましたということで、利用がなくても使ったというのはどんな点に使ったのかという点が2点目であります。

3点目であります。12ページの地域支援事業費の関係で、任意事業であります。ねたきり老人の紙おむつ給付と配食サービスの委託です。利用実績が減ったということで、ほぼ7割の執行だったに見えます。どんな程度で周知しているかについての説明をよろしくお願いいたします。

3点です。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○平沼朋子健康づくり課長 まず、1点目の認定調査費になります。認定調査費、認定期間の延長というのは、更新をされる際に以前だと1年に1回更新をしていたものが、今現在は更新が最長3年まで安定している方は延長できることになっております。その関係で、今まで毎年毎年更新が来ていたものが件数が減ってきているということになります。

今年度の実績としましては、昨年度は211件の更新があったものが今年度は89件の更新ということで、人数が大分減っております。その関係で予算のほうは減額させていただいたのですが、更新は毎年全ての人に同じように来ますので、来年は来年度の予算で実施していくことになります。

次に、保険給付費で、地域密着型サービス給付費で1名見込んでいたが、利用者がなかったということ

でお話ししたのですが、この件につきましては実際には2名の予算を見込んでおまして、1名については介護予防小規模多機能住宅介護と、あと介護予防認知症対応型共同生活介護ということで、2種類の事業のほうの予算が取ってありました。1名については利用をしていましたので、月額4万3,821円が利用してあったのですが、もう一名の予定していた介護予防認知症対応共同生活介護、グループホームになるのですが、この方1名の方を見込んでおまして、要支援2の方が1名使った場合に月額およそ20万円程度になる予定になっています。その分が利用しないということで減額になるものでございます。

それから、地域支援事業で紙おむつと配食サービスの関係で利用者が減っているということなのですが、今年度の新規申請者のほうが減っておりまして、周知といたしましては広報を使って周知するのと、あとは更新の方には更新の通知を出すということで対応をさせていただいております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第1、議案第15号 令和2年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第2、議案第16号 令和2年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、議案第16号 令和2年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ471万6,000円を減額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ1億510万4,000円とするものです。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時17分

○内藤純夫議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第2、議案第16号 令和2年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第3、議案第17号 令和2年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第17号 令和2年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債について補正を行い、繰越明許費を設定するものです。歳入歳

出予算の総額に歳入歳出それぞれ218万2,000円を減額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ2億8,176万6,000円とするものです。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○内藤純夫議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時20分

○内藤純夫議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 3点ですかね、4点か。1つは、総務一般管理費であります。消費税及び地方消費税の納付金が増額ということの説明でありました。なぜ増額になるのかというところが1点であります。

それから、2点目であります。地方公営企業法適用業務委託料ということで、実績に基づいてということの説明でありました。これは、入札差金の関係と捉えていいのかどうかというところであります。そのところが2点目であります。

3つ目であります。下水道の管渠の実施設計業務委託料、これも実績ということでありましたので、入札差金かどうかというところ、入札の結果によってこうだということかどうかの点が3点目であります。

もう一点、4ページでありました繰越明許の関係であります。今年度完了が見込めないということの説明でありました。発注時期とかも含めながら完了が見込めないということで、もうちょっと詳しくどういう理由という、なぜ完了しないのかのところについての説明をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

建設課長。

○加藤 勉建設課長 それでは、答弁させていただきます。

まず、1点目の消費税に関してですが、これは通常消費税の申告に基づいて納税、還付等毎年行われておりますが、今回に関しては1月19日に税務調査が入りまして、過去、今回の補正に関しては平成27年から平成30年度分になりますが、4か年の分に解釈に誤りがあるという指摘を受けました。それに基づいて計算した結果修正申告が必要となったため、増額補正をするものであります。

次に、2点目の公営企業法適用事業、また管渠築造工事の委託料についてですけれども、請負差金によるものが主な理由ですが、管渠に関しては岩とかいろいろと出て、その後設計変更等もしているのですけれども、基本的な減額は請負差金とさせていただいて結構だと思います。

第4の質問の繰越明許費ですが、実際工事発注しまして、今進捗状況としては25%ぐらいになっている

と思うのですけれども、既設の埋設管というのですか、水道管とか、道路占用で行われている排水の横断工とかがかなり出てきまして、思うように予定どおり工事が進んでいないというところで繰越明許費とさせていただきます。

以上です。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 消費税及び地方消費税の納付の関係での説明がありました。平成27年から平成30年の税務調査が入って、解釈に誤りがあったということの説明でありました。どういう解釈上の誤りがあったこれを納付するようになったのかについて、再度説明をよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

建設課長。

○加藤 勉建設課長 再質問に対して答弁いたします。

今回指摘を受けた事項なのですけれども、歳入歳出差引額についてでございます。町では、過去において当該年度の不用額として歳入歳出差引額が出るのですけれども、それは当然消費税、工事請負費とか委託料に対しての課税仕入れに充てる対価性のない繰入金等は特定収入といいまして、仕入税控除額から除外して計算するようなルールになっています。ただ、歳入歳出差引額は不用額ですので、当然用途が特定できないと判断して、当時町では申告のほうを進めてきましたけれども、その解釈に誤りがあると、不用額だとしてもその不用額がその年の課税売上割合等に対する割合でどれだけ占めているか割合を出して、その分を差し引くのだというような指摘を受けていましたので、その辺を見直し、計算した結果こういう形になりました。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第17号 令和2年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第4、議案第18号 令和2年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第18号 令和2年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算(第3号)の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,308万4,000円を減額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ4,833万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○内藤純夫議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 3点よろしく願いいたします。

1つは、先ほど説明ありました消費税及び地方消費税の納付金の関係であります。これは、先ほどと同じ指摘があつてこういうふうになつたのだかどうかという点が1点であります。

2点目ですが、今年浄化槽の設置管理事業ということは、去年よりは伸びていたという説明であつたなと思つたのですが、今によると浄化槽管理事業も減額になってきていると、この中で今説明あつた人槽の差異によつてということがありました。人槽の差異ということは、具体的にどういうことかという点についてもうちょっと分かりやすく説明していただければと思います。それが2点目です。

3点目ですが、ページの7ページになりますが、費用の増額により一般会計繰入れがということになります。全体的にマイナス、マイナス、マイナスとなっているのだけれども、ここは一般会計繰入れが増えるということがなぜなのかについてももう一度よろしく願いいたします。

3点です。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

建設課長。

○加藤 勉建設課長 それでは、答弁させていただきます。

まず、消費税に関してですが、先ほどの下水道事業会計と同じ理由になっております。

続きまして、人槽の差異ですけれども、当初工事請負費、原材料費等は見込みで算定はしております。今年度は5人槽13基、7人槽16基、10人槽1基の予定でしたが、当然設置していただける方の申請に基づいて交付しますので、その中で5人槽がかなり今年度多かったという形になっています。ちなみに、7人槽16基に対して実際に7人槽は4基設置いたしました。そういったことから、工事請負費や本体購入料の額に差異がありますので、そういった理由で減額補正をするものとなっております。

3番目の繰入金に関してなのですが、今言ったような理由で使用料も当然5人槽、7人槽、10人槽としてそれぞれ差異があります。違いがありますので、その辺の結果から使用料も減りました。また、先ほど言った消費税、あと管理事業の中に清掃業務委託料があるのですが、その辺の単価の改定等がありまして、歳出が増額して使用料が減った理由で繰入金が増額になっているということになります。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第18号 令和2年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時33分

○内藤純夫議長 再開いたします。



◎議案第19号～議案第24号の上程、説明

○内藤純夫議長 ここで、お諮りいたします。

日程第5、議案第19号から日程第10、議案第24号までは、いずれも関連がございますので、一括上程したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第19号 令和3年度横瀬町一般会計予算、日程第6、議案第20号 令和3年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、日程第7、議案第21号 令和3年度横瀬町介護保険特別会計予算、日程第8、議案第22号 令和3年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、日程第9、議案第23号 令和3年度横瀬町下水道特別会計予算、日程第10、議案第24号 令和3年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算、以上の6議案を一括上程し、議題といたします。

この際、町政に対する町長の施政方針と併せて提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 本日一括上程されました令和3年度一般会計予算、各特別会計予算の審議をお願いするに当たり、私の施政方針を明らかにし、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を賜りたく存じます。

令和2年度も残すところあと2週間余りとなりました。“四季折々の美しい景観があって、そこに温かい人の輪がたくさんある。その一人一人はいろいろな人がいて、皆自分らしく幸せに生きている”、こんなカラフルタウンを目指す第6次横瀬町総合振興計画のスタート年度でしたが、新型コロナウイルスの影響による極めて特殊な状況下での年度となりました。1年前、令和元年度を総括し、“試練の年”と申し上げましたが、令和2年度も引き続き新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、さらに輪をかけたような“試練の年”となりました。

新型コロナウイルスの感染拡大防止、生活支援策や経済対策などが喫緊の行政課題となり、私たちは未経験の状況に置かれる中でとにかく素早く、かつ柔軟に対応していくことが求められ続けた1年でした。町民の皆様や議会の皆様、ほか関係各位のご協力を得て給付金の支給、感染防止策、生活者支援策、経済対策の実施など、ここまでは何とかスピード感を持って円滑に実行できたと考えています。ご協力いただきました皆様に改めて御礼を申し上げます。

令和3年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が最大の行政課題となります。ここからはワクチン接種の実行という段階に入っていきます。秩父地域の強みである市町の枠を越えた広域連携、医療機関や関係機関との協力関係を基に着実に進めていきたいと考えます。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をフルに活用して、医療機関や介護施設の感染症対策支援、町有施設の感染症対策、環境整備等を鋭意進めていきます。

“誰一人取り残さない”の理念の下、コロナ禍が長期化する中で国、県との施策と併せて、町民にとって最適な施策となるような新型コロナウイルス対策を講じていきたいと思えます。

また、コロナ禍を経て我が国の大きな課題と認識されるに至ったデジタル化、そして町民の利便性向上や危機管理対応力の強化を目的としたデジタル変革、いわゆるDX対応について積極的に対応を進めていきたいと考えています。

当町は、平成27年度に横瀬町地方創生総合戦略及び人口ビジョンを策定して以来、一貫してこの町が持続していくための最大の懸念事項である人口減少に正面から向き合い、町として組織的に粘り強く人口減少を抑制する努力、備える努力をすることを一貫して政策の大方針としてきました。肝心の人口減少につ

いては、2020年10月1日現在で趨勢人口7,733人、戦略人口7,875人に対して、実績は県の推計人口ベースで7,963人、住民基本台帳ベースで8,140人と戦略人口を上回る水準で推移しています。合計特殊出生率は、ここ数年は県下の自治体ではトップクラスの数字を維持しており、若年人口の減少は鈍化、その影響もあって当初想定していた横瀬町保育所の民営化については、当面実施しないという方向としました。転出超過数も改善傾向にあります。このように、人口動態にはよい変化の兆しが見えてきています。

令和2年4月に公式オープンしたエリア898は、コロナ禍でイベントや集会の開催が著しく制限されましたが、これまで町にはなかったオンラインの発信拠点として機能し始めました。新しい飲食店やベーカリーができたり、若い世代による起業の動きがあり、まちなかを中心に人の流れ、町の風景も少しずつ変わってきたと感じています。5年前の平成27年度には31万円だったふるさと納税額は年々増加し、令和2年度は4,800万円を越えるところまで成長しました。令和2年4月に全面刷新したホームページのアクセス数は、年度目標値16万人に対して2月末時点で28万人を超えました。メディアで報道される機会も順調に増え、令和2年度は2月末で既に過去最高回数になっています。とりわけ、「日本一チャレンジする町」、「チャレンジする人が集う町」という言葉とともに、対外認知度や発信力は引き続き着実に向上を続けています。令和2年度は、ふるさと納税、対外発信、デジタル化への対応、国際交流等、様々な場面において地域おこし協力隊及び独立行政法人国際協力機構から派遣を受けている地域おこし企業人の貢献が目立ちました。令和3年度も引き続き地域おこし協力隊や地域おこし企業人などの制度をフルに活用し、町政運営に役立てていきたいと思えます。

一方、令和2年度は出生数や入込観光客数は大幅に減少しました。また、令和3年度は税収の落ち込みも想定されています。何もしなければ人口も経済規模も縮小していくという大きな流れは変わったわけはありません。人口動態や人の流れに変化の兆しは見えてきましたが、まだまだ到底これでいいという状況にはありません。今後も現状を変える継続的な努力が求められます。令和3年度も「この町の未来を変える。変えられるのは私たちだけ」の強い思いを職員と共有し、危機感と希望を持って町政運営に当たっていききたいと思えます。

コロナ禍の終息が不透明な状況で迎える令和3年度も引き続き行政運営の難しい、厳しい年度になるのは間違いありません。これまでであることが当たり前だったイベントや行事が再び従来どおりの形でできるかどうか現時点では分かりません。集まる機会がどんどん減って、人との関わり合いがどんどん希薄になっていってしまうかもしれません。それは、地域の結びつき、助け合い、支え合いを大切にしてきた当町にとって大変困難な状況であることを意味します。この状況にあって、町の人たちを元気づけること、町の人たちを結びつける要として機能すること、それが令和3年度に私たちが果たすべき重要な役割です。そして、どんな状況下であっても町にとって、住民にとって最適な行政サービスを創意工夫してつくっていききたいと考えます。横瀬町らしく令和3年度も積極的にチャレンジをしていきます。

続きまして、新年度の重点施策について説明させていただきます。

第6次横瀬町総合振興計画の目標「カラフルタウン」実現に向けた7つの柱ごとに重点施策を申し上げます。

まず、1の柱、切れ目ない子育て支援と教育の連携を目指す「人づくり」です。

令和3年度は、「横瀬小学校校舎整備事業」の新校舎建築が本格的に始まります。新校舎完成までに3

年を要する一大プロジェクトです。適切な感染症対策を講じつつ、安全に工事を進行させ、町の新しいシンボルになり、全ての町民から愛される校舎の建設を目指します。

令和2年度は、ステイホーム期間中に小中学生対象にオンライン企画を実施するなど、当町は学校教育のICT活用に積極的に対応してまいりました。横瀬小学校、横瀬中学校にはタブレット端末が整備され、令和3年度にはいよいよこれを活用していく段階となります。

また、子育て支援の推進として、引き続き「子育て世代包括支援センター」では様々なニーズに対応した相談体制を充実させます。また、理学療法士等の専門職による「はぐくみ相談事業」や「すきっぷ教室」などを実施するほか、「出産祝い金・入学祝い金支給事業」など、子育て世代に安心をもたらす事業に取り組んでまいります。

2の柱、全ての町民が健康に暮らせることを目指す「健康づくり」です。

第6次横瀬町総合振興計画において達成すべきこの柱の基本目標にしているのは、65歳の健康寿命、これは要介護2以上になるまでの期間です。当町の平成26年の健康寿命は男性16.62年（埼玉県63市町村中47位）、女性19.22年（同60位）から、平成30年の直近データでは男性17.68年（同30位）、女性20.83年（同12位）と健康寿命、順位ともに好転をしております。様々な工夫を凝らしながら、引き続き町民の健康寿命の延伸を図っていきたいと思います。

今年度外出や行動が著しく制限される中、ウォーキングで健康維持、ストレス解消を図った町民の方も多かったのではないのでしょうか。コバトン健康マイレージ事業の参加者数は、令和2年度400人を超えました。令和3年度は、ウォーキングに係る拠点整備、道造り、イベント開催などを含んだ「日本一歩きたくなる町プロジェクト」を実施し、町民の健康増進を図ること、さらに感染症対策下でも実施可能なイベントをつくることで観光誘客及び（コロナ禍で激減した）町民の触れ合い機会を創出することを目指します。この中でご高齢の方や障がいのある方でも安心して参加できるようイベントも工夫していきます。

疾病の早期発見、早期治療を目的とした「成人検診・がん検診事業」の実施や健康増進と生活習慣病の予防、改善を目的とした「健康教室」や「ウォーキング教室」などを引き続き実施をいたします。

また、シニア世代が様々な分野で地域社会の担い手となって活躍していただくこと、健康的な生活を楽しんでいただくことを目的に「アクティブシニア推進事業」を実施します。

さらに、「地域福祉計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる取組を推進します。

3の柱、防災、防犯、防火対策や交通安全対策を推進し、全ての町民が安全で安心して生活できる環境づくりを目指す「安全安心づくり」です。

当町は、ここまで比較的被災経験の少ない町ですが、昨今の気象変動の影響などもあり、いついかなる災害に見舞われてもしっかり対応できる準備を進めていきます。防災対策として、災害発生時の町内の危険箇所等を掲載した「土砂災害ハザードマップ」の改訂や物資、資材等の災害用備蓄品を整備し、万一の災害に備えます。

住民の生活基盤である町道について、安全性、利便性の向上のため、町道3号線、5号線、3175線及び9号線（旧給食センター前）等道路整備を鋭意進めます。また、道路交通の安全確保のため、39の橋梁を対象に橋梁点検を実施します。

令和3年度より予約型乗合タクシー“乗り合いブコーさん号”を本格運行します。運行初年度となる令和3年度にしっかり利用者の声を拾い、データを集め、今後より住民にとって利便性の高い公共交通を目指していきます。また、地域公共交通では、路線バスへの補助を実施します。

次に、4の柱、多様な働き方や生き方が実現できる環境を目指す「産業づくり雇用づくり」です。

5年目に入った「官民連携プラットフォーム・よこらぼ」は、2月末現在で提案件数156件、採択件数90件と順調に実績を積み重ね、当町の看板事業に成長しました。令和2年度は、コロナ禍で大きく行動が制限される状況の中での事業運営でしたが、障がい者支援、農業支援、人材派遣、災害対応等々、様々な分野において事業提案がされました。よこらぼ自体の知名度の向上とともに、提案される案件の質と量は向上してきていると感じています。引き続きよこらぼをてこにして、町内への「ヒト・モノ・カネ・情報」の流れを促進し、町内の活性化、住民福祉の向上につなげていきたいと思えます。

「ふるさと納税」は、地域おこし協力隊の活躍等もあり、令和2年度も順調に伸び、町の貴重な財源として見込めるまでに成長してきました。令和3年度は、さらなる返礼品の充実や特産品の開発を図り、町内の経済循環の活性化を図ります。道の駅果樹公園あしがくぼについては、老朽化した木造デッキや階段を改修し、施設面の充実を図るとともに、ソフト面の魅力アップに取り組んでいきます。また、農家さんと連携した新商品開発、大字横瀬地内での事業展開、新たな経済循環、雇用創出まで見据えて、有限会社果樹公園あしがくぼ傘下での地域商社立ち上げを進めていきます。

令和2年度に「地方創生及び地域ブランドづくりに関する包括連携協定」を締結した株式会社温泉道場より国の地方創生メニュー、「地域おこし企業人交流プログラム」の制度を活用し、同社より社員2名を派遣していただき、道の駅など町有施設の魅力アップ、空き家の有効活用等についての助言、ふるさと納税返礼品や特産品の開発等、協力をいただく予定です。

U I Jターンを促進するため、東京圏から移住してきた起業家へ支援金等を交付する「移住就業等支援金支給事業」や移住して秩父地域内外の企業就職者への支援となる「定住就職促進奨励金」などを引き続き実施します。

次に、5の柱、観光などで訪れる交流人口や地域や地域の人々と多様に関わる地域外の関係人口の増加を図り、にぎわいを目指す「賑わいづくり中心地づくり」です。

「日本一歩きたくなる町プロジェクト」は、健康づくりの施策であるとともに、観光誘客を図るにぎわいづくりの事業でもあります。従来型のイベント開催が不透明な状況にある中、民間企業や大学と連携して感染症対策と両立し得る新しいイベントを企画実施します。町民にアイデアを募り、新たなウォーキングコースを設定し、アプリ等を活用して楽しく歩いてもらう工夫を施します。一定期間を設けて町民も来町者も楽しんでいただけるようなイベントを開催します。これを契機にウォーキング文化の醸成、歩きたくなる町としてのブランド化を目指します。町を訪れる人が安心して町内の各施設を巡回できるよう観光案内板、道標の改修等も行います。令和2年度、整備調査、予備設計した武甲山観光トイレについて、環境に配慮し、登山者が快適に登山を楽しんでもらえるような施設を整備します。

次に、6の柱、自然を大切に、美しい景観と暮らしやすい住環境が整った自然と共存する暮らしを目指す「景観環境づくり」です。

空き家対策は、引き続き重要な行政課題と認識し、地域おこし企業人、地域おこし協力隊のノウハウや

マンパワーもフルに活用し、町内の空き家の再生を鋭意促進していきます。住宅環境改善促進補助事業により、既存住宅のリフォーム工事に対する補助を行い、居住環境の向上及びクリーンエネルギーの普及促進を図ります。空き家対策計画による空き家の適正な管理を推進するとともに、空き家バンクの活用など、空き家の有効活用を目指します。引き続き老朽空き家の除去補助、危険なブロック塀の撤去補助も行います。

令和3年度も引き続き特定環境保全公共下水道の整備を行うとともに、浄化槽整備区域内での市町村設置型浄化槽の設置を促進してまいります。環境づくりは、ますます重要な行政課題になってきていること及び公営企業会計の導入等を見据え、今後当該分野については改めて体制の整備を図っていきたくと考えます。

最後に、7の柱、温かい人の輪がたくさん生まれ続け、豊かな多様性があふれる町を目指す「人の輪づくり」です。

コロナ禍の影響で人と人が触れ合う機会が激減しています。地域での支え合い、助け合いを大切にしてきた当町にとっては大変困難な状況です。こうした状況下でも人々が触れ合えるような、楽しめるような機会の創出を積極的に図ってまいります。「日本一歩きたくなる町プロジェクト」は、この観点も重視して実施します。

東京オリンピック・パラリンピックの開催は、現状不透明な状況ですが、工夫しながら令和2年度東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンとして登録された「アンドラ公国」の選手や関係者との交流イベントの開催や都市間交流を進めていきます。

地域おこし協力隊推進事業では、本年度に立ち上げを予定している地域商社の準備、運営などの分野で隊員の募集を予定しています。地域活性化に意欲のある隊員の活躍を期待しています。

このほか、昨年度新型コロナウイルス感染拡大の影響で開催できなかった「ヨコゼ音楽祭」や「町民体育祭」、「よこぜまつり」など、感染防止対策を工夫しながら開催実施に向けて検討してまいります。

最後に、7つの柱を支える土台の一つとして、令和3年度に大きな課題となるデジタル化への対応についてです。我が国でも令和3年9月にデジタル庁創設を計画するなど、国を挙げてデジタル化を進めていく流れになってきています。当町は、第6次横瀬町総合振興計画において町民の利便性向上、コミュニケーション促進、事務の効率化のために“人にやさしいテクノロジー”の活用推進が必要としていましたが、期せずしてこのコロナ禍を契機にテレワークやオンライン会議の必然性が生まれ、積極的に対応してきました。令和2年度は、当町のデジタル対応の端緒となる年度になりました。令和3年度は、この流れをさらに加速し、副町長をCDO（チーフデジタルオフィサー）と明確に位置づけ、プロジェクトチームを組成して、人にやさしいテクノロジーをも用いた変革、デジタル変革のスタートの年とし、さらなる町民の利便性向上、危機管理対応力の強化を図っていきたくと思います。

以上、令和3年度における第6次横瀬町総合振興計画の目標「カラフルタウン」実現に向けた重点施策を申し上げます。

続きまして、令和3年度予算概要です。

議案第19号 令和3年度横瀬町一般会計予算、議案第20号 令和3年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第21号 令和3年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第22号 令和3年度横瀬町後期高齢者医

療特別会計予算、議案第23号 令和3年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第24号 令和3年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算の概要を申し上げます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、「第6次横瀬町総合振興計画」に基づき、「カラフルタウン」の実現に向けて着実に事業を進めていきます。

コロナ禍が続く厳しい状況にありますが、この状況下でやらなければならないこと、この状況下だからこそできることを取捨選択し、ピンチをチャンスに変えるべく、積極的に事業を進めていく予算編成としました。その概要を申し上げます。

令和3年度の予算額は、一般会計47億3,500万円、特別会計5会計合計21億5,759万9,000円、全体での総額は68億9,259万9,000円となります。

続きまして、予算の主な内容を申し上げます。まず、一般会計ですが、歳入歳出予算総額47億3,500万円は、前年度と比較して5億円の増額となります。

歳入予算の柱である町税は、10億8,647万3,000円で、歳入の23%を占め、前年度と比較して3,908万5,000円の減額となります。このうち町民税は、新型コロナウイルスの影響により企業業績の落ち込みが予想されることから、前年度より8,350万8,000円の減額を見込んでおります。

続いて、地方交付税は、前年度の交付実績等により普通交付税10億1,665万3,000円、特別交付税1億4,448万9,000円を計上し、歳入の24.5%を占めています。

国庫支出金は、子どものための教育・保育給付費国庫負担金、児童手当国庫負担金が1億5,366万6,000円、障害者自立支援給付費国庫負担金7,259万2,000円、公立学校施設整備費国庫補助金7,045万4,000円、社会資本整備総合交付金4,586万円などで、前年度比22.5%の増、4億8,589万9,000円を計上しました。

県支出金は、子どものための教育・保育給付費県負担金3,659万1,000円、障害者自立支援給付費県負担金3,629万6,000円、国民健康保険及び後期高齢者医療保険に係る基盤安定負担金3,109万6,000円、児童手当県負担金1,645万2,000円、ふるさと創造資金1,100万円などで、前年度比1.2%増の2億2,443万6,000円を計上しました。

町債は、秩父広域市町村圏組合の水道事業に対する出資債8,550万円、町道改良事業債3,610万円、小学校建築関連で公共施設等適正管理推進事業債などの教育債が7億5,570万円、臨時財政対策債1億5,547万7,000円で、合計10億3,277万7,000円となり、前年度比40.3%、2億9,677万4,000円の増額となります。

続いて、歳出について性質別に主な内容を説明申し上げます。人件費は、7億9,673万円で、歳出全体の16.8%を占めており、前年度と比較して1.7%、1,298万3,000円の増額となります。

物件費は、6億6,693万9,000円で、全体の14.1%を占め、前年度と比較して2.8%、1,794万4,000円の増額ですが、主な事業としては地域おこし協力隊活動業務委託料、固定資産税土地評価基礎資料作成業務委託料や高齢者インフルエンザ予防接種委託料などがあります。

扶助費は、総額で5億1,250万9,000円となり、前年度と比較して0.7%、345万3,000円の増ですが、そのうち最も多くを占めたのが管外保育所運営費委託料で、1億7,224万2,000円となります。

補助費等は5億8,509万2,000円の計上で、歳出の12.4%を占めていますが、この大半を占めるのが秩父広域市町村圏組合の負担金で3億8,099万4,000円となります。

普通建設事業債は、12億2,881万3,000円で、前年度より44.6%、3億7,922万5,000円と大きく増加していますが、主なものとして横瀬小学校校舎整備事業8億7,762万円、社会資本整備総合交付金町道整備事業1億3,098万1,000円などがあります。

公債費は、2億9,861万5,000円を計上しました。前年度と比較すると2.6%、803万5,000円の減額となっています。

続きまして、特別会計です。まず、国民健康保険特別会計ですが、国民健康保険制度は平成30年度から埼玉県が財政運営の主体となり、町は資格管理、保険給付、保険税の賦課、徴収、保健事業などの業務を行っています。

予算総額は、8億7,764万6,000円で、対前年度比12.2%の増となっています。歳入においては、国民健康保険税は1億5,890万4,000円で、対前年度4%、615万9,000円の増額になります。歳出は、保険給付費6億3,748万2,000円で、全体の72.6%を占めていますが、前年に比べ7,550万4,000円の増額となります。

次に、介護保険特別会計ですが、予算総額は7億8,868万9,000円で、前年度と比較して2.8%、2,159万8,000円の増額となります。歳入のうち、保険料は1億6,512万4,000円、支払基金交付金は2億652万8,000円を計上しました。歳出については、保険給付費7億3,226万4,000円、地域支援事業費が4,430万4,000円で全体の98.5%を占めています。

続いて、後期高齢者医療特別会計についてご説明します。後期高齢者医療制度は、町と埼玉県後期高齢者医療広域連合とが連携して運営しています。予算総額は1億862万9,000円で、対前年度0.8%、84万5,000円の減額となります。歳入は、保険料と一般会計からの繰入金で、歳出は広域連合への負担金が総額の98.3%を占めています。

続きまして、下水道事業特別会計についてご説明します。予算総額は、3億1,884万2,000円で、対前年度5.2%、1,574万1,000円の増額となります。歳入は、使用料及び手数料4,226万1,000円、一般会計繰入金1億4,987万6,000円、地方債8,270万円が主なものです。歳出は、事業費1億9,737万6,000円と公債費8,257万6,000円で、歳出全体の87.8%を占めています。

最後に、浄化槽設置管理事業特別会計ですが、予算総額は6,379万3,000円で、対前年度4.1%、252万5,000円の増額となります。歳入につきましては、浄化槽使用料875万8,000円、国庫支出金1,634万2,000円などを計上しており、歳出につきましては浄化槽設置管理事業を5,651万9,000円計上しています。

以上、「施政方針」及び「令和3年度予算概要」について述べさせていただきました。

議員各位並びに町民の皆様には、行政運営により一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○内藤純夫議長 以上で町政に対する町長の施政方針並びに一括上程されました令和3年度予算6議案の提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時19分

○内藤純夫議長 それでは、再開いたします。



◎施政方針に対する質疑

○内藤純夫議長 ここで、町政に対する町長の施政方針に対する質疑を行います。

なお、新年度予算に関する質疑につきましては、細部説明の後行います。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 では、座ったままで失礼します。

町長の施政方針を伺いました。基本方針について質問をしますので、よろしくお願いいたします。横瀬町第6次総合振興計画を定め、コロナの下で試練の年、皆さん力を合わせながら奮闘しているということに対して私も敬意を表するものであります。この中で今回示された基本方針であります。町長は、ワクチン接種の実行を含めながら、このコロナ禍が長期する中で町民にとってこの新型コロナウイルス対策を最適の施策となるような形で進めていきたいという発言がありました。具体的になかなか難しい問題だと思いますが、町民にとっての最適な施策、このコロナ対策、どんなことを考えているのかについてが1点であります。

次に、人口減少の中で横瀬町の保育所の民営化についても触れられました。私は、ぜひ横瀬町の保育所は存続してほしいということで要望してきました。民営化が遠のいたということでもいいことだというふうに思います。ぜひ存続の方向で進めていってもらえればというふうに思います。

次に、2番目として、横瀬町のホームページのアクセス数、28万人ということですのでぐく増えたかと、横瀬町のホームページ、私も毎回毎回見ながらいるところでもあります。何が最新情報で入ってきたか、あるいはお知らせがあるかということに注意を持って見ているところでもあります。非常に機敏になってきて、分かりやすくなってきているという感想は持っています。ところが、私が議員としてありながら調べようというときにこの検索システムが非常に動かないのです。このところ、今28万人の人たちが横瀬町のホームページを訪れてやってきているけれども、中身をさっと見る分にはいいけれども、もうちょっと中を調べたいというときに難しい、そういう苦情等があるかどうか分からないのですが、そういうところを踏まえながらこのところについての、ぜひ検索システム等についてはもっと使いやすくしていただきたいという点がありますので、どのように考えているのかが2点目であります。

次に、3点目ですが、町長はこの町政運営に当たって職員と強い思いを持って共有し、危機感と希望を持って町政運営に当たるとあります。確かにそれが必要なことだというふうに思います。ここで、私は共有の在り方、いつも職員とどのように進めていくかということについて伺っているところではありますが、もうちょっと具体的に職員との共有の在り方、思いは持ちながら温度差を減らしていく、この取組が必要だと思います。この点についてどのように進めていくのかの答弁を求めたいと思います。

4つ目であります。地域での結びつき、助け合い、支え合いが必要と、これが重要な役割、当然私もそのように思います。こういうことを進める中で、特に町として力を入れていく行政サービス、どんな点を挙げて思っているか、そのことについての答弁を求めます。

4点であります。その他重点施策の中でありました7つの柱であります、これは着実に実行をさせていただいて、みんなで協力しながら進めて、そして町の活性化、住民福祉の向上につなげていきたい、私もそのように思います。ぜひこの点を充実させながら進めていただければと思います。

4点になりますが、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから今ご質問いただいた件に関して答弁をさせていただきます。

まず、最適な施策がどういうことかということなのですが、これは誰一人取り残さないということや国の支援、県の支援と組み合わせて最適にしていくということかなというふうに理解をしています。今3次の補正予算までが出てきていて、来期ももしかすると国のいろんな補助金メニューが出たりとかあると思うのです。また、県のほうでもいろんな感染症対策やいろんなことが出てきて、でも一番現場を分かっているのは私たちですので、その網をかけてもなおかつ誰かがこぼれる場合、あるいはコロナが長期化する中で、長期化することで困っていく人が出た場合我々がしっかり見ていて、そこにセーフティーネットをかけていくと、私のイメージとしてはそういうイメージであります。これが1番です。

それと、質問には4つには入っていないかもしれませんが、保育所の件ですが、保育所はそういうことで当面存続をしますということなのですが、基本的には急に閉めないということです。ですから、5年間ぐらいの期間で状況を確認していくということかなというふうに思います。どうしても閉めますということであるとすると、これ急に閉めるということはなかなかなくて、一定期間を見て判断していくということが必要かなというふうに思います。少なくとも今時点の段階では存続ということになります。

あと、ホームページに関しては、これ28万超えで3月までだとさらに増えるわけなのですが、今年も若干下駄を履いている部分も一方であろうかなと、それはコロナ禍でいろんな状況が変わっていく中でホームページの閲覧が増えたというのは少しあろうかなというふうに思います。なので、去年からはとても増えたのですが、もう一年見てみないとちょっと分からないなと個人的には思っています。その中で、まだ1年、今の形でやり出してきた改善点はかなりあります。議員おっしゃった検索の部分というのも今日改めて意見していただきましたので、鋭意改善を図っていききたいなというふうに思います。

それと、危機感と希望の共有の在り方なのですが、これはこれまでは半年に1回ペースで職員向けにこういった話を私が直接するという機会をつくってきました。しかし、令和2年度でいきますと緊急事態宣言下でなかなか人が集まらない状況になっていまして、皆さん業務が多忙という中で今年度は初めて実施ができなかったのです。これは、3年度はコロナの状況を見ながら、引き続きこういった機会は定期的に設けていきたいなと、職員との意識の共有は自分が直接話すということで図っていききたいなというふうに思っています。

それと、職員とということになりますと、今年度も引き続き面談はしています。職員面談を年に2回しているのですが、これも3密を避けるということで今年は面会時間を減らしました。例年20分やっていた

のですけれども、今年は上期が10分、下期が15分でやりました。濃厚接触にならない範囲ですね、距離を取って時間的にも区切ってやるということで今年是对応しました。これは、感染症の対策を取りながら来期以降も続けていきたいなというふうに思っています。

それと、助け合い、支え合いのところは、これは来期は、例えば歩きたくなる町プロジェクトのイベント等があるわけですが、できるだけ社会参画を促していくというのですか、とりわけ今期、来期は人が集まる機会ですとか、地域の行事がなかなかできないという中ですので、そこを我々がしっかりつなげ役になっていく、あとは社会参画を促していくみたいなことを少し意識してやっていきたいなというふうに思います。助け合い、支え合いを本当に大事にしてきた町にとっては非常に今難しい状況ですので、ただ逆にこの状況だからこそできる工夫をしていきたいなというふうに思います。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 それでは、以上で町長の施政方針に対する質疑を終結いたします。

---

◇

◎議案第19号～議案第24号の説明、質疑

○内藤純夫議長 ここで前例に倣い休憩をして、各担当課長による令和3年度予算6議案の細部説明を行います。

初めに、第19号の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時29分

再開 午後 2時18分

○内藤純夫議長 再開いたします。

議案第19号の細部説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時29分

○内藤純夫議長 再開いたします。

引き続き休憩をして、議案第20号 令和3年度横瀬町国民健康保険特別会計予算の細部説明を求めます。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時44分

○内藤純夫議長 再開いたします。

議案第20号の細部説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第21号 令和3年度横瀬町介護保険特別会計予算の細部説明を求めます。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時05分

○内藤純夫議長 再開いたします。

議案第21号の細部説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第22号 令和3年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算の細部説明を求めます。  
す。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時09分

○内藤純夫議長 再開いたします。

議案第22号の細部説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第23号 令和3年度横瀬町下水道特別会計予算の細部説明を求めます。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時13分

○内藤純夫議長 再開いたします。

議案第23号の細部説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第24号 令和3年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時18分

○内藤純夫議長 再開いたします。

一括上程中の6議案の細部説明が終了いたしました。

質疑を行います。

一括上程中ではございますが、質疑は議案ごとに行い、便宜上歳出から各款ごとに行います。

質疑の際はページ数をお示してください。

初めに、日程第5、議案第19号 令和3年度横瀬町一般会計予算に対する質疑を行います。

第1款議会費、質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

なければ、第2款総務費に移ります。

質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 質問させていただきます。

総務費なのですが、施設管理の委託料なのですが、47ページです。去年、ここ浅見議員がもっときれいにしたほうがいいのではないのですかというふうに質問していたところなのですが、減額となってしまったのです。そして、今年、今年度では歩きたくなる町プロジェクトもあるので、この減額となった理由というのはどういうことなのかということ、私ももっともっときれいにしてほしいので、増額していただきたいなと思っていますので、お聞きしたいと思います。

それから、52ページの地方創生テレワーク支援事業なのですが、このところとてもいい案だと思って私も政策については賛成なのですが、これに対して私は補助金がいいのではないかなというふうに思っていました。そこら辺のところと、あと総合振興計画では芦ヶ久保小学校も拠点として整備するというふうなことをおっしゃっていましたのですが、私もこの事業で旧給食センターも解体できましたので、同じように幾らか芦ヶ久保小学校も解体、整備ができればいいかなと思っていたのですが、そこら辺のところのどうしてこういうふうな形になったのか教えていただければと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 最初のご質問の施設管理委託料の関係でお答えいたします。

この管理委託料の中には芦小の貸出し時のシルバーの管理が入っております。これまでの芦小の貸出しの実績から基づき今回減額をさせていただきました。この中にも芦小の草刈り、また樹木の伐採作業等も含まれておりますけれども、昨年大分伐採とか剪定作業等を行いまして、きれいになっているかと思えますけれども、またその辺は状況を見ながらその辺の施設管理は適正に行っていきたいと思えます。

以上です。

○内藤純夫議長 副町長。

○井上雅国副町長 52ページのご質問について私のほうからご回答申し上げます。

補助金のほうがというご質問でございます。この事業につきましては、JAさんの支店が来年度空くという中で、お互いのウィン・ウィンになるような協力関係をつくっていきましょうということを今協議中でございます。その中で、今後町にもメリットのある協力関係にしましょうという中で両者の合意として出てきたものでございます。その辺りの目的をきちっと明確にするということで、このような事業の組み方をさせていただいております。

それから、芦ヶ久保小学校をということでございますけれども、総合振興計画では町なかづくり、中心地づくりということで町有資産も含めた取組をしていくということで書かせていただいております。本件については、まさにまちなかの空洞化を防ぐということ、今後中心地づくりに取り組んでいくという中心地であるというところで両者のウィン・ウィンになる関係ということで始まっておる話でございますが、芦ヶ久保小学校につきましても当然今後よりよい活用をしていくというところで検討をしております。以前免震の対応をさせていただいたところでございます。今後どういったことで、このコロナ禍という環境もありますので、今後どういったやり方が一番この芦ヶ久保小学校をよく活用していくことになるのか、これについては今後しっかりと計画を立てて進めていくということにさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。説明していただいて分かりましたけれども、芦ヶ久保小学校も掃除していただいたということなのですけれども、前回私がちょっと利用したというか、行ったときには満足な清掃道具もなかったのです。だから、ほこり取りみたいな、そういうものもなく、これはやる方が大変だろうなと思ったのですけれども、使うのであればきちんと管理、必要なものは必要なものとして整備していただいて、きれいに使っていただきたいと思えます。横で芦ヶ久保小学校の体育館、鉄筋の3階建てもいずれは壊さなければいけないと思うのですが、それについても費用がかかることですので、そこら辺も見据えて整理を考えていただければと思います。その件について考えていただけますかということで質問をいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 清掃の管理でございますけれども、去年はコロナの関係で貸出しがなかったもの

ですから、なかなか掃除というか、その都度できなかつたのですけれども、施設の貸出しの状況を見てきれいに整備、整備というか、していきたいと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 ほかにございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 1点だけお聞きいたします。

ページ数が56ページ、乗合タクシー運行費補助金の件なのですけれども、公共交通が4月から乗合タクシーになりますけれども、利用料金、先日説明を受けたときはまだ確定はしていなかったと思います。ただ、横瀬内を自宅からどこになると聞いている金額だと300円から500円、ただ本当に1キロ先だと物すごく高い料金ではないかという住民からの声もありました。その点どのような方向で乗合タクシーの利用料金を決めていくのかお聞きします。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 今現在、2月から3月にかけては実証運行ということで無料で運行しているところなのですが、4月から運賃を徴収して運行いたします。この件につきましては、公共交通会議とが審議いたしまして、その中にも国土交通省の関東運輸局の職員の方もいらっしゃいます。この運行に当たっては、国の許認可、許可が必要となりますので、その際の公共交通会議の中で料金は一律500円、減免の措置として300円ということで設定させていただいております。これは今、丸通タクシーさんを通じて申請中で、今月中には許可ができるということですので、料金体系につきましては今の500円、300円という体系でいく予定となっております。

以上です。

○内藤純夫議長 4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 利用される方はすごく便利なのですけれども、距離が短いところを500円というこの本当に住民の方からどうしたらいいのかなというのがありましたので、そこを町独自で検討ということは考えていないということよろしいですか。

○内藤純夫議長 まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 まだ本格運行は4月からですので、その後の状況を見て考えますけれども、現状では今の料金、先ほど申した運賃体系でいきたいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 他にございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1点質問させていただきます。

51ページなのですが、集落支援員設置事業に関しまして、こちらのこれまでの1年間の活動内容と実績がどんな状況かをお聞かせください。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 昨年度から集落支援員として1名採用しておるわけでございますけれども、この

方は農業支援ですとか、農業者の方の相談を受けたり、振興課と連携して活動を行っているところがございます。耕作放棄地ですとか、獣害の対策ですとか、そういったことを農家の方の相談を受けながら事業も行っているところですけども、農家の方の信頼も厚くて、1年間それなりのというか、成果があったのではないかと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。

こちらの制度、本日の施政方針の中には地域おこし協力隊と地域おこし企業人の話はあったのですが、この地域支援員の文言はなかったような気がしたのですけれども、こちら全国的に見てみますと、令和元年ですけれども、多いところでは三重県いなべ市、これは人口4万5,000人、49名いらっしゃいます。また、町では島根県海士町、人口2,200人のところでも、また鹿児島県瀬戸内町、8,500人、この町とそんなに変わらないところでも10名いらっしゃいます。村では、長野県高山村で6,500人の人口のところ、失礼いたしました。先ほどの海士町と鹿児島県瀬戸内町は49名いらっしゃいます。いなべ市は136名いらっしゃいまして、高山村が10名ですね。失礼いたしました。いらっしゃいます。これ専任の場合350万円予算が国のほうから来ると、兼任の場合40万円ということで、がそれぞれ上限ということで、場所によっては行政区等だと思うのですが、自治会の長なんかがこれに当たる場合もあると。内容は各市町村で様々なのですが、その地域の課題を解決するという中で横瀬町のような形であったり、あとは集落、この町でいえば各行政区だったりとか地区の問題を解決するという中では、その間に入って人と人をつなげていくファシリテーター的な役をその位置でやっている方もいらっしゃるということで、今後そういったことも考えていていただきたいのと、この辺は詳しくは今後また一般質問等というところがございますが、今後いかがでしょうか、そのような方向性ということで。お願いします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 私のほうから答弁させていただきます。

まず、施政方針のところということでいきますと、地域おこし協力隊と企業人のほうは新しいメンバーを迎えるということもあって少し形が変わってくるので、あえて固有名詞で入れています。集落支援員は引き続きということで、当然引き続き活躍をしていただきたいと。

それと、例えば海士町のケースだとか、割と目立った活躍をしているというのを承知しているのですけれども、単純に人口で比べられないところは農業の地域の基盤の厚さというのはやっぱりいなべや海士町はちょっと条件が違うかなと、横瀬町はそうは言っても専業農家の数も限られていたりとか、農地の面積的にも就業者自体も、単純に人口ではなかなか比較はできないかなというふうに思っています。

一方で、しっかり機能していただいているのもよく分かっていますので、これは今後、例えば地域商社のところで商品開発だったり、農家さんと連携していくという中でいろんな人の役割が必要になったりとかまた出てくると思いますので、それは前向きに考えていきたいなというふうに思っています。

○内藤純夫議長 1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

こちら要綱等を見ていると農業に完全特化している形でもなさそうな内容でございますので、ぜひご活用いただいていたいただきたいということですが、もう一点だけ、すみません。今聞きそびれてしまったのですが、基本的に現段階では地域おこし協力隊をされた方ということですが、今後は地域おこし協力隊された方に限るという方向性で考えていらっしゃるでしょうか、それともそれ以外も含めて考えていらっしゃるでしょうか。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 地域おこし協力隊には限っていません。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ちょっと私のほう数があります。

まず、42ページです。これは、広聴広報事業の中でホームページ保守委託料であります。ホームページ保守委託料、去年は更新委託料と保守委託料合わせて180万3,000円、今回保守委託料大分上がったというか、177万5,000円、昨年127万5,000円から大分上がって見えるので、このところ、ホームページ保守委託料についてももう少し詳しく説明をしていただきたいのが1点です。

次が47ページです。財産管理事業で、PCB含有機器の廃棄処理業務委託料です。あと何年、これだけ残っていて、去年から始まってここから処理しました、ここも処理しましたと言っているの、あとのくらい残っていて、ここまでやったから、次の計画こうだというところの年次計画ありましたらそのことについての説明をよろしく願いいたします。

それから、その下の段、公共施設等の総合管理計画の改訂業務委託料であります。昨年個別施設計画の策定を行ったというふうに私は見たのです。それをどのように変えるのかというか、昨年との関係においてよろしく願いしたい。

次に、48ページであります。町造林の管理事業で、町造林間伐作業委託料という形で今年も南沢から出すとのこと。間伐予定数というか、立米でいくか、あるいは立米ですね、どのくらいを予定しているかについてをよろしく願いします。

次に、49ページの企画一般事務で、これは50ページに入ります。企業等職員受入負担金1,260万円で、温泉道場からの受入れを行うという説明だと思えます。お金かからずという説明であったと思うのですが、これはほかからのお金で1,260万円は予算措置するけれども、こっちからの補助金のほうでここに入っているよという点があれば、そこも含めての説明をよろしく願いしたい。

次に、50ページです。地域おこし協力隊の推進事業についてであります。大分人数も増えてきました。活動業務委託料という形で来ていますが、今までノーミッションという形で進めてきたと思えます。今は一定程度898の管理であるかと入れてきています。

それから、今度地域おこし協力隊員が新しく給食センター跡にも入ると、あるいは道の駅のアドバイスをいただくということで、一定のこういうことをやってほしいというのをこの委託業務の中に入れるのかどうか、その点についてよろしく願いします。

それから、56ページになります。うららかよこぜの推進事業であります。ふるさと納税の関係でありま

す。非常に上がってきて4,800万円ということで、これからまた今年も予定すると。そうすると、返礼品の関係と、あとは経費の関係についての説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。横瀬町は、予算で見ると返礼品を、ごめんなさい。ちょっとこれ返礼品の送料でした。返礼品送料538万円、どの程度の返礼品を、例えば何割という、3割上限と国は言っていると思ひますが、そういう中でこれぐらいを見込んでみると、そしてかかる経費はこのぐらいで、実質ふるさと納税してもらって、それが町として十全と使えるのはこのぐらいであるかということについての説明をよろしくお願ひいたします。

もう一点、62ページになります。固定資産税の賦課事業であります。固定資産税の土地評価基礎資料作成業務委託料、これ昨年2,256万円をかけて行ったこの土地評価の基礎資料作成があったと思ひます。これを今年もまたということになると、経年でやっているのだから、この固定資産の土地評価の資料作成はどういうふうにして進めているのかについての中身について再度よろしくお願ひいたします。

8点ですかね、よろしくお願ひします。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、42ページのホームページの関係でございますけれども、昨年度更新委託料として予算しておったところなのですけれども、その内容につきましてはホームページのコンテンツ作成サポート分ということでシステム工賃ということになったわけです。予算計上したところなのですけれども、今年度も同様な形でコンテンツサポートをしてもらう予定となっております。その部分につきましては、保守委託料のほうに含めた形になりましたので、こういった保守委託料が増えている状況です。ちなみに、保守委託料につきましてはシステムサポートということで24時間監視のサポート、それから運用サポートということでシステム操作のサポートプラスコンテンツ制作サポートを予定しております。

それから、47ページのPCBの含有の関係でございますけれども、役場庁舎、それから活性化センターにコンデンサ、変圧器がそれぞれ1台ずつというのですか、あります。これで全て一応PCBの廃棄処理は終了する予定となっております。

それから、同じく47ページの公共施設等総合管理計画改訂業務ですけれども、これは既に平成28年度に策定した計画があります。国のインフラ長寿命化計画の見直しということを求められておまして、それを令和3年度中に見直しをしなければならないということです。令和元年から令和2年にかけて公共施設の個別施設計画を見直していたところなのですけれども、それに合わせた形で総合管理計画を作成したいと考えております。

それから、48ページの町造林の伐採、南沢の伐採の関係でございますけれども、今年400立米ということをご予定しましたが、来年度につきましては300立方ということで予算計上はさせていただいております。

それから、49ページにかけての企業人の受入れの負担金でございますけれども、これは国の企業人支援プログラムの活用をして予算計上しておりますので、町からの補助等はございません。

続いて、地域おこし協力隊の関係でございますけれども、来年度3名の方を採用する予定となっております。今後の採用になりますけれども、地域商社の立ち上げ等々、その辺を考えて採用していきたいと考えております。

それから、ふるさと納税の関係で、56ページになるかと思えますけれども、返礼品につきましては寄附額の3割という国からの上限があります。それプラス経費等は別枠で設けてありますけれども、送料が大分高くなっておりますけれども、保存水の人気がありまして、その送料が大分高くなっている状況でございます。経費といたしましては、3割プラス諸経費として40%を経費として町としては見込んでいますところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 税務会計課長。

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 固定資産税の土地評価基礎資料作成業務委託についてのご質問でございますけれども、これにつきましては内容ですが、固定資産税の評価替えは3年に1遍行われております。その資料となります標準宅地鑑定評価額から路線価を算出したり、航空写真を撮影したり、あるいは地番図の修正、あるいは土地、家屋の移動等を計測といった事業を委託しております。令和2年度の金額が大きかったのは、航空写真データの撮影があったためでございます。ちなみに、令和元年度の決算額におきましてもこの委託料がございまして、1,232万円の支出を行っております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 漏れはございませんか。大丈夫。

では、5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。

49ページのもう一回これのところの温泉道場の関係での企業等職員受入負担金というのが、これ全額国庫という形で見るとここに財源が出て、このページの総務管理費の中の財源で本年度の財源内訳の中には新型コロナウイルス感染症、あるいはホストタウン新型コロナ講演研修謝礼と出ていますが、ここではなく、一般交付金の中に含まれるという見方でよろしいかどうか、再度よろしく願います。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 これ地方交付税の特別交付税として入ってきますので、特財というところには入ってこないという状況です。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 それでは、質疑を終結いたします。

---

◇

◎延会の宣告

○内藤純夫議長 ここでお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 では、あすは民生費から行いますので。異議なしと認め、よって本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 3時44分

## 令和3年第2回横瀬町議会定例会 第6日

令和3年3月16日(火曜日)

議事日程(第4号)

### 1、開 議

#### 1、議事日程の報告

1、議案第19号 令和3年度横瀬町一般会計予算、議案第20号 令和3年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第21号 令和3年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第22号 令和3年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号 令和3年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第24号 令和3年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第25号 横瀬町副町長の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、議案第26号 横瀬町教育長の任命についての上程、説明、質疑、採決

1、議案第27号 横瀬町公平委員会委員の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、議案第28号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、陳情第1号 安心安全の医療介護の実現と国民のいのちと健康を守るため国へ意見書提出を求めることに関する陳情書の上程、説明、委員会付託

1、議案第29号 財産の取得についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、発議第1号 横瀬町議会会議規則の一部を改正する規則の上程、説明、質疑、討論、採決

1、副議長の辞職について

1、選挙第1号 副議長の選挙

1、閉会中の継続審査の申し出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
設楽政夫	教育長	守屋敦夫	総務課長
小泉照雄	まち経営課長	新井幸雄	税務会計課長兼 課長兼計者 管理者
大場玲子	いきいき町民課長	平沼朋子	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	大畑忠雄	振興課長
加藤勉	建設課長	大野洋	教育次長

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	平匡史	書記
-----	------	-----	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○内藤純夫議長 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。

ただいまより開会いたします。



◎議事日程の報告

○内藤純夫議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎発言の訂正

○内藤純夫議長 ここで、前回の答弁の訂正がございます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 すみません。議長よりお許しをいただきましたので、昨日の令和3年度一般会計予算での浅見議員の質問での答弁に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

PCB含有機の処理の関係で、来年度のPCB処理で完了すると申し上げましたが、来年度は役場、活性化センター保管の変圧器、コンデンサ、4基のPCB処理を予定しておりますが、これ使用されないまま保管している状態である機器について処理を行うことを予定しております。この処理で使用されないまま保管している機器の処理は完了するのですけれども、今現在役場庁舎、町民会館、活性化センター、総合福祉センターの4施設で使用している変圧器、コンデンサ12基について、製造年月日から低濃度のPCBは含有されている可能性がある機器があります。1991年、平成2年頃までに製造された機器について含有の可能性があり、現在使用中の機器はそれ以前のものであるから、PCBが含有しているかどうか、PCBを抜き取って検査しなければなりません。検査する場合密閉型の容器に、機器に穴を開けてPCBを抜き取り、検査するのですが、穴を開けた機器の穴を塞いだとしても機器が継続して使えない可能性があるとのこと。国では、PCBの処理期限を令和8年度末までとしているところですので、今後専門業者と相談し、処理方法について機器の交換を含め、期限までに方針を定め、計画的に対応していきたいと考えております。

十分な確認を怠り、誤った答弁をしてしまい、誠に申し訳ありませんでした。訂正させていただきます。

○内藤純夫議長 また、健康づくり課長より町内の介護保険サービス事業所一覧が配付してありますので、御覧いただくようお願いいたします。



◎議案第19号～議案第24号の質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第1、議案第19号から日程第6、議案第24号までの6議案を議題といたします。

前日に引き続き質疑を行います。

議案第19号、第3款民生費から行います。

質疑ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 おはようございます。

それでは、民生費の関係なのですが、78ページ、スマホ等教室運営事業委託と、併せて対策高齢者等IT機器導入補助金の2つなのですが、まずスマホ教室のほうですが、意外とこの予算計上が高額なので、これは開催回数を何回ぐらいを想定していて、担当の会社というか、会社名がここで言えるようだったらそれ教えてください。

もう一つのほうの高齢者等IT機器導入のほうなのですが、これは想定人数が何人ぐらいを想定しているのかと、スマホ教室と何となくセットに思えるのですが、そういう立てつけになっているのかどうかを教えてください。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○平沼朋子健康づくり課長 先ほどのスマホ教室運営事業及び高齢者等IT機器導入補助金について答弁させていただきます。

スマホ教室につきましては、今年度も実施をしておりますが、今年度当初、今年度につきましては3回実施しています。4日間3回になるのですが、3回中2回がコロナウイルス感染症の対策のために中止となっております。新年度につきましては、また同様に3回を予定しておりますが、大変人気が高いもので、20人が1回の参加者ということでそれを3回、60人を予定しております。

それと、高齢者のICT普及事業ですが、スマホ、タブレット等の買替えということで、こちらのほうも当初今年度60人を予定しておりましたところが、既にもう60人を超えておまして、先日の補正予算で20人追加いたしましたので、80人ということで計上させていただいています。新年度については、またさらに40人を追加して交付をする予定ですが、こちらにつきましては新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金を対応させていただいて、事業を実施するものでございます。その担当会社につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど説明させていただきます。

○内藤純夫議長 2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 答弁ありがとうございます。私このスマホ教室もっと回数やってもいいのではないかなと思うぐらい、世の中が本当に今デジタル推進しておりますので、年齢よっての取りこぼしがないように、何か常に前にもっと進むように、回数を増やせるように、また内容等がだんだんステップアップできるように、そういうふうなことも考えていく必要があるのではないのかなと思いますので、今後またそういう予定があるのかどうか分かれば教えてください。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

健康づくり課長。

○平沼朋子健康づくり課長 新年度につきましては、臨時交付金を使つての事業ということで予算があるものですから、3回できるのですが、なかなか高額ということもあって、なるべく本当に事業としては需要が高い事業になりますので、できればステップアップをしていけたらとは思っているのですが、予算のほうと兼ね合いを見ながら検討していきたいと思ひます。

以上です。

○内藤純夫議長 副町長。

○井上雅国副町長 私のほうから少し補足をさせていただきます。この事業は、今年度大変人気があったということで実感を、いい感触を持って進めているところでございますが、今後やはり町の中にデジタルであつたり、そういったものを使った施策を打つてくるときには裾野といいますか、皆さんができるだけそこにアクセスしやすくするというのは我々がこれからやっていかないといけないということだと思ひます。このスマホ教室等々がそれに貢献していけるかどうかしっかりと見ながら、可能性のあるところはほとんど前向きに考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 79ページです。4障害者福祉費について教えてください。今回若干の増額計上なのですが、障害福祉サービス費等負担金等が増えているという説明をいただきました。障がい者の方の自立のために手厚いサービスをしていただくという大変ありがたいことですが、よいことだと思うのですが、増額に当たって直面している背景とか問題点等把握されているようでしたら、この辺の事情というのを説明していただけるとありがたいです。

それから、その中でこの増額分がサービスの向上に向けられるのか、あるいはただ単に人数的に数が増え、サービス受ける方が増えてしまっているのか、そういうような背景について教えていただければ幸いです。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

健康づくり課長。

○平沼朋子健康づくり課長 この障害者自立支援給付費につきましては、対象となる障がい者の方が年々増えているのが現状です。サービス一つ一つに費用がかかってきますので、1人増えるとなかなか増額になることが見込まれます。今年度の当初では59人が対象であったのに対し、年度末には67人と8人増えておりまして、その関係でサービスの費用のほうが増えているということでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 まず、73ページです。ここで社会福祉団体助成事業ということで、町社会福祉協議会の補助金と、それから77ページ、関連がありますので、老人福祉団体助成事業ということで、シルバー人材センター補助金というのが計上されています。私も役員やったときに、ここのところであと何年かするともう先が見えなくなってしまうなというような印象を持っていたところだったので、現状と今後の見

通しについてをよろしくお願ひいたします。それが1点です。

2番目が78ページです。アクティブシニア推進事業です。これは、補助金のカット等によりまして減ってきたということで、昨年に比べると大分減額されています。町長の所信表明でもアクティブシニア推進していかうではないかと言っているのに対して、予算から見るとすごく違うのではないかと見える点で、そこら辺の考え方、こういうふうになっているという点をよろしくお願ひいたします。

もう一点、85ページです。民生費の一番最後、労働費の中の定住就職促進奨励金、これも所信表明のほうで言われていた、継続していきますと言っていますが、予算上で見るとどうかと、実績等を見据えながら、マイナスになってしまっているのです。この考え方を再度説明をよろしくお願ひいたします。

社協とシルバー一緒にしてしまつて1つと見て、3点です。よろしくお願ひします。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○平沼朋子健康づくり課長 ただいま質問のありましたまず1点目になります。社会福祉協議会とシルバー人材センターの補助金の現在の状況と見通しということでございます。社会福祉協議会につきましては、ここ数年の補助金の状況を見ますと、平成29年度の補助金は915万2,000円でしたが、その後平成30年度には1,035万2,000円、令和元年度からは人件費相当分を追加するなど、1,240万1,000円と補助金の額を増やしております。現在は当期末支払基金残高もある程度増えてきていることから、ここ3年間は同額の補助となっています。今後は社会福祉協議会の運営状況等を注視しながら、適正な支援をしていきたいと考えています。

また、シルバー人材センターにつきましてもここ数年間補助金の額は変更をしておりません。現在シルバー人材センター連合交付金と同額の補助をしております。人件費については年々増加していくことも考慮し、経費の増大も見込まれると思われまふ。今後はシルバー人材センターの運営状況について検討し、適正な補助ができるよう協議していきたく思います。

2番目のご質問のアクティブシニア推進事業でございます。アクティブシニア推進事業におきましては、おおむね60歳以上のシニアの方の社会参加デビューを支援する事業ということで、平成30年度から3年間、埼玉県アクティブシニア社会参加支援事業補助金を受けて実施してまいりました。補助率は10分の10で、300万円が限度額となつていたため、その補助金を有効に活用し、事業をしてまいりましたが、今年度で補助期間の3年間が終了することになります。

この事業の成果としては、男性シニアのボイストレーニング塾がよこぜシニアグリークラブとして自主サークルとなり、地域デビューをしてまいります。現在、月1コンサートなどで活躍していただいているということです。新年度の予算では、今まで実施していた事業を特定財源のある事業に組替えを行い、予算確保し、実施していきたく考えています。また、ほかの事業に移すことで今まで以上に事業を展開できると考えています。

手話教室、ポッチャ教室については、障害者地域生活支援事業に組替えを行い、社会福祉協議会と連携しながら実施をします。手話教室では対象を子供からシニアまでとし、聴覚障がい者との交流等も行つうことも計画してまいります。ポッチャ教室についてもシニアとのポッチャ教室やシニアと障がい者の交流大会等も実施する予定になってまいります。また、男のヨガ塾は介護予防事業として社協に委託し、継続

していきます。

令和2年度では、アクティブシニア講演会を含めて14事業、313万3,000円の予算でしたが、令和3年度には12事業で、組替え後の予算は335万4,000円となっています。継続できなかった事業は、アクティブシニア講演会とドローン体験塾のみで、そのほかのスマホ教室やウォーキング塾、クアオルト健康ウォーキング塾等は事業を拡大して実施していく予定です。

また、健康づくり課ではアクティブシニアネットワークを活用し、会員宛てのイベント情報周知、広報など、シニアの皆さんとの、あと関係箇所を結ぶ役割を果たしていけるよう連携しながら実施していきたいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、私からは定住就職促進奨励金の金額の考え方はということで答弁させていただきたいと思います。

確かにお話のように、来年度につきましては減額ということでさせていただいております。ちなみに、令和2年度の実績は今まででいきますと1件ということになっておりまして、なかなか難しく、様々な形では周知をしておりますけれども、なかなか実績が結びついていないという現状でございます。ですが、来年度はこの事業、定住移住促進事業としては大切な事業でございますので、引き続いて積極的に周知を図りまして、1件でも多く実績に結びつけていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 それでは、5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今説明ありました町長の施政方針で示された中身が予算で見たときに一目で分かりやすいかというところがあるので、先に予算書をつくって、後から施政方針という、そういう時間差があるかなと思いますが、町長分かりやすく、もうちょっと目玉という形では今アクティブシニアにしても説明あったように後退していないよ、ほかに切り替えたのだよということが分かるような進め方が必要、あるいは定住促進についてもこっちで上げているけれども、説明がありました。やっぱり説明しなければ分からないよりも、もうちょっと分かりやすくがいいのかなと思うので、そのところはどうか。

○内藤純夫議長 ただいまの答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 おっしゃるとおりだと思います。できるだけ分かりやすく編集していくというのですか、を心がけたいと思います。今回はアクティブシニアが3年間県から補助金をいただくという一くくりの事業になっていたの、少し前年対比で見ると分かりにくいかなというふうに思いました。おっしゃるとおりです。アクティブシニアって割と裾野が広い事業かなというふうに思っていて、今回の中でも、例えばスマホ塾とか、男のヨガ教室とか、あるいは例えば歩きたくなる町のウォーキング推奨も広義のアクティブシニア政策なのかなというふうにも思っています。ということで、裾野が広い分野だと思うのですが、今、町としては大変重要な分野かなと、ご高齢に係る人の社会参画を促していくというところは非常に大事ですので、力を入れてやっていきますということとできるだけ分かりやすく見ていただけ

るように今後工夫をしていきたいなというふうに思います。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 ないようですので、次、第4款衛生費に移ります。

質疑ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 よろしく申し上げます。103ページと104ページと105ページのがん検診、一般健康診査、人間ドック検診についてですけれども、今年度は新型コロナウイルスという脅威がありまして、本当に検診する方が非常に少なくなっていると思います。私も全て申込みはしたのですけれども、日にちを忘れてしまって受けないものが2つありました。こういう状況でしたから、仕方なかったのですけれども、やはり毎年検診率を上げていく努力はされていると思いますけれども、来年度どのように検診率を上げていく取組をしていくのか、今年度どれぐらいの方が検診を受けたのかお聞きしたいと思います。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○平沼朋子健康づくり課長 まず、来年度につきましては、今年度と同様に感染症対策を十分取りながら安全に検診を受けていただくようにしたいと思っています。検診の数も例年よりも増やしておりまして、1回に集める人数を少なくする配慮をしたいと思っています。

検診の受診の数が今ちょっと手元に資料ございませんので、申し訳ありませんが、後ほど説明をさせていただきます。申し訳ありません。

以上です。

○内藤純夫議長 いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 検診の実績のほうにつきましてお答えさせていただきます。

令和2年度につきまして、国保でございますけれども、昨年が558人のところ486人となっております。人間ドックにつきましては138人のところ96人です。こちら国保ですけれども、こちらの予算のほう後期のほうですと検診、291人のところ274人に減っております。人間ドックは、38人のところ29人というふうな状況になっております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 質問大丈夫ですか。

〔「以上です」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 お願いいたします。108ページから110、それから関連で土木費のほうの129ページもあるのですけれども、108ページのまず環境対策費が減額となっております。この町は、総合振興計画にSDGsも入れましたが、その具体的な取組というものをもう少しこの環境対策費のほうで入れていただけるのかなと思っていたのですが、これは新井議員も一般質問等と言われておりますので、そこの辺の現実的な取組を教えてくださいたいと思います。

そして、110ページのごみ処理場についても、ごみ処理場の関係も同程度予算なのです。私は、大分ペットボトルが自宅で少なくなりました。そういうことで、ごみの量の削減についてどのような感じで取組をするかということなのですが、これはごみの量を減らしても、広域でやっていますので、そうすると基本料というのですか、基本的なトータルの数字は変わらないというふうに私も考えているのです。そこですごく難しいと思うのですけれども、そうすると広域のクリーンセンターの問題も、この間平成24年度の大規模改修を行いました。建設してから16年後に大規模改修を行ったのですけれども、それからまた10年たっています。SDGsの目標年は10年後ですので、そういうふうな長期的な視点で考えていただきたいと思っているのですが、町長はこのSDGsで環境に対して本格的に取り組むということに対してどのように考えているのか、予算にどのようにつけていくのかということを考えていただければと思います。

同じように、だから土木費の河川費にも清掃料というのが入っていないのですけれども、川にもう本当に大雨の後とかビニールが散乱しています。私が行って拾えばいいのだと思うのですけれども、なかなかそれもできないので、そこら辺も川のビニールがもう直結しますので、海に、ですからそこら辺も新たな施策が必要かなと思っているのですが、その辺どうでしょうか。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 私からは、環境対策費の減額に伴ってのSDGsの取組ということでございます。私が担当しているところにつきましては、エコエネルギーと資源循環推進支援事業のうちの住宅環境改善の促進補助金が減額をしているためにここが減額になっているものでございます。

SDGsとの関わりについてはこの補助金の、来年度はもっと多くの方に活用していただくためにチラシ等も作成する予定でございます。ですので、そのチラシ等にSDGsの関係性であるとか、取組であるとかということも含めてチラシを作成してまいりたいと、そういうことで周知も図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 私のほうから中長期的なところで、この環境分野非常に重要だと思っています。施政方針の中でも触れさせていただきましたけれども、この分野からしてはまず人員体制整備していきたいと思っています。来期、今期の今の状況よりも少しマンパワーかけられるかなということと、あと令和4年度でもう既に議会のほうでもお話をしているとおり福祉分野の再編を今考えているという中で、役場全庁的な機構改革、その中で環境分野をもう一度ちょっとクローズアップして考えたいなということは今も考えています。やや今体制的にもまだ工夫の余地はあるかなというふうに思っていますので、その辺取り組んでいきたいというふうに思います。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。チラシなのですけれども、チラシを作る場合にもやはり知恵を出していただいて、私たち町民がこれはできますよねということを具体的に示していただくとあり

がたいと思います。例えば会議でペットボトルが出るのと、例えばアルミ缶とかスチール缶で渡すのとどちらがいいのかなということも考えて、どちらがいいのかな、環境に負荷はどっちなのかなと考えたりするので、そういう具体的なものも取り入れて作っていただきたいと思うので、そこら辺のところをよろしくお願いしますということが1点と、あと町長さんにも令和4年度につくっていただくということでもありがたいと思います。本当長期的な視点で考えなくてはいけないと思って、そうした場合20代とか30代の職員に課題として戦略を練るようという必要があると思うのですけれども、若い人たちが60代、7代になったときにいい社会をつくるためにぜひお願いしたいと思うので、その点1点お願いいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、チラシの件でございますが、チラシの作成に当たりましては町民の方々に分かりやすく見やすいようなチラシの作成に心がけていきたいと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 環境のところは今ある計画の中でも第6の柱、景観づくり、環境づくりということで7つの柱のうちの1つを割いています。ここは職員のほうと意識の共有を図っていきますということと、今度の令和4年度の機構改革のところでしっかりその辺のメッセージ性も出るようにつくっていきないうふうに思っています。

○内藤純夫議長 河川、答えますか。

では、建設課長。

○加藤 勉建設課長 河川の清掃料等について答弁をさせていただきます。

現在、河川清掃等は各地区のボランティア活動の力をお借りして行っている状況であります。その中で町としても手伝えること、協力できること、例えばごみを集めたものの回収とか等々手伝えることはやっているような状況であります。また、地区においては河川清掃だけではなく、道路清掃といったようなこともやっている地区もありますので、その辺を含めまして町全体でそのようなことは考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。私たちも河川清掃をすとか町道の清掃というのをやっているのですが、毎回毎回同じところで、こちらにごみがいっぱいあるよねといつてもいつもと同じ範囲でやることが多いので、課長さん申し訳ないのですけれども、このところ、例えば河川を重点的にだとか、従来のところではなく実情に合わせて場所を変えるというような各区の方に話していただければ助かると思うのですが、どうでしょうか。

○内藤純夫議長 答弁求めます。

建設課長。

○加藤 勉建設課長 答弁いたします。

私のほうから積極的にというのなかなか、各区のいろんな事情があつて清掃をしてもらっていると思いますので、そういう機会があればいろいろとお互い相談しながら進めるような形では今後進めたいと思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、私からは地区の環境衛生推進員さんを通しての地区清掃があると思いますので、そういった依頼をすとかお願いをするときにもそういった内容のものも含めて周知してまいりたいと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 99ページから100ページにかけて、ここに秩父広域市町村組合の上水道に関わる予算が組まれております。この中で、統一料金適用先送り負担金、あるいは高料金対策の補助金、この点についてたしか秩父地域の水道が一本化になって、5年経過したらば料金を統一していくという方向で当初決まっていたと思うのです。それに対して、今日の段階でどの程度のことが進められておるのか。それと、今後の状況についてどのように進むのか。その中に横瀬町の意見はどのような段階で意見が出されているのか、それをお聞きしたいと思います。

あわせて、これから先の設備の関係で一般会計出資金という形で、これも多額のお金がこの間出されてきております。この長期的な計画がやっぱりどうなっているのか非常に気になるところです。横瀬町も足並みをそろえて秩父地域の一本化に協力をしてきた中で、今後今までとどういふふうになるのか非常に関心のあるところですので、この辺についてもうちょっと詳しく説明をいただければというふうに思います。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、私からまずこの高料金対策の補助金の関係でございます。この件に関しましては、来月の4月から本来示されている料金体系が平均でいきますと17.91%値上げをするというところでの差額分について今回の高料金の補助金で、高料金対策補助金で見えておるところでございます。これ5年間を割り返しての金額ですので、5年間はこの金額という形になると思います。

それと関連してですけれども、今横瀬町の料金体系については独自の料金体系でございますので、この4月からは秩父市料金に統一するというところでございましたので、これが平均して7.18%ということでしたので、この分についてはこのコロナ禍の状況を考えまして、住民負担を軽減させるということで半年間先送りということで、ここにも料金統一適用先送り負担金ということで800万円ほどの予算を上げさせていただきましたので、その対応を半年間するというところで考えているところでございます。

それと、一般会計の出資金の件の見通しでございますけれども、この一般会計の出資金の対象となるような事業が令和7年度までに補助金とか、そういったものが使えるということでございますので、そこまでの間について広域的な事業であるとかいった事業については計画的に進めていくというふうな話は聞いて

ておりますので、今後も出資金の部分についてはある程度計画的にはこちらに出てくるのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 町長、いいですか。

町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから補足をさせていただきます。

1市4町で一緒に始めたこの部分でして、これは広域で連携していきましようというところで、最初のハードルは今回のこの料金統一というところでした。委員会の答申を受けて、平均すると17.数%の値上げが必要ということだったのですけれども、とりわけ今料金格差がかなりあるという中で、とにかく一番低い小鹿野町、次に低かった横瀬町なのですが、等々の急激に上げるのは住民負担が難しいだろうというところもありまして、まずは無理のないところで統一をするというところを大前提にして進めていきました。その水準が秩父市の料金水準ということで、令和3年度の4月から統一していくというのがまず基本方針です。というのがある中で、コロナ禍という状況にあって、ここに上げていく小鹿野町と横瀬町の住民負担というのを勘案して、両町に関しては9月から、下期から料金統一という形にさせていただいて、その差額を埋めるのがこの統一料金先送り負担金であります。それと、高料金対策補助金のところは17.数%上げて統一にしなくて、一定数字に抑えた部分の今秩父市水準ですので、その差額のところがここに出てきているということでもあります。

あとは、課長のほうからご説明させていただきましたとおり、令和7年というのが1つ節目になっていて、補助金のところですね。なので、そこを見据えて計画的に整備をしていくということかなというふうに思います。これは、当然多分いろんな後発事象があります。例えばまず今回は統合をしてみて、地区によって管路の状況が蓋を開けてみて大分差異があったということだったり、あるいは会計的に、横瀬町はかなりしっかり管理ができていたのですが、場所によってはそうでもないというところがあったりというのを整理してきたのがここ、スタートからこの時期だったと思います。したがって、この先も長期の事業費をどう見詰めるかというのは非常に難しく、やっぱりポイント、ポイントでしっかり見直していくことは必要だろうなというふうに思います。いずれにせよ圏域の人口が減っていくという中で、管路当たりの負担はこれ当然増えていくというのが普通のこととして、そこをいかに連携して乗り越えていくかということ、それと一番長期的なということで申し上げますと最後は県水との統合というのがありまして、これが半世紀後というのが言われ方なのではすけれども、ではなくてここを少し前倒しにして、秩父郡市で一体となって県に働きをかけていくというところは私はかなり大事な部分かなというふうに思っています。長期のお話まで申し上げますと大体そんなところでございます。

○内藤純夫議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 およそ状況は分かりましたけれども、横瀬町は水道事業に対しての間何十年となく努力をしてきた、そのことがやっぱりたとえ統一していくにしてもこの地域そのものがある程度見てただけのようでない、当初水道統合したときの話からちょっとずれるのかなというそんな気もするので、いずれにしても長い目で見ると、統一してやっていくべきだというふうに私自身も思ったのですが、そういう中でどういうふうに意見反映はできるかと、広域の議会ありますから、広域の議会でも

ちろん広域に行っている議員の方にその意見は具申してもらえと思いますが、計画そのものは執行部側というか、当局側でやはりある程度の計画を練っていくのだと思います。その段階からやっぱり横瀬町の意見がある程度反映できるような、そういった取組をしなければいけないかな、そんなふうに思っています。ですから、その辺のことについてはやはり今までを振り返ってきちんとした資料を持ちながら臨んでいただいて、最終的にはこの秩父地域が全体が平等化されればいいのですけれども、そこ行くまでの道のりまだ相当あると思いますので、そういった心構えで取り組んでもらいたい、そのことを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 おっしゃるとおりであると思いますので、しっかり取り組んでいきたいと思います。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 では、2点ほどお願いします。

1つは106ページです。これも子育て世代包括支援事業です。町長の施政方針の中で子育て世代包括支援事業も充実させようということと言われていたところだと思います。予算から見るとどうかというと減っているのです。ただ、説明が昨日ありました。職員が戻ってきてパート職員が減るから、だから予算が減っていくのだよと。だけれども、見たところの数字から見るとやっぱり数字減っているとしか見えないのです。そういうところの表現の、先ほどと同じ中身です。やっぱり施政方針でこういう目玉的なものに対して分かりやすくという点を心がけるべきだろうという点が1点であります。

もう一点であります。110ページであります。し尿処理費であります。今年度、昨年から比べて約1割ではなかった、1割近く実績に基づく減額という説明でありました。毎年このところ聞きながらちょっと分かりにくい点なので、もう一度説明を分かりやすくよろしくお願いいたします。

2点です。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 では、子育て世代包括支援事業について答弁させていただきます。

子育て世代包括支援事業につきましては、161万2,000円の減額の予算計上となっております。先ほどお話がありましたように、育児休業中の保健師代替職員である会計年度任用職員に係る経費の減や、公用車の車検に係る経費の減、あとは新生児聴覚検査の助成が妊婦健診助成金に加えられたこと等により減額となっております。

また、子育て包括支援事業で相談事業という主ないろいろ相談事業行っているのですけれども、ホームヘルパーの派遣等の委託料についても減額となっております。これにつきましては、コロナ禍において訪問しづらい部分もあつたりします。支援が必要な家庭には健康づくり課の保健師さんにもご協力いただいて対応をしております。現在落ち着いている状況にはあると思います。そのような関係、実績と合わ

せて減額の予算計上となっております。相談事業にかかる経費の多くを医療行為等謝金に予算計上しております。これにつきましては21万円の増額の予算計上となっております。ただ、その中におきましても育児支援家庭訪問事業につきましては現在の状況を鑑みまして、減額の予算計上となっております。コロナ禍において感染防止対策を行いながら相談事業を行うために、乳幼児健康相談につきましては今年度から赤ちゃん相談、ちびっこ相談に分けて実施をしている現状がございます。参加者の対象を限定して個別相談に近い形で実施しております。今後も状況を確認しながら子育ての不安だとか負担が軽減できるよう、相談事業について工夫、改善しながら実施していければと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、私からはし尿処理事業の減額理由ということでご説明というか、答弁させていただきます。

まず、し尿処理に当たっては秩父市に委託しているということで、それに当たっての算定式があるというところ。まず、算定式は予算に当たっての算定式については前々年度のし尿処理の処理量の実績と、あと当該年度の歳入予算の予算を使って算定をしているという状況です。ですので、その段階ではまだ確定した数字ではないので、その数字が固まりますと当然そこに差が出てまいりますと翌々年度の予算化する委託料に跳ね返ってくるということでございます。ですので、令和3年度の委託料の予算化に当たっては令和元年度の委託料の実績が反映されていますので、令和元年度が確定した数値が予算ベースから決算ベースで差額が出ましたというところ。その差額というのがちょっと幾分少なかったと、決算ベースで少なかったの、その分を減額として今回計算されているものでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 ないようですので、次に第5款農林水産業費に移ります。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 まず、ここでは113ページです。寺坂棚田の遊歩道整備工事というのが上がっています。昨年との違いということでの説明をもう一度よろしくお願いたします。

それから次で、2番目が116ページです。活性化センターの工事であります。駐車場排水対策工事、これと空調工事が上がっていますが、駐車場の排水対策工事、ちょっと芦ヶ久保の活性化センター、どこのところにどうかという点での説明をよろしくお願いたします。

それから、117ページの地域振興拠点施設工事というので説明があつて、体験の厨房と道の駅アクセスという形でこの前説明がありました。厨房のほうもうちょっとどの程度どうするかという保健所の指導等もありながらということも説明等あつたと思います。もう少し詳しくしていただければと思いますので、そこよろしくお願いたします。

それから、118ページです。これの農地費の関係で、農業振興地域整備計画策定業務委託料が計上され

ています。これは、どんな計画をつくっていくのかという点についての説明をよろしくお願いいたします。

119ページであります。林業振興費であります。ここで4点になるかな。林業振興一般で森林クラウドシステムの初期化とシステム利用料というのがあります。この森林クラウドシステムというのは、何を指すのかが1点であります、この点での。

次がここで最後のところに書かれている秩父地域の森林林業活性化協議会集約化分科会負担金とあります。これは、森林活性化協議会の集約化分科会というのは何をするのかというような点が、ところですよ。

もう一個、最後は林道維持費の関係であります。測量調査委託料というのであそここのところという説明でありました。これ芦ヶ久保に抜ける道が動き出したという認識でいいのだから、道が違うよというのだから、そここのところをよろしくお願いします。

最後が林道修繕工事です。426万4,000円、これがどこというのをもう一度すみませんが、よろしくお願いいたします。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、私から幾つかございますので、答弁漏れがございましたらご指摘をいただきたいと思っております。

それではまず、113ページの寺坂棚田の遊歩道の整備でございますが、今年度実施している事業とは大きな変更はございませんので、同じような形で進めていければと思っております。ちなみに、延長としては大体53メートルぐらいを予定しております。

それと続いて、116ページの活性化センターの駐車場の排水関係の工事でございますけれども、これについては場所としては活性化センターと観光案内所の間に階段がございます、階段の下辺りが水たまりになってしまっているという状況でございます。その付近に活性化センターの地下にキュービクルがございます、たまってしまうとそちらに入ってしまう可能性があるなというところで、そこに行かないようにということでの排水工事でございます。

それと、117ページの地域振興拠点施設工事の体験交流施設、厨房の詳しい内容ということでございます。厨房の位置としては、今のポジションは大体あるのですけれども、西側の真ん中の通路のところから入る入り口があると思うのですけれども、あの辺ぐらいまで厨房になります。ということで、幾分飲食をしていただけるスペースが幾分減るかなというところ、あとは厨房内については保健所の指導によって、あとは道の駅でやりたいこととの調整を今していただいているところでございます。

それと、118ページの農業振興地域整備計画の業務委託の関係でございます。先ほど説明でもさせていただいたわけなのですが、今回は農用地等の整理ということでございまして、具体的には地番、地目、面積などについて税情報とまずは突合作業をするということ、それと今管理のベースを紙でやっております。ですので、その辺もデータ管理に移行するような作業ということで、今回はそういう作業を進めるということでの内容となっております。

それと、119ページの森林クラウドシステムについてでございますけれども、このシステムについては埼玉県さんがお持ちのシステムを再構築するというものでございまして、これまでは県のほうで内部的に

使っていたシステムだったわけなのですからけれども、今回は林地台帳であるとか、森林簿だとか、そういった森林に関する情報の共有を市町村、そしてあと林業経営体の皆さんと共有をできるようなシステムにしていくということでの利用料だったりということでの予算化でございます。

それと、秩父地域の森林林業活性化協議会の集約化分科会の負担金の件でございますけれども、今年度増額をさせていただいて、森林環境譲与税の対象にもなっている事業でございますが、その中で広域的に事業をやっていきたいと思いますということで、補助事業を5つぐらいですか、メニューは今予定をされておまして、それに対して補助金を交付していくということでの内容でございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 建設課長。

○加藤 勉建設課長 私からは、119ページ、林道維持管理事業について答弁させていただきます。先ほどご質問にありましたこの林道生川線は、県営二子林道とは一切違う路線であります。路面修繕の林道生川線、苅米線についての路面修繕を予定しております。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 そうすると、今あった秩父地域の林業活性化協議会集約化分科会というのは、森林譲与税の使い道の中で町の負担分を秩父郡市と一緒にやっていきたいと思います、そのうち町の負担分ということの理解でよろしいかどうか、これも確認です。

○内藤純夫議長 振興課長。

〔「すみません」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 浅見議員のと関連なのですからけれども、117ページの道の駅の関係なのですが、これいろいろ新しく施設を造るときに一番最初の設計した方のイメージというものとそこに新しいものを造っていくと全体的なバランスというのが私はちょっとどうも壊れていくのかなというふうに思うのです。増築、増築で進んでいくと。だから、パンとか、アイスクリームとか売るところも人件費とか人的配置がちょっともったいないなというふうに思うので、そのところはくれぐれも注意していただきたいのですが、全体的な設計図というのがこの道の駅も将来的にはこういうふうな形にしたいよみたいな総合計画というのかしら、計画はあるのかということも1点教えていただきたいのです。計画的にやっていただきたいということです。

それから、118ページの農業振興地域整備計画策定業務ということで、浅見議員も聞かれましたけれども、横瀬の姿の地区のところは都市計画区域と農振地域の混在がされていて、開発が非常に大変なのではないかなと思っております。これらについても、もう将来的というのですか、近々には整備していただくのがいいかと思うのですが、そこら辺についてはどうでしょうか。

以上です。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、まず1点目ですが、道の駅の構想というか、グランドデザインというのでしょうか、その辺はあるのかというようなご質問だったと思います。については、道の駅開設平成16年でございますけれども、その当時からのグランドデザインというのでしょうか、というのは当然条例等にも掲げられておりますし、そういった形で基本的には多分運営されているというふうに思っております。ですが、やっぱり当初からですともう15年以上たっておりますし、その段階で大分状況も変わってきていて、後発的なことも出てきているのかなというふうに考えています。道の駅多くの方に利用していただいておりますので、例えば直売所がちょっと手狭になってみたりとか、あるいは新しく魅力的な加工品を作ってみたりとかみたいな形の課題というのは当然出てきているのだと思います。その中で、当然その段階で議論をして、例えば今お話しのように手作りマルシェのいわざくら館であるとか、あるいは水辺のカフェみたいなところというのは、そういうものを解消するために造られているものだと思っております。当然その段階でしっかりグランドデザイン等含めて最適な場所に検討して造られているのかなというふうには思っております。ですので、今後もそういった今までのグランドデザインというのでしょうか、みたいなものはしっかり保ちつつ、といっても状況によっては幾分その時代に合わせたものに造り直さなくてはならないということがありますので、そのときはベストな選択というのをしていかななくてはならないのかなというふうに今思っているところでございます。

それと、あともう一つは農業振興地域の整備計画の委託の関係でございますが、先ほど作業の内容の話はさせていただきました。議員お話しのように都市計画との混在地域、姿地区のことでありますけれども、についてどうかということでございますけれども、今回の作業が整理ができて、その後今お話しのように農振法とか、都市計画法とか、法令等で整合性が図れるのかどうなのかということはその次の段階ちょっと研究をさせていただいて、その後に手続的なものとして県の同意が必要でございますので、県とどういうふうにならそれがすり合わせができるのかということをお話しをしていく、協議していくという段階となりますので、すぐすぐに解消ということにはまだならないかなというふうには今考えておまして、まずは第一歩ということで今考えているところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。大変な難題だと思います。しかし、町長に聞きたいのですけれども、これを町の課題の第一として考えていくのかということをお聞きしたいと思います。町の課題の解決のための第1番目に置くのか、優先順位としてはどこら辺に置くのかという。農振地域の解消なのですけれども、そこのところの考え方。

あと、ついでに道の駅もパン屋さんをどうしてあの中に入れて一緒にパンを売らないのかなというのがすごく疑問だったのです。職員が必ず1名あそこにはいなくてはならないので、そこら辺のところも本当に平成16年から15年たったということですので、また新たな魅力ある施設を考える時期かなと思いますので、そこら辺についてもよろしく願います。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 まず、姿、これは町にとって大変大切な課題だと思っています。既にここまでに至るまでもかなり議論はしてきていると思っています。時代が移り変わる中でどうしていくかということなのですが、今なかなか難しいなと思いますのは、難しいなというか、家ができてきていると、一方で農振であってというところなのですが、今の農業を担っていただいている皆さんの営農意欲、これはまだかなり強いと思っていますし、そこは前に、すみません。ちょっとうろ覚えなのですが、アンケートを取ったことがあって、そこを確認していてというところが今の時点なのです。しかし、これもまた時間の経過とともに多分いろんな変化というのは出てくると思いますので、その中で町として最適なものかな、活用の仕方は考えていくのかなというふうに思っています。とにかく町の農業と考えると姿はまともっていて、これはこれで大切なところであって、しかも高齢化が進んでいるとはいえ意欲を持ってやっていただいている方がいらっしゃいますので、その辺も頭に入れておきながらバランスを取って進めていく必要があるかなというふうに思っています。いずれにしろ場所としてはいろんなポテンシャルがあるというのですか、ところだと思えますし、少しずつ様態も変わってきているというところはありますので、町の中の大きなテーマとして私は考えております。

あと、道の駅に関しても時間が経過していく中で、ここから先のベストを考えていくというのは先ほど振興課長が答弁させていただきました。そういうことかなというふうに思っています。おっしゃるとおり、いわざくら館辺りの見栄えとか動線というのは、ベストにはなかなかないというふうに思います。これは、増設していったときの補助金の壁だったり、いろいろあって、何にも制約がない民間施設のでき方とはやっぱりちょっと道の駅は違って、法的にどうかというところが絡んだりとか、ところもあるのが今の姿かなというふうに思っています。今大きな何か増築をとるところはあまりないかなというふうに思っていて、今回の厨房のところを改修をするということと駅からの動線をやるわけですが、箱として大きい箱を今増設していくというのは今のところはあまり考えていないです。そういう中で、ベストな形をつくっていききたいなというふうに思います。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 それでは、ここで休憩をいたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き質疑を行います。

第6款商工費、質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 124ページ、観光施設整備事業4,966万5,000円の中で、観光案内板・道標整備工事563万円と観光トイレ整備工事3,740万円の概要を教えてくださいと思います。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、答弁させていただきたいと思います。

まず、観光案内板、道標の整備についてでございますけれども、この事業は以前からちょっとお話をさせていただいております。日本一歩きたくなる町プロジェクトの構成事業でございます。町内にあります老朽化した観光案内板がありますけれども、そのうち現時点では大体20基程度をリニューアルをしていきたいというふうに考えております。具体的には案内板の盤面を刷新するというところでございますけれども、新たに設置をこの後しますウオーキングコースを表記してみたり、あるいは多言語化ということで表示してみたり、あとはQRコードも入れてスマホ等で確認ができるような役割というか、機能も持たせて観光案内板をリニューアルしていきたいというふうに考えております。

それと、トイレのことでございます。今年度につきましては、污水处理施設の規格や調査等を踏まえて予備設計を行わせていただきました。その中で3つの処理方法というものを提案を受けてございます。まず、1つ目としては土壌逡巡型といいまして、土の中で分解をして処理をするといった方式、それとカキ殻方式と、接触ろ材としてカキ殻を使っていく方法、それとあと中水利用方式といってオゾンと活性炭を利用して浄化していくといった方式、この3つが今提案を受けているところでございまして、いずれも循環型の浄化槽となっております。来年度は、この浄化槽を決定したりということと、あと建屋というのですか、については木のぬくもりのあるような建物にしていくということで、あと規模としましては男性、女性分かれて当然でございますけれども、男性が小便器が3つ、大便器が1つ、多目的がございまして、女性のほうが3つですか、ということ洋便器も入っていますけれども、という形で今基本的にはそこら辺ぐらいまで考えているところでございまして、いずれにしても自然環境というのですか、一の鳥居の付近でございまして、そういったものに配慮して登山者の皆さんが快適に利用できるようなトイレにしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 案内板等リニューアルしていただくということで、ありがとうございます。こちらにつきましては、以前からずっと言っておりまして、例えば札所五番のところの案内板につきましては消防署、横瀬分遣所がまだ載っていますし、いろいろなところの現在ないところが載っていたりしたということでご指摘をいただきました。今回リニューアルしていただくということで、大変期待をするものでございます。

そして、観光トイレにつきましても3年前に平成30年2月19日付で武甲岳人会の皆さんが4,585人の署名を集められて町に提出されておりますので、こちらにつきましてはこの方々と十分な意見交換をさせていただいて、望まれる観光便所というか、トイレの整備をお願いするところでございます。この辺につきましてもちょっと見解をお願いしたいと思います。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 議員お話しのように、登山愛好団体の皆さんのご意見も当然あって、いいトイレが造られていくのかなというふうに思いますので、また検討する段階のときにご意見をお聞かせいただけるような場面をつくっていききたいなというふうに考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

振興課長、ちょっとお聞きしますが、観光トイレという名称は武甲山登山口のトイレのみに使う名称でよろしいのですか。観光トイレという、ほかにはもうできないという。観光トイレというのも登山口だけの名称ということでよろしいのでしょうか。ほかにはもうできないと。

〔「そうです」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 そこだけ。すみません。申し訳ないです。

他に質疑ございますか。

8番、大野議員。

○8番 大野伸恵議員 商工費ですよ。123ページなのですけれども、管理道等整備事業660万円なのですが、花咲山でよろしいですか。この花咲山の遊歩道ということなのでしょうか。これを造っていただくということで、私もとてもうれしく思っていますが、花咲山というこの町の公園なのですけれども、できれば私は町で公園構想というものをつくっていただいて、ほかにはいろんなものが各計画、他事業は各計画書というのをつくって、それにのっとって仕事をしておりますので、公園構想計画というのをつくっていただいて、全体像を示していただければ計画的に進められると思うのです。ですから、先ほども看板の話も出ましたけれども、柵田のあぜ道の関係も私は観光地的那須みたいに町の全体のイメージがアースカラーの茶色みたいな形でコンビニも茶色の看板ができていますけれども、できれば町のイメージカラーみたいなもので自然と調和した横瀬町、カラフルタウンの横瀬町みたいな大きなイメージを持ちながらこういう構想をつくっていただければ将来的には一体感のある公園とか町並みになると思いますので、そこら辺の計画をつくったらどうですかということですが、どうでしょうか。

以上です。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 答弁させていただきます。

花咲山の整備に関する計画というのでしょうか、をつくったらどうかという話でございます。それ以前に平成28年に実施設計みたいなのが出来上がって、そこでどんなものを植えていこうか、あるいはその中で道をどんな形で入れていくのかというような設計はされていたというところで、それに沿ってこれまでやってきたというところはございます。今後については、まずは今回の管理道については一昨年のもので段階で2か所崩落をしてしまったというところで、そこはもう擁壁を設置をしておりますが、その間を今回はやらせていただくということになっておりますので、今後の全体策というのでしょうか、については今年度地質調査も調査していただくこともありますので、そういった結果も見つつ、計画的にできるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○内藤純夫議長 再質問。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 確認させていただきたいのですが、平成28年でしたっけ、のときに町民会館で公園を造るに当たって講演会がありましたよね。そのときに講師の先生ができれば何にもいじらないほうがよいと、もしやるのだったら白い花をメインにして、白い花が咲き乱れる公園にしたらどうですかというお話がありまして、私はとても感心したのです。その中に、例えば今藤棚とか整備がされていますけれども、そういうものも全てそのところで入っていたものなのですか。それを確認させてください。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 講演会は、その前の段階だと思います。そのときに私なりにアイデアを言わせていただくということ限定でおっしゃっていただいたことです。それをイメージしながら進めたということですが、その時点で藤棚の話とかは全くなかったというふうに思います。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑ないようですので、次第7款土木費に移ります。

質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 130ページですが、こちらの都市計画費の中に都市施設用地賃借料というのが今年からなくなったと思います。今まで年34万7,000円払って30年間ということで、全部で1,041万円ほどかかったのではないかと思います。こちらの支出はないということで、この契約は終了したのかどうかお聞きしたいと思います。そして、こちらの契約、皆さん契約書見たかどうか分かりませんが、そのときの契約書の中に返還条項がうたわれていなかったということで、実際あそこのところが河川区域ですので、建物ができないということだったのに、そこを都市施設用地ということで下水の処理場にしたかったという考えを当時聞きまして、あそこにはできませんよという話をして、あそこのところの用地を先に借りてしまったものですから、30年間借りたということが本当に町の厳しい財政の中で1,000万円以上のお金が出てしまったと、何も残らなかったのではないかなというのが感じでございます。職員の瑕疵があったといえばそれまでですし、こういうことが二度とないように取り組んでいただきたいと思うところでございます。1つは、契約が切れて、もうこれについては特に問題がないと、そして職員のこれからの1つの教訓になると思いますので、町長にその辺についてお考えをいただきたいと思います。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

建設課長。

○加藤 勉建設課長 答弁いたします。

私からは、この契約期間について答弁いたします。この3月末日をもって契約満了となるため、来年度の予算には計上してございません。また、ご指摘の今後この事業、こういった事業、大規模な事業やる際には当然十分精査し、こういうことがないように心がけていくように職員にも周知していますし、このケース、また職員には説明しておりますので、今後さらに注意をしていきたいと思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 町長。

○富田能成町長 今後適切な契約を結べるようにしっかりやっていきたいというふうに思います。

○内藤純夫議長 再質問よろしいですか。

他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ページ数で131から132にかけてのウォーターパーク・シラヤマの管理運営事業なのですが、こちらの公園管理委託料が前年度の予算から93万1,000円だったものが221万4,000円になっているというこの部分、もう少し詳しく教えていただきたいのですが。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

建設課長。

○加藤 勉建設課長 答弁いたします。

ウォーターパーク・シラヤマの管理委託料に関してですが、例年皆様にもいろいろとご心配をかけておりますけれども、観光シーズンのときにより多くの方が最近ここ数年来ております。地元対策としまして、路駐対策で地元からのいろいろな情報提供を受けて職員が平日だったり、休日でも当然出ていろいろと整理はしている状況ではございますが、また今後さらに増える可能性もあるため、路駐対策の警備委託料を今年度新たに追加させていただきました。

以上です。

○内藤純夫議長 向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。かなり周辺住民の方心配されていまして、路駐だったりとかということもそうなのですが、そこでの利用に関しましてかなりお酒を飲んであずまやで酔ってうるさかったりですとか、あと汚したりとか、また火を使ったりしてちょっと風の強い日には心配だなんていう声もございます。ただ、一方でかなりの観光資源で、この町に来ていただくという意味においてはすごくありがたいことでもございますので、それを踏まえちょっと進めていっていただきたいということは、こちらはお願いをいたします。

対岸の、対岸というのはどちらからというところからの、役場から見て遊具があったりとかする、トイレがあったりするところと対岸の部分に関しましてかなりそのままになってしまっていて、利用はできないのではないのですけれども、あまり管理されていないという状況でもったいないなと思います。こちらに関しましては、今後どのような方向性でいかれるかということをお願いします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

建設課長。

○加藤 勉建設課長 答弁いたします。

対岸の公園利用についてですけれども、今実際建設課においてもどのような利用の仕方がいいのかというのは協議、検討しているところなのですけれども、またあそこに県の事業で飛び石とかを造っていただいたのですけれども、また大雨の後等よく埋まってしまったりするため、その辺も踏まえてどのような形で向こうを利用できるのか、安全を確保して渡れるのか等々も含めまして、今後も引き続き検討してまい

りたいと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ページ数が133ページになります。空家等対策事業なのですけれども、今年度から本格的調査始まりました。今の現状と今後どのような方法で進めていくかお聞きしたいと思います。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

建設課長。

○加藤 勉建設課長 答弁いたします。

空家対策事業ですが、おっしゃるとおり今年度空家対策計画等を策定しまして、順次その計画に基づいて除去に対する補助金だったり、またリフォームに対する補助金だったり、有効利用してもらうために空き家バンク等の登録だったりの推進を引き続き行っていきたいと思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。それで、倒壊の危険性のあるものとか、本当に所有者が見つからないのか、そういう建物が多くありますけれども、そういうところを率先してやっていくという考えはありますか。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

〔何事か言う人あり〕

○内藤純夫議長 ちょっと待って。

○4番 宮原みさ子議員 すみません。所有者を見つけ出して、撤去できるような進め方をするかどうかお聞きします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

建設課長。

○加藤 勉建設課長 答弁いたします。

現状、ちょっと説明不足で申し訳ございません。現在においても所有者を何件か探している家屋はございます。そこで所有者を見つけてご理解いただき、取壊しとか、大体その場合はほぼ取壊しをしなくてはいけないような状況の場所が多いので、そういったお願い、協力依頼をさせていただいております。

以上です。

○内藤純夫議長 他に。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 ページ数で132ページですけれども、町営住宅の管理運営事業でお聞きをしたいと思います。いよいよ中司団地もこれから撤去になるわけですけれども、町の公営住宅に対する取組の考えはどうなっているのか。この町営住宅を廃止するに当たって幾つかの案があったと思うのですが、それがまだ明らかになっていないような気がするのです。そういう点では横瀬町としての公営住宅に対する取組をやっぱりきちっとしていかないといけないかなと思っているのです。今のところは県営住宅の誘

致で苧米の5区に県営住宅ありますけれども、従来横瀬町には苧米にも町営住宅あり、川東の中司団地もあったという中で、これは両方ともなくなってしまうと1つの町としても、全く町としての公営住宅を持たないというのも、これからどういう形でこういった公営住宅に対する取組をするのかちょっと気になるところであります。しかしながら、今度の中司団地の跡地も町の土地と借地部分があるので、一概に町がそこに何かをとというわけにもいかないと思いますけれども、地権者の皆さんにも取り壊してそのまま整地しただけで返されても困る人もいるのかな、そんな心配もするわけですが、これからやっぱり町としての高齢者向け、あるいは新婚世帯向け、いろんな形の住宅政策があろうかと思えます。その辺がやっぱりまだ打ち出せない中で、この間どういう取組をしてきたのか、その辺の経緯についてもお聞かせをいただきたい、そんなように思います。

以上です。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

建設課長。

○加藤 勉建設課長 では、答弁させていただきます。

町営住宅、これがおっしゃるとおりなくなるわけでございますけれども、この間以前から多分答弁にもあったように引き続き検討するという答弁になってしまうのですけれども、民間のアパート等の空き家等もございます。あと、今検討の中で、例えばそこにどういった形で補助を出すのか、家賃算定をするのか等々、また家賃算定においては公営住宅法で決まっております収入分位等がありますので、その辺をどの部分に補助金を出すのか等々の具体的な検討は今始めております。まだ引き続きちょっと時間はかかってしまうのですけれども、そのようなことを考えながら住宅政策等を進めていけたらと思っております。

また、返還後の利用ですけれども、大野議員の一般質問のときも答えましたが、今年度用地測量を予定しております。おっしゃるとおり今のままで返された場合に多分所有者の方も困るのかなというのは承知しておりますので、何らかの、それから今後所有者と協議していかなくてはいけない中ですが、もし返す場合でも何らかの対応をしなくてはいけないのかと感じております。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑がございませんので、次に第8款消防費に移ります。

質疑ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 1点です。

ページ137、土砂災害等ハザードマップの関係です。基本的には今回今まで作っていた紙ベースのもので作成を予定していると思っておりますが、スマートフォンに対応できるようなデジタル上のハザードマップというのも検討していただきたいと思うのですが、そういうデジタルに対応ということに関してはどういうふうになっているのか現状を教えてください。

○内藤純夫議長 答弁求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

今回のハザードマップの関係は、水害等のリスクの部分落とし込んだハザードマップのほうの改訂をして、紙ベースのほうで従来と同じような形で内容は変えますけれども、作成したものを各世帯のほうに配布をしたいと考えております。デジタル化についてはなかなか費用的な面とか、いろんな問題がありますので、今後作るときのタイミングとして検討できればなとは思っています。

以上でございます。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 ないようですので、第9款教育費に移ります。

質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 質疑が2点ございます。

まず、1点目が138ページの学習指導員配置事業に関してなのですが、先日のご説明で小中1人ずつ配置されるということで、これは当初コロナ禍からの中で学校が再開されるに当たって細かい配慮が必要だということで、があつと配置されたものだったと思います。これがかなりいい評価ということで、継続で今度は町のほうでやるということだと思っておりますが、どんなようなことを指導員の方に担っていただくのかということをお願いしたいと思っております。

それと、もう一点、失礼いたしました。148ページなのですが、豊かな心の育成事業、昨年は夢の教室委託料ということで計上されております。こちらJFAの事業で、スポーツ選手だったりとかの方に来ていただいてご指導いただくというものだったと思うのですが、この豊かな心の育成事業というのは国も県も推進していることでございます。こちらの具体的な内容を教えてくださいたいと思っております。

この2点お願いします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

教育次長。

○大野 洋教育次長 それでは、答弁させていただきます。

まず、学習指導員につきましてですが、他方学習支援員というもの方にはお願いをしているものがございます。そちらとの違いですが、学習支援員につきましては配慮が必要な児童生徒の支援、サポートをするということで支援員という方をお願いをしています。この学習指導員でございますが、こちらにつきましては担任とともに、またあるいは個別でも授業の指導ができるというような人材の方をお願いしたいと思っております。できれば教員免許等を持っていて、その事業を担えるというふうな方を想定しているものでございます。

それから、148ページの豊かな心の育成事業ですが、こちらは昨年度ありました夢の教室と同様のものがございます。名称のほうを変更させていただきました。内容につきましては、前回の昨年も予定しておりましたプロスポーツ選手または引退された方々に講師となっていただいて、子供たちに話をさせていただくというふうな事業です。名前変わりましたがけれども、内容はそれがいろんな、以前はJFAのプロジェ

クトだったりしたわけですが、ほかにもいろんなプロダクションといますか、そういった事業をしているところもございますので、そういうところと連携をしながら実施していきたいと思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。学習指導員に関しての件なのですが、支援員は学級のちょっと補佐的な役割、比較的教員免許持っている方の場合もありますけれども、そうでない方もされているというのは当時も関わらせていただいていたので、ありますが、この指導員に関しましては全国的にも結構教員をされていた方で引退された方とかに委託していると、先ほどのご答弁の内容で、担任とかとも連携しながら、学年またいで、また全てをまたいで必要なところに必要な支援ができるようにということなのだと思うのですが、なので質問といたしましては、教員免許も持っていて経験もある方が望ましいという中で、どうしても先生、担任持っていたりとか授業持っていたりするもので、そういったところに縛られないで様々な支援を自由に行える人材というようなイメージでよろしいのでしょうか。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

教育次長。

○大野 洋教育次長 その活用につきましては、学校のほうの実情に合わせまして、校長先生を中心とした学校運営の中で活用していただければなというふうに思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 2番、黒澤です。2点お願いします。

148ページ、横小要保護児童援助国庫補助の関係の中から、オンライン学習通信という項目があります。これが6項目計上されているのですが、これの対象の想定人数と、あと内容的にはこれは機器の貸出しとかでやるのかどうかを教えてください。

それと、168ページ、町民グラウンドの管理運営事業なのですが、昨年も聞いているのですが、この中で今回予算が特に大きく計上されていないのですが、全体で考えると人工芝が来年でもう7年目になるのですかね、そろそろ耐久年数的に傷んでいるところが出てくると思うのですが、その辺についての認識を教えてください。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

教育次長。

○大野 洋教育次長 それでは、148ページからございますオンライン学習通信費補助費についてです。まず、内容につきましては1人1台端末というものが整備されましたので、それに対応して新たに予算計上させてもらったものでございます。1人月1,000円、年間で1万2,000円の定額でございます。人数ですけれども、まず148ページの横小要保護児童援助国庫補助事業では3名でございます。その下の横小児童援助事業では26名でございます。それから、そのさらに下の横小特別支援教育就学奨励事業におきましては16名でございます。

中学校のほうに行きまして、中学校、154ページになるかと思えます。横中要保護生徒援助国庫補助事

業では3名でございます。それから、横中生徒援助事業におきましては21名、それから横中特別支援教育就学奨励事業では5名の対象者となっております。

こちらにつきましては予算化をさせていただきましたが、実際の設置状況、また運用状況、学校での利用状況、そういったものをまた確認しながら、支給に対してちょっと確認をしながらさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、人工芝についてでございます。168ページで、町民グラウンド管理運営事業の予算額が大分減額になったということですが、原因につきましては防球ネット工事が完了したこと、それが一番大きな理由でございます。人工芝につきましてですが、ご指摘のとおり年数経過しまして、また劣化といいますが、ある程度状態もそこここにちょっと劣化の状況が見えるところがございます。一応10年というのが1つの目安で、そこについてはかつていただいた補助、助成金というものがまた10年を経過するともらえるというふうなこともあるようでございます。ですので、その辺をよく注意、確認しながら、助成金等状況を見ながらまた改修をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 146ページです。施設備品なのですが、上から3行目に施設用備品購入費というのが1,700万円取ってあるのですけれども、これ私ちょっと気になっているのが、新しい小学校を造ったときに生徒用の机と椅子はどうなるのかなということを考えています。それらについて考えていただいているのでしょうかという質問なのです。

あと、体育館のほうも生徒全員が座るための椅子がないので、子供たちが椅子を運んでいったりするのですが、多分200ぐらい買えばもうそれで済むと思いますので、そこら辺のところも配慮していただいた予算なのか教えていただきたいと思います。

それから、170ページなのですが、給食の調理業務というのが委託料があります。これ前は2,800万円程度だったのですが、今回新しい契約ということで3,200万円になったのですけれども、生徒数は若干減っていくと思うのです。これ町直営から民間になった関係で、当初は安かったのかもしれないのですけれども、契約していくうちにだんだんここが高くなるというふうなことだと、また費用と効果の関係、町で行うことということの大切さみたいなものも言われていますので、そこら辺のお考えを教えてください。

以上、2点です。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

教育次長。

○大野 洋教育次長 答弁させていただきます。

初めに、146ページの施設用備品購入費でございますが、こちらにつきましては新しくできた校舎に入れる児童の机、椅子です。

それから、ロッカーや棚等の備品購入費ということでございます。

それから、体育館の椅子について、以前にもご質問いただいたところがあるのですが、現状では子供たちが椅子を持っていくということで学校のほうも対応できるということでお話をいただいております。年間運ぶ回数もそんなには多くないかなというふうに思っております。ですので、そのこの部分のこの備品費の中に新たな椅子を購入する費用は含まれていないということでございます。

それから、170ページの給食調理業務等委託料でございます。こちらの予算額は、ご指摘のように昨年2,855万5,000円から3,200万円ということで増額させていただいております。この額は、令和2年度に立たせていただきました債務負担行為額をそのまま計上をさせていただいている額です。増加の原因としましては、調理員さんの人件費の増加というものが中心でございます。だから、プロポーザルで見積り等を取っておりますが、おおよそほかの事業者さんもやっぱりその辺の部分が上がってきているということでございました。実際にこれにつきましては既に契約をしておりますので、実際の額としましては年間3,025万4,400円という額になっております。ですので、予算額よりはプロポーザルを実施した結果として170万円程度減額になっているという状況でございます。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

〔何事か言う人あり〕

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 それでは、横瀬小学校の建築工事についてですが、145ページです。当然工事ですので、その都度その都度建築士さん、大宇根設計さんのほうでチェックなり、検査なりをされるかと思うのですが、そこに、希望なのですが、外部の人ではなくて、できれば地元の建築士さんにも中に入っていて、地元の建築士さんも横小の整備検討委員会のメンバーで分科会とかも構成していらっしゃると思いますので、何らかの形でそういった工程管理みたいなところに関わっていただければありがたいと思うのですが、その辺の考えをお聞かせください。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

教育次長。

○大野 洋教育次長 管理につきましては、既に大宇根建築設計事務所さんと契約をさせていただいておりますので、その中に取り込めるかということはちょっと分からないのですが、ご指摘のとおり本当に当初から関わりをいただいて、状況もよく分かっていて、また地元の方ということですので、今後も意見を伺いながら、また相談等をしながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑は。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 ないので、次に第10款災害復旧費から第12款予備費までを行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 それでは、ここで暫時休憩したいと思います。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○内藤純夫議長 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。



◎答弁の補足

○内藤純夫議長 答弁漏れがございましたので、ここで答弁いたします。

健康づくり課長。

○平沼朋子健康づくり課長 それでは、先ほど質問のあった2点について答弁させていただきます。

まず初めに、黒澤議員からスマホ教室の契約先についてということでございました。新年度については今後の契約となるので、まだ決まっておりませんが、今年度については株式会社アイエスアイという会社と契約をしております。

スマホ教室の人数を先ほど1回20名ということでお話をさせていただいたのですが、コロナの影響で場合によっては15名で募集するという考えております。訂正させていただきます。

それから、宮原議員から質問のありましたがん検診の受診者数ということでございます。まず、大腸がん検診については今年度の受診者が618名、受診率が11.4%、肺がん検診については729人、13.4%、前立腺がんにつきましては258人で9.8%、胃がん検診については276人で4.6%、子宮頸がん検診については157名、10.1%、乳がん検診については155人で、40歳以上の方が12.3%、30歳から39歳までの方が6.1%となっています。コロナの影響を受けまして、特に胃がん、子宮頸がん、乳がんについては申込者から見ると大分半分程度に減っている現状となっております。

以上です。

---

○内藤純夫議長 議案第19号の歳入全般の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ、ここで歳入歳出全般にわたり質疑漏れがございましたらお受けいたします。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 52ページの、地方創生テレワーク拠点整備事業費ということで、耐震診断なのかね、これは。補強設計業務委託ということなのですけども、これ地元議員ということで副町長とまち経営課長からわざわざ来ていただいて説明を受けましたが、その折に給食センターの跡地の解体、あるい

は計画の問題とか、6区地内周辺がいろいろ町なか再生ということで、中心地ということで大変地元議員としてはありがたいとは思っているのですけれども、いい計画を進めていただきたいということなのですけれども、高齢化して農協の野菜、直売所もなくなってということで、結構近くのお年寄りが利用していたりしていたこともあるのです。ですから、この農協とのコラボでいろいろ利用面を考えるということなのですけれども、直地域というか、地元スペースがあれば曜日を決めて直売するだとか、あるいは住民参加ができるだとか、そういうことも考えて、移動販売というのを拠点をつくってほしいとかいう人もいましたけれども、ちょっとどういう意味で移動販売なのだか分からないのですけれども、ですから給食センターの跡地もいろいろ活用できる、そこの、そこまで買いに行くよりも正面であそこの製品を売ったほうがいいということも考えられるし、いろんな人が参加できるような、特に地元で盛り上げるようなことをやっていただけないかなと思います。

その折に、副町長にも農協のちょうど向こうに畑と田んぼがあるのです。ほとんど今作っていないのです。そうすると、あの辺をうまく利用するとちょっとしたみんなが来て、駐車場もあるし、公園みたいなものもあるし、あるいは先日ウオーキングのコースであの辺に集会のあれができるなら、用地が借りられるとか、いろいろ折衝して入手できれば、そういうことも視野に入れて、草ぼうぼうにして、クラインガルテンとありますけれども、今、年寄り、借りていた人があまり作ってなくなってしまったのです。だから、ちょっとした植栽の公園だとか、町なかなので、やれば上から見るときれいになるような気もするので、通る方も多いので、そういうことを視野に入れて、先ほど大野議員もおっしゃったけれども、総合的に全体の構想みたいなのを模索したらいいのではないかなと思うので、再度その辺をどう考えるかお聞きしたいと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

副町長。

○井上雅国副町長 ありがとうございます。今回の農協さんの横瀬支店の跡地の活用については、今JAさんといろいろ協議をしているというところでございます。JAさんからすると今まで地元の貢献も含めてあったあの場所をどう引き続き活用していき、かつ地元へ貢献できるのかというところを大変気にして検討をされておると私は感じております。ですから、基本的には農協さんがどういうふうに活用されたいのか、それに対して我々も議論に参加していきながら、結果として今議員がおっしゃったような町民の方にいろんなことが還元できるようなエリアにできるように協議をしていきたいなというふうには思っております。かつエリア898は既に町としても活用しているところでございますし、旧給食調理場の跡地については今進めているところということでございますから、町としてもあの辺りの活性化について、それから今おっしゃられたようなその延長線上にあるといいますか、その周辺にある土地やウオーキングコース等々の活用を含めた何ができるのかというのは、前向きにどんどん検討はさせていただきたいなというふうに思います。それを上手にJAさんと協議をしながら、あの辺りがみんなで作る町の中心地になればいいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再質問。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 農協が撤退するのにいろいろ共用しながら町と協力して町民のためにというのは分かります。ただ、農協さん自体が余剰物件を整理したがっているのは事実です。ですから、極端に言うと、来たときも言ったけれども、買い取るぐらいのことも考えて、中央部なので、あの物件見ると土地代だけぐらいのものだと思うのです。利用できる範囲で利用して、その後はまた考えればいいかなというようなことも頭に浮かびました。これは私見ですので、参考にして今後いろいろ中心部の計画をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。これは要望です。

○内藤純夫議長 他に質疑。

では、副町長。

○井上雅国副町長 いろんなことを前向きに考えていきたいと思います。

それから、今本件のご質問の中で中心地であるとか、この場所のという議論をさせていただいておりますけれども、当然これまちづくり全体の中の一部として位置づけるということは当然でございます。町全体のいろんな検討をする中の一つとしてももちろんこれは位置づけながらやっていければなというふうに考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 2点ほどお願いします。

55ページの最後から56ページにかけて、交通政策推進事業がありますが、この中で地域乗合バス、いわゆる過疎バス対策の関係と、今度新しくコミュニティバスから乗合タクシーの関係になりましたけれども、これに併せまして前のときにも申し上げたと思うのですが、過疎バス対策については当初の補助事業が発足した当時から比べると非常に内容が、県の持ち出しが少なくなって、各市町の持ち出しが増えて、そういう状況にあります。これをこの秩父地域の1市4町で何とか協働して取り組んだほうがいいのかという、そういうことを申し上げたことありますが、このことについてこのままでいきますと利用者が少ない割には町の負担がどうしても多くなってしまいます。やはりこれを何とか考えていかないと大変かなと思います。やはりこの地域は、こういった山間地域、どうしても公共交通が必要なわけですから、そのことを併せてこれから先少子高齢化に向かった中での交通政策、そのものを早急に考えていただきたいというふうに思っています。

それから次に、57ページですけれども、コミュニティ広場の維持管理事業なのですが、横瀬町も当初から見ると町が地代を持つようになりまして、かなりコミュニティ広場も多ありますが、今の利用実態が非常に利用者が少ないというのか、ほとんど使われていないようなところもあるのです。やはりこの辺は見直しをして、何らかの形で有効利用できないかな、そんな気もしています。

それと、どうしても時期によっては雑草に覆われて、これを何とかしないと町としても見栄えが悪いなというそんな気もするのです。ぜひこの辺は今後利用を考えたり、あるいはこれ以上少子高齢化が進んでくるとなかなか利用できなくなる、やはり違う形に利用していかないとまったくないな、そんな気もしているのです。このことについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、2点だけお願いします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 それでは、お答えいたします。

最初の公共交通の関係でございますけれども、議員おっしゃるとおり県の補助金がほぼ毎年同じような金額で町の持ち出しが増えている状況でございます。昨年コロナウイルスの関係で乗り合い乗客者数が減ったことでまた再度補助金が増えたことによる現状でございます。来年度から乗合タクシーが導入されるわけでございますけれども、その辺の運行の状況を見ながら今後過疎バス、乗合バスにつきまして公共交通の方向性についてちょっと今後検討していきたい、総合的に考えていきたいと考えております。

それから、コミュニティ広場の関係でございますけれども、実際お子さんが少なくなった関係でなかなか遊具等も有効活用されていない現状ではございます。ただ、コミュニティ広場につきましては防災上も一時避難場所ですとか、そういった観点もありますので、今後コミュニティ広場の在り方というか、利用の方法につきまして検討していきたいと考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 ぜひ早い時期に公共交通につきましてはまとめていただきたいというふうに思います。

それで、コミュニティ広場の関係ですけれども、できれば町にシルバー人材センターがありますので、シルバーの皆さんにでも委託して、除草ぐらいはしてもらったほうがいいかな。多分区に任せますとなかなか区そのものでも力がないような場所もあるのです。極端なことを言えば、芦ヶ久保なんかもそういう場所が見えています。ですから、これを、多少経費がかかりますけれども、町としてはやっぱり放っておくわけにいかないと思うのですけれども、ぜひその方向で検討をいただければと思うのですが、よろしくお願いします。

以上です。

○内藤純夫議長 では、答弁でございます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 コミュニティ広場の件につきましては、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

3番、阿左美議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。ページ数は特にはないのですが、今日の質疑の中で大野議員の質問に対する答弁の中で、役場の福祉関係のところは今後機構改革を予定しているということで、環境分野を強化するというお話があったかと思うのですけれども、その機構改革についてなのですが、確かに役場の中は機構改革で仕事の業務は多分効率化されると思います。それに伴って、役場の外の外部団体といいますか、外部のいろんな集まりとか、会議とかがあるかと思うのですけれども、今までも向井議員のほうで一般質問で何度かいろんな会の統廃合なりをお願いしますという趣旨の質問があったかと思いま

す。それに対する執行部の皆さんのお答えがたしか設立趣旨がいろいろあるので、確かに難しいといういろいろな、そういったことがあって、いろいろあって統合はできないのだという答えがあったかと思うのですけれども、確かにそういったことがあったとしても、事務局は役場の皆さんなりがやらなければいけない部分が多くあると思いますので、やはりそういった統廃合をしてもらったほうが役場の皆さんの負担も減ると思いますので、その辺を役場のこの機構改革のタイミングと合わせてやっていただいたほう、時期はすぐやれとか、そういう問題ではないのですけれども、こういうタイミングで考え始めるのも1つのやり方なのではないかと思うのですけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 ここは全体に関わる場所なので、私のほうから。

おっしゃるとおりだと思います。今年はとりわけコロナ禍でしたので、いろんな会議がキャンセルになったり、あるいは書面決議になりました。というのを経験した上でするので、より見直していくというタイミングになっているのかなという気はしています。当然組織の効率的な運営を考えて機構改革をしていくわけですので、テーマとしては外郭団体の扱い等も踏まえて考えていきたいなというふうに思っています。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。全体の。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 2点なのですけれども、お願いします。

今回コロナウイルスの感染症対策地方創生臨時交付金の事業で予算がつけられました。それで、この説明書を見させていただいたのですけれども、庁舎なんかでもトイレに自動手洗い器等を設置するというふうに書いてあって、自動手洗い器については町の庁舎の中でも幾つかなっているのですが、私は横瀬小学校は今度議員のほうで提案してトイレに自動手洗い器がつくと思っているのですが、これを見て横中や横中体育館はどうなのかなというふうに思いました。そのほかは、私もこの資料を見て、例えば保育所では除菌機能つきエアコンを設置しとかと書いてあるときに、児童館はどうなのかなというふうに私は考えます。町長のほうもこのコロナウイルスの感染症対策についていろんな案があったときに、小学校はオーケーだと、中学校はどうなのかなというふうな政治姿勢というのですか、その意識、捉える視点が欲しいなと思ったのですが、そこら辺今度の変異型は子供の感染も、罹患率も高いというふうに言われておりますので、そこら辺同じように見る、保育所をやったら児童館はどうかな、小学校やったら中学校はどうかな、中学校の体育館はどうかなというような町長の見る目、視点をどのようにやられているのかちょっとお聞きしたいと思います。

それから、あと一つなのですけれども、小中学校の教育振興費で児童援助事業があります。この援助額というのは国の補助等あったりして、一定金額でもうずっと多分何年も同じ補助金額で来ていると思うのですけれども、今また格差が広がっています。町独自で支援額の増額を考えていただきたいのですが、テレビなんかでも修学旅行費はただになりますと、でも小遣いを持たせるのが大変だからというようなテレビも見たので、そこまで貧困というのですか、差がついているのかなというふうなことを思ったのですけれども、そこら辺の町独自でなお一層この支援をプラスしてあげられるという考え方。

それから、これは宮原議員と一緒に任意ワクチンの町独自の援助もお願いしていたのですけれども、B型肝炎、ロタウイルスが相次いで法律によって任意ワクチンではなくなりました。だから、お願いしたときに町として先行支援していただいていたらよかったなという、私たちの提案も間違っていなかったのではないかなと思っています。だから、お金によって、お金がないからということで健康に差がつくということは不幸なことです。あとはおたふく風邪になっていますけれども、だから一歩先に行く、ちょっと先に行くというその姿勢を、このウイルスのワクチンの関係は医師会と相談してみたいなお話だったのですけれども、これは自分、任意なので、やった人がその領収書を持ってくれば町ですぐ対応ができて、医師会とも何ら関係なくできると思うので、一歩先のちょっと温かい支援というか、目配りということを執行部のほうでどのように考えているかということをお聞きしたいと思います。

以上、2点です。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 それでは、2点考え方について私のほうから答弁させていただきます。

まず1つ目は、Aというところでやることを同じようなBという場所でやるというスライドして考えるという視点は大事だというふうに思います。あと、これを人で考えると公平性ですよね。考えるとしての取組も大事です。というのがまず大前提にあって、あとはその中で優先順位があれば優先順位つける、段階があれば段階を踏んでいくというそのミックスで考えていくということかなというふうに思っています、これ原則論。ということなので、議員おっしゃるのはそのとおりのかなというふうに思っています。これが1点目。

2つ目は、まずこれ健康のテーマでいきますとお金で健康に差がつくのはよろしくないです。だから、そういう状況が生じそうであればそこに手を差し伸べていくとか、セーフティーネットをかけていくということは行政としてはとても大事だと思っています。

それと、一歩先の支援もそうですね、横瀬町はチャレンジする町でもあり、心がけとしては少しでも先んじてやっていきたいという意識は持ってこれからも運営していきたいというふうに思います。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。一歩先に行く横瀬町らしい行政をお願いしたいと思いません。

横瀬町では、10年ほど前に各小中学校にクーラーができましたけれども、その15年前に提案したときに当時の教育長のほうから扇風機もあるし、暑いのを我慢するのも教育だみたいなことで断られたという経緯がありまして、その後すごく真夏日、温暖化で暑くなって、10年前に実施できたということがあるのですけれども、だから新しくするときにはそれは生徒は暑いのを我慢するのも教育だとかという、そういう発想ではなくて、時代に合ったことを本当に町長に進めていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。お願いしますということで。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 では、以上で議案第19号に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時27分

○内藤純夫議長 再開いたします。

日程第2、議案第20号 令和3年度横瀬町国民健康保険特別会計予算に対する質疑に移ります。

初めに、歳出全般について質疑を行います。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 3つ質問予定なのですが、歳入も含めて全体でいいですか。

○内藤純夫議長 どうぞ。

○5番 浅見裕彦議員 まず最初、17ページと23ページ、24ページの関係です。まず、17ページで、ここは療養給付費の関係があります。一般保険者療養給付費で前年比較7,368万5,000円と、プラスとなっています。療養給付費は、減らしていくほうがいい、でも病気にかかったらそれは全部かかったほうがいいなどというのは当たり前のことなのですが、減らすには未病に努めることが必要だというふうに思います。こういう関係で23ページ、特定健康診査等事業費で、5の保健事業費、特定健診で特定健康診査委託料625万1,000円が計上されています。もう一点、24ページです。24ページの下、疾病予防費ということで、疾病予防費に生活習慣病予防検診費補助金ということで420万円、これ人間ドックです。こういうことを含めながらでいくなれば、特定健康診断や人間ドックの受診を高めることが最も給付費を抑える要因になるのではないかなと思います。こういう点で人間ドックについても金額を2万5,000円から2万8,000円に上げましたと、これで見ると150人分が予算措置されているというふうに読んだのですが、これを高める取組、どんな取組を行いますかというのが1点であります。

次に、11ページになります。これは、県費補助金の関係で保険給付費等交付金ですが、これの2番目の特別交付金のところに保険者努力支援交付金というのが書かれています。これは、インセンティブを求めているということで、国保の保険者努力支援制度というのがあってのことだという説明であります。そもそもの制度の概要、そして秩父地域でこの制度、横瀬はどんな位置に占めていて、横瀬町として何ができるかということについての説明をよろしくお願いします。

3つ目でありますが、これは情報として厚労省がマイナンバーと国民健康保険証のひもづけを発表しています。今朝のテレビを見たときにマイナンバーと国民健康保険を結びつけるのだという、たまたま見たときにコマーシャルが流れていたのです。これについて、今どんな点になっているか、横瀬町でつかんでいる情報、範囲で結構ですので、説明していただければと思います。

3点ですが、よろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 それでは、答弁させていただきます。

まず、1点目の保険給付費の削減に必要なこと、取組でございますけれども、大きく分けて2つあるかと存じます。1つ目は、生活習慣病の予防や健康の保持増進に努めることを進めることでございます。特定健康診査等の受診や特定保健指導の利用を促進し、メタボリックシンドロームに起因する生活習慣病の予防に積極的に取り組むとともに、糖尿病の方に対する重症化予防事業の実施や高血圧、糖質異常等、ハイリスクの方への生活習慣改善のためのアプローチが必要だというふうに考えております。

次に、2つ目でございますけれども、適正な保険給付を行うことでございます。具体的にはレセプト内容の点検事業の強化、医療費通知の充実、ジェネリック医薬品の利用促進、頻回受診や重複投薬、多剤投薬の適正化、こういった取組を進めることだというふうに考えております。今後とも積極的に被保険者の健康の保持増進のための保健事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目のご質問でございます。保険者努力支援でございますけれども、保険者による医療費適正化への取組など、保険者機能の強化を促す観点から、その適正かつ客観的な指標に基づき都道府県や市町村ごとに保険者としての取組状況や実績を点数化し、それに応じて国から交付金を交付することで国保の財政基盤を強化する制度でございます。この交付額の算定につきましては、評価指標ごとの点数に被保険者数を乗じることにより算出した点数を基準として、全保険者の算定件数の合計に占める割合に応じて予算の範囲において交付されるものでございます。令和3年度当初予算では362万円を見込んでおり、昨年が233万9,000円でしたので、128万1,000円の増となっております。県から示された交付見込みの数字でございますけれども、令和3年度は1人当たり交付額は2,475円、県内10位、令和2年度が2,308円、19位でしたので、上昇しておるところでございます。医療費削減の取組で説明をさせていただきましたけれども、被保険者の健康の保持増進、医療費の伸びの抑制のための保険給付の適正化を図っていくという継続的な取組が必要であるというふうに考えております。

3点目のマイナンバーカードの保険証利用の件についてでございます。マイナンバーカードの利便性を高めることで普及につなげようということで、医療機関でカードが保険証として利用できるようになりました。厚生労働省は、今月末から全国で本格的に運用するというようにしています。しかしながら、本格運用の開始時点で利用できる医療機関が全国で3割弱にとどまっているとの報道もあり、顔認証付きのカード読み取り機が導入され、利用が可能になるまではいましばらく時間がかかるようでございます。対応できる医療機関の拡大が課題であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 歳入歳出全般でお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 以上で、議案第20号に対する質疑を終結いたします。

日程第3、議案第21号 令和3年度横瀬町介護保険特別会計予算に対する質疑に移ります。

歳入歳出全般にわたり質疑を行います。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 まず、14ページです。基金繰入金の関係であります。介護給付費準備基金から今年度323万8,000円を繰り入れていく、前年度は科目設定で1,000円という形であったというふうにここから読み取れるところであります。3年間でこの介護保険をやっていくと、今年度と3年間は値上げしないで済みましたということであります。今年度この323万8,000円ですが、3年間でどの程度を見込みながら進めていくのかという点が1点であります。

それから次、2点目ですが、17ページです。総務費の関係で認定調査費等の関係であります。補正予算でも出されました主治医の意見書作成資料手数料と認定調査委託料であります。認定期間が3年延びましたということで、補正の中では211件の件数見込んでいたのだけれども、89件の報告でこういうふうになりましたと。今年度期間延長がどのように入ってくるかということが気になったところあります。予定数をどの程度見込んでいるかについての説明をよろしくお願いいたします。

3点目であります、31ページであります。これは、特定入所者介護サービス等であります。今日資料をいろいろ頂きました。ありがとうございます。横瀬町で使える施設どんなところがあるのかなというのが一目で見られるようになりました。それで、今回予算の中で率が多く上がって利用が見込まれる点、2点ほどのうちの1点がこの特定入居者介護サービスであります。220万円上がったということで、この入所介護サービス費負担金です。要介護者が入るということで、どういう見込みでこれを進めたのが1点あります。

次に、37ページです。地域支援事業の中で介護予防・生活支援サービス事業ということで、1号通所事業者ということで、これが前年2,000万円に対して今年度406万8,000円ということで、約5分の1、20%アップということになっています。これの見込みについてどのように見込んだかについての説明、合計4点ありますが、よろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○平沼朋子健康づくり課長 ただいまの質問について答弁させていただきます。

まず、1点目でございます。介護給付費準備基金繰入金でございます。この繰入金につきましては、介護保険事業特別会計において発生した余剰金等を積み立てて、介護事業費の財源である第1号被保険者の保険料が不足した場合に取り崩して充当するために設置されている基金でございます。現在基金残高は、1億2,088万316円となっております。今回の保険料の改正に当たり、現在の保険料を維持するために第8期期間中は計画的に取り崩し、運用する予定になっております。令和3年度については、323万8,000円の不足が見込まれるということで予算計上しているところでございます。第7期に関しましても、当初の予定では繰入れをする予定になっておりましたが、給付実績により予算を組んだところ、財源に不足が生じなかったということで繰入れをしていなかったものでございます。

次に、認定調査の関係でどのように見込んでいるかということなのですが、認定調査、先日もお話ししましたが、通常原則として1年の更新が平成27年に最長2年に、平成30年に最長3年にということで、そ

の方の状態に応じて認定の期間を延長できるようになっております。この認定期間については、審査会のほうで決定し、状態が安定している方については2年、3年と延長されるものになっております。そこで、現在今年度の実績を3月10日までの実績としますと、新規の方が94名だったところが、令和3年は実績のほうから120件、更新としまして89件の更新がありましたが、新年度としてシステムから継続して件数を抽出したところ、205件の更新を見込んでおります。それからまた、変更申請のほうが今年度73件のところ、同様75件として算定してありまして、令和2年度が256件のところが400件ということで見込んでおります。

次に、31ページの特定入所者介護サービス給付費でございます。特定入所者介護サービス費についてですが、介護保険施設に入所または短期入所した場合の食費と居住費が原則自己負担となります。ただし、所得の低い方については、食費と居住費についてこの特定入所者介護サービス給付費を支給し、負担軽減を図っております。対象とすると非課税の方が原則なのですが、単身の方で預貯金等の資産が1,000万円以下、夫婦、配偶者のいる方につきましては2,000万円以下が対象となりますので、入所者についてはほとんどが該当するということになります。入所者が増えたことから、この特定入所者介護サービスについても同様に増えているものでございます。利用者が延べ1,197名から1,435名へと増加する予定で算定しております。

次に、37ページになります。37ページの第1号通所事業の率が高くなっているということで、見込みになります。こちらのほうはデイサービスの事業になります。デイサービス、第1号通所事業につきましては要支援者または基本チェックリスト該当者が対象になっておりまして、月平均今年度の予算でいうと47.6人でありましたが、実績で現在54.4人に増加しております。その分を見込んでの増額となっております。まず最初に、介護認定を受けて使えるのが通所サービスということで、デイサービスということで、ひきこもり防止とか家族が心配だからということで希望する方が多いということでこの事業の利用が多くなっております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再質問。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今ずっと地域支援事業の中の説明がありました。47.6人に対して実績54.4人、7人増えましたということで、47分の7、約7分の1ということは12%ぐらいなのですが、見込みとしては20%増やしているところでのもうちょっと多く見ているのかなというように見えるのですが、再度もう一度よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

健康づくり課長。

○平沼朋子健康づくり課長 今人数のほうで答えをさせていただいたのですが、その人が利用する回数とかによっても違いまして、週に1回の方と2回の方で利用料金が違うこともありまして、人数でいくとそのような形なのですが、実績の金額のほうでいうとこの金額になるということで、よろしく願いいたします。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 以上で、議案第21号に対する質疑を終結いたします。

日程第4、議案第22号 令和3年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑に移ります。

歳入歳出全般にわたり質疑を行います。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 後期高齢者の高額医療の取扱いについてであります。国保では私も利用させてもらっている高額医療の受給証を持って窓口の上限値が定まっています。以前後期高齢者の方にこういうのあるよということやって役場に来たときに、後期高齢者には高額医療の受給証はないのだよということ聞いていたところでありまして。そうすると、窓口での支払いが非常に高額になるのではないかとという危惧されます。現状どうなっているかについて説明をよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 高額療養費の件でございますけれども、現役並み所得者1と2、低所得者1、2の方は限度額適用認定証等の申請が必要となりますけれども、今申し上げた方以外の一般の方、そして現役並み所得者の3の方は保険証のみの提示で医療機関での一部負担金の金額を自己負担限度額までに抑えることができます。

なお、限度額認定証等については、既に今出ている方は負担区分が変わらなければ保険証の更新に合わせて送付しておりますので、初めて利用する方のみ申請が必要となります。

以上でございます。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 以上で、議案第22号に対する質疑を終結いたします。

日程第5、議案第23号 令和3年度横瀬町下水道特別会計予算に対する質疑に移ります。

歳入歳出全般にわたり質疑を行います。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 下水道特別会計です。3点ほどよろしくお願いいたします。

まず、11ページであります。ここで総務管理費の中で一番下の消費税及び地方消費税納付金であります。63万8,000円等が計上されています。補正予算で説明がありました過去の不用額等を精査したときに指摘されたことを受けて金額が大きく変わったという説明があって、補正予算であったところでありまして。令和3年度予算については、この指摘されたことを踏まえての金額であるのかが第1点であります。

次に、13ページです。これは、事業費の中で維持管理費の項目であります。13ページ、上から6行目、施設等修繕料で3,204万8,000円が計上されています。どんな修繕を行うのかについてよろしくお願いいたします。

3つ目でありますが、14ページです。公債費になります。公債費の元金と利子の関係で、前年との比較が元金が大幅に増えて、それから利子は100万円減っているということであります。大体フラットに行くのではないかと考えていると、こういうふうな何があるというのがどういうことなのかについての説明をよろしくお願いいたします。

以上、3点です。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

建設課長。

○加藤 勉建設課長 それでは、答弁させていただきます。

まず、消費税の関係ですけれども、予算取りに関してはまず消費税は決算額に応じてやりますので、細かい計算はできておりません。当然申告のときには修正、指摘を受けたことを加味して申告しますが、今回この下水道で上げた予算計上に関しては過去3年間の平均を取って計上させていただいております。

続きまして、13ページの施設修繕料でございますけれども、大きく分けて昨年度は水質管理センターの設備の修繕に関しまして8件、8基といたしますか、施設の8基の修繕料を計上していましたが、今回11基になりました。その分の増額であります。主なものとしては、水質管理センターに一番最初にある污水調整池の中にある攪拌機の改修、修繕工事です。あと、污水ポンプの修繕工事、あとは曝気ブローが主なものになっております。

3つ目の公債費の関係ですけれども、下水道の事業債に関しましては5年据置きの元利償還金で借りております。通常その1年、1年に借入額、元利償還金と、均等で返すような形で、年数がたてば元金が増えて、年数がたてば利子が減っていくというような形になっております。今年増えたというのは、5年据置きですので、5年前の事業費に対しての事業債が多かったためだと思われております。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。施設修繕のほうで污水ポンプ、あるいは攪拌機、あるいは曝気ブローというのを修繕ということでありました。下水道事業会計における、いわゆる改良工事という捉え方があるのだから、あるいはもうこのまま全部修繕でいく捉え方でいっているのか、そこのところについて、私従前こういう工事でというと資本的収支と収益的収支の中の分けという感じで思っていたので、修繕だから、これは収益的収支で、ほかに資本的収支が出てくるのかなと思いながらいたのですが、もうちょっと詳しく説明していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

建設課長。

○加藤 勉建設課長 では、答弁いたします。

今回の関係は更新ではなく、修繕と捉えてもらっていただいて結構だと思います。現状5年に向かって今公営企業会計の準備を進めていますけれども、現時点特別会計でございますので、3条、4条の考えはございません。今回の修繕工事に関しては、通常ですと3条になると思います。公営企業会計に適用された場合は3条、ただ当然この修繕に対して、ポンプなんかは分解して中を見てその羽根車の状態とか、そ

うということを見ています。それで、あと何年ぐらいで替えたほうがいいと、その更新のときは当然4条ということに公営企業会計が適用されればなると思っています。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 以上で、議案第23号に対する質疑を終結いたします。

日程第6、議案第24号 令和3年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算に対する質疑に移ります。

歳入歳出全般にわたり質疑を行います。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 3点ほどよろしく願いいたします。

1つは、まず8ページ目であります。歳入の関係で、負担金であります。ちょっと私が説明聞いたときにこの負担金駐車場云々ぐらいしか聞こえなかったのです。もうちょっと詳しくこの負担金のところの説明をよろしく願いいたします。

次に、ページ11です。これは、先ほども聞きましたが、一般管理費の総務管理費、総務一般管理費の一番下、消費税及び地方消費税の納付金であります。1,000円という科目設定ということで、これも補正で出てきたところで、指摘を受けてこういう金額が、消費税が決まっていきますということでありました。間に合わなかったのだから、取りあえずこれで上げたのだからということについての説明が2つ目であります。

3つ目ですが、12ページです。事業費です。浄化槽の設置管理事業ということで、今年も浄化槽の設置を予定しながら、なおかつ転換等もあるところであります。何人槽何基、それから転換を何基を今年度予定してこれを積算しているかについての説明、3点ですが、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

建設課長。

○加藤 勉建設課長 それでは、答弁いたします。

まず、負担金に関してですけれども、駐車場負担金ということで、宅地利用をされている中で合併浄化槽を設置後やむを得ず駐車場として使っている方もいらっしゃいます。その場合に、合併浄化槽本体を保護するためのスラブコンクリートとか、あと蓋の耐荷重の問題等がありますので、その辺の一般的な、標準的な工事費よりの差額分を負担金としていただいている状況でございます。

続きまして、消費税ですが、考え方は下水と同じで決算に基づいてやっておりますが、今回通常、通常というか、例年浄化槽のほうは少額ではあります、還付がずっと続いていました。ただ、今回の指摘を加味しまして、来年度は納税が発生するかもしれないため、まだ額は確定していませんが、1,000円の計上をさせていただいております。

続きまして、工事費の人槽の関係ですけれども、令和2年度当初に計上させていただきましたのは5人槽が13基、7人槽が16基、10人槽が1基という計上でした。補正のときも説明しましたけれども、設置者の申請に基づいて人槽は決まりますので、実績が令和2年度が5人槽が16人、7人槽が5人、10人槽が3

人、それに基づいて令和3年度の当初においては5人槽をちょっと多めに取っております。5人槽が18基、7人槽が10基、10人槽が1基となっております。

以上です。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 帰属のところは予定はどうですか。転換というか、そっちだと思うのですが。

○内藤純夫議長 建設課長。

○加藤 勉建設課長 帰属に関しては、今年度も力を入れていったのですけれども、来年もさらに力を入れていきたいと思っていますので、一応使用料の中の算定では15基を算定に入れております。

以上です。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 以上で、議案第24号に対する質疑を終結いたします。

以上で、一括上程中の令和3年度予算6議案に対する質疑を全て終了いたします。

討論を行います。

まず、反対討論からお受けします。

反対討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 では、賛成討論ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 4番、宮原でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一括上程された令和3年度一般会計予算及び5つの特別会計予算6議案に対して、賛成の立場で討論させていただきます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で今までにない対応策が必要となりました。町としては、国の方針に対してスピード感を持って円滑に進められたと思います。昨年度からスタートした第6次横瀬町総合振興計画は、新型コロナウイルス感染症防止への対応と併用していきながら、カラフルタウンの実現に向けて、町にとって、住民にとっても最適な行政サービスを行ってほしいと思います。

まず、一般会計では、歳入歳出予算総額47億3,500万円が計上され、前年度と比較して5億円の増額となりました。歳入は、町税が新型コロナウイルス感染症の影響で前年度より減額となり、地方交付税が歳入の24.5%を占め、国庫支出金は教育・保育給付費児童手当負担金等、公立学校施設整備国庫補助金などで前年度比22.5%の増の4億8,589万9,000円を計上しております。普通建設事業費が前年度と比較して44.6%増額になり、これは主に横瀬小学校校舎整備事業、町道整備事業となります。よりよい未来をつくるために必要であり、厳しい状況にありますが、財政的バランスの取れた積極的な予算になっていると思います。

次に、特別会計予算ですが、国民健康保険特別会計では埼玉県が財政運営の主体となり、歳入歳出とも

前年度と比較して増額になり、介護保険特別会計においても増額になりました。後期高齢者医療特別会計は、前年度と比較して減額となっており、下水道、浄化槽設置管理事業特別会計についても前年度と比較して増額になっています。コロナ禍が続く厳しい状況にありますが、積極的な予算編成になっていると思います。

最後に、6議案の上程に当たり、町長をはじめ、執行部の皆様のご苦労とご努力に対し厚く感謝申し上げます。そして、議員各位におかれましては、上程中の予算6議案に対してご賛同いただきますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 ほかに討論ございますか。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 議長のお許しをいただきましたので、議案第19号から24号、令和3年度当初予算について、賛成の立場で討論いたします。

平成23年9月の一般質問以来、武甲山登山口のトイレを提案してきました。平成30年には多くの方により要望書の提出もありました。念願の武甲山登山口のトイレが予算化されました。また、同じ平成23年12月議会で質問した横瀬小学校についても本格的に建設工事が始まります。私の議員としてのライフワークだった大きな案件が2件実現することとなりました。大きな喜びを感じています。また、平成29年には新規募集がなされていないままでいた町営住宅の解体、整理についても提案しましたが、この新年度予算により1つの解決となりますこともうれしく感じています。いろいろな制約の中で実現に向けて努力していただいた執行部の皆様に感謝しています。

なお、議会において提案されました今後の課題についても解決に向けて努力していただくようお願いいたします。

今回コロナ禍の中、一般会計は歳入において個人、法人、町税の減額は見られましたが、固定資産税は増額計上され、健闘されていると感じています。令和3年度予算の執行により税収増や人口減の抑制などが実現することを期待しています。

その他5会計においてもこの厳しい現状の中、ご尽力いただく職員に感謝し、なお一層努めていただくことをお願いいたします。今回は、議会資料の訂正等もなく、基金も有効に活用していただきました。コロナ禍での各種検診事業も担当の職員が本当によく考えて実施されていて、感心していました。執行部には時代の変換期とも言える厳しい状況ですが、職員一丸となり、住民主体の住民福祉の向上のため、町民の幸福の最大化を図る事業遂行を期待し、賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 ないようですので、以上で討論を終結いたします。

採決を行います。

なお、一括上程中ではございますが、各議案ごとに採決を行います。

日程第1、議案第19号 令和3年度横瀬町一般会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

続けて採決いたします。

日程第2、議案第20号 令和3年度横瀬町国民健康保険特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続けて採決いたします。

日程第3、議案第21号 令和3年度横瀬町介護保険特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

続けて採決いたします。

日程第4、議案第22号 令和3年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

続けて採決いたします。

日程第5、議案第23号 令和3年度横瀬町下水道特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

続けて採決いたします。

日程第6、議案第24号 令和3年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。



◎町長あいさつ

○内藤純夫議長 ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。  
町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 一括上程された令和3年度横瀬町一般会計予算をはじめとする新年度予算6議案について、議員各位には熱心なご審議を賜り、ご賛同をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

新年度予算の執行に当たりましては、現下の財政状況や地方を取り巻く厳しい環境を踏まえ、細心の注意を払い、計画的に進めることはもとより、最大の効果を上げたいと考えております。今後とも議員各位、町民の皆様及び関係者の皆様には、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年度予算可決に当たってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○内藤純夫議長 以上で町長の発言を終了いたします。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○内藤純夫議長 再開いたします。



◎議案第25号の上程、説明、質疑、採決

○内藤純夫議長 日程第7、議案第25号 横瀬町副町長の選任についてを議題といたします。  
井上副町長には、しばらくの間、退場をお願いいたします。

〔井上雅国副町長退場〕

○内藤純夫議長 提案理由の説明を求めます。  
町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第25号 横瀬町副町長の選任についてであります。横瀬町副町長井上雅国氏の任期は令和3年3月31日で満了となりますが、引き続き井上雅国氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第162条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、任期は4年でございます。

副町長として適任と思っておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○内藤純夫議長 提案理由の説明を終わります。  
質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

人事案件ですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第25号 横瀬町副町長の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり同意されました。

井上副町長の入場を求めます。

〔井上雅国副町長入場〕

---

◇

◎副町長就任のあいさつ

○内藤純夫議長 井上副町長に申し上げます。

ただいま満場一致で副町長の選任に議会が同意いたしました。

ここで、ごあいさつをお願いしたいと思います。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 皆様、引き続きの機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

横瀬町役場は、日々町民と向かい合い、町民の皆様のために働き続けているというふうに思っております。今後も副町長として職員の皆さんがより一層力を発揮できるような場にしていきたいなというふうを考えておりますので、今後ともぜひご協力、ご助言のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 横瀬町副町長の選任についてを終わります。

---

◇

◎議案第26号の上程、説明、質疑、採決

○内藤純夫議長 日程第8、議案第26号 横瀬町教育長の任命についてを議題といたします。

設楽教育長には、しばらくの間、退場をお願いいたします。

〔設楽政夫教育長退場〕

○内藤純夫議長 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第26号 横瀬町教育長の任命についてであります。横瀬

町教育長設樂政夫氏の任期は令和3年3月31日で満了となりますが、引き続き設樂政夫氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、任期は3年でございます。

教育長として適任と思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○内藤純夫議長 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

人事案件ですので、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第26号 横瀬町教育長の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり同意されました。

設樂教育長の入場を求めます。

〔設樂政夫教育長入場〕

---

◇

◎教育長就任のあいさつ

○内藤純夫議長 設樂教育長に申し上げます。

ただいま満場一致で教育長の任命に議会が同意いたしました。

ここで、ごあいさつをいただきたいと思っております。

〔設樂政夫教育長登壇〕

○設樂政夫教育長 議会の皆様のご同意をいただき、身の引き締まる思い、責任の重さを実感しております。

小学校の校舎建設、タブレットの活用、ウィズコロナをはじめとする課題は山積しておりますけれども、議員の皆様のご指導、ご鞭撻をいただきながら誠心誠意努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○内藤純夫議長 横瀬町教育長の任命についてを終わります。

---

◇

◎議案第27号の上程、説明、質疑、採決

○内藤純夫議長 日程第9、議案第27号 横瀬町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第27号 横瀬町公平委員会委員の選任についてであります。横瀬町公平委員会委員宮下幸次郎氏の任期は令和3年5月30日で満了となるため、後任として大場保孝氏を選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、任期は4年でございます。

大場さんの経歴について申し上げます。大場さんは、横瀬町12区にお住まいで、昭和30年3月8日生まれの66歳でございます。経歴でございますが、専門学校をご卒業後一般企業に勤務し、昭和51年4月から埼玉県職員となられました。以来平成28年3月に定年退職されるまで農林部農業支援課副課長、川越農林振興センター飯能普及部部長、秩父農林振興センター副所長などを歴任されております。公平委員会委員として適任と思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

人事案件ですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第27号 横瀬町公平委員会委員の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり同意されました。



◎議案第28号の上程、説明、質疑、採決

○内藤純夫議長 日程第10、議案第28号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第28号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。横瀬町固定資産評価審査委員会委員小泉正之氏の任期は令和3年3月23日で満了となりますが、引き続き小泉正之氏を選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、任期は3年でございます。

固定資産評価審査委員会委員として適任と思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

人事案件ですので、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第28号 横瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり同意されました。



◎陳情第1号の上程、説明、委員会付託

○内藤純夫議長 日程第11、陳情第1号 安心安全の医療介護の実現と国民のいのちと健康を守るため国へ意見書提出を求めることに関する陳情を議題といたします。

本陳情につきましては、事務局長をして朗読いたします。

事務局長。

○小泉 智事務局長

安心安全の医療介護の実現と国民のいのちと健康を守るため

国へ意見書提出を求めることに関する陳情書

1. 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。
2. 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。
3. 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。

4. 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制を強化・拡充すること。

5. 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上のことを国の責任において実施することについて、国に意見書を提出することを求めます。

新型コロナウイルスによるパンデミックは日本国内でも大きな影響を広げています。経済活動や国民の生活にも深刻な影響を及ぼすとともに「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師、看護師、介護職員の人員不足、保健所の不足の問題です。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために、上記事項についての意見書を国に提出いただけますようお願いします。

上記のとおり陳情書を提出します。

令和3年2月22日

さいたま市浦和区常盤5-8-1 イイツカビル1F

埼玉県医療介護労働組合連合会

執行委員長 宮本 まき子

横瀬町議会議長 内藤 純 夫 様

以上です。

○内藤純夫議長 事務局長の朗読が終わりました。

ここで、陳情第1号の取扱いについてご意見を賜りたいと思います。

ご意見ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 さきの議運でも諮ったとおり、所管の委員会に付託をし、慎重に審議をしていただきたい、そのような取扱いをお願いしたいと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 お諮りいたします。

ただいま12番、若林清平議員さんからありましたように、この陳情第1号につきましては、これを所管

の総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は所管の総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時36分

○内藤純夫議長 再開いたします。

---

◇

◎日程の追加

○内藤純夫議長 お諮りいたします。

横瀬町長から、議案第29号が提出されています。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第29号 財産の取得についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

---

◇

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 追加日程第1、議案第29号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました追加日程第1、議案第29号 財産の取得についてであります。横瀬小学校校舎建築のため、財産を取得したいので、横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 議案第29号 財産の取得について説明いたします。

取得する動産の名称及び数量ですが、横瀬小学校校舎使用木材製材加工品115.31立方メートルでございます。

契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約といたしました。

取得金額につきましては、消費税及び地方消費税を含めて1,692万7,000円でございます。

買入れする相手方ですが、埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬5859番地2、秩父木材協同組合理事長金子真治でございます。

以上で説明を終わります。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

追加日程第1、議案第29号 財産の取得については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時40分

○内藤純夫議長 再開いたします。

---

◎日程の追加

○内藤純夫議長 ただいま9番、若林想一郎議員から、発議第1号 横瀬町議会会議規則の一部を改正する規則が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、発議第1号 横瀬町議会会議規則の一部を改正する規則を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。



◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 追加日程第2、発議第1号 横瀬町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

9番、若林想一郎議員。

〔9番 若林想一郎議員登壇〕

○9番 若林想一郎議員 発議第1号 横瀬町議会会議規則の一部を改正する規則でございます。

上記横瀬町議会会議規則の一部を改正について、会議規則第13条の規定により、別添のとおり提出いたします。令和3年3月16日提出。提出者、横瀬町議会議員若林想一郎、賛成者、横瀬町議会議員若林清平。

提案理由。議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として出産、育児、介護等、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護等による議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前産後の欠席期間を規定する。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名、押印に改めたいので、この案を提出するものであります。

横瀬町議会議長、内藤純夫様宛てでございます。

横瀬町議会会議規則の一部を改正する規則。

横瀬町議会会議規則（昭和48年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむ得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第86条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改めるものでございます。

附則、この規則は公布の日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表等がございますので、参考にしていただければと思います。

以上でございます。

○内藤純夫議長 提出者の説明を終わります。

続きまして、賛成者の発言を求めます。

12番、若林清平議員。

〔12番 若林清平議員登壇〕

○12番 若林清平議員 ただいま上程中の発議第1号の賛成者として一言申し上げ、議員各位のご協力を、ご賛同をいただきたいと思います。

内容は、ただいま提出者の若林想一郎議員から説明のあったとおりでございます。提案理由、あるいは一部改正の内容、新旧対照表等を御覧いただきまして、ご賛同いただきますように一言申し上げまして、賛成者としての発言に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 賛成者の発言を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

追加日程第2、発議第1号 横瀬町議会会議規則の一部を改正する規則は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時47分

○内藤純夫議長 再開いたします。



◎日程の追加

○内藤純夫議長 阿左美副議長から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎副議長の辞職について

○内藤純夫議長 追加日程第3、副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法117条の規定により、3番、阿左美健司議員の退場を求めます。

〔3番 阿左美健司議員退場〕

○内藤純夫議長 それでは、事務局長をして辞職願を朗読させます。

事務局長。

○小泉 智事務局長

辞 職 願

このたび一身上の都合により副議長の職を辞したいので、許可されるよう願います。

令和3年3月16日

横瀬町議会副議長 阿左美 健 司

横瀬町議会議長 内 藤 純 夫 様

以上でございます。

○内藤純夫議長 ここで、副議長より提出されました副議長辞職願の取扱いについて発言を求めます。

どなたかご意見。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 副議長、大変この町にとって惜しいことではございますけれども、逆にいろいろとご英断されたこの副議長の思い等を受けて、またこの横瀬町議会に出る影響が最小限ということのいろんなご配慮を含めたご判断だと思しますので、ご本人の意向を尊重するというには私はそれをお願いいたします。

○内藤純夫議長 ほかにご意見ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 ただいま1番、向井芳文議員からご意見ございましたように、辞職願を願いのとおり許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、阿左美健司副議長の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

阿左美健司議員の入場を求めます。

〔3番 阿左美健司議員入場〕



◎日程の追加

○内藤純夫議長 ただいま副議長が欠員になりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思いましたが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時51分

○内藤純夫議長 再開いたします。



◎副議長の選挙

○内藤純夫議長 追加日程第4、選挙第1号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票による方法と地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法がございますが、どちらの方法がよろしいかお諮りいたします。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 指名推選をご提案申し上げます。

○内藤純夫議長 他にご意見ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ただいま向井議員が提案されたことに賛成いたします。

○内藤純夫議長 ただいま1番、向井議員、2番、黒澤議員から推選でという話がございましたが、推選でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたします。

お諮りいたします。指名方法については、どなたかご意見がございましたらお伺いしたいと思います。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 指名推選ということで、私といたしまして、宮原みさ子議員を推薦申し上げます。いかがでしょうか。

○内藤純夫議長 他にご意見は。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 ただいま1番、向井芳文議員から4番、宮原みさ子議員を副議長にとの発言がございました。4番、宮原みさ子議員を副議長選挙の当選人と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、4番、宮原みさ子議員が副議長に当選されました。

本議場に宮原みさ子議員がおりますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の旨告知いたします。



#### ◎副議長就任のあいさつ

○内藤純夫議長 ただいま副議長に当選されました宮原みさ子議員に就任のあいさつをお願いいたします。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 ただいまご指名いただきました。阿左美健司議員の副議長の退任に拝しまして、後任として副議長の大任を引き受けることを決意いたしました。微力でございますけれども、皆様のご指導、ご鞭撻を受けながらしっかり働いてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○内藤純夫議長 副議長就任のあいさつを終わります。

皆様にご協力をいただきまして、無事副議長の選挙ができました。ありがとうございました。



#### ◎前副議長退任のあいさつ

○内藤純夫議長 それでは、今まで議会運営にご尽力していただきました前副議長、阿左美健司議員に副議長退任のあいさつを伺いたいと思います。

3番、阿左美健司議員、登壇をお願いします。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 約2年弱にわたりまして、内藤議長の下、副議長という重責を担わせていただき、またいろいろ皆さんからもご意見はいただきながらもそれなりにできたのではないかなというふうに思っております。今後は、ちょっと立場変わればいいなと思っておりますので、私の力の限り頑張りたいと思いますので、また今後とも皆様のご指導、ご協力をお願いできればと思います。

今後も内藤議長の下、横瀬町議会並びに富田町長をはじめ横瀬町が発展することをお祈りしつつ、退任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○内藤純夫議長 副議長退任のあいさつを終わります。

これにて追加日程第4、選挙第1号 副議長の選挙を終わります。



◎閉会中の継続審査の申し出

○内藤純夫議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいます。

---

○内藤純夫議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理いたします。



◎閉会の宣告

○内藤純夫議長 以上で本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和3年第2回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 2時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 内 藤 純 夫

前 副 議 長 阿 左 美 健 司

署 名 議 員 向 井 芳 文

署 名 議 員 黒 澤 克 久

署 名 議 員 宮 原 み さ 子